# 博士論文

チャイルド・ケアの脱施設化論の再検討 ~カンボジア・バッタンバン州を例に~ (Re-examining Deinstitutionalization Theory of Child Care: A Case Study of the Battambang Province in Cambodia)

小坂井 真季

# 目次

第1章	問題意識と課題	1
第1節	本論文の背景	1
1.1.1	レジデンシャル・ケアに注目する理由	1
1.1.2	カンボジアのケア施設をめぐる動向	3
第2節	既存の研究の整理	6
1.2.1	施設入居が入居者の発達に与える影響	6
1.2.2	ルーマニア孤児研究の展開	7
1.2.3	多分野における施設をネガティブに捉える研究	9
1.2.4	ケア施設をポジティブに評価する研究	9
1.2.5	脱施設化及び子どもの支援を変化させるため 10 ステップモデル	10
1.2.6	カンボジアのケア施設をフィールドとした研究	11
1.2.7	小括:既存の研究から見えてくること	11
第3節	既存研究に対する筆者の問題意識	12
第4節	研究目的	13
第5節	本論文の分析の視座	14
1.5.1	施設退所者の自立とは	14
1.5.2	分析の視座:「脱出」及び「自立に向かうプロセス」	16
第6節	研究方法	17
第7節	本論文の構成	17
第2章	施設養護をめぐる国際的な潮流とカンボジアの対応	19
第1節	カンボジアのケア施設の全体図	19
2.1.1	カンボジアでケア施設が広まった背景 ~Tolfree の理論をベースに	19
2.1.2	政府が定めた脆弱な子どもたちの基準	24
2.1.3	ケア施設のマッピング調査	26
第2節	脱施設化が国際的な潮流となった過程	30
2.2.1	国際 NGO 及び国際機関による脱施設化への提言	30
2.2.2	子どもと施設養護に関するストックホルム宣言	32
2.2.3	新しい児童観の誕生 ~子どもの権利条約	33
2.2.4	国連児童の代替的養護に関する指針	35
第3節	カンボジアにおける脱施設化の過程 ~子どもの権利条約を通して	37
2.3.1	子どもの権利条約委員会(CRC)の役割	37

2.3.2	カンボジア国内のレジデンシャル・ケア政策の整備過程	41
2.3.3	代替的養護:養子に関する政策の整備過程	46
2.3.4	市民社会と政府の協力体制の確立	50
第4節	施設入居者数 30%削減計画の全容	53
2.4.1	カンボジア政府が脱施設化に向かった背景	53
2.4.2	施設入居者数 30%削減計画	55
2.4.3	30%の施設入居者削減の結果 ~UNICEF 評価レポートから	59
第5節	急激な脱施設化への懸念	60
2.5.1	数値目標の設定の是非	60
2.5.2	職員の質の向上	61
2.5.3	入居者の同意の不在	62
まとめ.		62
第3章	ケア施設に入居する子どもたちが発生する要因	64
第1節	カンボジア社会を見る視点	
3.1.1	カンボジア概要	64
3.1.2	視点①:性規範	
3.1.3	視点②:家父長制	
3.1.4	カンボジア社会を捉える要素の選定理由	
第2節	歷史	
3.2.1	カンボジア略史	
3.2.2	クメール・ルージュ支配下の生活	
3.2.3	難民キャンプ	
第3節	宗教 ~仏教寺院とコミュニティ	
第4節	家族・親戚関係	
3.4.1	家族関係	
3.4.2	親族関係 ~キンシップケア	
第5節	農村コミュニティ	
3.5.1	農村コミュニティの特徴	
3.5.2	農村の共有財産、相互援助	
第6節	<b>教育制度</b>	
3.6.1	教育制度の歴史	
3.6.2	就学率の変化	
3.6.3	就学率の地方差	
3.6.4	カンボジアの教育が抱える問題点	
3.6.5	高等教育の広がり	92

第7節	なぜカンボジア社会でケア施設入居者が発生するのか	93
3.7.1	家庭内のヒエラルキー	93
3.7.2	規範の逸脱による疎外	95
3.7.3	教育が強力な PULL 要因	96
まとめ.		97
第4章 力	施設入居に至る子どもたち ~バッタンバン州のケア施設の事例から~	98
第1節	調査対象施設概要	98
第2節	A 施設入居者の属性分析結果	100
4.2.1	入居時・退去時の年齢と入居期間	100
4.2.2	入居者の出身地	101
4.2.3	入居理由	102
4.2.4	入居時までに受けた教育	106
第3節	A 施設入居者の事例から捉える子どもたちの状況	107
4.3.1	孤児	108
4.3.2	虐待された子ども	109
4.3.3	ストリートチルドレン	114
4.3.4	法に抵触した子ども	117
4.3.5	労働搾取された子ども	119
まとめ.		120
第5章	ケア施設が退所後の自立に対して果たした役割とは	122
第1節	分析の視座	122
5.1.1	視座①:「脱出」概念	122
5.1.2	視座②:退所者が自立に向かうプロセス ~レジリエンスの観点から	125
第2節	調査概要	130
5.2.1	調査目的	130
5.2.2	本調査の限界	130
5.2.3	倫理的配慮	131
第3節	分析①:当事者が経験する心理的及び物理的な変化のプロセス	131
5.3.1	調査方法:修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA)	131
5.3.2	調査対象者	133
5.3.3	調査結果	134
5.3.4	考察	142
第4節	分析②:退所者の生活状況の把握 ~自立に向かうプロセス	144
5 4 1	調杏方注 及び対象 <b>考</b>	144

5.4	1.2	調査結果	145
第5	節	考察:自立に対して施設が果した役割とは	155
第6章		結論	158
第1	節	脱施設化の再検討:結論	158
第2	節	今後の施設養護の役割:示唆	160
図表目	目 グ	文	
<図>			
図	1	代替的養護の体系	1
図	2	カンボジアにおける代替的養護体系	
図	3	カンボジア政府に登録したケア施設及び入居者数の推移	
図	4	カンボジアの都市化率の推移	
図	5	子どもの権利委員会とカンボジア政府間の報告制度の流れ	39
図	6	カンボジアの人口ピラミッド	65
図	7	初等教育就学率の変化(カンボジア全体)	87
図	8	前期中等教育就学率の変化(カンボジア全体)	87
図	9	後期中等教育就学率の変化(カンボジア全体)	88
図	10	初等教育就学率の変化(各地方の比較)	89
図	11	前期中等教育就学率の変化(各地方の比較)	90
図	12	後期中等教育就学率の変化(各地方の比較)	90
図	13	1,000	
図	14		
図	15	年別 A 施設入居理由の推移(女子)	
図	16	脱出の概念図	
, ,	17	退所者が自立に向かう際の4つのプロセス	
	18	施設入居者の心理的・物理的変化のプロセス	
図	19	調査参加者の教育年数と給与額の相関図	154

# <表>

表	1	カンボジア 20 州におけるケア施設の設立母体の内訳	20
表	2	カンボジア政府が定めた保護されるべき子どものクライテリア	25
表	3	州別ケア施設数	27
表	4	重点 5 州における検査未実施施設の割合	28
表	5	第2回子どもと施設養護国際会議における各アクターへの要望事項	32
表	6	CRC 及びカンボジア政府の脱施設化への対応年表	40
表	7	子どもの保護に関するカンボジア内の各アクターの役割	57
表	8	UNICEF カンボジアの子どもの保護プログラム予算(2016 年 – 2018 年)	58
表	9	A施設の入居受け入れ基準	99
表	10	A 施設入居者出身地一覧	101
表	11	男女別 A 施設入居理由一覧	103
表	12	A 施設入居理由と出身地のクロス表	105
表	13	A 施設入居者が入居前までに受けた教育	106
表	14	分析①の調査参加者属性一覧	134
表	15	分析②の調査参加者属性一覧	145
表	16	A 施設退所者が現在抱える悩みの内容	146

略語一覧

CWCC カンボジア女性緊急救済センター

(Cambodia Women Crisis Centre)

DoSVY MoSVY の地方事務所

(District Office of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation)

HIV ヒト免疫不全ウイルス(Human Immunodeficiency Virus)

MoSVY 社会福祉、退役軍人、青少年更生省

(Ministry of Social Affairs, Veterans, and Youth Rehabilitation)

NGO 非政府組織 (Non-Governmental Organization)

UNHCR 国連難民高等弁務官事務所(United Nations High Commissioner for

Refugees)

UNICEF 国連児童基金 (United Nations Children's Fund)

(ユニセフ)

UNTAC 国連カンボジア暫定統治機構(United Nations Transitional Authority in

Cambodia)

## 第1節 本論文の背景

1.1.1 レジデンシャル・ケアに注目する理由

子どもは生まれた家庭で育つことが望ましいが、家族と生活できない子どもたちが多く存在する。両親の死、紛争、虐待、遺棄等、その理由はさまざまである。何らかの事情により親元で暮らせない子どもに対して、家庭の代わりに親の役割を一時的・長期的に担う養育形態は、「代替的養護」と呼ばれている(加藤・小川 2012:11)。代替的養護の制度は国によって異なるが、国連が定めた分類によると図 1 のように大別できる。諸事情により家庭での養育を受けることができず、家庭から分離した方が子どもの利益につながると考えられる場合には、施設入居措置となる (ibid:51)。

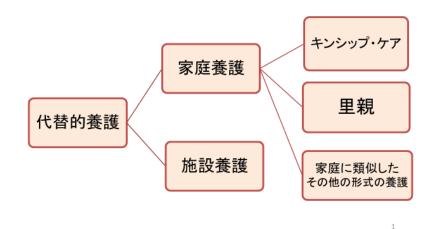


図 1 代替的養護の体系

国連児童の代替的養護に関する指針第29条(c)をもとに筆者作成

施設養護(レジデンシャル・ケア)とは、家庭を基本としない集団環境で提供される養護を指す。施設入居者は、入居前の家庭生活で十分なケアを受けることができず、そのために生活意欲が乏しくなったり、自己肯定感を持てない状況に陥ることが多い(松本ほか

2016:142)。これらの状態からの回復を目指すために、ケア施設<sup>1</sup>には「生活援助によって入所者の希望や誇りを回復させ、その権利を保障し回復していく」という機能が備わっている(谷口 2011:18)。加えて、過去の生活における人権侵害によって生じた「大人に対する信頼感を回復すること」や、「大切に扱われ、また扱うことの喜びを知ること、社会に対する不信感を取り去ること」もケア施設が持つ重要な機能である(加藤・小川 2012:42)。ケア施設は、自分の責任でないのに不利を背負った子どもたちを受け止め、自分が大切な存在であるとの気づきを与える場である(松本ほか 2016:142)。しかし、自己を肯定して生活意欲を高めるに至るまでには、長い時間と職員等の関係者の努力が必要である。

施設養護は、特に孤児が大量に発生した第 2 次世界大戦前後に広がり、世界各地で家族と生活できない子どもたちに衣食住を提供してきた。しかし後述する先行研究が示すように、施設養護が子どもの発育に対して好ましくない影響を与えることが 1950 年代頃から明らかとなった。加えて、ケア施設の衛生状況や施設内の暴力、職員の不正等、あらゆる問題が表面化して来たことで施設養護以外の養護形態の優位性が示され、社会通念としても、施設養護以外の養護形態が受け入れられるようになってきた。加えて 2009 年に国連総会で採択された「児童の代替的養護に関する指針 (Guidelines for the Alternative care of Children)」では、代替的養護における施設養護の存在を認めつつも、その利用は限定的であることが望ましいとされた。代替的養護として優先されるべきは、里親等の家庭的な環境下での養育であり、「脱施設化」の方向性が示されたのである。「脱施設化」とは、施設養護から元の家庭に戻ること、もしくはコミュニティにおけるケアへの移行を行うことを指す。つまり施設で養護されてきた子どもたちを、より家庭的な環境下での養護へ置き換えるプロセスによりケア施設を減らす動きである(なお、この施設退所のプロセスを「再統合」2と呼ぶ)。国連

<sup>「</sup>ケア施設を表す語として、「孤児院(orphanage)」が日本語のみならず英語でも使用されることがある。しかし、「孤児院」からは両親(もしくはどちらか片方)がいない子どものみが生活をする場と捉えられかねず、実際は孤児だけではなく、その他の事情により入居となる現実を反映していない。 また英語の orphanage が持つ差別的な意味から、近年では residential care facility、もしくは residential care institution の等を使う傾向にある。カンボジアにおいては、MoSVYや UNICEF  $\nu$ ポートにおいて residential care institutions と表記されており、本論文では「ケア施設」の語を使用する。

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> 狭義には家庭復帰を意味し、広義には親子が住居の同一を問わず、個別に物理的・心理的に最適な距離を取ることを表し、必ずしも明確には定義されていない(大澤 2014)。本論文が対象とするカンボジアでは、文献調査、及び政府関係者、UNICEF カンボジア、NGOでの聞き取りにおいて、再統合先を「元の家族」に限定するものや、「元の家庭、及びコミュニティ・家庭養護」とするものが混在しており明確な定義が示されていない。以上を踏まえて本論文では、再統合の定義を「施設入居者を元の家庭、及び家庭養護に戻す」と広範囲に設定する。

指針により、児童養護体系における脱施設化への移行が国際的な指針として示されたのである。

実際に脱施設化へと移行するには、再統合先となる養子や里親制度等の代替的養護制度の整備が必須であり、迅速には進まない現状がある。しかしイギリスやアメリカでは、今日では基本的に大規模施設への入居は認められておらず、里親制度が代替的養護の多数を占めており着実に脱施設化へと進んでいる(永野 2017)。その他多くの国でも同様に制度整備が進められており、脱施設化が世界的な趨勢となってきている。

このように国連指針が示されて以降、脱施設化が国際的な流れとなっているが、いわゆる「先進国」では脱施設化が進行する一方、「途上国」においては脱施設化の努力にもかかわらず現在でも施設養護ケアが代替的養護の大多数を占めている(Roche 2019:1)。Roche は「経済的に恵まれていない国」をグローバルサウス(途上国)と大まかに定義した上で、先進国と途上国におけるそれぞれの施設養護の役割が大きく異なることを示した。先進国では、虐待やネグレクト等の有害な環境下にある子どもに対して養護施設が提供されてきた。これらの国では社会保障も手厚く、社会福祉や子どもの保護制度が確立されているために、近年は脱施設化の進行により施設養護から里親等の養護形態へと移行した(ibid)。対照的に途上国では、施設入居に至る子どもの多くは孤児であり、現在でも代替的養護の大多数を施設養護が占めている。加えて社会保障制度も乏しい状態であり、施設養護以外の代替的養護制度の整備が遅れ、脱施設化の進行は停滞しているのである(ibid)。

以上のように、途上国と先進国では施設養護の存在意義や社会福祉の状況等の前提条件が異なっているが、国際的な脱施設化の流れの中で、その両者は区別されているのであろうか。社会保障制度が乏しく、かつ施設養護以外の代替的養護制度が未整備な途上国で、脱施設化を進めていくことに対して何らかの軋轢が生じてはいないのだろうか。本研究では、施設養護が広く浸透していた社会から急速に脱施設化が進んだ国として、カンボジア王国(以下、カンボジア)を事例に取り上げる。カンボジアでは、伝統的にキンシップ等の代替的養護が浸透していたにもかかわらず、内戦からの復興の過程で急速にケア施設が広まった。そして現在は、ケア施設を減らすべく政府は急速に脱施設化を進めている。このカンボジアをフィールドに、途上国における脱施設化の動きを捉えていく。

次項では、カンボジアのケア施設をめぐる動向を概観する。

#### 1.1.2 カンボジアのケア施設をめぐる動向

ケア施設は、どのように世界に広がったのだろうか。ケア施設が広まった理由は諸説あるが、途上国では伝統的にケア施設が存在していた国はほとんどなく、宣教師もしくは植民地時代に宗主国の政府関係者によってもたらされた(Tolfree 1995:15)。また、かつては貧しい子どもを世話するために施設を作ることが社会的に評価されており、特に資源が限られている社会では、施設養護が効率的かつ低コストで子どもの養護が可能だと考えられていた(Mulheir et al. 2004:12)。

まず、ここでカンボジアにおける代替的養護形態を捉える。

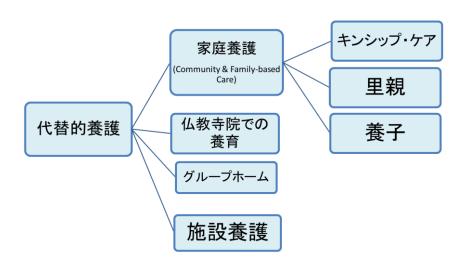


図 2 カンボジアにおける代替的養護体系

Hamilton and Apland (2017)及び MoSVY(2006)を参考に筆者作成

図2は、カンボジアにおける代替的養護形態を表している。カンボジアの代替的養護は、大きく分けて、1. コミュニティ及び家庭的な環境下での養護(以後、家庭養護)、2. 仏教寺院での養護、3. グループホーム、4. 施設養護に分かれる。第1に家庭養護とは、子どもが家庭的な環境に留まり養護を受けるアプローチである(MoSVY 2006:12)。カンボジアでは主なものとして、「キンシップケア」、「里親」、「養子」が含まれる。「キンシップケア」とは、国連代替的養護のガイドラインで「公式・非公式であろうとも、子どもの拡大家族間、もしくは家族と親しい関係にある友人によって育てられる家族を基本とした養護」(A/64/434/Art.29(c)(i))と定義されている。そして「里親」は、親族関係にない子どもを一時的に家庭に受け入れることである(ibid:10)。基本的に一時的なものであり、生みの親が子どもに対して有する義務と権利は移行しない。「里親」の最終的な目的は、子どもが元の家族に戻ること、もしくは「養子」となることである。「養子」は、生みの親が子どもに対して有する義務と権利が全て養親に移行し、養子は養親のもとに生まれた子と同じ権利と義務を有することになる(ibid)3。

第 2 の仏教寺院での養育は、仏教寺院が子どもたちに衣食住を与えて教育を提供する形態であり、カンボジア社会では伝統的に重要な役割を果たしてきた(ibid:11)。第 3 のグループホームとは、養育者の監督の下、少人数で共同生活を行う養護形態である(ibid)。そして、本論文で対象とする第 4 の施設養護である。

カンボジアではキンシップケアが広く受け入れられており、親の養育を受けることができない子どもの養育を親戚が担うことも珍しくはない。しかしキンシップケアが浸透して

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup> 「完全養子 (full adoption)」の場合は、生みの親との間の親子関係が消滅する(ibid)。

いるカンボジアにおいて、ケア施設が一時期急増していた。そして現在、急速に脱施設化に 向かって動いている。以下にカンボジアのケア施設の変遷をたどる。

カンボジアでは内戦終結後に社会福祉制度の整備が始まったが、現在でも医療、保健、教育、社会福祉、人権等々、様々な社会課題に対応するには国の財源等の資源が不足しており、海外からの援助の上に成り立っている。児童福祉も例外ではない。カンボジア社会福祉、退役軍人、青少年更生省(以下、MoSVY)によれば、カンボジアのケア施設の92%はNGO等の団体により運営されており、そしてその多くは海外ドナーからの援助である(MoSVY 2017b)。図 3 は 2005 年から 2015 年の間に MoSVY に登録したケア施設数及び入居者の変化を表したものである。この図からは、年により多少の増減を繰り返しているものの、2005年と2015年との比較では、入居者数は1.8倍、施設数は1.6倍の増加となったことが読み取れる。この数値は MoSVY に登録した施設のみが対象となっており、実際にカンボジアに存在している施設数及び入居者数は不明であった。

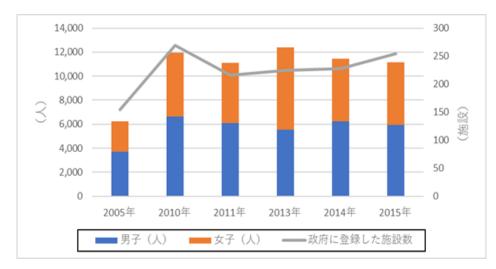


図 3 カンボジア政府に登録したケア施設及び入居者数の推移

UNICEF(2018)をもとに筆者作成

このように、カンボジアでは一時期ケア施設が急増していたが、近年は脱施設化に向けた取り組みが行われている。詳しくは第 2 章で後述するが、MoSVY は 2016 年から 2018 年の 3 年間で対象 5 州の入居者を 30%削減する目標を立て、そして短期間の間に達成したのである。 2018 年 12 月に行った UNICEF カンボジア事務所での聞き取りでは、プノンペン以外の 4 州では 30%削減の目標が達成されたことが明らかとなった $^4$ 。また 2015 年 9 月に発行された政令では、新規のケア施設の設置は認めておらず、今後もケア施設は減少の一途

5

<sup>4</sup> プノンペンは施設入居者が集中しており再統合の対象者が多く、30%の目標は達成できなかったとのことであった。

を辿ると考えられる。

カンボジアでは、かつてはキンシップケアが代替的養護の中心形態であったが、内戦後に海外からの援助を受ける中でケア施設が広まり、現在は急速に脱施設化が進められている。しかし内戦後の約30年間は、養護施設がカンボジアの代替的養護の中心的役割を果たし、子どもたちの養育を行ってきた。カンボジア政府が脱施設化へと方向転換をしたのは、どのような背景があったのだろうか。またその過程において、ケア施設はどのように捉えられてきたのであろうか。

脱施設化が進められてきた理論的根拠として、施設養護が入居者の発達に対して与える 悪影響が挙げられることが多い(Department of Social Work, Stockholm University 2003、 Tolfree 1995、等)。次節では、脱施設化の理論的根拠となっている既存の研究を見ていく。

#### 第2節 既存の研究の整理

## 1.2.1 施設入居が入居者の発達に与える影響

施設入居が子どもの発達に与える影響に関しては、1940 年頃から研究が行われてきた。 子どもは施設入居となることで健康面の発達が阻害され、またその影響は成長しても続く との結論が得られてきた。本論文では、施設入居が入居者の発達に与える影響について概観 する。

Goldfab はアメリカ合衆国における施設入居者と里子に関する比較研究を行い、その結果 乳幼児期に施設に預けられると言語・非言語双方の知的行動に対して悪影響があり、精神的 な発達の全ての面で「未熟」であることが観察された(Goldfab 1945)。 その後 Bowlby が Goldfab らの研究をもとに世界保健機関 (WHO) に論文を提出し (Bowlby =1967)、同論 文が多くの国の児童養護政策に影響を与えた。

Bowlby は、親との分離・喪失に関わる臨床的な観察を総合し、乳幼児期では母親的人物との間に、一貫性ある情愛に満ちた関係性の形成が心身の発達に重要であると主張した。加えて、生まれてすぐの母親的人物とのかかわりの剥奪による心身への深刻なダメージに言及した。発達の早期に長期に渡り母親から分離することで、その後の発達に重要な影響を及ぼすとし、発達初期の母子の情緒的絆の重要性を「母性剥奪理論(maternal deprivation)」として提唱した

このような母性剥奪状態は施設や乳児院、病院などで多くみられ、「急性の不安感、過度の愛情欲求、強い恨み、最後には罪意識や抑うつ状態」の原因になる(中野 2017:52)。特に Bowlby は、5歳以下の乳幼児が母親(あるいは母親代理者)と長期に渡り離別を経験することが、非行的性格形成の最大の要因であるとした(Bowlby=1967)。

この母性剥奪を精神的不健康の原因とみなす説は当時革命的であり、その後 40 年間にわたって社会精神医学においてパラダイムとなった(Holmes = 1996:51)。なお、日本で俗に言われている「三歳児神話(子どもが三歳になるまでは母親は子育てに専念すべきである)」はこの Bowlby の「母性剥奪理論」を根拠としている(吉田 2018:221)。このように、「母性

剥奪理論」は、子どもの養育にとっての親の役割の重要性を訴えるものであり、世界各地の児童福祉政策や子育てに対する考え方に影響を与えた。なお、Bowlby は「ほとんどすべての問題は、子どもと母親との関係に帰することができる」と考えたため、父子関係は同論文では取り扱っていない。

加えて、Bowlby は家庭が子どもの発達に重要であることを主張する。予防的な経済的介入の必要性についても述べており、代替家族として養子縁組や養育ホームについて述べ、常に家族再統合を第一に考えながら親と子ども双方へのケースワークが必要であるとし、そして保育の専門的職業化の重要性についても言及した。

Bowlby と Goldfab の研究を契機として、レジデンシャル・ケアが子どもの発達にネガテ ィブな影響を与えるとする研究が進んだ (MoSVY 2011b:18)。Bowlby 以後では、Tizard が 乳幼児期に施設養護を受けた子どもの長期予後に関する研究を行った。Tizard は、ケア水 準の高い施設での子どもへの影響、施設養護から家庭養護へ移行した子どもに見られる変 化、施設養護を経験していない対照群との比較を行い、長期にわたってその影響を調査した。 Tizard は、0 歳の時に養護施設に預けられた子どもたちが養子や里親へと措置変更となっ たり、生みの親の元へ再統合する過程を追跡して観察した。その結果、以前よりは施設の環 境が良くなったが、施設に勤務する養育者の多くは交代制のため、子どもにとって特定の養 育者からケアを受ける機会は断続的かつ限定的となる。 その状態では、養育者との継続的な 関係性を築くことは難しいと指摘した。乳幼児期の施設養護は、その後の愛着関係や対人社 会性に影響しており、施設養護経験のない対照群との比較では、乳幼児期に施設養護経験を 持つ子どもには行動や感情の問題が見られた (Tizard and Rees 1974)。よって、施設養護で は未だに大人と継続的な関係を築く機会が十分に与えられておらず、入居者の心理面に大 きな悪影響を与えていると指摘した。更に、16歳の時点の研究では、養子となったグルー プは家庭環境に満足していたが、生まれた家庭に再統合されたグループでは実の親との関 係性が乏しく、愛着関係が構築されていないことが観察された(Hodges and Tizard 1989)。 実家庭への再統合が、必ずしも良好な結果につながらないことを示した。

Tizard らの研究結果により、施設養護経験が子どもの行動や感情に対して、幼少期に留まらずに経年的に影響を及ぼすことが明らかとなった。その一方で、子どもが元の家庭環境に再統合措置となることが必ずしも良い結果をもたらすとは限らず、養育内容が重要であることが示された。

# 1.2.2 ルーマニア孤児研究の展開

Tizard らの研究が発表された後、東西冷戦が終わり西欧メディアを通じて東欧の施設入居者たちの状況が明らかとなった。政策面からの大きな後押しもあり、施設入居に関する大規模な実証的研究が行われた。その中心となるのが、イギリスの Rutter らにより行われたイギリス・ルーマニア養子研究(English and Romanian Adoptees; ERA 研究)とアメリカの研究者によるブカレスト早期介入プロジェクト (Bucharest early Intervention Project; BEIP)

である。

ERA 研究は、冷戦崩壊後のルーマニアを舞台に行われた。ルーマニアでは 20 世紀の後半に政府によって施設養護が強化され、加えて 1980 年代には中絶が非合法であったこともあり、ケア施設の増加は避けられない状況であった。 1989 年にチャウシェスク政権が崩壊した際にメディアが孤児院で暮らす子どもたちの惨状を報じ、旧西欧諸国に衝撃をもたらした。ルーマニア政府は 1989 年 11 月に「子どもの権利条約」に調印・批准したが、その当時の主要な代替的養護は施設養護であり、その後 EU 加盟への付帯条件として、施設で養護されている 10 万人の子どもの状況を改善することが要求された(上鹿渡 2016:45)。このような背景のルーマニアをフィールドに、英国保健省からの依頼を受けた児童精神科医のRutter を中心とした研究チームが、ルーマニアからイギリスに国際養子縁組した子どもたちを長期的に追跡調査する ERA 研究を開始した。

ERA 研究により、幼少期の大規模施設での生活が子どもの成長に与える種々の影響が明らかになった。剥奪的な環境にある施設養護で生後 6 か月まで過ごした子どもを、いくつかの対照群と比較した(Rutter et al. 2012)。その結果、生後 6 か月以後に養子となったグループは特別教育支援を受ける割合が高いことが明らかとなった。つまり、生後すぐに施設入居となった場合、その後に養子となり家庭養育へと移行してもその後の成長過程で特別教育支援を受ける割合が高いことを意味しており、生後すぐに大規模施設での養育を経験することにより、その後の発達に大きな影響を与えることが示された(Castle et al. 2006)。また、認知面でも、同じく生後 6 か月以降に養子になった子どもは、4 歳の時点で発達指数に大きな遅れが認められた。Rutter は、これらは施設養護の発達への影響は、乳幼児期の施設養護時の心理的剥奪によるものと結論付けた(Rutter et al. 2012)。

加えて、施設入居者に特徴的に見られるものとして脱抑制型アタッチメント(Disinhibited attachment)がある。脱抑制型アタッチメントとは、初めて会う大人に対して不適切に接近したり、見知らぬ人に対して警戒心が欠如した状態を指す(Rutter et al. 2007)。不慣れな場面でもケア提供者を頼りにしない状態になり、初対面の人に対しても自分から積極的に近づいてべったりとくっついたり、しがみついたりする反応である。Rutter らの調査結果では、施設で生活をする 4~6 歳の子どもたちから明らかに見られる反応であり、また 11 歳児でも同様の反応が観察された(ibid)。またこの行為は顕著な変化を見せながらも 15 歳まではその特徴が見られることが指摘された。

これに対して上鹿渡は、ERA 研究の対象は全般的に剥奪(deprivation)が観察されたルーマニアの孤児であり、全ての施設養護について語ったものではなくその解釈・一般化には慎重さが必要であるとの指摘している(上鹿渡 2016:48)。しかし、ERA 研究は施設での心理社会的経験の欠如が持つ意味について重要な示唆があるとし、「「あるべきものがないこと」(neglect)は、「あってはならないことがあること」(abuse)と同様、大きなダメージを与えうる」事が示された(ibid)。つまり、虐待などの表面的な事件がなくとも、施設養護を受けることにより様々な面で発達に必要な要因が阻害され、その後の発達に大きなダメージとな

るとした。

一方のブカレスト早期介入プロジェクト (BEIP) では、子どもは無作為に施設入居と里親へと振り分けられ、その後青年期まで追跡調査された (Zeanah et al. 2003; Bick et al. 2015)。その結果、大規模施設で養護を受けた子どもには明らかな知的能力の遅れが見られ、同時に施設養護から里親養育へ移行となった子どもには認知機能の回復が見られた。特に2歳までに里親へと移行するとその効果がより発揮されることが分かり、里親の開始が早いほど良好な結果が得られることが示された。この結果は 2005 年に行われたルーマニアの代替的養護に関する法律改正の際に参考にされ、2歳未満の乳幼児は施設入所を認めないなどの影響を与えた。

#### 1.2.3 多分野における施設をネガティブに捉える研究

上記のように、施設養護が子どもの発達与える影響に関する研究が精神医学や心理学の 分野で蓄積されていく中、他分野でも同様に施設養護が与えるネガティブな影響を指摘し ている。

例えば教育学では、施設入居者の知能 (IQ) の遅れが指摘された。施設入居の子どもは施設入居をしていない子どもに比べて知能指数が低く、かつ言語発達の遅れも見られるとの結果が示された (Crissey 1937)。そして知能指数の遅れだけでなく、社会情緒面での発達の遅れも指摘された (Ainsworth 1962)。加えて 19 の国で行われた 42 の研究のメタ分析では、施設入居の子どもと家庭(里親)で育った子どもとの間には知能指数に明確な差が見られ、施設入居時の年齢や国の社会経済の度合いが影響を与えていることが分かった (Marinus et al. 2008)。その一方で、同研究ではケアの質を向上させることで知能指数を向上させることができるともしている (ibid)。

施設入居は子どもの発達や学力の低下に影響を与えるだけでなく、様々な面での危険性も指摘されている。途上国では政府に登録されていないケア施設が多く、不適任な職員が養育を行うことがあり、こうした状況下では公式なモニタリングが行われておらず、その結果入居者に対する虐待が発生するとしている(ACFID 2016:9)。

更に、途上国で拡大する「孤児院ツーリズム」に関する研究も行われている。こうしたボランティアツーリズムは、ボランティア個人の視野を広げ、貧困削減やケア施設職員のキャパシティ構築に貢献していると評価される一方(Wearing 2001)、ボランティアのスキルの欠如が不十分なケアの提供になったり、地域に対する理解不足により施設や入居者との軋轢を生むというボランティアツーリズムのネガティブな面が指摘されている(ibid)。

# 1.2.4 ケア施設をポジティブに評価する研究

これまで見てきたように施設養護のデメリットを示す研究が趨勢を占める中、近年はケア施設が子どもの発達、健康、栄養面等に良い影響を与えると指摘する研究も行われている。 Whetten らは5か国(インド、エチオピア、カンボジア、ケニア、タンザニア)において、 施設入居の子どもたちと支援を受けていない 6~12 歳の 1,357 人の子どもたちを対象に調 査を行い、認識や感情、態度、健康や成長等に関する調査を行った(Whetten et al. 2009)。 その結果、施設入居者の健康と感情、認識や身体的成長は、非入居の子どもたちとの間に特 に差が見られなかった。また施設の支援により施設入居者の方が非入居の子どもたちより も学校に通う割合が高く、認識テストでは施設入居者の方がより高いスコアを示していた。 同研究で対象となった施設は、いずれもコミュニティのニーズを施設活動に取り入れて 運営されており、これまでの先行研究の調査対象となった施設とは環境が異なっていた。つ まり、Tizard らの研究では比較的質の良い施設が選ばれてはいたが、それ以外の先行研究 の多くは 「劣悪な環境で養育された子どもたち」の測定が主眼となっており、そのような環 境にある施設が調査対象として選定されていた。しかし Whetten らの研究の対象となった 施設は、コミュニティから求められる活動を施設運営に取り入れた「しっかりした施設 (positive institution)」であり、これまでの研究が対象としてきた施設とは環境が異なるた めに好ましい結果がもたらされた。加えて、調査対象者が6~12歳であり、より小さい年齢 であれば施設での養育は悪影響が及ぼされるとの批判もある。また同研究を行ったコミュ ニティでは、貧困ゆえに適切なケアを行えない養育者もいるため、その状況下であれば「し っかりした施設 | に入居することで、より適切な養育環境が与えられると指摘されている。 Whetten らのように、ケア施設が入居者に対してポジティブな影響を与える調査結果を

示す研究が出てきているが、その数は圧倒的に少なく、趨勢としてはケア施設が与える有害な結果に注目した研究が多い。

#### 1.2.5 脱施設化及び子どもの支援を変化させるため 10 ステップモデル

これまで見たように、施設入居が子どもに与える影響が有害であるとする研究が蓄積される中、脱施設化を行い性急に子どもを施設から他へ移す危険性を指摘する研究も行われている。既に脱施設化が進行している欧州の経験を踏まえて、Mulheir と Brown は「脱施設化及び子どもの支援を変化させるための 10 ステップモデル」を発表した(Mulheir and Brown 2007)。Mulheir らは、脱施設化とは単に子どもを施設から追い出すだけではなく、施設養護に対する人々の信頼を低減させ、子どもが家庭とコミュニティに留まることを増やす、政策に主導される系統的な動きであると指摘した(Mulheir and Brown 2007:34)。そして保護を必要とする子どもとその家族が地域に根差した支援を受け、子どもが実の家族に留まることができるように、まず①人々の施設入居の弊害や子どもの発達への悪影響に関する問題意識を高め、②パイロット・プロジェクトの実施や③国・④施設レベルの施設養護の実態調査を行い、⑤施設に代わるサービスを設計し、⑥諸資源移管の計画立案を経て、⑦子どもを新たな委託先へ移送し、⑧職員の異動、⑨ロジスティックに関する細部を仕上げ、最終的に⑩モニタリングと事後評価を行うという脱施設化に向けた一連のモデルを定式化した。このモデルから示唆されることは、国・施設レベルでの実態調査を丁寧に行い、その上で施設養護に代わる代替サービスを確保し、再統合を実施すると言う一連のステップを

段階的に踏むことの重要性である。不利益を被る子どもを発生させないように、計画的に時間をかけて脱施設化を行うことが望ましいと指摘された。

#### 1.2.6 カンボジアのケア施設をフィールドとした研究

カンボジアをフィールドにしたレジデンシャル・ケア研究は、2009 年に Boyle が行った 研究がある (Boyle 2009)。カンボジアでは家庭に複雑な事情がある為に施設入居となった ケースが多く、そのために入居者にとっては、施設は単に生活する場以上の意味を持っていると指摘した。入居者には人身売買の被害者も多く、彼らを元の家庭に戻すことで再び被害 にあう等の危険がある為、多くの入居者が 18 歳になっても施設に留まり、退所を望んでいない。これらの状況から、施設は入居者の要求を満たしているが、同時に施設が入居者をコミュニティへ再統合するプランを有していないと指摘した。

MoSVY は、カンボジアでケア施設が広まった理由について調査した。子どもたちが施設入居に至る背景には、貧困に加えて親との死別、離婚・再婚、アルコール中毒、きょうだいの多さ、人身売買を含む人の移動、そして社会福祉サービスの欠如等が子どもの脆弱性を高め、その結果施設入居につながっていると指摘した(MoSVY 2011b)。

カンボジアの代替的養護制度に関する研究としては、Hamiltonらの研究がある(Hamilton and Apland 2017)。 Hamiltonらは、子どもたちがカンボジアの代替的養護を受けるに至る PUSHと PULL 要因に触れ、貧困がそのベースにあると指摘した(ibid:36)。加えて、カンボジアの貧困家族にとっては、施設養護措置となることで子どもたちが衣食住の支援を受けることができるため、子どもの将来の可能性を広げると受け取られている(ibid)。 施設に入居させることが子どもにとって一番良い選択だとし、施設に入居すると良い暮らしができるとの考えが貧困層の中に広く広まっていた。彼らに対して施設入居は最終手段であると説得するのは難しいことを示した(ibid:37)。

#### 1.2.7 小括:既存の研究から見えてくること

以上見てきたように、施設入居者の発達に与える影響を明らかにする研究は広がりを見せていった。これらの研究からは、特に乳幼児期に施設入居となることにより、認知、感情等の様々な領域で発達の遅れが示された。また研究のみにとどまることなく、イギリスをはじめとした欧州では、これらの既存の研究が理論的根拠となり、例えばルーマニアでは2歳未満の乳幼児の施設入居は認められないなど、各国の代替的養護政策にも変化をもたらした。これらの研究結果が、欧州の乳幼児代替的養護施策及び実践に多くの影響を与えてきたのである。

児童精神医学の研究のみならず、それ以外の分野でも施設入居を否定的に捉える傾向が強い。教育面では施設入居者の知能指数の低さが指摘され、そして社会情緒的な発達の遅れも示された。加えて実務的にも、施設職員による入居者への虐待事件などからも施設養護はネガティブに語られてきた。一方、近年では Whetten らのようにケア施設を積極的に評価

する研究も発表されているが、やはりケア施設が与える有害な影響に注目する研究が趨勢 を占めている。

以上のように、施設養護を否定的に捉える土壌が形成され、世界的な動きとして脱施設化が進行した。実務的に脱施設化が進んでいく中で脱施設化をより効果的に行うための10ステップモデルが示されるなど、この動きは発展を遂げている。上鹿渡は同ステップモデルを、「文献研究から実態・実践の調査研究を経て、施策へのアプローチも並行した実践応用という構図が見て取れ」、「これまで繰り返してきた研究・実践・施策の歯車がしっかりと連動しながら展開されたプログラムである」と評価している(上鹿渡 2016:79)。各分野が連動することで、脱施設化を通して子どもにとって最善の利益を保証するシステムの構築が確立したと言える。

本論文のフィールドであるカンボジアのケア施設を対象にした研究では、子どもたちが施設入居に至る背景には貧困がベースにあり、その上で家庭内の複雑な問題により入居となっていたことが明らかとなった。また施設退所を望まない入居者が多い事実から、家庭と比較してケア施設での生活に何かしらのメリットを感じていた。更に、施設養護をポジティブに捉える Whetten らの研究ではカンボジアもフィールドとなっており、施設入居者はそうでない子どもと比較して学校に通う割合が高く、その結果認識テストでは高いスコアを示していた。これまでの先行研究では研究対象が乳幼児である場合が多かったが、Whettenらの研究は 6~12 歳の子どもたちを対象としており、幼児期以降の子どもに対しては施設養護は必ずしもネガティブな影響を与えるとは限らないことが示された。

以上の既存研究を踏まえた上で、次節では本論文が目指す地点を提示したい。

# 第3節 既存研究に対する筆者の問題意識

脱施設化が進められた前提として、施設養護は否定的に捉えられ、施設養護ではなく里親等の代替的養護形態が望ましいとする土壌が形成されていた。既存の研究では、そもそも施設養護が果たしてきた役割自体を評価することなく、脱施設化を肯定し加速させている。少数の職員が多数の子どもを養育すると言う施設養護の特徴は、子どもの発達、特に乳幼児期の発達面に対してネガティブな側面があることは事実であろう。しかし事実として、施設養護はこれまでに多くの国で代替的養護の大部分を担ってきた。施設養護が子どもの養育に果たしてきた役割を評価し、その上で施設養護を適正化するために必要な点を議論する試みに意義があるのではないか。

更に、既存の研究では施設養護が発達初期に与える悪影響が議論の焦点となっており、脱施設化もこれらの議論を根拠に進められている。しかし、発達初期にのみ注目するのではなく、その後のステージに与える影響を同時に語る必要がある。施設養護の究極の目的は、入居者が退所後に生きていく力を身につけることであり、彼らの「自立」である。場合によっては施設養護が青少年の自立期にまで及ぶこともあるため、青年期において施設養護を受

けている者にも焦点をあて、施設養護が自立期に与える影響への考察も必要である。

加えて、施設養護の体制や特徴は国や社会によって異なるが、既存の研究では子ども個人の発達に重きを置いており、社会を考察の対象として脱施設化について論考を行っているとは言い難い<sup>5</sup>。再統合は入居者を家族の元に戻して終了するのではなく、退所後に家族及びコミュニティと関係を築き再び施設入居とならないことが望ましい。そして自立した生活を営む過程においても、退所者は社会と関係性を有しながら生活をしていく必要があり、脱施設化を論じる際には社会とケア施設との関係を捉えていくことが重要である。各国で入居に至る理由や利用可能な代替サービスも各々異なっており、里親委託制度がない国から最大限に利用する国まで、ケアの内容も質も様々である。文化、宗教、経済、政治等の様々な要素が各国の代替的養護制度に影響を与えているため、代替的養護の評価に際しては、各国毎の施設養護の詳細を検討することが重要である。

施設入居者の生活過程を分析した永野が指摘するように、集団養護による制限を受けた 経験を持つ退所者も多く、入居の生活形態により課題が生じている(永野 2017:16)。先述 の通り、養護施設内にて暴力や虐待問題も発生している。しかし、里親型の代替的養護が主 流となっている北米においても代替的養護を離れた若者が抱える問題の深刻さは共通して おり、養育形態の変更が問題の解決とはならないことは明らかである(ibid)。重要なことは ケアの形態よりも、子どもにとって望ましい養育が提供されることである。

#### 第4節 研究目的

以上の議論を踏まえ、本論文の目的は、社会とケア施設との関係性に着目し、施設養護が入居者の自立に対して果してきた役割を再評価することと定める。事例として、伝統的にキンシップ等の代替的養護が浸透してきたにもかかわらずケア施設が広まり、急速に脱施設化を進めているカンボジアを取り上げる。施設養護はクメール・ルージュ政権崩壊後の約30年間、代替的養護の中心的役割を果たしてきた。そのようなカンボジア社会で、どのような過程を経て脱施設化が進行したのであろうか。またその過程では、カンボジア社会独特の要素は考慮されてきたのであろうか。これらを踏まえて、施設養護が果てしてきた役割を捉えなおし、途上国であるカンボジアにおける脱施設化の流れの再検討を行う。

-

<sup>5</sup> 社会の文脈からケア施設を総合的に捉えた論文としては、マラウィをフィールドに研究した Freidus(2011)がある。

本目的を達成するために、以下の小目的を設定した。

小目的① なぜケア施設に入居する子どもたちが発生するのか。

小目的② どのようにカンボジアの脱施設化が進んでいったのか。

小目的③ ケア施設が退所後の自立にどのような役割を果たしたのか。

施設に入居せざるを得ない状況が発生するのは、社会によって異なる。また入居者は退所 後に最終的に社会に戻ることから、施設と社会の関係性を捉えることは必須である。つまり、 社会への再統合の過程で再び施設入居とならないように、施設入居に至る子どもたちの発 生過程を社会の文脈を捉えて理解することが重要である。よって、カンボジアの社会状況を 捉えて施設に入居する子どもたちが発生する背景を明らかにする(小目的①)。

また<u>小目的②</u>では、脱施設化が国際的な流れとなった背景を明らかにする。伝統的に代替的養護が機能していた社会においてケア施設が増加し、そして急激に脱施設化が進行したカンボジアにおいて脱施設化がどのような過程で進められたのかを捉える。

以上を踏まえた上で、自立期にある青少年の退所者に対してケア施設が果した役割を明らかにする(小目的③)。代替的養護における施設養護の役割を捉えた上で、国際的に進行している脱施設化の動きの再評価を行う。

なお、カンボジア社会を捉えるにあたり「貧困」は重要な概念となるが、本論文では絶対 的貧困(経済的貧困)、及び相対的貧困(社会的貧困)の双方を含んだ貧困と捉える。

#### 第5節 本論文の分析の視座

1.5.1 施設退所者の自立とは

本論文では施設入居者の自立に焦点をあてるが、施設入居者にとっての自立とはどのような状態を指すのであろうか。本項では、カンボジアの施設入居者にとっての自立について見ていく。

ケア施設への入居は永遠に続くわけではなく、いつかは退所をしなければならない。施設で生活する子どもの多くは、家庭環境が改善されると生まれた家庭や親戚の元へと再統合を果たすが、再統合が叶わない場合はいつかのタイミングで退所措置となる。多くの国では、「子ども」の定義から外れる 18 歳になると退所となるが、18 歳になることで自動的に大人になるわけではなく、何の準備もなしに施設退所となると多くの困難が待ち受けている。仕事を得て生活費を稼ぎ、職場や地域で人間関係を維持し、食事の準備や洗濯・掃除の家事、健康管理等、様々な事項を一人で行っていかねばならない。本来であれば、家庭において両親等から社会の仕組みを学び、また手伝い等を通して日常的な家事を身につける。しかし施設入居者は、家庭環境に問題がある為に施設入居に至ることが多く、家庭においてこれらを身につける機会に恵まれていない。そのため、施設において退所時までに社会で生きていく上で必要な最低限の力を身につけておかなければならない。過去の問題が重層的に内在化

している施設入居者は、一般の青少年よりも自立に際して克服しなければならない課題が 多く(大村 2014)、自立に際しては沢山の困難が立ちはだかっている。

本項では先行研究を踏まえて、「職業経済的自立(経済的自立)」「社会的自立」及び「精神的自立」の3つの要素から自立を捉える。

まず、「職業経済的自立(経済的自立)」に関してであるが、職業経済的な自立とは「職業に就いてそこから得る収入によって生活が維持できており、且つ、その金銭の管理が自分自身でできている状態」である(槇 2008:96)。ストリートチルドレンとして生活していたカンボジアの施設入居者にとって、職業を持ち収入を得ることによりかつての生活に戻ることを防ぐことができ、職業経済的な自立は重要である。しかし、幼少期から家族の元を離れてタイで仕事をしていたり、施設で生活を送ってきた彼らにとって、正しい金銭管理法を身につけることは簡単なことではない。本来であれば、金銭管理は学校等で学ぶことがなくても、家庭において保護者の日常の消費行動や管理方法から自ずと身につけていくものである。しかしケア施設入居者はいわゆる貧困層出身が多く、その日暮らしという状況も珍しくはなく、家庭で金銭管理を学ぶ機会は非常に限られてくる。また基本的に、ケア施設では衣食住が保証されており、日常生活で自分でお金を使う必要性が少なく、退所後の生活にとって必要な金銭管理を学ぶ機会はほとんどない。よって、「金銭を自らが管理している状態」というのは、施設入居者にとっては自立を構成する非常に重要な要素となるが、身につけることは簡単な事ではない。

次に「社会的自立」に関して、槇は「職業経済自立を達成し、且つ、社会的規範や道徳等の倫理を身につけており、その存在が一個の人格として周りの人々から認められている」状態であると定義する(ibid)。すなわち、職業を持ち、そこから得た収入で生活を維持し(=「職業経済自立」を達成した状態)、社会生活をする上で必要なルールや常識が身についていることに加えて、周囲の人々から存在を認められている状態である。職業を持ち、経済的に安定していても、例えば周囲の人とコミュニケーションがうまく保てなかったり、また仕事で欠勤が多かったりした場合、社会的には自立していないと見なされる。つまり社会的自立には、社会や第三者からの評価が含まれるのである。

槇の定義する「社会的自立」を本論文の対象に当てはめて考えてみると、職業を持って自活し、また社会的にその人の存在が認められている状態というのは非常に望ましいことである一方、施設で生活してきた彼らにとって社会的に認められるというのはそう簡単ではない。身体的には健康で問題がなくても、「施設で生活する子」というだけで周囲から偏見の目で見られたり、差別を受けたりすることもある。それだけに、本論文の対象者が社会に出てから周囲との関係を良好に保ち、社会から認められた存在になることは、自立を図る上で一つの重要な目安になるのである。

-

<sup>6</sup> インタビューを行った退所者の中には、勤務先で差別をされたり陰口を叩かれたりした 経験があると話す者もいる。

最後に、「精神的自立」である。大学生の心理的自立に関する研究を行った山田は、近年の心理学における自立研究の流れを踏まえ、精神的自立を「自分の感情や考え、行動に関して自ら主体的に管理・決定すること、かつ、それらに関して責任をもつこと」と定義した(山田 2011:3)。自らの行動を自らが主体的に決定することは、簡単なようであるが施設入居者にとっては困難を伴うことがある。虐待等の不適切な養育環境の中で育った経験を持つ施設入居者は、精神的に多くの影響を受けている場合が少なくない(池上編 2015:235)。自分の価値を必要以上に低く感じ、自分は無価値だと思い込んでいる状況では、新しいことに挑戦したり、新しく人間関係築くことが難しい(ibid)。施設入居中に失われた自信を回復し、退所後に主体的に人生を歩むことができるようになることは自立にとって重要な要素である。

以上のように、本論文では「職業経済自立」「社会的自立」そして「精神的自立」の3つの要素から自立を捉え、入居者の自立とはどのような状態を指すのか概観した。施設養護の究極の目標は入居者の「自立」であると言えることから、本論文では施設退所後の自立に対して、施設が果せる役割を捉える。

#### 1.5.2 分析の視座:「脱出|及び「自立に向かうプロセス|

本項では、本論文を行うにあたっての分析の視座を示す。本論文では、施設入居者が再び排除状態に置かれる背景を分析した谷口(2011)が提唱した「脱出」概念、及び施設退所者の自立過程を分析した Van Breda が提唱する「自立に向かうプロセス」を分析視座と定めた7。

谷口は、子ども時代に社会福祉の介入があったにもかかわらず退所後に再び排除状態におかれる子どもが発生する背景を明らかにすることを目的に、施設入所者の生活過程を動態的に捉えた(谷口 2011)。谷口は「脱出」を「排除」の対概念とし、当事者である子どもを行為主体として捉え、かつその当事者の生活過程に着目し個人の主体が形成される過程を、施設入居の【入所】【施設での生活】【退所】そして【援助組織】の各次元で把握し分析を行った。本論文では、この谷口の提示した「脱出」概念を用いて、各次元における個人レベルの変化に着目する。施設入居を経験した退所者自身が施設での生活をどう捉えているかを調査し、また施設入居で何を身につけ、そして退所後の生活にどのように生かされているのかを退所者に問うことで明らかにする。

加えて、本論文では「レジリエンス」な状態である退所者が「自立に向かうプロセス」に 焦点をあてる。「レジリエンス」とは簡単に言うと「困難に直面した際に乗り越える力」を 指す。施設入居者は過酷な経験を経て施設入居措置となることが多いが、その過去から立ち 直り、自立に向かう姿の背景を「レジリエンスな状態」であると捉え、Van Breda は退所者 が自立に向かう際に見られる 4 つの社会プロセスを提唱した。本研究では、このプロセス

-

<sup>7</sup>この2つの視座に関しては、第5章で詳しく扱う。

をもとに退所者の自立に対して施設が果した役割を分析する。

#### 第6節 研究方法

本論文の主な研究方法は、文献調査とフィールドワークである。文献調査では、脱施設化の流れに関して、これを主導してきた国連子どもの権利委員会への定期報告書、総括所見、国連本部でのミーティング資料等、一連の国連資料の分析を通じて脱施設化に対する国連からの圧力とそれに対するカンボジア政府の対応を分析した。

社会を捉える過程では、歴史、カンボジア農村、宗教、教育制度等、社会やカンボジアの歴史を多様な視点から切り取るために既存研究の文献を活用した。既存研究に加えて、現地英字新聞等の報道資料も参照した。

またカンボジアの脱施設化の経緯を把握するために、MoSVY、UNICEF カンボジア事務所、NGO 等での聞き取り調査を実施した。

施設が脱施設化に対して果たせる役割の考察の際には、カンボジアのバッタンバン州にあるケア施設をフィールドとした事例研究を行った。なお、事例研究の調査方法は第5章にて詳しく述べる。

#### 第7節 本論文の構成

上述の目的を達成するため、本論文の各章では以下の考察を行う。

本章においては、問題の背景と検討すべき課題を提示し、既存研究を概観し本論文における問いの意義を明らかにした。

第 2 章では、脱施設化が世界の潮流になった経緯、及びカンボジア政府が脱施設化を進めるに至った背景を明らかにする。脱施設化が国際的な流れとなった経緯を示し、そして子どもの権利条約委員会(CRC)の勧告に対するカンボジア政府の対応を詳しく見ることで、カンボジア国内で脱施設化が具体的な施策となった過程を概観する。また、カンボジア政府が3年間で30%の施設入居者削減を行った結果から浮かび上がってきた懸念を示す。

第3章では、カンボジアでケア施設に入居する子どもが発生する要因を、カンボジア社会を構成する様々な要素から紐解いていく。地理的特徴、歴史、宗教、家族・親戚関係、農村コミュニティ、教育制度の各要素に着目し、なぜケア施設に入居する子どもが発生するのか考察を行う。

第4章では、本調査対象施設(A施設)の事例を用いて、実際にカンボジアのケア施設に入居する子どもたちの状況を概観する。A施設入居者の属性を捉えた上で、施設入居者に共通して表出している家庭環境や現象を捉えることを目指す。加えて、第3章で導いた要因が実際の施設入居者のケースにも当てはまることを示す。

第5章では、A施設で行った調査をもとに、ケア施設が退所後の自立に対して果たした役

割を明らかにする。これまでに明らかとなったケア施設とカンボジア社会の関係性を踏まえた上で、退所者が施設養護をどのように捉え、そして施設養護によりどのような変化がもたらされたのかを明らかにし、ケア施設が果たした役割について考察する。

第6章では、本論文の結論と今後の展望を提示する。

第2章では、脱施設化はどのようなプロセスを経て世界の主流になってきたのか、及びカンボジアが脱施設化に向かって動き出した背景を明らかにする。

まず第1節では、カンボジアのケア施設の全体図を示す。その上で、第2節では脱施設化が国際的な潮流になった過程を見ていく。第3節では、カンボジアにおける脱施設化の過程を子どもの権利条約を通して明らかにする。第4節では、2016年から2018年の3年間で30%の施設入居者を削減するとの政府目標及びその結果を概観する。そして第5節では、これら一連の流れから浮かび上がった、カンボジアの脱施設化に対する懸念事項を示す。

# 第1節 カンボジアのケア施設の全体図

2.1.1 カンボジアでケア施設が広まった背景 ~Tolfree の理論をベースに

伝統的にキンシップや仏教寺院でのケアが広まっていたカンボジアにおいて、なぜレジデンシャル・ケアが広まったのか、その理由は明確ではない。脱施設化を提言した Tolfree は、著書「Roof and Roots」(1995)にて途上国にレジデンシャル・ケアがもたらされる 7 つの要因を示した。Tolfree が調査対象としたフィールドにカンボジアは含まれてはいなかったが、カンボジアにケア施設がもたらされた背景と共通する部分も多いため、ここでは Tolfree が示した 7 つの要因からカンボジアで施設養護が広まった背景を探る。

#### ① 宣教活動

途上国の多くでは、孤児もしくは遺棄された子どもたちに対する教育・支援を含めた多様な目的を果たすため、宣教活動の一環としてケア施設が設立された(Tolfree 1995:38)。ヨーロッパではキリスト教がコンスタンティヌスの時代から子どもたちに対する保護を行ってきた歴史的背景があり、植民地時代には、自国でケア施設を設立した際に得た経験を植民地でも生かすためにケア施設の枠組みを植民地に広めた。

カンボジアにおいても、マッピング調査で示された結果によると 20 州にある 139 のケア施設のうち、54%にあたる 75 施設が宗教関係の団体により設立された。その中でもキリスト教関連団体による設立が最も多い(表 1 参照)。なお、カンボジアには子どもを住まわせて養育する仏教寺院があるが $^8$ 、これらは表 1 の仏教関連団体施設には含まれていない。なお、表 1 のデータはカンボジアの 20 州のみを対象とした調査であり、ケア施設が多数存在している 5 州 (プノンペン、シェムリアップ、バッタンバン、カンダール、シアヌークビル)は対象とはなっていない(MoSVY 2017b:31)。

-

<sup>&</sup>lt;sup>8</sup> カンボジア全土で、65 の仏教寺院が子どもたちに衣食住の提供を行う支援を行っている (MoSVY 2017b:32)。

マッピング調査より以前に行われた MoSVY の調査でも、カンボジアのケア施設には宗教関連団体による運営、その中でも特にキリスト教関連団体による運営が多く、布教活動の一環としてケア施設が設立されたとしている (MoSVY 2011b:31)。国民の9割を仏教徒が占めるなかで、ケア施設はキリスト教団体が多数を占める状態となっている。また、それらの施設の中にはキリスト教への改宗を迫る団体のケースがあることも報告されている(ibid: 35)。

以上の点から、カンボジアのケア施設も宣教活動の一環として広まった背景があると捉 えられる。

 宗教関連団体
 非宗教関連団体
 合計

 施設数
 75
 64
 139

 割合
 54.0%
 46.0%
 100%

表 1 カンボジア 20 州におけるケア施設の設立母体の内訳

	宗教関連団体内訳			
	キリスト教	仏教	イスラム教	
施設数	64	8	3	
割合	85.3%	10.7%	4.0%	

MoSVY (2017b)をもとに筆者作成

#### ② 植民地の法律および社会福祉制度

宗主国は植民地に対して自国の法的枠組みと社会福祉制度を持ち込むことが多い。アフリカの多くの国では、子どもの保護に関する法的枠組みは 1930~1940 年の英国の法律に由来しており、当時英国で流通していた"保護(rescue)"と"訓練(training)"が強調されていた (Tolfree 1995:39)。加えて、宗主国からの駐在者の財産を守り、浮浪者や売春などの逸脱行為をコントロールするためにケア施設等の枠組みが持ち込まれた(ibid)。また養子や里親制度の法的枠組みが整備されている国もあるが、いずれも現地のニーズというよりは宗主国からの駐在者のニーズを満たすために制度化されたものである(ibid)。

カンボジアはかつてフランスにより占領されていた歴史もあり、フランス準拠の法制度が敷かれていた。1920年に公布された民法・民事訴訟法典は正文はフランス語となっており、フランスからの独立後もフランス法を継受した法体系となっていた。ただし、ケア施設の増加の背景に関しては、フランスの影響があったかは定かではなく、フランスからの駐在者の保護のためにケア施設の枠組みが持ち込まれたかも不明である。

#### ③ 政策の不在

ケア施設を制限する明確な政策を持つ国もあるが、ケア施設に対する政策を持たない国

も多く存在しており、その為に途上国においてケア施設が増加した(ibid:39-40)。

カンボジアに関していえば、子どもの権利条約を批准し国内の法律を整備するまでレジデンシャル・ケアを取り締まる法律はなかった。MoSVYにおける聞き取り9においても、カンボジア政府として、子どもの発達に有害とされるケア施設を取り締まる法律・政策がなかった為にケア施設が増え続け、ゆえに悪質なケア施設が増えたことは看過できないと担当官は語っており、施設養護に関する政策を有さないことで施設数が増加した。

#### ④ 急増する都市化による社会的問題への対応

貧困や失業等が家族に多大なストレスを与え、代替的養護の必要性が増加した。一般的に都市には核家族が多く、また都市化が進むことでストリートチルドレンが発生する要因にもなっている(ibid:40-41)。

経済の発達は社会福祉制度の進展に影響を及ぼすが、レジデンシャル・ケア制度も例外ではない(Courtney and Iwaniec =2010:295)。一般的に、経済の発展により家庭構造と地域構造が改変され、そして家庭外の養育の需要を生み出してきた。ブラジルの例では、都市化が進むことで経済格差が広がり、その結果ストリートチルドレンとなる者が大量に発生し、浮浪者、不道徳者、犯罪者として警察に補導され施設入居者が増加した(ibid:242)。このように、多くの国で都市化が進むことで子どもの施設入所が大規模に増加しているのである。カンボジアでも、近年都市化が急速に進んでいる。図 4 は 1975 年以降の都市化率の変化を示している。40 年で都市化率は約 15%の上昇を示しており、地方から都市部への人の移動が大きいことがつかめる。都市化が進むことで、ストリートチルドレンが生まれ、そして都市部の貧富の差が拡大する。このような都市化の進行に伴い、子どもの施設入所の需要が高まったと考えられる。

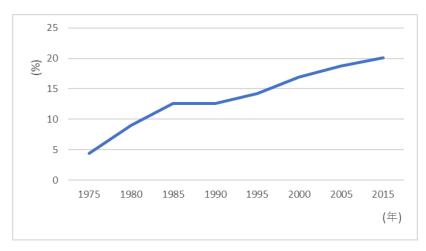


図 4 カンボジアの都市化率の推移

UN World Urbanization Prospects をもとに筆者作成

-

<sup>9 2019</sup> 年 9 月 10 日実施

#### ⑤ 紛争及び自然災害

内戦により孤児や両親と離れ離れになった子どもが増え、その問題に対処するためにケア施設ができた(Tolfree 1995:41)。例えばベトナムでも 1970 年代には孤児が急増し施設が増加した。

カンボジアにおいては、一連の紛争において多数の孤児や家族と離ればなれになった子どもたちが発生した。カンボジア内戦が一応の終結を見せた 1979 年からカンボジア政府は 孤児の支援を開始し、1980 年には公立の収容所で 5,540 人を保護していた (CRC/C/11/Add.16/第 108 項)。1979 年以前のケア施設に関する記述が見当たらないが、本国連文書からは、紛争がカンボジアにおいてケア施設が広まった大きな契機であったと言える。

また、施設が広まった背景には、紛争後に海外からの援助が増加した点も関係している。 カンボジアにある施設の 92%が NGO により運営されており、かつその全てが海外からの 支援で成り立っている (MoSVY 2011b:25)。内戦が終結を見せ始めた頃から海外 NGO の 支援が流入し、その過程で教育や子どもの保護を目的とする団体も支援に入っており、その 過程でケア施設数が増加したと言える。

#### ⑥ 現地の習慣 ~仏教寺院での受け入れ

ローカルの団体が子どもに対して施設ケアを行ったり、その地に既にケア施設のモデルとなる制度が存在している場合がある。例として、タイでは仏教施設が教育を行い、"寺の子"として施設で生活する文化が存在していた(Tolfree 1995:41-42)。カンボジアにおいても仏教寺院が子どもたちに衣食住を提供し、子どもたちは寺院で生活しながら学校に通う習慣が存在している。

カンボジアでは国民の 9 割以上が仏教徒であり、人々の日常生活に仏教が浸透している (パーリ学仏教文化学会編 2016:157)。カンボジアの上座仏教には戒律があり、出家主義を とっている。出家とは「家族や親族との因縁を切り、財産もすべて放棄し、髪髭を剃り、袈裟を着て、修行生活に飛び込むこと」を言う (ibid:300)。カンボジアでは、出家は本人のみ ならず両親にとっても徳を積む行為と考えられており、植民地時代には男子は一度は出家 を経験すべきという社会的な慣行があった。現在では男子の出家は必須ではないが、出家経験者は尊敬の対象となる(ibid:157)。なお、出家は東南アジアの仏教国の多くでは男子のみ が認められており、女性が出家することはできないとされ、カンボジアでも女子の出家は行われていない。

加えて、仏教寺院は教育機能も有している。フランスにより新しい教育制度がもたらされる以前は、仏教寺院が子どもたちの教育を担っており仏教僧が先生の役割を果たしていた (Ross 1990:130)。伝統的に寺院では仏教の経典や歴史、クメール語の読み書き等が教えられており、それ以外の科目はあまり重要視されていなかった。フランス植民地期には寺院は

公教育の場に改良され、カンボジア教育制度の一翼を担った(上田・岡田編 2012:85)。その後内戦後にカンボジア宗教省は寺院学校でのカリキュラムと試験制度の整備を行い、現在では仏教教育課程として整備されている。仏教教育課程では仏教関係の科目に加えて数学や英語等の一般科目も学び、学習期間の長いカリキュラムとなっている(ibid:86)。1980 年代には高齢者にのみ出家を認める政策が取られたため、現在の僧侶の多くはその当時出家した僧侶か、仏教寺院で勉学を行う 10~20 代の若い僧侶のどちらかであり、中堅の壮年僧侶が少ない状態である(ibid)。

以上のように、カンボジア仏教においては出家制度があり、対象は男子のみであるが徳を 積む行為として存在している。そして寺院は歴史的に教育を提供しており、現代は仏教教育 課程として整備されている。修行を主目的とする出家が存在する一方、寺院で生活しながら 寺院学校で学ぶ場合には経済的負担がほとんど不要なため、経済的な理由で中等・高等教育 を受けることができない若者が教育機会を得るために出家を選択することも多い(ibid:85)。

2015年に行われたケア施設のマッピング調査では、カンボジア全土の65の寺院で、1,349人(うち女子が50%)が養育を受けていることが明らかとなった。半数が女子となっており、出家は女子には認められていない為出家とは異なる形で子どもの養育が仏教寺院では行われている。いくつかの寺院で調査を行った際、子どもたちを養育している寺院では女子も生活していた。よって寺院には、「修行としての出家」と「レジデンシャル・ケア」の双方提供する機能があると言える。

#### ⑦ ドナーへのアピール及びドナーの都合

ドナーは目に見え、そして実態のある結果を求める傾向にある。その点ケア施設は形として捉えることができ、また訪問して子どもたちと触れ合えるという点でドナーの要求を満たすことが可能なためケア施設が広まる(Tolfree 1995:42)。

カンボジアでも、前述の通りケア施設の全体の 92%が NGO により運営されている。 MoSVY の調査ではローカル団体から資金の提供を受けて運営されているケア施設を見つけることはできず、またカンボジア人が運営するケア施設も多くあるが<sup>10</sup>、いずれも海外からの援助に頼っている状態であった(MoSVY 2011b:25)。更に、海外からの援助に関しては、団体よりも個人がケア施設の主な資金源であることが明らかとなった (ibid)。

ケア施設は、投資に対してはっきりと目に見えやすい形を有している。メディアに対する アピールも強く、家族的養護よりもモニターがしやすく、ケアを行う上でもドナーにとって は好都合である。加えて途上国でプロジェクトを行う際、ドナーは都市部あるいはその近郊

23

<sup>10</sup> マッピング調査でもカンボジア人が運営する団体の調査も行われが、プノンペン等の重点地区はその対象となっておらず、正式な数は判明していない。重点地区以外の 20 州での調査では、78%(98 施設)がカンボジア人の運営するケア施設であり、22% (28 施設)が外国人の運営であった (MoSVY2017b:30)。

を選びがち、つまりドナーが訪問する際の便利さが優先される (細井 2014)。後述のマッピング調査結果が示すように、カンボジアのケア施設の約3割が首都プノンペン、約2割が世界遺産アンコールワットを有する観光都市シェムリアップに偏在している。この2都市はカンボジアの中でもアクセスが良く、カンボジア経済の中心であり、海外ドナーの援助によって成り立っているケア施設がこれら2都市に集中していることは、ドナーの都合によりケア施設の立地が決められていることの論拠となる。

以上のように、Tolfreeのフィールド調査にはカンボジアは含まれてはいなかったが、彼の理論は途上国としてカテゴライズされる国に共通して見られる点を提示しており、カンボジアにおいてケア施設が広まった視点を提示している。

#### 2.1.2 政府が定めた脆弱な子どもたちの基準

本項では、カンボジア政府が定めたケア施設に入居できる基準の整理を行う。カンボジア 政府は過去に2度、受け入れ基準に関する文書を公表している。

#### ①「代替ケアに関する政策」(2006年4月)

カンボジア政府は、2006 年 4 月に公表した「代替ケアに関する政策」において、特別な保護が必要、もしくはリスクを負う状態にある子ども (children in need of special protection or children at risk) として以下のカテゴリーを示した。

- ①-1 孤児
- ①-2 遺棄された子ども
- ①-3 HIV/AIDS に感染した子ども
- ①-4 性的、身体的もしくは精神的に虐待された子ども
- ①-5 ストリートチルドレン
- ①-6 法に抵触した子ども
- ①-7 有害な労働により搾取された子ども
- ①-8 障害を持った子ども
- ①-9 ドラッグ中毒の子ども
- ①-10 基本的な身体的要求が満たされない子ども

なお、本政策であげられた上記の基準は、上記のように「特別な保護が必要である、もしくはリスクを負う状態にある子ども」を表しており、ケア施設に入居する子どもに限ったものではない。しかし、同省令の中で「代替的養護は孤児及び他の理由による脆弱な子どもたちに対する養護」とされ、代替的養護の中に施設養護も含まれるため、本クライテリアは施設入居に至る子どもたちを表していると言える。

# ②「レジデンシャル・ケア施設のマネジメントに関する政令 (Sub-Decree on the Management of Residential Care Center)』(2015 年 9 月)

2015年9月に公表された政令はケア施設の運営全般に関するものであり、本政令により初めてケア施設にて受け入れ可能な子どもたちが明確に定められた。

- ②-1 一緒に住むことができる両親又は保護者がいない子ども
- ②-2 遺棄、もしくは親や保護者の収監・人身売買や移動により家族と離ればなれになった子ども
- ②-3 脅威的な環境下のために家族と離ればなれになった子ども
- ②-4 暴力を受けた、もしくは家族に対して暴力や売買を含んだ身体的・性的虐待や搾取が起こる危険がある子ども
- ②-5 親もしくは保護者が必要最低限な必需品やベーシックニーズ、家、食べ物、衣服、 教育や保健などを欠くほど究極的な困難により子どもを養育する義務を果たすこと ができない子ども
- ②-6 親に慢性的な病気や障害があることにより適切な養育を受けることができない子ども
- ②-7 家族の中にアルコールやギャンブル中毒や物質依存の症状があり適切な養育を受けられない子ども

以上を踏まえ、表 2にて2つの政策で発表されたクライテリアを整理する。

表 2 カンボジア政府が定めた保護されるべき子どものクライテリア

施設入居の基準	①代替ケアに関する政策	②レジデンシャル・ケア施設 のマネジメントに関する政令	
孤児	①-1	2-1	
遺棄された子ども	1)-2	2-2	
生まれつきの障害、	①-3、①-8、		
または疾病	①-10		
虐待された子ども	1 -4	2-4	
ストリートチルドレン	1 - 5	②-3 (※)	
法に抵触した子ども	1 - 6	②-3 (※)	
労働搾取された子ども	1 - 7	②-3 (※)	
ドラッグ中毒	1 - 9		
極度の貧困、親の障害等に	(その他の事例として記載)	2-5, 2-6, 2-7	
よる養育困難			

上記2政策をもとに筆者作成

表 2 で空欄は該当するものがなかったことを示す。②-3 「脅威的な環境下」に関しては、「脅威的な環境」がどのようなものか明示されていない為、具体的な状態が不明である。本論文では、①と照らし合わせて広く「ストリートチルドレン」「法に抵触した子ども」「労働搾取された子ども」が当てはまると解釈したが、これら以外の脅威的な環境下も考えられる。なお、「極度の貧困、親の障害等による養育困難」は、①「代替ケアに関する政策」では「その他の事例」として記載されていた。

以上のように、2015年に公表された政令により、カンボジアのケア施設で受け入れ可能なクライテリアが明示された。このクライテリアを元に、各ケア施設が独自に入居基準を設けることになる。

注意点として、各クライテリアは相互に関連しており、1人の入居者が複数のクライテリアにまたがる事情を有するために、明確に1つにあてはめることができない場合も多い。例えば、家庭での貧困の度合いが増し子どもが遺棄されてストリートチルドレンとなったケース、親からの暴力から逃れるためにストリートチルドレンとなったケース、貧困から脱出するためより高い賃金を求めて労働搾取の対象となるケース等、複数のクライテリアにまたがっている事例も多く存在している。ゆえに、一つの事例でも見方を変えると他のクライテリアに該当する場合もある点を注意したい。

#### 2.1.3 ケア施設のマッピング調査

伝統的にキンシップケアが広がっていたカンボジアにおいて、前述のような背景がありケア施設が広まり、一時期ケア施設が急増していた。第 1 章の研究の背景で示した通り、2005年と2015年との比較では入居者数は1.8倍、施設数は1.6倍増加していた。これらの数値は MoSVY に登録した施設のみを対象としており、実際には多くの未登録の施設及び入居者が存在している。

カンボジア政府は、急増しているケア施設の正確な数を把握することを目的に、MoSVY に登録していない施設も含めた全てのケア施設を特定し、施設のタイプや入居者数等の基礎情報を集めることを主眼にマッピング調査を行った(MoSVY 2017b:1)。本マッピング調査は、カンボジアにおいて全施設を対象に行われた初めての調査である。2015 年 9 月に政令が発効されるまでは MoSVY や他省庁に登録しなくともケア施設の運営が可能であったため、正確な施設数を把握することは困難であった。よって本マッピング調査は、カンボジアのケア施設の現状を知る上で画期的なものであった。

マッピング調査は2014年11月から2015年12月までの間に行われ、トレーニングを受けた調査員がカンボジア全土にある施設を回りデータの収集を行い、厳密な手法に基づき行われた(ibid)。以下にその主要な結果を示す。

#### ① 入居者数、施設数

マッピング調査の結果、カンボジア全土で 406 のケア施設があり、0 歳から 17 歳までの 16,579 人 (男:8,803 人、女:7,776 人)、18 歳から 24 歳までの 6,769 人 (男:4,713 人、女:2,056 人)の合計 23,348 人が入居していることが明らかとなった。これは 18 歳以下のカンボジア人の 350 人に 1 人がケア施設に入居している計算となる(MoSVY 2017b: 23)。

なお、406 施設のうち州立施設は 22 施設であり、その他の 384 施設(94.6%)は NGO 等の団体によって運営されている。州立施設には MoSVY から運営資金が提供されているが、その他の施設に対しては直接的な資金の補助等は行われていない<sup>11</sup>。各施設が自己資金、もしくは外部資金を得て運営している。その中でも、本章第 2 節で示したようにカンボジア国内からの資金援助はほとんどなく、主に海外の個人ドナーが主な資金源となっている。

#### ② 都市部への偏在

マッピング調査によって、ケア施設が都市に偏在している傾向があることも明らかとなった。

州 施設数 割合 プノンペン 28.8% 117 シェムリアップ 80 19.7% バッタンバン 35 8.6% コンポントム 23 5.7% カンダール 4.9%20 カンポット 17 4.2% コンポンチュナン 16 3.9% シアヌークビル 3.7% 16 コンポンスプー 15 3.7% その他の州 68 16.7% 合計 406

表 3 州別ケア施設数

MoSVY(2017b)をもとに筆者作成

27

<sup>11</sup> MoSVY 担当官への聞き取り(2019 年 12 月 10 日実施)では、州立施設以外の施設に対しては土地の税金を安くしたり、無償もしくは格安の値段で提供するケースがあり、これらをもって MoSVY が州立施設のみならず他の施設に対しても補助をしているとの説明であった。

表 3 は州別のケア施設数を示しているが、本節第 1 項で示したように特に首都プノンペン、及び世界遺産アンコールワットがあり観光客が多いシェムリアップにケア施設が多いことが特徴的である。これら 2 都市だけで、ケア施設の 48.5%が集中している。これら 2 都市に加えて、タイとの国境沿いにありカンボジアで第 3 の経済力を持つバッタンバン、近年ビーチリゾートとして外国人観光客が多いシアヌークビル、そしてプノンペンの「ベッドタウン」として近年海外資本の大きな工場が流入しているカンダールの 5 州が、本マッピング調査ではケア施設が集中している「重点地区 (priority provinces)」と指定された。

#### ③ MoSVY による検査を受けていない施設数

マッピング調査により MoSVY に登録をしていない 156 施設が新たに見つかり、全体の 38%のケア施設が MoSVY の検査を受けることなく運営を行っていたことが明らかとなった。表 4 は重点地区における未検査施設数の一覧である。

	衣 4	里は3別におりる快宜不夫旭旭故の計合			
	<del></del>	全施設数	検査実施	検査未実施	検査未実施
	911	主他议数	施設数	施設数	施設の割合
プ	ノンペン	117	59	58	49.6%
シェ	ムリアップ	80	52	28	35.0%
バン	/タンバン	35	23	12	34.3%
ガ	ンダール	20	1 5	5	25.0%
シア	ヌークビル	15	11	4	26.7%
	全体	267	160	107	40.1%

表 4 重点 5 州における検査未実施施設の割合

MoSVY (2017b)をもとに筆者作成)

表から明らかにように、重点都市では特に MoSVY の検査が未実施の施設割合が高かった。重点 5 州全体で、約 40%の施設が検査未実施であった。

MoSVY の検査は年に1回、もしくは必要があればそれ以上のペースで行われることが定められており(ミニマムスタンダード、第10項)、ミニマム・スタンダードで定められた項目が適切に守られているのかを MoSVY 職員が検査を行う。定期的に MoSVY 職員<sup>12</sup>が各項目のチェックを行い、不適切な事項は修正し、修正事項に対して再検査を受ける。検査現場に筆者も立ち会ったことがあるが、入居者の各ケースの詳細に対する確認や個人情報の保管法のみならず、生活上の細かなことまで詳細にチェックが行われていた<sup>13</sup>。ミニマム・ス

<sup>12</sup> 実務的には州事務所に相当する DoSVY 所属職員が検査を行う。

<sup>13</sup> 例えば食事の皿を洗った後の保管方法や、入居者の靴の保管場所等、細かいチェックが

タンダードでは、入居者を保護するためにケア施設が守らなければならない最低限のこと (例えば食事は1日3回等)が示されており<sup>14</sup>、ケア施設の質を保つために MoSVY の検査 は重要な働きをしていると言える。これらの MoSVY の検査の未受検は必ずしも悪質なケアの提供を意味しないが、MoSVY の管轄外での運営は少なくとも外部の目が入らなかったことを意味し、施設のケアの質が保たれていたかは疑わしい状態であると言える。

なお、MoSVY への登録が義務付けられたのは、ケア施設のマネジメント政令が発効された 2015 年 9 月以降である。それ以前は MoSVY への登録が義務付けられておらず、他省庁 (内務省 (Ministry of Interior) や外務省 (Ministry of Foreign Affairs)) 等に登録された施設もあった。これら他省庁に登録されたケア施設は、MoSVY の検査の対象外であったため検査は受けていなかった。政令では、これまで他省庁に登録していた施設も MoSVY に改めて登録することが定められており、政令以降は MoSYV の管轄外での施設運営は認められていない。

## ⑤ NGO による運営頼みの現状

カンボジアでは、現在でも医療、保健、教育、社会福祉、人権等々、様々な社会課題に対応する為に海外からの援助を得ているが、マッピング調査により、州立施設(22 施設)以外の 384 施設(全体の 94.1%)が NGO 等の団体によって運営されていることが判明した (MoSVY 2017b)。近年では脱施設化の流れを受けて国際機関はケア施設に対する資金援助を行っておらず、海外からの個人からの寄付、もしくは教会を通じた寄付がカンボジアのケア施設運営を支えている状態である。以上を踏まえて、マッピング調査の結果から、カンボジアのケア施設の大半は、海外からの資金援助を受けた NGO により運営されていることが明らかとなった。

以上のように、本マッピング調査によってカンボジア全土にある施設数、入居者数、州別施設数等が判明した。加えて、調査の過程で、施設数の都市部への集中やNGOによる運営頼みの現状や海外ドナーへの依存の高さも明らかとなった。これまでに見てきたカンボジアのケア施設の全体図を踏まえた上で、次節では脱施設化が国際的な潮流となった過程を明らかにする。

-

行われていた。

<sup>14</sup> 詳しくは本章第3節2項。

## 第2節 脱施設化が国際的な潮流となった過程

2.2.1 国際 NGO 及び国際機関による脱施設化への提言

筆者が調査した限りでは脱施設化につながる提言を最初に行ったのは、1995 年に出版された Tolfree による書籍「Roof and Roots」である。Tolfree は 20 か国以上の途上国を調査し、その結果を子どもの保護に関する活動を行う国際 NGO のセーブザチルドレンの支援を受けイギリスで出版した。いわゆる「西側諸国(先進国)」と「途上国」<sup>15</sup>との分け方で双方のレジデンシャル・ケアの特徴を捉え、途上国でケア施設が行われてきた背景や問題点を描いている。

Tolfree はまず Bowlby らの精神医学の理論を引用し、1940~1950 年から西側諸国においてこれらの理論が及ぼした影響は非常に大きく、いくつかの国のレジデンシャル・ケア政策や実践を変える程のインパクトを与えてきたとした(Tolfree 1995:33)。そしてこれらの西洋の視点から導かれた研究結果が、いわゆる途上国でも適応できるのかを考察している。幼少期(特に生後 7 ケ月まで)の愛着は世界的に見られる現象であり、普遍的な人間の現象(universal human phenomenon)である。加えて、分離に関する先行研究を振り返った結果、愛着及び分離行動は広く文化を超えて適応可能な現象であるが、非西洋の国では子どもの養育は両親だけが行うものではなく祖父母や親戚がその機能を担うこともあり、特定の個人に対する愛着ではなく、愛着そのものが重要であると示した(ibid:34)。つまり、文化・社会的な背景に関わらず人間にとって愛着関係の形成は重要であるが、その一方で子どもの養育の制度は各々の社会で異なるため、愛着が意味するところも社会毎に異なるのである。

また Tolfree は、途上国の多くは子どもの権利条約に署名をしており、家族が一緒に過ごすことの重要性を理解しているにもかかわらず、子どもが家族と分離する施設養護がこれらの国の代替的養護の中心となっている事実を問題視した (ibid:310)。具体的に政府、NGOやドナーが取るべき方向性として、安直にケア施設を利用するのではなく、施設養護が抱える問題を直視すること、予防に力を入れること、ドナーの方向転換の必要性、子どもの声を聞くことの重要性を示した。

以上のように、Tolfree の貢献は、施設入居者に対するネガティブな影響を与えるという Bowlby らの諸理論をベースとして施設養護に対して否定的な見方を示し、家族からの分離 を阻止、つまりコミュニティ・ベースケアへの移行が望ましいとの提言をおこなった点であ る。しかし完全に施設養護を否定するものではなく、子どもの声を聞き適切に問題を認識し、 途上国における施設養護の捉え方を転換する必要性を訴えている。

Toffree の本が出版された後、2000 年には国際機関が代替的養護の方向性を打ち出した。 Tobis(2000)の中欧・東欧・旧ソ連の代替的養護の状況に関する調査によれば、かつての統

<sup>&</sup>lt;sup>15</sup> Tolfree は明確には双方の定義を示しておらず、一般に人々がイメージする範囲での「先進国」「途上国」という区別でここでは捉える。

制経済下では、施設に入所した子どもは身体、情緒、認知の発達が阻害され、障害のある子どもは社会から隔離され、施設から社会に戻ることはほとんどなかった。その後の市場経済への移行によって各国の経済状況が変わり、それに伴い施設入所者が増加し、そしてケアの質も更に悪化した(Tobis 2000)。更に、海外ドナーがこれらの施設の状況を良くするために寄付を行った結果、施設がローカルコミュニティの中で信頼される存在となった(ibid:1)。例えば、リトアニアにおけるレジデンシャル・ケアに対する支出は国家予算の1.75%であったが、他の代替的養護が存在していなかったためにドナー及び政府はレジデンシャル・ケアへの支援を追加し、その結果として子どもたちはコミュニティへの再統合を果たすことが難しくなった。

この報告書の中で、上記のような「負のサイクル」を断ち切るためには旧ソ連の国々が施 設養護からコミュニティを基盤とするケアへの移行を果たす必要があるとし、そのために 必要な6つの要素を提示した。

- ① 人々の考えを変え、コミュニティサポートへの方向付けをする
- ② コミュニティ志向の社会福祉資源を後押しする
- ③ コミュニティを基盤とした社会サービスのパイロット・プロジェクトを立ち上げる
- ④ パイロット・プロジェクトを利用することで施設入所となる子どもの流れを止め、子どもを地域へ再統合する
- ⑤ 施設については再デザイン、転用、閉鎖を検討する
- ⑥ コミュニティを基盤とした社会サービスを可能にする国レベルのシステムを構築する (以上、Tobis 2000)

この6つの要素によるアプローチは世界銀行の貧困削減戦略と一致しているが(上鹿渡 2016:21)、コミュニティによる支援が適切に行われるように制度を整えずに、無理やり施設から子どもを退所させる、つまり早急に脱施設化を進めることの危険性を示した (Tobis 2000)。

加えて同報告書では、世界銀行が脱施設化を進めようとしている対象国(アルバニア、アルメニア、ラトビア、リトアニア、ルーマニア)に焦点を当て、コミュニティを基盤としたケアを妨げている要因(①組織を維持しようとする組織的なプレッシャー;②社会福祉のインフラ、及びコミュニティで脆弱な子どもを養育するための法制度の欠如;③施設養護を促進するような金銭的メカニズムの存在;④レジデンシャル・ケアが国により提供される数少ない資源の1つであると言う世論)を指摘した(ibid:12)。

以上のように、同報告書は施設ケアからコミュニティを基盤とするケアへの移行に必要な要素、そして脱施設化に向かう阻害要因を示した。旧ソ連崩壊後に明らかとなった東欧のケア施設を事例として、報告書を通じて Tobis は脱施設化そしてケアの地域化を推奨している。

# 2.2.2 子どもと施設養護に関するストックホルム宣言

上記の脱施設化を提言する報告書が国際 NGO 及び世界銀行から発表される中、実務的に脱施設化に動き出したと言える出来事は、2003 年 5 月にストックホルムで開かれた「第2 回子どもと施設養護国際会議(The second international conference on Children and Residential Care)である。同会議には71 か国から600 人以上の政府関係者、NGO、研究者が参加し、そして「子どもと施設養護に関するストックホルム宣言(Declaration on Children and Residential care)」が採択された。同宣言の中で、子どもの権利条約を批准した国の政府が、家庭での保護を受けられない子どもに対して負う義務として、子どもが家庭で生活できるような家庭支援サービスを提供すること、施設での養護は最終的かつ一時的な手段であると示すこと、子どもに家庭環境を提供する代替的養護システムを目指すこと等があげられた(上鹿渡 2016:22)。

また同宣言では、表 5 のような代替的養護に関係する各アクターへの個別の呼びかけもなされた。

# 表 5 第2回子どもと施設養護国際会議における各アクターへの要望事項

	・社会的養護システムの再構築
砂点	・子どもの権利条約の内容に沿った法的枠組みの強化
政府	・ケア基準の設定と適切なモニタリングの実施
	・予防的施策や代替的ケアの優先的予算配分等
	・社会的養護における脱施設化と代替的ケアシステム創生への後押し
市民	・障害や人種、HIV 等への様々な差別の根絶
	・子どもが家族と生活し続けられるようにコミュニティを方向付ける
	・政府に子どもの権利条約を守らせる
	・意思決定に子どもや青少年、家族が参加できるようにすること
研究者	・異なる社会的養護形態における長期的な結果を明らかにすること
	・予防的対応や代替的なケアシステムに対する援助
ドナー	・経験の共有やキャパシティ・ビルディングを通じて、予防と代替ケ
	アの発展を支援する
実務者	・コミュニティを基盤としたアプローチの実践
	,

Department of Social Work, Stockholm University (2003)<sup>16</sup> 及び上鹿渡(2016)をもとに筆者作成

<sup>&</sup>lt;sup>16</sup> セーブザチルドレン HP(https://resourcecentre.savethechildren.net/library/stockholm-declaration-children-and-residential-care-12-15-may-2003) 2019 年 6 月 21 日アクセス

上表のように、ストックホルム宣言は、実際に脱施設化を進行させるための研究者や市民、ドナーも含めた各アクターが取り組むべき事項を明確に示した。政策、研究、実践の各アクターの連携が必須であるとした点で、本会議は脱施設化の流れに対して大きな影響を与えた。

その一方で、世界各地の施設養護の現状を比較した Cortney らは、本ストックホルム宣言をもって、施設養護を無くすべきと言う万国共通の合意となり、ケア施設の完全な廃止と安易に考えるべきではないと指摘する(Cortney and Iwaniec 2010:1)。理念上は脱施設化が望ましいとしても、実際は国によって施設養護に依存している度合いは大きく異なっており、理論通りにケア施設数を削減することはそう簡単な事ではない。また脱施設化を積極的に推進してきた国においても未だケア施設が存在し続けている事実から、早急な結論を出すことにより問題が生じる可能性も考えられ、各国毎に丁寧な議論を行うことが求められるのである。

# 2.2.3 新しい児童観の誕生 ~子どもの権利条約

以上の流れがある中、国連においても施設入居の子どもたちの現状が取り上げられるようになった。その根底には、新しい児童養護観が形成されていた。第一次世界大戦を契機に子どもの権利についての関心が高まり、1922 年に「世界児童憲章 (Declaration of the Rights of the Child)」、そして 1924 年に「ジュネーブ宣言」が採択された。第 2 次世界大戦後の1948 年には「世界人権宣言」、1959 年には「児童の権利に関する宣言」が国際的な合意の下で採択された。これらは新しい児童観に基づいた理想が掲げられていたとはいえ、いずれも「宣言」であり各国に対して拘束力を有していなかった(加藤・小川 2012:32)。

以上のような背景がある中、1989 年 11 月に国連総会において「児童の権利に関する条約 (通称「子どもの権利条約 (Convention on the Rights of the Child)」) が採択され、翌 1990 年 9 月に発効した。2017 年 3 月末現在、子どもの権利条約の締約国・地域は 196 となって おり、未締約国はアメリカのみである。なお、国連子どもの権利条約の定義では、「子ども」 は 0 歳から 18 歳未満の者を指す(第 1 条)。

子どもの権利条約は54条から成っており、その基本は子どもの人権尊重に置かれている。 同条約の大きな特徴は、受動的権利に加えて能動的権利も規定したことである。受動的権利 とは、子どもが大人から保護や支援などをしてもらう権利であり、一方の能動的権利とは子 ども自身が主体となって権利を行使することができる権利である。子どもの権利条約は① 生きる権利、②守られる権利、③育つ権利、④参加する権利の 4 つの柱から成っていると し、これら4つのうち、①生きる権利及び②守られる権利は受動的権利であり、③育つ権利 及び④参加する権利は能動的権利である。

ここで、「子どもの権利条約」上で施設養護はどのように位置づけられてきたのかを見ていく。まず前提として、子どもの権利条約には「子どもの最善の利益(best interest of the child)」との語が頻出し、「子どもの最善の利益」への考慮が求められている。子どもの権利

条約第3条においては、下記のように定められている。

児童に関するすべての措置をとるに当たっては、公的若しくは私的な社会福祉施設、裁判所、行政当局又は立法機関のいずれによって行われるものであっても、児童の最善の利益(best interest of the child)が主として考慮されるものとする。(子どもの権利条約第3条1)

つまり、子どもが権利主体となる児童観の確立に際して、すべての養育者には「最善の利益」を提供することが求められている。この考え方は、ジュネーブ宣言で示された「人類は児童に対して最善の努力を尽くさねばならぬ義務」があることを受け継いでいる(加藤・小川2012:45)。子どもの権利条約においても、児童養護の実践に際して、この「子どもの最善の利益」を守ることが理念上必須であると明示された。

また子どもの権利条約第 19 条では、各政府は全ての形態の暴力や搾取等から子どもを保護するための支援の必要性が示された。

締約国は、児童が父母、法定保護者又は児童を監護する他の者による監護を受けている間において、あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取(性的虐待を含む。)からその児童を保護するためすべての適当な立法上、行政上、社会上及び教育上の措置をとる。(第19条1)

そして、第20条では一時的、もしくは恒久的に家庭での養育を受けられない子どもに対して、国が保護を行わなければならないとしている。

一時的若しくは恒久的にその家庭環境を奪われた児童又は児童自身の最善の利益にかんがみその家庭環境にとどまることが認められない児童は、国が与える特別の保護及び援助を受ける権利を有する。(第 20 条 1)

以上のように、子どもの権利条約では、子どもが主体となる児童観のもと、全ての養育者が子どもに対して「最善の利益」を提供することが定められた。その中で、国や政府が子どもを暴力や搾取から保護し、また家庭での養育を受けることができない子どもに対して保護と援助を与えなければならないことが規定された。

### 2.2.4 国連児童の代替的養護に関する指針

このような新しい児童養護観が国際的に形成される中、国連は2006年に「子どもに対する暴力調査報告書(World Report on Violence against Children)」を発表した(Pinheiro 2006)。同報告書は、世界で起こる子どもに対する暴力の現実を捉えた初の試みである。同報告書の中で、「施設入居の子どもたち(Children in institutional care)」という章があり、ケア施設に入居した子どもたちを取り巻く暴力の実態が報告されている。同報告書では、施設入居によって子どもの発達に好ましくない影響が与えられるとする既存の研究を引用し、広範にわたる実証的研究が施設入居を否定的に捉えている土台となっていることを示した。ただし、同報告書は子どもに対する暴力に関する報告を目的としており、施設養護の好ましくない影響を述べながらも、「脱施設化」を提言しているわけではない。

その後、国際社会を脱施設化に向けて決定的に方向付けたのは 2009 年 12 月に採択された「国連児童の代替的養護に関する指針(UN Guidelines for the Alternative Care of Children)」である。この指針の中で注目すべきは、施設での養育ではなく家庭環境下での養護が望ましいと明言している点である。

代替的養護に関する全ての決定は、家族との接触及び家族への復帰の可能性を促進し、児童の教育、文化及び社会生活の断絶を最小限にとどめるため、原則として児童の通常の居住地のできるだけ近くで養護を行うのが望ましいという点を、十分に考慮すべきである。(第11項)

特に幼い子どもに対しては、家庭的な環境がより望ましいとしている。

専門家の有力な意見によれば、幼い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は 家庭を基本とした環境で提供されるべきである。(第22項、抜粋)。

上記の 3 歳未満の児童に対する施設養護が否定的である根拠となった「専門家の有力な意見」とは、本研究の既存の研究で取り上げた一連の研究のことを指している。

また下記の内容からは、子どもを家族の養育から切り離すことは最終手段とみなすべき とすることが明確に示された。

児童を家族の養護から離脱させることは最終手段とみなされるべきであり、可能であれば一時的な措置であるべきであり、できる限り短期間であるべきである。(第 14 項、抜粋)。

更に、施設養護を提供する場合でも小規模であるべきと示され、また養子縁組等の方法でより家庭的な環境が確保されるべきであるとしている。

施設養護を提供する施設は、児童の権利とニーズが考慮された小規模で、可能な限り家庭や少人数グループに近い環境にあるべきである。当該施設の目標は通常、一時的な養護を提供すること、及び児童の家庭への復帰に積極的に貢献することであり、これが不可能な場合は、必要に応じて例えば養子縁組又はイスラム法のカファーラなどを通じて、代替的な家族環境における安定した養護を確保することであるべきである(第123項)

加えて、家庭的な環境として、養子縁組以外に里親も推奨されている(以下、主な項のみ 抜粋)。

児童の家族、地域団体、文化的集団とのつながりを維持しつつ児童に養護と保護を提供できる公認の里親を各地に確保すべきである(第 119 項)。

重要な相互支援を提供し、実践と政策展開に貢献することができる、里親の団体の設立を奨励すべきである(第 122 項)。

そして、ケア施設が多数存在している現状から、大規模なケア施設の進歩的な廃止も含めた方向性が改めて示され、施設の新設及び新設の許可も考慮して将来的には施設数を減らすという方向が強調された。

施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつも、大規模な施設養護が残存する現状において、かかる施設の進歩的な廃止を視野に入れた、明確な目標及び目的を持つ全体的な脱施設化方針に照らした上で、代替策は発展すべきである。・・・中略・・・公共施設であるか民間施設であるかを問わず、施設養護の施設の新設又は新設の許可に関する決定は、この脱施設化の目的及び方針を十分考慮すべきである(第23項)

以上のように、本国連指針をもって脱施設化が国際的な潮流として決定的となり、以下の方針が明確に示された。

- ①施設養護より家庭養護が望ましい。特に 3 歳以下の子どもに対してはより家庭的な環境での養育が重要である。
  - ②子どもを家族から切り離すことは最終手段である。
- ④施設養護を提供する場合は小規模施設が望ましく、施設養護よりは養子縁組や里親等のより家庭的な養育環境が望ましい。

- ⑤大規模ケア施設の廃止も含め、かつ施設の新設・許可も考慮し将来的には施設数を減ら していく。
  - ⑥各国政府に対して脱施設化に対する指針作成を求める。

本指針により各国政府が脱施設化を進めていく上での方向性が明示され、脱施設化の国際的な流れを決定づけた。その背景には、まず子どもの権利条約に定められたように、子どもの「最善の利益」の考慮という子どもの権利保護を主眼とした上で、国が家庭での養育を受けられない子どもの保護を行うことが示された。その上で、施設養護ではなく家庭環境下での養護が望ましいとし、脱施設化の方針を示したのである。つまり、家庭での養育を受けられない子どもの権利を保護する為に、国が脱施設化を進めることが国際的な指針として示されたのである。

ただし、第23項にて「施設養護と家庭を基本とする養護とが相互に補完しつつ児童のニーズを満たしていることを認識しつつ」とあるように、施設養護にも子どもの養育に対して補完できる要素があるとし、必ずしも施設養護の全廃を訴えているわけではない。加えて、同指針は拘束力があるものではなく(吉田 2018:202)、どのように対応するかは各国に委ねられている。

次節では、これまでに見てきた国際的な脱施設化の流れを踏まえて、カンボジア政府が国連指針に従い各種政策・法の策定、諸制度の整備を行い、脱施設化を進めた背景を概観する。

# 第3節 カンボジアにおける脱施設化の過程 ~子どもの権利条約を通して

# 2.3.1 子どもの権利条約委員会 (CRC) の役割

カンボジア国内にて脱施設化に向けた政策整備がなされた過程を、子どもの権利条約に 関する国連文書から読み解いていくために、本項ではまず子どもの権利委員会の役割を示 す。

子どもの権利条約締約国は、条約が発効して 2 年以内に子どもの権利の実現のための取り組みなどについて国連子どもの権利委員会 (Committee on the Rights of the Child (以下、CRC)) に報告することが求められており $^{17}$ 、CRC はこれに基づき勧告を行い、各国は勧告に基づき対応策を講じる。

条約の実施は特定の機関により担われるものではなく、締約国政府だけでなく UNICEF をはじめとする国際機関、NGO 等の市民社会、メディア、そして子どもたち自身など様々な主体の共同の努力によって進められていく。CRC は、これらの様々な機関の努力をつなぐ役割を果たしていくことになる。

CRC を構成するのは、締約国の選挙で選ばれた法律家、ソーシャルワーカー、医者、NGO

<sup>17</sup> 初回は2年以内であるが、その後は5年ごとの報告となる。

出身者、外交官等の背景を持つ10人の専門家である(喜多ほか 1998:291)。その主たる任務は、条約で約束された義務の実現を達成することに関して、締約国による進捗を審査することである(条約第43条1項)。この制度は、「報告制度」と呼ばれる枠組みにのっとり進められていく。その流れを簡単に示すと、①締約国がCRCに対して定期的に報告を提出、②CRCが報告の予備審査を行い、「事前質問票」を作成する、③締約国の政府代表を招き公開で本審査を行う、④本審査での検討結果に基づき、CRCは問題点の指摘や改善のための提案・勧告を盛り込んだ「総括所見」を国ごとに採択する、という流れである(ibid:291-292)。各国は「総括所見」の提案・勧告に基づき、自国の制度等の見直しを行い、再び報告を行う、という流れとなっている。なお、CRCからの勧告は、拘束力があるものではない(吉田2018:202)。よって、CRC勧告にどのように対応するかは、各国政府に任せられている。しかし、CRC勧告は各国の施策の課題や改善の方向性を示しており、子どもの権利に関する各政策の拡充を促進する役割、及び国内法令等のチェックをする役割を担っている。

カンボジアは 1992 年 10 月 15 日に子どもの権利条約に加入<sup>18</sup>しており、条約の実行と進 捗状況報告の義務を有している。条約に基づく権利保障のための政策立案、その推進機関の 設置、権利共済制度の創設、条約の広報・普及活動を行う必要も生じた(ibid:10)。なお、カ ンボジア政府は子どもの権利委員会に対して 1994 年 11 月 13 日までに初回定期報告書を 提出する必要があったが、3 年後の 1997 年 12 月 18 日に同報告書を提出している<sup>19</sup>。2 回 目定期報告書の提出期限は 1999 年 11 月 13 日であったが、期限から 10 年後の 2009 年 2 月 20 日に第 2 回と 3 回目の報告書をまとめて提出した。

カンボジア政府と CRC との間の報告制度を図式化すると下図となる。政府からの報告書の提出後に政府及び CRC 委員が参加する本審査の場が設けられ、政府からの回答を踏まえて CRC が政府に対して勧告を行うという流れになっている。

-

<sup>18</sup> 加入とは「署名の工程を省きそのまま条約を受け入れた国」である。

<sup>&</sup>lt;sup>19</sup>https://tbinternet.ohchr.org/\_layouts/TreatyBodyExternal/Countries.aspx?CountryCode =KHM&Lang=EN (2019 年 3 月 20 日アクセス)



図 5 子どもの権利委員会とカンボジア政府間の報告制度の流れ

CRC 各種文書をもとに筆者作成

次項以降では、具体的にカンボジア政府が施設養護に関する政策を整備した過程を見ていく。本論文では、「レジデンシャル・ケア政策全般」、代替的養護としての「養子に関する政策」、そして「市民社会と政府の協力体制」の3つの点の整備過程を取り上げる。各項では、上図で示した一連のカンボジア政府及びCRC国連子どもの権利委員会とのやり取りを通じて明らかとなった各政策の整備過程を概観し、カンボジア国内の社会背景及び関連する事件等も加味し、様々な観点から各政策の整備状況とその内容を明らかにする。

これまでに明らかにした国際的な脱施設化の流れにカンボジア政府と CRC とのやり取りを対応させると、表 6 の通りになる。

表 6 CRC 及びカンボジア政府の脱施設化への対応年表

年	子どもの権利条約委員会(CRC)の動き		カンボジア政府のCRCへの対応		カ	ンボジア法及び政策整備状況
1989	11月2日	子どもの権利条約 採択			1989	婚姻及び家族法 制定
1990	9月2日	子どもの権利条約 発効				
1992			10月15日	子どもの権利条約 加入		
1995		(Tolfree脱施設化に関する 報告書 発表)				
1997			12月18日	初回定期報告書 提出		
2000	5月24日	第629・630回ミーティング (本審査)				
	6月2日	第641回ミーティング (本審査)				
	6月28日	初回定期報告書に対する総括 所見 提出				
		(Tobis 脱施設化を推奨す る世銀報告書 発表)				
2003	5月	(第2回子どもと施設養護国 際会議 開催)		(カンボジア政府代表団 同国際会議に出席)		
2006					4月	代替ケアに関する政策 (ポリシー) 大臣令 発効
2007					2007	ハーグ条約 批准
2008					5月	子どもの代替ケアに関するミ マム・スタンダード省令
2009	12月	国連児童の代替的養護に関す る指針 採択	2月20日	第2・3回統合定期報告書 提出	2009	国際養子縁組法
2011	3月13日	第2・3回統合定期報告書に関連する質問事項(List of issues) 提出	5月17日	第2・3回統合定期報告書 に関連する質問事項 (List of issues) に対す る回答 提出		
	6月3日	第1620回・第1621回 ミー ティング(本審査)				
	8月3日	第2・3回統合定期報告書に関 連する総括所見 提出			12月	民法適応開始
2015					9月	レジデンシャル・ケア施設の ネジメントに関する政令 (Sub-Decree)
					2015	30%の入居者の再統合に関す アクションプラン 公表
2016					2016	国内養子に関する凡例
2017					1月	アクションプラン(30%入居 削減)発表
2017					2月	レジデンシャル・ケア施設に するマッピング調査 結果公
2018			6月22日	第4~6回統合定期報告 書 提出		

カンボジア政府は第2回報告書の1999年11月13日までの提出を求められていたが、第3回報告書と合わせて10年遅れの200年に提出した。

### 2.3.2 カンボジア国内のレジデンシャル・ケア政策の整備過程

1998年に提出された初回定期報告書において、カンボジア政府が考える子どもの権利に関する課題として、「国際機関やNGOからの支援が限られていること」「子どもに対する支援の予算が低く、備品が満足にないこと」「貧しい両親の子どもを支援する政策がないこと」等があげられた(CRC/C/11/Add.16/第175項、抜粋)。このように、政府はカンボジアの子ども福祉政策には「支援」と「政策」の双方が欠如した状態であると評価した。

上記の初回定期報告書提出後に、カンボジア政府代表及び CRC 委員によりが参加した本審査がジュネーブで 3 度開かれ、それを踏まえて 2000 年 6 月に国連子どもの権利委員会が総括所見(concluding observations)を発表した。「子どもの参加する権利」に関して、「家庭内、学校及びその他の施設において、子どもたちの参加を促進すること」及び「意見、表現、及び結社の自由が保証されること」との勧告がなされた(CRC/C/15/Add.128/第 34 項)。また家庭環境が剥奪された子どもたちに対するケアとして、「カウンセリングやコミュニティ・ベースのプログラムを通して、家族が子どもにとって一番良い環境であり、親が家庭で子どもの養育を行う策を強化すること」「ケア施設やその他の代替的養護の政策及び規制を設定すること」「里親制度等の代替ケアを強化すること」「これらを達成するための十分な予算及び人員を配置すること」との提案を行い(CRC/C/15/Add.128/第 38,39 項)、代替的養護政策の強化を求めた。加えてカンボジア政府に対して「脆弱な子どもたちの保護のために健康、教育、社会サービスに対して資源を割り当てること」との勧告がなされた。

つまり、初回報告書でカンボジア政府が自らを子ども福祉に対する資源が不足している と評価したことに対して、国連子どもの権利委員会は子どもの参加に関する権利、及び代替 的養護の強化、そして子どもに対する更なる資源の割り当てをカンボジア政府に対して要 請した。

カンボジア政府はこれらの勧告・提案を受け脱施設化に向けた取り組みを開始し、初回定期報告書から 12 年後の 2010 年に提出された第 2・3 回報告書では、その間の政策整備の取り組みが報告された。後述する各種政策の制定に加え、2000 年から 2006 年の間の各省庁に対する予算の割り当てに関して、教育省 (13.6%から 18.8%)、保健省 (8.4%から 11%)、MoSVY (3.94%から 6.66%) に対する 6 年間の政府の予算額が上昇したことが報告された(以上、CRC/C/KHM/2-3)。

これに対し、2011年8月3日に発表された子どもの権利委員会の総括所見では、カンボジア政府の12年間の取り組みに対して「2006年の代替ケアに関する省令及び2008年のミニマム・スタンダードの策定は歓迎する(CRC/C/KHM/CO/2-3/第45項)」との評価が行われた。その一方で、「2005年から2008年の間に孤児院(orphanage)に収容された子どもの数が65%増えており、孤児院が最適な選択肢となっている恐れがある」「全てのケア施設が登録されず、モニタリングされていない(以上、CRC/C/KHM/CO/2-3/第45項)」点が懸念事項としてあげられた。

加えて政府に対する提案として、「カウンセリングとコミュニティでのケアを通して、家

族が子どもにとって一番良い環境であることを促進し、施設入居を防ぐために両親が自分で子どもを養育するための効果的な方法を採用すること」「施設入居者を減らすために包括的な入居基準と戦略を設け、入居は最終手段であることを強調すること」「入居している子どもを家庭に再統合すること」「チャイルド・ケアの専門職員を雇用し、彼らを訓練し、家族での養育を促進すること」等があげられた(以上、CRC/C/KHM/CO/2-3/第 46 項)。

以上のように、CRC は 2010 年までのカンボジア政府の取り組みを評価する一方、ケア施設入居者数が急増していること、及びケア施設が適正にモニタリングされていない点を指摘した。具体的な方策を示しつつ施設養護を防ぐための方策を取ることを明確に求めており、CRC はカンボジア政府に対して施設入居を防ぐための更なる取り組みの強化を求めた。

表 6 で示したように、2000 年の国連の初回総括所見の 5 年前には Tolfree、そして同じ 2000 年には Tobis の研究により家庭養護への移行が提言され、かつ欧州では既に脱施設化に向けたプログラムが開始されており、世界的に脱施設化に向けて動き出す素地が形作られていた時期であった。そして初回総括所見ではカンボジア政府に対して代替的養護の強化が要請されており、世界的な脱施設化の流れに即した取り組みをカンボジア政府に対して求めていたことが見えてきた。加えて、2011 年の総括所見発表の 2 年前には「国連児童の代替的養護に関する指針」が採択され脱施設化が決定的なものとなっており、CRC からカンボジア政府に対しても、脱施設化により家庭での養育を促進することが明確に求められていた。CRC は国際的な脱施設化の流れを踏まえて、カンボジア政府に対して脱施設化に向けた取り組みを進めるように促していた。

以下に、具体的な政策を概観し、脱施設化が具体的に進められた過程を示す。

# 代替ケアに関する政策、及び同政策を実行するための省令制定

子どもの権利条約に加入している以上、子どもの権利条約に基づく権利保障のための政策立案を行うことは必然的な流れであり、カンボジア政府も本腰を入れて取り組まなくてはならない事項であった。2000年の CRC 勧告を受け、まずカンボジア政府は脆弱な子どもたちに対する対処法として、「代替ケアに関する政策(Policy on Alternative Care for Children)」を 2006年4月に発表し、同政策を実行するための省令(Prakas on Procedures to Implement the Policy on Alternative Care for Children)を 2011年 10月に発効した(201100分に(201110分に、「①脆弱な子どもたちに対する支援方法の枠組みを提示したこと」、「②代替的養護の定義を示したこと」、及び「③キンシップ及び仏教寺院でのケアを尊重していること」の 20110分に

## ①脆弱な子どもたちに対する支援方法の枠組みを提示

「代替ケアに関する政策」では、カンボジア政府が脆弱な状況下にある子どもたちに対する支援方法の枠組みを示している。本章第 2 節で示したように、まず特別な保護が必要な

子どものクライテリアについて、孤児、遺棄された子ども、HIV/AIDS に感染した子ども、 性的、身体的、精神的に虐待を受けた子ども、ストリートチルドレン等と定めた(第1章)。

また 2011 年に発行された代替ケアに関する政策を実行するための省令では、国、地方の各レベルの関連省庁が行うべき役割を詳細に定めた(第  $6\sim12$  条)。加えて、子どもが家庭に留まる場合(第  $13\sim16$  条)、再統合(第  $17\sim20$  条)、代替ケア(第  $21\sim29$  条)とそれぞれの一連の手続きも詳細に定められた。この中で、「子どもの安全に危害が及ぼされない限り、(家庭への) 再統合が最も利益に適合する」(第 18 条)と明言された。また両親もしくは養育者を探すのは、カンボジア女性緊急救済センター (CCWC) の責任であるとされた(第 19 条)。

# ②代替的養護の定義、及び優先順の明示

本政策では各代替的養護の定義を示し、その上で家庭養護の推進(MoSVY 2006: 9)を宣言し、代替的養護として最適な方法は家庭養護であることを明示した。

上記に加え、「キンシップケアや家庭養護が見つからない場合に限り、訓練を受けた里親が一時的に養育を行い、また最終手段として、子どもの親や養育者が見つかるまで一時的に施設に入居させる」とし(第 19 条 3)、かつ、代替的養護は「一時的なものである」べきであり、以下の順番で考慮されるとした。その順番とは、「1. 親戚に預ける、2. 里親、3. グループケア、または仏教寺院での養育(同じコミュニティにあり子どもが定期的に自分の家族を訪問できる場合)、4. 施設養護」(以上、第 21 条)でり、1 から順に受け入れ先を探し、見つからなかった場合に次の代替的養護を考慮するという方針が示された。

以上のように、施設入居は各種代替的養護が見つからなかった場合の最終手段と明示された。

# ③キンシップ、及び仏教寺院で養育の尊重

更なる特徴としては、カンボジアの伝統的なキンシップケアや仏教寺院での養育を尊重している点である。キンシップケアはカンボジアで深く根付いている習慣であり(MoSVY 2006:10)、非公式ながらも広く行われている伝統的な家庭養護の一種であるが、キンシップケアが同政策により代替的養護の一種として公式に認められることとなった。

また仏教寺院での養育に関しても、仏教寺院(pagoda)はカンボジア社会では代替的養護として重要な役割を果たしてきたと明示された(ibid:11)。

以上から、2006 年に公表された「代替的養護に関する政策」及び 2011 年に発行された「同政策を実行するための省令」は、代替的養護を必要とする子どもに対する代替的養護の枠組みを文書として正式に示し、かつキンシップケアやお寺が伝統的に子どもの保護をしていたというカンボジアの習慣を取り入れ、伝統を尊重していた。これらは、家族が子どもにとって一番良い環境であり、親が家庭で子どもの養育を行うことを強化するようにとの2000 年の CRC 勧告に対して応える形となっている。

しかし同政策は何かの制限事項を設けておらず、カンボジア政府の代替的養護政策の方

向性を示したに過ぎない。よって、国連勧告が求めていた「代替ケアの政策及び規制の制定」 にまでは一歩踏み込めていない。

# 子どもの代替ケアに関するミニマム・スタンダード制定

前項の代替ケアに関する政策が制定された 2 年後、ケア施設の設立や運営に関する事項を定めた『子どもの代替ケアに関するミニマム・スタンダード (Minimum Standards on Alternative Care for Children、以下ミニマム・スタンダード)』が、省令 (Prakas) として 2008 年 5 月に発効した。

## ①ケア施設設立、及び入居者のケアに関する遵守事項の制定

ミニマム・スタンダードでは、ケア施設の設立やマネジメント、そして入居する子どもに対するケア方法を定めることを目的として作成され(第 1 条)、食事や入浴に関すること、寝具・石鹸用品などの日用品の供給等についても細かく規定している(第 3 条)。施設面積や施設環境(第 4 条)、職員の責任(第 5 条)や子どもの情報記録(第 8 条)等も定めているが、いずれもがケア施設が最低限満たす必要があるレベルのことばかりであり(例えば、食事回数は 1 日 3 回以上、安全な飲み水の提供等)、特別に難しい条件を課しているわけではない。

### ②入居者の権利に言及

ここで特筆すべきは、施設に入居する子どもの権利に言及していることである。例えば、「子どもが自分の考えや感情を自由に表現できること」「自分の出生に関することを知る権利があること」「宗教を自由に選べること」(以上、第3条)等を保障するべきであるとし、子どもの「表現の自由」や「知る権利」を明文化している。また親との関係においても、「生みの親と面会することで子どもに危険が及ぶことがなければ、両親及び親戚や友達と連絡を取り続けることを推奨すること」「子どもが望み、子どもの利益になるのであれば、家族から子どもに危険が及ぶ可能性がある場合でも、職員の監督のもと家族とコンタクトを取る許可が与えられること」という事項も定められ(第3条)、ケア施設は子どもの権利を尊重し、また子ども自身に危険が及ばない範囲で家族との交流を持つ自由が与えられなければならないと定めた。同じく第3条では、子どもの教育に関することも規定しており、施設は「少なくとも9年間の教育」、もしくは「子ども自身の選択による職業訓練」を与える、もしくはそのアクセスを与えなければなければならないとしている。

以上のように、ミニマム・スタンダードではケア施設が守るべき事項を詳細に定め、省令として公布することで効力を持たせた。かつ施設に入居している子どもの権利にも言及しており、「子どもの参加する権利」に関する国連子どもの権利委員会からの勧告を施設入居の子どもたちに対しても適応させ、カンボジア政府の子どもの権利に対する積極的な姿勢が見られる。その一方、施設が守るべき事項を定めたが罰則規定は設けられていないため、強制力を有してはいなかった。

## レジデンシャル・ケアのマネジメントに関する政令制定

ミニマム・スタンダードの制定後、2015 年 9 月に「レジデンシャル・ケア施設のマネジメントに関する政令(Sub-Decree)」が発効された。政令(Sub-Decree)とは閣議で採択の後に首相により署名され、カンボジアにおける法規序列では省令(Prakas)よりも上位に位置する(カンボジア開発評議会 2013:I-1)。その為、前述のミニマム・スタンダードよりも上位に位置する法規となる。

同政令の特徴として、本論文では「①ケア施設の質の向上」及び「②MoSVY のケア施設に対する権限強化 | を取り上げる。

# ①ケア施設の質の向上を目指す

本政令は、レジデンシャル・ケアの質の向上、及びそのマネジメントの効果的な実行、そして子どもの利益のために制定され(第1項)、施設で生活する子どもたちのベーシックニーズを満たすことを目的としている(第2項)。

本章第2節で見た通り、同政令では施設入居に関するクライテリアが明確に示され(第11項)、施設入居は「最終的、かつ一時的なものでなくてはならず、両親、もしくは親戚、保護者、里親を探し、それでも見つからなかった場合にのみ認められる」ことが明文化された(同項)。

### ②MoSVY のケア施設に対する権限強化

本政令が制定されるまでは、各ケア施設は施設を運営する団体が主に活動する分野の担当省庁にのみ登録を行っており、運営主体によって登録省庁が異なっていた。しかし本政令をもって、MoSVYがケア施設を統括する唯一の省庁であると定められた(第4項)。MoSVYに与えられた権限として、ケア施設のモニターや検査、新規のケア施設の開設、ケア施設に対する閉鎖命令等が定められ(第5項)、かつ施設内にて不法行為があったと報告された場合には MoSVYが48時間以内に検査を行い、関係省庁と連携の上で法的処置が可能であると定められた(第13項)。また本政令に従わない施設に対しては、文書での警告や一時的な施設閉鎖、そしてライセンスが剥奪されることになった(第15項)。本政令が公布される以前から施設運営を行い、他省庁への登録等により MoSVY からの許可を得ていない施設は、同政令公布後6か月以内に MoSVY に対して登録の手続きが必要であることも定められた(第17項)。

本政令をもって MoSVY がケア施設を取り締まる唯一の省庁であると定められ、かつ強力な権力が与えられており、それまでの各省令より一歩踏み込んだ内容となっている。加えて、本令発効以来新規のケア施設の設置は認められておらず、脱施設化に向けて本格的に動き出した。

以上、本節ではカンボジア政府が行ったレジデンシャル・ケア関連法・政策の整備を概

観したが、これらを総括すると、以下の3点が特徴としてあげられる。まず1点目は、CRC の勧告を受け入れ、子どもの権利条約の順守に取り組み始めたことである。2006年の「代替ケアに関する政策」では、家庭でのケアが望ましいという CRC の勧告を受けて、代替的養護の概念の整理を行い明確に示した。また2008年に制定した「ミニマム・スタンダード」では子どもの表現の自由や参加する権利に言及しており、この点も CRC の勧告を受け入れて改善する意識が表れている。そして2015年の「レジデンシャル・ケア施設のマネジメントに関する政令」では、CRC が求めた「代替ケアの政策及び規制の制定」を行っており、CRC の勧告に応じて段階的に対応してきた。

2 点目は、ケア施設に対する規制の強化である。「ミニマム・スタンダード」ではケア施設が守るべき事項が明示され、さらにその後の「レジデンシャル・ケア施設のマネジメントに関する政令」では MoSVY の権限が強化され、更に不法行為を行った施設に対しては閉鎖もありうるとの強い罰則が定められた。加えて同政令が公布された後は、新規のケア施設の開設が認められない等、現在ではケア施設に対する規制は厳しいものとなっている。

ケア施設を取り締まる法律がそれまでなかったことも問題であるが、CRC の勧告を受けて、そして社会的にもケア施設が増加し続ける中で本格的にカンボジア政府も対策に乗り出し、ケア施設に対する規制を強めていった。

3 点目は、カンボジアの伝統を尊重している点である。「代替ケアに関する政策」では養子や里親という国際社会の流れを受けた代替的養護方法を示しつつ、キンシップケア及び仏教寺院での養育というカンボジアの伝統的な養護方法への言及もあり、カンボジア政府が子どもの養育に関して伝統・文化を尊重している姿勢を表している。かつ、施設入居よりもキンシップケアが優先的に考慮されるべきという指針も示された。

その後の「ミニマム・スタンダード」や「レジデンシャル・ケア施設のマネジメントに関する政令」では、キンシップケア等の伝統的なケアへの直接的な言及がなかった。しかし、UNICEF職員への聞き取り<sup>20</sup>では、カンボジアではキンシップケアは規範(norm)になっているとし、法規に明文化しなくても地域に根付いているケア方法であり、代替的養護の一種として現在のカンボジアでも広く根付いている。

# 2.3.3 代替的養護:養子に関する政策の整備過程

脱施設化を進めるにあたっては、前節で見てきたようなレジデンシャル・ケア政策関連の整備に加えて、施設退所者の受け皿として機能し、かつ新たな施設入居者の発生を抑える役割を果たす他の代替的養護制度の整備を行うことが不可欠である。本節では代替的養護の中でも養子制度に着目し、CRCとの間にどのようなやり取りがあったのか見ていく。

「養子」とは、生みの親が有する子どもの権利と責任をすべて養親に移譲し、養親の元に 生まれたと同じような権利と義務を子が有する状態をいう。養子となることで養親との間

-

<sup>20 2018</sup>年12月25日実施。

に永続する親子関係を築くことになり、生みの親との間の親子関係は消滅する。カンボジアの養子制度は、1989年に制定された「婚姻及び家族法」により制度化され、2011年に民法が適応されてからは民法で規定されている。

2000 年 5 月に開かれた第 630 回国連子どもの権利委員会ミーティングでは、「「国際養子縁組に関するこの保護及び協力に関する条約(以下、ハーグ条約)<sup>21</sup>」を批准する予定の有無」「カンボジアでは非公式の養子が行われているが、政府の養子に対するモニタリングの有無 (CRC/C/SR.630/第 8 項)」が問われた。これらに対するカンボジア政府の回答は、「カンボジアでは国内養子より国際養子のケースが多い」こと、「養子に関する法規はなく一時的な手続きが定められているのみである」こと、そして「政府に養子の申請書が提出される前に書類の確認を行っている」(以上、CRC/C/SR.630/第 16 項)との回答がなされた。つまり CRC の質問に対してカンボジア政府は明確に回答していなかった。しかし、CRC 委員からもそれ以上の追及は行われなかった。

2000 年 6 月の CRC による総括所見では、ハーグ条約及び子どもの権利条約を尊重した上で国際養子縁組法のドラフトが作成されたと、カンボジア政府の努力が評価された。その一方で、国内養子に関する現行法規(婚姻及び家族法)は子どもの権利条約に適合しておらず、かつ現行の養子の手続きでは腐敗と虐待行為が数多く報告されており、不法な非公式の養子が広く浸透している点を懸念事項とした(CRC/C/15/Add.128/第 40 項)。加えて、ハーグ条約への加入を要請した(CRC/C/15/Add.128/第 41 項)。

2010 年に提出された第 2・3 回報告書では、カンボジア政府は国際養子縁組法をはじめとする法規の制定(2009 年)やハーグ条約の批准(2007 年)を報告した。それを踏まえて2011 年 8 月の CRC による総括所見では、国際養子縁組法及び国際養子縁組を取り締まる組織の制定が評価された一方、同法の実行に向けた法規が適応されていない点、及び州職員を巻き込んだ不法な国際養子が未だ行われており適切に調査が行われていない点が懸念事項として指摘された(CRC/C/15/Add.128/第 47 項)。勧告として、国際養子縁組法の実行に関する省令(Prakas)の早急な策定、国際養子の透明性確保とフォローアップ、不法な養子行為の起訴があげられた(CRC/C/15/Add.128/第 48 項)。

以上のように、カンボジア政府は養子制度の整備に関しても、CRC の要求に応じて国内制度の整備を行ってきたことがつかめた。その中でも 2007 年のハーグ条約の批准、及び 2009 年の国際養子縁組法の制定は大きな変化であった。しかし 2011 年の CRC 総括所見で指摘されたように、不法な国際養子が行われているとの報告もあり、現段階では法整備を進めつつあるがまだ完全な状態ではない。

次項以降では、カンボジア国内の養子制度の整備状況を当時発生した国際養子あっせん に関する事件も含めて詳しく見ていく。

47

<sup>&</sup>lt;sup>21</sup> Convention on Protection of Children and Co-operation in respect of Intercountry Adoption。国際的養子あっせんを規制する条約である(吉田 2013:112)。

## 国際養子縁組あっせんビジネス問題

カンボジア政府が養子制度の整備に本格的に取り組む契機となったのは、CRC の初回勧告に加えて、勧告の同時期に発生した国際養子縁組にまつわるチャイルド・ロンダリング問題である。

2000 年 5 月の新聞記事<sup>22</sup>において、孤児院の経営者が近隣の貧困家庭に対して子どもを 100~150USD で売買することを持ち掛けたり、また海外で国際養子縁組のアレンジを行っている団体が養子縁組希望者から多額の費用を得ている実態が報じられた。また 2001 年 12 月にアメリカの報道番組において、カンボジアの移民帰化局(現・市民権移民局)が国際養子縁組を申請された子どもたちが人身取引もしくは実父母のもとから誘拐された可能性があるために、彼らの査証申請を却下している事態を報じた(四本 2017)。この番組を契機にカンボジアの国際養子縁組が人身取引事件に関わっているという疑惑が明るみになり、その後アメリカ政府が捜査を行い、アメリカ人孤児院経営者等が養父母から総額 800 億ドルもの金を不正に受け取っていたことが判明し孤児院経営者等が養父母から総額 800 億ドルもの金を不正に受け取っていたことが判明し孤児院経営者らの逮捕に至った(ibid:280)。この事件を契機に、アメリカ政府はカンボジアからの養子受け入れ停止に踏み切り、また主要なカンボジア人養子受け入れ国であったフランス、オランダ、スイス、ベルギーも受け入れを停止し、イギリスも 2004 年 6 月にカンボジアとの国際養子縁組を停止した(ibid)。

このように、CRC からの初回勧告と同時期に国際養子縁組にまつわる事件が報道され、その結果孤児院経営者の逮捕や西洋諸国との国際養子縁組の停止にまで発展する事態となっており、カンボジア政府も国際養子縁組の制度整備を真剣に考えなくてはならない状況となった。

#### ハーグ条約批准

国際的には国際養子縁組の弊害及び危険性は早くから認識されており、国際的な枠組みの形成が行われていた。1957年には国際養子縁組に関するヨーロッパ専門会議において養子縁組に関する原則が確認され、また1965年には養子縁組の裁判管轄権、準拠法及び決定の承認に関する条約が成立した。そして1989年には子どもの権利条約が発効し、各国共通の国際養子縁組の原則を定めるべく1993年にハーグ条約が成立した(吉田2013:114)。

カンボジア政府は国連からの勧告及び一連のチャイルド・ロンダリング事件を受け、従来の国際養子縁組の慣行を改善する必要に迫られており、国連勧告に答えるべくハーグ条約の批准を早急に進め 2007 年に批准した。そして UNICEF の支援を受けて国際養子縁組法制の整備に着手する一方、2009 年に国際養子縁組の停止を宣言した(その後、2013 年 12月に停止宣言解除)(四本 2017: 278)。

<sup>&</sup>lt;sup>22</sup> O'connell, Stephen and Saroeun, Bou, (2000) Babies Bought for Sale to Foreigners, *Phnom Penh Post*, 26 May 2000.

#### 国際養子縁組法制定

カンボジア政府はハーグ条約の批准を進めていく中、UNICEFの支援を受けて国際養子縁組法制の整備に着手した。そして 2009 年にようやく「国際養子縁組法(Law on the Intercountry Adoption))が施行され、ハーグ条約に沿う形での国際養子縁組に関する法律が完成した。国際養子縁組法が制定されるまでは、国際養子縁組は 1989 年に制定された「婚姻及び家族法(the Law on Marriage and Family)」及び MoSVY が制定した 3 つの省令で規律されていた(四本 2017: 280)。この「婚姻及び家族法」では養子に関しては 6 か条の規定を定めるのみであり、国際養子縁組に関しては第 109 条第 2 項で「養父母はカンボジア国籍又は外国籍であること」と定義されるのみであった。

その後も国際養子縁組に関する政令や省令が公布されたが、国際養子縁組法が制定されるまでは国際養子縁組法制が十分に機能していなかった。その理由の一つとして、社会主義政権下で制定された婚姻・家族法に即した省令が施行されたが、婚姻・家族法では私的な国際養子縁組あっせん団体の出現を想定していなかった点を四本は指摘した(四本 2017: 282)。結果的に、前述のような養父母の善意につけこんだ国際養子縁組あっせんビジネスがカンボジアで横行する事態を許すことになってしまった。

カンボジアの国際養子縁組法の特徴として、「悪質な国際養子縁組あっせん団体を排除し、チャイルド・ロンダリングを防止することに重点を置いて整備」(ibid) されたことがあげられる。国際養子縁組あっせん団体はカンボジア国内法に則した形での登記・登録、中央当局の認可が必要となり、さらに役員の登録が必要となることで悪質なあっせん団体やブローカーの関与を防止している。また国際養子縁組あっせん団体による養護施設の運営と利用が禁止となり、「国際養子縁組あっせん団体ひいては養父母となるものと養子となるこの直接・間接の接触を中央当局の管理下に置いた」(ibid) 点が大きな特徴である。

一方で、第13条では「国際養子縁組の条件を満たした子どもの名簿に当該子どもの氏名を載せること」も定められたが、現状ではまだそのような名簿は存在しておらず(Hamilton and Apland 2017:82)、現状ではカンボジア政府の養子制度は不完全な状態である。

# 国内養子に関する凡例

上記のように国際養子に関する手続きは定められたが、国内の養子に関する手続きは長く未制定のままであった。そのような中、2016年に国内養子に関する凡例(Explanatory Note on Domestic Adoption)が発表された。本凡例は法的効力を有するものではないが、国内養子の手続きを担当する裁判官や実務者に向けたガイドラインとなっている。カンボジア国内の養子は、これまで明確な規則がなかった為に利用する人が多くはなかった(The

*Cambodia Daily* 20 October, 2016<sup>23</sup>)。その為に同凡例が制定され、今後は国内養子の利用 増加が期待されている。

本項では代替養護として養子制度に関する整備状況を詳しく見た。CRC 勧告や国際養子あっせんビジネス問題を受けて養子に関する法整備は進んできたが、国際養子縁組法が制定された後も同法で定められた名簿が作成されていない等その運用面では徹底されておらず完全な状態ではない。加えて 2010 年の CRC 勧告で指摘された、国際養子縁組法の実行に関する省令 (Prakas)の早急な策定、国際養子の透明性確保とフォローアップ、不法な養子行為の起訴に対しては未だ進捗が見られず、勧告には対応していない。

以上のように、カンボジアの養子制度は法整備がようやく始まった段階であり、施設入居に関する法制度と比較すると後れを取っている状態である。養子が国際的な問題に発展しており、またカンボジアでは養子制度が代替的養護の中心的な役割を担うことを期待されており(MoSVY 2017a)、政府も今後一層養子制度の充実に力を入れていくと考えられる。しかし、本来であれば脱施設化を進める前にこれらの代替的養護制度の法整備が必要である。現状では国際養子縁組法で定められた名簿が作成されていない等、十分に養子制度の整備が整っている状態ではない為、その状態で急速な脱施設化を行うことの是非は問われるべきである。

## 2.3.4 市民社会と政府の協力体制の確立

本項では、市民社会と政府との協力体制に関する CRC の働きかけを概観する。第 2・3 回政府報告書が提出された 2010 年頃は、カンボジア国内において NGO 法制定の是非に関する議論が活発に行われていた。フン・センによる権威主義的な政権が長期にわたり続く中、カンボジア政府は急増する NGO を管理するために NGO 法の制定を目指していた。その背景には近年急増している土地紛争問題において、困難な立場にある農民を擁護する人権 NGO を管理したいという政府の意図があった(重田 2018:30)。

カンボジア政府からの第  $2\cdot 3$  回報告書を受けて、CRC は事前質問事項(List of Issues)を 2011 年 3 月に発表し、更にそれに対する回答がカンボジア政府から同年 5 月に提出された。CRC からの質問事項では、「子どもの権利条約を履行していく上で国際 NGO が参加することが認められるか」(CRC/C/KHM/Q/2-3/第 2 項)との質問があったが、これは NGO 法による何らかの規制を想定しての質問だと思われる。この点に関してカンボジア政府は、「カンボジア政府は市民社会、民間セクター、開発パートナー(ドナー)の中で市民社会が一番主要なパートナーと考えており、政府は様々な委員会等で NGO とともに活動を行っている(CRC/C/KHM/Q/2-3/Add.1/第 5 項)」、「子どもの保護の分野では、脆弱な子どもた

\_

<sup>&</sup>lt;sup>23</sup> Kohlbacher, Sonia (2016) New Guidelines Expected To Boost Domestic Adoptions, *The Cambodia Daily*, 20 October, 2016.

ち及び家族に対する支援・保護において市民社会が重要な役割を果たしている(CRC/C/KHM/Q/2-3/Add.1/第 6 項)」と回答し、カンボジア政府が NGO 及び市民社会を重要視している姿勢を示した。更に、「2011 年 1 月 10 日に提出された NGO 法のドラフトでは、子どもの権利条約の実行も含めた各プロジェクトやプログラムに参加する機会をローカル及び国際 NGO に対して与えており、同法は全ての国際条約、特に本子どもの権利条約の実行におけるローカル及び国際 NGO の活動を制限するものではない(CRC/C/KHM/Q/2-3/Add.1/第 9 項)」と述べ、NGO 法が制定されても子どもの権利に関わる活動を行う NGO の活動に対して制限はかけない方針を示した。

2011 年 8 月の CRC による総括所見の中では、市民社会との協働に関して「人権活動家に対する身体的攻撃や逮捕」「NGO が子どもの権利向上では重要な役割を果たしているにもかかわらず、政策や法規・戦略の制定から除外されている」「NGO 法が人権活動家の行動を大幅に制限する」点が懸念事項としてあげられた(CRC/C/KHM/CO/2-3/第 24 項、抜粋)。これらを踏まえ、「カンボジア政府が人権活動家に対して法的位置を与えること」かつ「市民社会と信頼・協力できる環境を整え、市民社会同様にコミュニティも子どもの権利に関する政策や法規の計画、実行、モニタリングと評価に参加するべき」(CRC/C/KHM/CO/2-3/第 25 項)との勧告がなされた。

以上のような流れで、カンボジア政府は国連からの質問・勧告に対応してきた。NGO 法の制定に際しては、カンボジア国内で活動する多くの国際 NGO も懸念を表明しており、NGO 法に反対する動きを見せていた。その影響もあってか、CRC がカンボジアの市民社会との協働に関する取り組みに関して懐疑的な見方をしていることが伺える。また委員会からの質問に対して、カンボジア政府は NGO を主要なパートナーと捉えていると回答しているが、NGO 法制定以降、カンボジア政府は NGO 及び市民社会に対して様々な規制を強めている<sup>24</sup>。これらの現状を踏まえて、果たして本当に NGO を主要なパートナーと捉えているのかは疑わしい。また、カンボジアにあるケア施設はほぼ NGO 等による団体によって運営されている為、NGO 法によって NGO 活動に制限がかかることによりレジデンシャル・ケア政策に大きな影響を及ぼす可能性が残っており、今後も注視が必要である。

# 市民社会と政府との協力体制の事例 ~3PC

ここでは、市民社会と政府との協力体制の一例として、カンボジア政府と市民社会とのコラボレーションである 3 PC(Partnership Program for the Protection of Children)を概観する。 3 PC とは、UNICEF、MoSVY と国際 NGO である Friends International(以下、フレンズ)による、子どもの保護システムを強化するための共同プログラムである。 2011 年に開始し、フレンズ主導の下 9 つの NGO と 40 のローカルコミュニティグループが参加し、

51

<sup>&</sup>lt;sup>24</sup> 例として、カンボジアの人権団体 ADHOC のスタッフが逮捕・訴追された。その他多くの団体職員が、逮捕されるケースが相次いでいる。

現在カンボジアの7つの州で活動を行っている。

3PCの目的は、「カンボジア国内のソーシャルワーク活動の促進」、「NGO 及び政府が相互に学ぶことを通じてのキャパシティ構築」、そして「カンボジア全土での子どもの保護システムの構築」の3点である<sup>25</sup>。不必要に子どもを家族と引き離してケア施設に入居させることを防ぐために、ケースマネジメント体制を整え、家族への再統合を促進させることを目指している。更に、コミュニティに対する支援の一環として政府及び地方職員、及びパートナーNGOに対してキャパシティ構築を行っている。特にNGOに対するキャパシティ・ビルディングに関しては、施設自身が運用モデルを変え、他の代替的養護へ転換することを支援している。上記の活動に加えて、里親に関するワーキンググループの制定、親権及び国内養子に関する法的サポートの向上、子どもの保護に関するコミュニティの意識啓発等の幅広い活動を行っている。

筆者の3PC 事務所<sup>26</sup>及び UNICEF カンボジア<sup>27</sup>における聞き取り調査の結果、3PC は政府が現在推し進めている 30%の入居者削減計画に関して幅広い活動を行っていることが明らかとなった。MoSVY が定める各ガイドラインの実行、MoSVY が主体となって行うマッピングやモニタリングの共同実施等の現場での実務にとどまらず、MoSVY に対してガイドラインを作成のための技術的なアドバイスを行う等、再統合全般に関する業務を広く担当していた。再統合における3PC の役割は UNICEF レポートでも評価されており (Hamilton et al. 2018)、加えてバッタンバン州の DoSVY 職員への聞き取り<sup>28</sup>においても、3PC メンバー団体は施設入居者の各ケースの詳細をデータベース化し、各団体・機関が参照して適切なサービスを提供できるシステム作りを目指し、再統合に関して様々な取り組みを意欲的に行っていることが明らかとなった。

以上のことから、政府が推進する施設入居者計画に関して3PCは実務上で中心的な役割を担っており、市民社会と政府の協力体制が確立されている様子が観察された。

本項では、脱施設化に関する市民社会と政府の協力体制の確立に関して 3 PC を例に取り上げた。NGO 法の制定もあり国際的にカンボジア政府の NGO に対する取り扱いが批判されることも多い中、本 3 PC の取り組みは政府・NGO・UNICEF の共同プロジェクトとしてCRC 勧告に答えている形となっており、カンボジア政府が「市民社会と信頼・協力している環境を整えている」アピールにはなっているであろう。UNICEF カンボジア事務所、及び DoSVY での聞き取りにおいても、3 PC を脱施設化における重要なパートナーとして位

27 2018年12月25日、及び2019年9月9日実施。

<sup>&</sup>lt;sup>25</sup> http://3pc-cambodia.org/our-work/ (2019 年 6 月 30 日アクセス)

<sup>26 2019</sup>年9月10日実施。

<sup>&</sup>lt;sup>28</sup> バッタンバン州社会問題・退役軍人・青少年更生局ソーシャルワーカーへの聞き取り (2018 年 12 月 28 日実施)

置付けており、更に 3 PC への聞き取りからは今後資金を増やして新たな再統合プロジェクトを開始することが明らかとなった。

しかし、3 PC 以外に子どもの保護に関して政府と NGO が協働している大規模なプロジェクトは他になく、本プロジェクトのみをもって国連勧告案に応えたと評価するには尚早であると考えられる。しかし今後も 3 PC に対する海外ドナーからの資金は増加傾向にあり、これからもカンボジアの脱施設化を進める中心的な存在である。

本節では、子どもの権利条約委員会 (CRC) とカンボジア政府のやり取りを中心に、カンボジア政府の脱施設化に向けた政策整備過程を明らかとしたが、次節では実際にカンボジア政府が3年間で30%の施設入居者削減を打ち出した背景を見ていく。

# 第4節 施設入居者数30%削減計画の全容

2.4.1 カンボジア政府が脱施設化に向かった背景

## ① マッピング調査がもたらした現実

前節で見てきたように、カンボジアは CRC 勧告に応える形でレジデンシャル・ケア政策の整備を行ってきた。本稿では、それ以外にどのような要素によりカンボジア政府が脱施設化に向かったのかを明らかにする。

本章第1節で示した通り、カンボジア全土には MoSVY が把握していたよりも約4割も 多い施設が存在していた。そしてそれは MoSVY の管轄外で検査を受けることなくケア施 設が運営されてきたことを意味し、必ずしも質が保たれたケアが提供されてはいない現実 が突き付けられた形となり大きな衝撃をもたらした。

筆者の MoSVY の担当官に対する聞き取りでも、カンボジアが脱施設化に向かったきっかけとしてマッピング調査をあげていた。「数多くある理由の中で、マッピング調査の結果カンボジアにはケア施設やケア施設入居者が非常に多いことが明らかとなり、その中でも約8割の子どもたちが孤児ではないと言う事実が大きな理由である」との回答を得た。UNICEF に対する聞き取りでも、やはりマッピング調査の結果が脱施設化を進めるきっかけであった。

#### ② ケア施設が子どもに与えるネガティブな影響

カンボジアの施設入居の子どもと HIV 陽性の子どもたちに対する政策がどのように形作られているかを調査した Edstrom らによると、カンボジアの代表団は UNICEF から援助を受けて既述の 2003 年 5 月にストックホルムで開かれた「第 2 回子どもと施設養護国際会議」に参加している(Edstrom et al 2008:73)。この国際会議に参加したことで、カンボジア代表団はレジデンシャル・ケアが子ども及び長期的には社会に対してもたらす悪影響のことを知り、更にこれらの悪影響は脱施設化を行うことにより防ぐことができることを学んだ。Edstrom らが示した本会議への参加が、施設入居の悪影響について政府関係者が初めて

知った直接的な出来事であるとまでは言えないが、本会議への参加が脱施設化へ進むきっかけの一つとなった。

筆者が MoSVY 子どもの保護分野部局の担当者に対して行った聞き取り調査においても、カンボジア政府が脱施設化を進めた背景には、施設が子どもの発達にもたらす様々な悪影響が関係していた。直接的な理由としては、先述の通りマッピング調査の結果によるものだったが、もう 1 つの理由は、ケア施設が入居者の発達面にネガティブな影響を及ぼすことだと回答した。「カンボジアでは内戦があり、親を持たない子どもが多く発生し、政府はそのような子どもたちをケアするために NGO の活動に対して許可を与え、教育、ケア施設、健康等の面での活動を認めてきた。内戦から 40 年近くが経過した現在では、経済も発達し貧困率も低下し、カンボジアは平和な状況である。多くの子どもには親がいて孤児ではない状況下の中では、子どもの発達を重視していかなければならない」と担当官は語り、社会状況が良くなった現在では、子どもの発達面を重視していた。

上記に加え、カンボジア政府として、子どもの発達に悪影響を与えるとするレジデンシャル・ケアを取り締まる法律・政策がなかった為に無暗にケア施設が増え続け、そして悪質なケア施設も多数目に付くようになったことは看過できず、それが脱施設化に本格的に取り組み始めた理由であると語った。

UNICEF カンボジア事務所においてもカンボジアが脱施設化に向かった背景の聞き取りを行ったところ、MoSVYと同じく施設ケアがもたらす子どもへの悪影響が理由にあげられた。「国際的な研究によれば子どもたちにとって施設は好ましい環境とは言えず、子どもの発達が遅れることも示された。施設での身体的、精神的な虐待により施設が不安定な場所となることもある」と、精神医学分野の理論を根拠としていた。

以上の聞き取りから、政府や UNICEF の担当者も、フィールドでの実務やマッピング調査を通じてケア施設が子どもの発達に与える悪影響について実感し、Bowlby らの一連の理論が強化されカンボジアで脱施設化を進める根拠となっていたことがつかめた。

## ③ 不必要な入居の多発

MoSVY による聞き取りでもう一点、「不必要な入居が多くなった」ことも要因とあげられていた。特にどのようなケースとの明言はなかったが、筆者の調査でも不必要な入居例をいくつか見つけることができた。

カンボジアで子どもがケア施設入居に至る場合、基本的に協力団体や DoSVY 等から受け入れ要請があり、要請に基づき受け入れが検討される。バッタンバン州にあるケア施設のいくつかで聞き取りを行ったところ、いずれも DoSVY、もしくは村長等からの受け入れ要請があって施設入居措置となることが多く、施設側から入居者をリクルートすることはなかった。いずれも MoSVY に登録し適正な運営を行っている団体であり、一般的に適正な運営を行っている団体は、入居者不足を理由に子どもを施設にリクルートする事は無い。

しかし、一部のケア施設では入居者を積極的に募る活動をしている(MoSVY 2011b:33)。

MoSVY がケア施設のディレクターに対して行った聞き取りでは、新規にケア施設を開設したが入居者が集まらず、各家庭を回りリクルートをしても入居を拒まれる状態であった。施設側が入居者数を満たすためにリクルート活動を行う背景として、例えばドナーからの資金援助の基準を満たすため等の理由が考えられる。施設側が積極的に入居者を求めることにより、本来であればケア施設への入居が不必要なケースの子どもたちまでも入居処置となる危険性が高まる。実際、どのケースが入居にふさわしく、どれが不適切かという明確なラインを引くことが難しいのも事実である。特に政府により受け入れ基準として認められている「極限の貧困状態」とはどのような状況であるのか、明確に貧困状態を測定する基準は存在しておらず、貧困が広く浸透しているカンボジアにおいてその判断は個別に各団体が行っていくしかない。「貧困状態」を隠れ蓑として、子どもに教育を受けさせるために施設入居を選択するするケースは実際に多くあり、本来であれば家庭で過ごす子どもたちが不必要に入居している事実は否定できない。特別な事情もなく、不必要に家庭から子どもを分離させることは、子どもの利益になるとは言えず避けなければならない。

カンボジア政府が脱施設化を進めた背景として、前節で見てきたような一連の CRC 勧告のみならず、以上のような状況がカンボジア国内にあった。それでは実際にカンボジア政府が掲げた 30%の施設入居者削減とはどのようなものか、その全体図を次項で詳しく見ていく。

#### 2.4.2 施設入居者数 30%削減計画

カンボジア政府と UNICEF カンボジアは、「カントリープログラムアクションプラン 2016-2018」に 2016 年 2 月 10 日に署名を行った。同アクションプランは、カンボジアにおける子どもの権利を阻害する障害を特定し、3 年間で両者が協力を行う事項の概要を示した (MoSVY 2017a:7)。同プログラムは 4 つのコンポーネント(幼児の生存・ケアと発達、インクルーシブで質の高い教育、社会的包摂とガバナンス、子どもの保護)から成っている。本論文では、これらのコンポーネント内の「子どもの保護」に着目する。

アクションプランにおいて、子どもの保護の目標として「2018 年末までに、暴力を受ける可能性がある子ども、家族と離れて暮らす、あるいはその危険がある子どもたちが行政組織そして法的に保護され、質の高い支援を受け、そしてコミュニティの環境下での支援を受けること」を定めた。この目標を達成するために、「子どもに対する暴力の予防」及び「脱施設化を含めた不必要な家族との分離を減らすこと」を特に重点的に行うとした(Hamilton et al. 2018:8)。この目標を達成するために、子どもの保護プログラムでは子どもや親、家族に対して支援を行うだけでなく、国および州レベルにおける職員のキャパシティ構築等のシステムの強化を行うとし、支援のターゲットグループを下記と定めた。

- ・ ケア施設に入居している子ども
- ・ 代替ケアを受けている子ども
- ・ 著しく害を受けている、あるいは受けるリスクがある子ども

- ・ 家族分離のリスクがある子ども
- ・ 学校に通う子ども

このように、UNICEFとカンボジア政府は子どもの保護に関連して、「脱施設化を含めた不必要な家族との分離を減らすこと」を重点事項と定め、その過程で脱施設化が具体的な目標となった。

脱施設化が明確な数値目標として示されたのは、MoSVY が 2017 年 1 月に提出した報告書である(MoSVY 2017a)。同報告書では、家族維持<sup>29</sup>(family preservation)、脱施設化、再統合、そして施設養護に代わる代替ケアの向上を通じて、「2018 年までに重点 5 州において、30%の施設入居中の子どもたちを再統合する」ことを目標とすると発表した。対象州は、MoSVY、NGO、ケア施設やその他のステークホルダーと協力して実行プランを作成しなければならないと定められた(ibid:7)。ステークホルダーで重要な役割を果たしているのは、先述の 3 PC と呼ばれるカンボジア政府、UNICEF、国際 NGO が共同して子どもの保護に取り組むプロジェクトである。国レベルでは、法律や政策、ガイドライン等の枠組み強化を行い、そしてマスコミ等を通じて家族維持や脱施設化、再統合の促進を行い、30%の施設入居者の削減の目標達成を目指すとした(ibid:9)。

この目標を達成するにあたり、アクションプランを主導する責任を負うのは MoSVY の子ども福祉課(The Child Welfare Department)であると定められた(UNICEF 2018:35)。その任務として、子どもが施設から再統合を行う際のケースマネジメントを行うソーシャルワーカーの派遣、州の運営プランを実行するにあたって DoSVY に対して支援とアドバイスを提供すること等である。MoSVY は重点 5 州において州レベルでの再統合チームを立ち上げて、3 PC により雇用されたソーシャルワーカーと共にケースマネジメントを行っている。

先に示したように、子どもの保護プログラムでは、国および州レベルにおける職員のキャパシティ構築等のシステムの強化も主眼となっており、ここで脱施設化に関するカンボジア内の各アクターの役割を下表にまとめた。

<sup>&</sup>lt;sup>29</sup> 「分離処遇を回避するために家族への援助をおこなう予防的支援」を意味する(西原 2006)。再統合は一旦親元から分離した子どもが再び家庭で生活することを意味するが、家族維持は分離の予防的支援である。

表 7 子どもの保護に関するカンボジア内の各アクターの役割

MoSVY	D-C///	3 PCパートナー	UNICEF
(子ども福祉課)	DoSVY	(州レベル)	(国および州レベル)
			技術的な支援の提供、アク
再統合プランの開発、実行、	アクションプランの開発及び	アクションプランの開発及び	ションプランの実行、モニタ
モニタリング、評価を主導	実行に対する貢献	実行に対する貢献	リング、レビューに関する金
			銭的支援の提供
  重点5州のDoSVYに対する実	  子どもの施設入居に対する	  ケースマネジメントに関して	3PCパートナー、DoSVY及び
行案の開発及び実行を支援		DoSVYと協働	WCCCと四半期ごとにミー
日来の開光及し天日で文版	ししいしか りの女前をレビュ	DOOVI C IIII BII	ティングを開催
  子どもの施設入居の際して最	  年に2回全施設に対する検査を	DoSVYと協力し、3PCプログ	フィールドモニタリングへの
終承認を行う	行うための支援の提供	ラムの現地調査及び評価の実	参加
11 7 1 PO C 13 7	TI 7 TEUS OS XIIX OS IXEIX	施	573H
効果的なプログラム実行に向			
け、UNICEF、3PC及びその	MoSVYの子ども福祉課に対し	DoSVYでの会議への参加	
他のステークホルダー間の協	て検査報告書の提出		
働をファシリテート			
		DoSVY及びUNICEFの地方事	
  他省庁とのコーディネート	DoSVYソーシャルワーカーの	務所と協力し、四半期ごとに	
ISBN COS TATAL	マネジメント	ミーティングを開催しプログ	
		ラムの進捗をモニタリング	
ソーシャルワーカーを派遣	子どもたちの再統合に関する		
し、ケア施設からの再統合の	ケースマネジメントを支援す		
ケースマネジメントの実施	るNGOとの協働		
	UNICEF及び3PCのパートナー		
DoSVYに対する支援の提供	と共に、3PCプログラムの進		
	捗を四半期毎に確認		

Hamilton et al. (2018) を元に筆者作成

この表から読み取れるように、MoSVY の子ども福祉課を中心となり州の各組織が再統合の実務を行い、UNICEF が資金提供を行うという組織体制が立てられた。また定期的に会合を開き情報共有に努めるなど、各アクター間の協力体制が敷かれている。UNICEF 評価レポートでは、子どもの再統合に関して、これらの各アクター間のパートナーシップは非常に効果的であると評価されている(Hamilton et al. 2018:33)。

続いて、子どもの保護プログラムの予算に関して詳しく見る。表 8 は子どもの保護プログラムに関する 2016 年及び 2017 年の予算内訳である。

表 8 UNICEF カンボジアの子どもの保護プログラム予算(2016 年 - 2018 年)

		(単位:USD)
	2016年	2017年
実際集まった資金	2,740,824	3,354,611
(予算計画)	(4,940,616)	(4,409,610)
ドナー	2016年	2017年
Canadian Government	676,875	13,217
German National Committee	177,948	-
Australian National Committee	94,579	-
USAID	535,219	1,396,856
Japanese National Committee	92,593	-
UNICEF	1,163,513	1,824,484
Department of Foreign Affairs and Trade (DFAT)	-	120,000

Hamilton et al. (2018:9) をもとに筆者作成

表 8 から分かるように、2016 年・2017 年ともに当初の計画通りの資金を集めることはできなかったが、かなりの額が子どもの保護プログラムにつぎ込まれた。

またプログラム実行に際しては、UNICEF カンボジアから様々な国際あるいはローカル NGO に対して資金が分配された。最も多く分配されたのは、脱施設化を推進する 3 PC をマネジメントする国際 NGO のフレンズに対してである。2016 年 5 月から 2017 年 12 月までに、約 19 万 USD が分配された。

以上のように、カンボジア政府は子どもの保護を目標に掲げ、各国から多額の資金が提供され、カンボジア内の各アクター間の協力体制が確立された。そして子どもの保護の一環として、30%の施設入居者数の削減が目標に掲げられ、数値目標が明確に示されたのである。加えて、アクションプランでは新規にケア施設を立ち上げの禁止、及び現存の施設数の減少、そしてミニマム・スタンダードを履行していない施設の閉鎖という強力な力をもって脱施設化を進めることになった(ibid:35)。実際 2016 年~2017 年の間は、MoSVY は新規に施設開設を認めておらず、脱施設化に向けて本格的に動き出した。

次節では、2016 年から 2018 年の 30%の施設入居者削減計画によりどのような結果がもたらされたのかを概観する。

### 2.4.3 30%の施設入居者削減の結果 ~UNICEF 評価レポートから

先述の通り、2018 年 12 月に行った UNICEF カンボジア事務所での聞き取りでは、プノンペン以外の 4 州では 30%削減の目標が達成されたことが明らかとなった。かつ 2019 年 9 月の聞き取りでは、2018 年末までの予定であった削減プロジェクトの実施期間が 2019 年末まで延長されることが決定していた。3 年間の活動全体をまとめた報告書は本論文を作成している段階では発表されていない為、本節では 2018 年 9 月に発表された UNICEF の評価レポート(Hamilton et al. 2018)及び筆者の聞き取り調査から、3 年間で 30%の施設入居者の削減目標の結果を示す。

DoSAVY のデータによると、2018 年 4 月までに合計 1,065 人の子ども及び青少年が再統合を果たした、もしくはその過程にあった(Hamilton et al. 2018:37)。1,065 人のうち 740 人は再統合、もしくは家族やコミュニティへのケアへの移行が完了しており、25 人は他のケア施設へ移行し、残りの 300 人は再統合の措置を待っている状態であった。再統合を果たした 740 人中、582 人は 18 歳以下であった(ibid)。

また、再統合を果たした子どもに関して、生みの両親のところへの再統合を果たした者が64.4%、キンシップケアを受けることになった者が20.9%、その他グループホームへの入所が6.8%、別のケア施設への移動が2.2%、養子が1.7%となっている(ibid:38)。6割以上の子どもたちが実の親の元へと再統合されており、「子どもはもとの家族と一緒に暮らすことを最優先する」というアクションプランに沿った結果となっている。

ケア施設の運営形態に関しては、先述の通り現在では新規のケア施設の開設が認められておらず、加えてミニマム・スタンダードを満たしていない施設の閉鎖等により現存の施設を減らすことも計画では予定されている(Hamilton et al. 2018:35)。その結果、評価レポート作成の段階では 33 施設が再統合に向けたプログラム変更、もしくは閉鎖の予定があり、13 施設がすでに閉鎖又は閉鎖のプロセス上にあり、5 施設がコミュニティ・ベースのケアへと移行していた(ibid)。加えて 80 施設が再統合プログラムへの関心、そして 33 施設がコミュニティ・ベースケアへの移行への関心を示していた。これらの結果は、多くの団体が脱施設化に向けて実際に行動を起こしていることを示しており、アクションプランの達成に向けて大きな進歩となっている。

同報告書では、実際にプログラム下で再統合を果たした退所者、及びその養育者に対してのインタビューを行っている。その結果、回答を行った退所者のうち 92.3%、及び養育者の 97.6%が再統合の過程で何かしらの物質的な支援を受けたと回答したが、退所者及び養育者の双方ともに再統合に際しての支援が限られていると感じていた(ibid:38)。加えて回答者の多くが、施設入居者の方がコミュニティの貧困層に比べて良い設備と資源が与えられていると答えた(ibid)。更に、再統合の過程でキンシップケアとして拡大家族のもとで養育を受けることになった退所者の複数名は、養育先は食べるのもやっとの状態であると回答していた。つまり、再統合を果たした後は貧困状態にあるとの回答から、施設入居の方が様々な資源に恵まれている状態であると言える。

このように再統合に際しての支援が限られているとの回答が多かったが、その一方で退所者及びその養育者は支援に満足していた。退所者の7~8割、及び養育者の8~9割の人が物質の支援、精神的な支援、そしてソーシャルワーカーの訪問の各支援に満足を表していた(ibid:40)。実際に行われた支援として、学校用品の支給、食料(米)、現金、医療等が挙げられる。なお、退所者及びその養育者はどのような支援を望んでいるかとの問いには、現状の抱えている問題を解決するため、及び家族の借金を返済するためにビジネスを開始するための準備金が望ましいと回答した者が多かった(ibid)。

更に同報告書では、再統合の過程での退所者の満足度や再統合プログラム全般に関する意見を得るために、退所者及びその養育者、ソーシャルワーカー計 143 名に対して聞き取り調査を行った。その結果、調査参加者は、施設より家庭で養育された方が望ましいという本プログラムの中心的理念を理解し、かつ賛成してた(ibid:41)。調査参加者は、施設ケアと比べて家庭では「質の高く、より気配りが行き届いた(attentive)ケアを受けることができ、コミュニティとの関係性が保たれ、社会的及び文化的な暮らしを営むことができ、ライフスキルを身につけることができる」とし、退所者自身も、自宅に戻ったことでより幸せと安心を感じていた(ibid)。

以上のように、再統合の際の支援は限られてはいるが退所者及びその養育者は満足を表しており、かつ「施設ではなく子どもは家庭で育つのが良い」という再統合プログラムの中心理念を理解していることが明らかとなった。しかし、これらの結果のみをもって再統合プログラムが成功であると評価するのは早計であり、同報告書もその点に触れている。

次節では、一連の脱施設化の過程を見ていく中で浮かび上がってきた懸念を示す。

# 第5節 急激な脱施設化への懸念

# 2.5.1 数値目標の設定の是非

再統合が行われるには、これまで施設入居をしていた入居者を施設に代わって受け入れる先が必要となる。元の家庭に再統合を果たすのが理想であるが、家庭に問題がある為に施設入居に至った入居者にとり家庭に戻ると言う選択は必ずしも安全とは言えず、家庭が抱える問題を解決することがまずは必要である。そのような状況下で30%の入居者を削減すると政府目標を定めることで、元の家庭の問題が解決していないのに再統合が行われる危険性がある。

この点は UNICEF 評価レポートにおいても指摘されており、再統合が必ずしもすべての子どもたちにとって最善の選択肢ではないとして、多くの子どもの保護に関する実務者及び政策担当者が、再統合の目標を数値化して示すことに懸念を表明していた(ibid:41)。実務者たちは、入居者が長期間に渡って家族と離れて施設で生活したことで家族間の縁(tie)は失われており、入居者は既に施設内で新しい人間関係を構築しているとし、入居者が施設の友人と離れることで感情が揺らぎ精神面で悪影響があると考えていた。加えて入居者は家

に帰る準備ができておらず、また両親も子どもを受け入れる準備ができておらず、このような状態で再統合を行うことで子ども自身に対して望ましくない結果となる可能性が高まる。 再統合に際しては施設退所後に戻る先が必ずしも元の家庭であるとは限らず、養子等のその他の代替的養護を受ける可能性もあるが、本章で見てきたように現状ではカンボジアではまだ完全には整備されていない。政府目標を数値化し、かつその数値化目標が意欲的なものである場合、数値化目標を達成することのみを主眼に置き、実際にソーシャルワークとして重要な「子どもの権利」を守ることが放置される可能性があり、再び社会から排除される危険性が高まることが危惧される。

## 2.5.2 職員の質の向上

筆者の UNICEF カンボジアでの聞き取りでは、脱施設化に向けた課題としてソーシャルワーカーの質が指摘されていた。 3 PC、MoSVY 及び UNICEF のフィールド調査の際、DoSVY ソーシャルワーカーたちのトレーニングが必要なのは明らかであった。ソーシャルワーカーたちは脱施設化の理念やその背景への理解はあるが、考え方が既存の枠に囚われすぎており、個別のケースにとってベストな選択が行われているのかは疑問であった。ソーシャルワークはこうすれば「成功」になるという公式があるわけではなく、個別のケースそれぞれに臨機応変な対応が必要であり、ソーシャルワーカーたちの質の向上が早急に望まれる。

UNICEF 評価レポートにおいても、再統合に際してのアセスメントが基本的な事しか行われておらず、ソーシャルワーカーが各ケースの詳細な分析を行うことなしに再統合が行われていることが指摘されている(ibid:44)。レポートで報告された例では、入居者が再統合と決定されるのは、元の家族もしくはその他の家族が退所者を引き取る能力やその意思の有無のみであったり、現在入居している施設の閉鎖により決定されることが多い。つまり、各ケースのリスク分析を十分に行った上で、再統合の措置の是非が判断されていないのである。

加えて、養育者は施設職員やソーシャルワーカーから再統合を打診された場合、自身まだは子どもを養育できるキャパシティを有していないと感じても、子どもの再統合を拒否することができないとの結果が示された(ibid:44)。受け入れる準備ができていない状態であるにもかかわらず、再統合を打診されると子どもを受け入れざるを得ない状況であり、現状では再度排除されるリスクを伴う状態で再統合が行われているのである。

よって、現状では養育者が受け入れを行う準備ができていないのに再統合が行われる可能性があり、その結果として再び施設入居に至ったり、再統合がうまくいかず例えばストリートチルドレンになる等の望ましくない事象が起こる可能性がある。施設入居から再統合により家族の元に戻り、そして再び施設入居措置となることにより、入居者は家族に受け入れられなかったと言う大きな精神的なダメージを受けることになる。今後の親子関係や周囲の人との人間関係を構築する上で影響を及ぼす懸念があり、十分にアセスメントが行わ

れずに再統合を果たすことは危険を伴うのである。

安全な再統合を行うためには十分なアセスメントが不可欠であるが、現状ではまだその 状態に至っていない。このことは、ソーシャルワーカー自身の能力不足により必要な措置を 行うことができないのか、それともその他の理由、例えば 30%削減の目標達成のプレッシャーがあり、各ケースの詳細を見ることなく再統合の措置を決定する必要がある等の理由 が存在しているとも考えられる。しかしどのような理由があるにせよ、現状では安全な再統 合を行うことができるだけのキャパシティを有していないのは明らかであり、そのような 状態で急速な再統合を促進することに対して疑問が残る。

## 2.5.3 入居者の同意の不在

再統合に際して「子どもと家族が再統合の決定とアクションの中心にいるべき」とアクションプランには明記されており、再統合に際しては入居者自身が再統合に同意していることが重要であるが、実際は子どもの同意が不在であることが評価レポートでは指摘されている(ibid:44)。調査に参加した施設退所者の60.1%が、実は退所時に施設退所を望んでおらず、施設入居の継続を希望していた。つまり、6割近い退所者は同意がないまま再統合が決定されていた。アクションプランに反して、実際は退所者自身の意思は尊重されていなかったのである。

評価レポートでは、この事実は家族と子ども自身が再統合に意味のある参加をしていないことを表しているとしている(ibid:44)。つまり、再統合がなぜ必要なのかの理解や、再統合に際してどのような支援を受けることができるのかが共有されておらず、加えて家族の元に戻るための準備が限定的であるため、退所者は退所の意思を有していなかった。この点は、再統合に際して事前に退所者に対して十分に説明することで回避しうる。しかし、再統合の必要性や、その支援に対する理解、そして退所者に十分な理解を得るには支援の充実等も必要であると考えられ、いずれも十分な準備期間を必要とするものであり、短期間に達成できるものではない。

#### まとめ

本章では、脱施設化が国際的な潮流となる過程、及びカンボジア政府が脱施設化を進めた 背景を概観した。

脱施設化が国際的な潮流となる経緯では、国際 NGO 及び世界銀行の報告書においても Bowlby をはじめとする一連の既存研究が脱施設化の理論的根拠として展開されており、施設養護が与えるネガティブな影響が脱施設化の根拠となっていることが裏付けられた。実務的には、2003 年のストックホルム宣言により、政府、市民、研究者、ドナー、実務者の各アクターの役割が示され、政策として実行するだけでなく様々なアクターを脱施設化の流れに巻き込みたいとする目標が明確となった。そして 2009 年には「国連代替的養護に関する指針」が採択され、いよいよ脱施設化が国際的な潮流となった過程がつかめた。その根

底には、1989年に批准された「子どもの権利条約」で示された「新しい子どもの権利観」がある。子どもの最善の利益を保護するために、発達に悪影響が及ぼされる施設養護ではなく、家庭での養育が望ましいとの理念が脱施設化に向かう決定打となった。

一方のカンボジア国内において脱施設化が進行する過程においては、世界的に脱施設化の潮流が形成されていく中で子どもの権利条約委員会の後押しがあり、CRC 勧告に対応する形で諸々のレジデンシャル・ケア政策に関連する制度を整備してきた。レジデンシャル・ケア政策の整備は着実に進められており、MoSVY の権限強化や 2015 年以降は新規のケア施設の開設を認めない等、脱施設化が実効性をもって後押されている。

加えて、カンボジアにおけるケア施設の全体図を概観した。3 年間で 30%の施設入居者 の再統合を行うと設定して子どもの保護プログラムの目標を詳しく見た上で、UNICEF 報 告書から明らかになっている結果及び同目標に対する懸念事項を示した。カンボジアにお けるこれまで一連の動きを概観すると、不必要な施設入居を防ぐという観点では、脱施設 化の流れは一定の効果を生み出している。親子を分離させず不必要な施設入居が減少し、 また脱施設化の流れの中で教育を通じてその土壌が築かれつつあることは望ましいが、同 時に急速に脱施設化を進めることによる懸念事項も発生している。3年間で30%の施設入 居者削減と言う意欲的な数値目標を掲げることにより、十分なアセスメントがないままに 再統合が行われかねない。その結果、元の家族がまだ受け入れ準備ができていないために 再び退所者が不利益を被る状態になることも起こりうる。再統合後に再び施設入居措置と なったり、もしくは再び人身売買の被害にあったりと子どもにとっての環境が悪化したケ ースもあり、これらは子どもにとって望ましい状況ではない。また当事者の同意が無いま まに施設退所が行われており、「子どもと家族が再統合の決定とアクションの中心にいる べき」との理念に一致していない。入居者及び家族の双方が再統合とは何か、つまり自分 たち家族の在り方を考え、再統合に際してどのような支援を受けるのかを十分に理解し、 その上で再統合を行うことが安全な再統合には必要となってくる。加えて、未だ養子制度 の整備に関しては後れを取っており、脱施設化の進行とともに必要となってくる代替的養 護の受け皿が完全には整っていない。これらのカンボジアにおいて急速に再統合を行うこ との懸念事項を踏まえ、他の代替的養護の制度が完全には整っていないカンボジアの現状 では、脱施設化を急速に意図的に進めることは危険を伴っていると言え、施設養護が果た せる役割が未だ存在していると考えられる。

本章では、「なぜカンボジア社会でケア施設に入居する子どもたちが発生するのか」と言う小目的に対する答えを、社会を構成する様々な要素から紐解いていく。

まず、本章を見る視点としてカンボジア社会の権威的家父長制、及び性規範を提示する。 これら 2 つの概念を理解することで、カンボジア社会において施設入居に至る子どもが発 生する要因の理解につながると考える。

第2節にてカンボジア社会を捉える視点の選定理由を述べた後、続く第3節以降では、カンボジア社会でケア施設に入居する子どもたちが発生する要因を導くためにカンボジア社会を捉えていく。第3節ではクメール・ルージュ政権下の状況を描き、クメール・ルージュ体制下での人々の生活基盤や社会制度が破壊され、今日まで尾を引いている問題を明らかにする。第4節では、宗教について触れ、仏教がカンボジア社会に広く浸透し、人々の生活の基盤となっている様子を捉える。第5節は家族・親族関係についてまとめ、その関係性や特徴を明らかにする。第6節は農村コミュニティについてまとめ、その特徴から農村コミュニティから施設入居者が生み出される背景を描く。第7節は教育制度について概観し、教育が子どもをケア施設に引き付ける要因であったことを検証する。

これらの結果を踏まえて、最終節では結論としてカンボジアにおいてケア施設への入居者が発生する3つの要因があることを示す。

### 第1節 カンボジア社会を見る視点

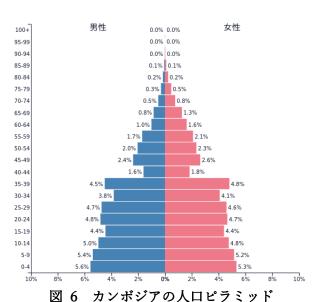
#### 3.1.1 カンボジア概要

本項では、本論文の事例の対象地域であるカンボジアに関して、国土及び人口等の基礎的 情報を示す。

カンボジアは、東南アジアのインドシナ半島南部に位置する立憲君主制国家である。国土の総面積が約 18 万 1000 平方キロメートルあり、日本の約半分である。亜熱帯圏にあるため年平均気温が 30°C近くあり、おおまかには 5~11 月頃の雨季と 11~4 月の乾季に分かれている。首都プノンペンを含む中・南部の平地がインドシナ半島の巨大なメコンデルタの延長地であり、人口の 3 分の 1 がこのデルタを生み出すメコン川と支流のサープ川、そしてトンレサップ湖をとりかこむ中央平野部に集まっている(上田・岡田編 2012:76)。

2019年8月に発表になったカンボジア計画省国家統計局(National Institute of Statistics、Ministry of Planning) の統計によると、総人口は 15,290,000 人(男性 7,420,000 人、女性 7,870,000 人)である (NIS 2019)。統計

から読み取れる特徴として、人口の約8割が農村部に暮らしている点である (Ministry of Planning 2014)。近年都市化が進んではいるものの、依然農村部の人口が占める割合は高い。加えて、カンボジア全土における年齢バランスの不釣り合いも特徴となっている。1970年代後半のクメール・ルージュ政権下で虐殺が行われ、多くの生産年齢人口の命が奪われた影響もあり、現在の人口の約3分の2が生産年齢人口(15-64歳であり)、うち約3割が15歳以下である(ibid。右図参照30)。なお、平均寿命は男性67歳、女性71歳である(ibid)。



PopulationPyramid.net 参照

人種の構成であるが、総人口の 90%をクメール族が占める。また都市部にはベトナム族、中華系、チャム族が住居している。後述するが、クメール族の宗教は上座仏教である。また地方では、精霊を信じるアニミズムも根強く残っている (島崎 2009:2)。

# 3.1.2 視点①:性規範

カンボジア社会を分析する1つ目の視点として、カンボジアの農村コミュニティにおける性規範を概観する。本項では性規範がどのようなものであるか、そしてケア施設入居とどのような関係があるのか考察する。

規範とは、私たちの日々の行動を社会現象として出現させ、制度に媒介するものである (友枝ほか 2017:120)。人間の行動は、規範によりマクロな社会へと接続される。規範は約束事であり、人間が人為的に設定したものであるために社会や時代によって異なる規範が存在する。またもう1つの特性として、「望ましさ」としての側面を有する(ibid:123)。規範に従う行為は他者に了解されて他者との社会関係を生成するが、規範に従わない行為は他者に了解されず、他者との社会関係に亀裂が生じることを意味する。また規範により、我々の行為は「~すべき」と言う行為と、「~すべからず」と言う行為に区別され、「~すべから

https://www.populationpyramid.net/ja/%E3%82%AB%E3%83%B3%E3%83%9C%E3%82%B8%E3%82%A2/2019/ (2019 年 12 月 7 日アクセス)

ず」と言う行為は逸脱的な行為と言うレッテルが張られ、その行為を行った場合は社会から 排除される可能性がある(ibid)。

これらの規範の特徴を踏まえた上で、性規範とは「性別に対して社会的に期待されている 役割」と本論文では定義する。つまり、「男らしさ」「女らしさ」を指す。性別に対して期待 される役割や振る舞いは各社会や文化によって異なるものである。本論文では、「性『規範』」 と捉え、社会から期待されている性別の役割を逸脱した場合、社会から排除される可能性が あるとする。

カンボジアには社会的な性規範が存在しており、他のアジア諸国と同様に、男性は大黒柱として家を支え、女性は家庭を守るという性別役割が厳格であるが(Duvvury and Knoess 2005:12)、特に女性に対する性規範は強固である(島崎 2009:53)。カンボジア社会には、古来より「男の法」を表すチバップ・プロ(Chbab Pros)と、「女の法」を表すチバップ・スレイ(Chbab Srey)と呼ばれる性規範が存在している(ibid)。これらは法的拘束力を有してはいないが、「男性・女性としてこうあるべき姿」を示している。これらの性規範は、遡ると 1837 年にアン・ドゥオン王によって記された書、もしくは 19 世紀初期ムン・マイによって書かれた書の 2 通りから生み出された(島崎 2009:53)。

フランス植民地期以前は、農作業の閑散期に男子に対してのみ教育が行われていた。そして仏教倫理や道徳と合わせて男性規範も教えられていた(ibid)。現代の男性規範は、男性は力強く、野心的であり、家庭の家長として尊厳と敬意をもたれるべき存在であると教えられる(島崎 2018:76)。加えて経済的にも活発に行動することが推進されており、それは性行動が寛容に受け止められることを意味する。男性の性的行動は寛容に受け止められ、結婚後に性的なパートナーを持つことに対しても男性としての権力や財力を表すとさえ受け止められている(Duvvury and Knoess 2005)。

一方の女性規範であるが、妻は夫がいかなる態度であっても夫を尊敬し、夫に仕え、子どもを育て、外見は控えめである等の態度が好ましいとされている(ibid:13)。婚前交渉は許されず、子どもの面倒から親の世話、家事全般をこなし、そして両親には逆らわず、夫につつましく仕えるという女性像が望まれている。

カンボジアの有名なことわざでは、女性の規範が下記のように記されている(ibid)。

Man is gold and woman is cloth: Gold does not loose its shine nor is broken easily where as cloth tears easily and gets dirtied; great care has to be taken to ensure purity of women.

男性は金であり女性は布である。金は輝きを失わず、簡単には壊れない。一方の布は簡単に破け、汚れてしまう。女性の純潔さを保つには、多大なる配慮が必要である。(筆者訳)

つまり、布は切り裂かれ、汚れてしまうと使い物にならないことを表しており、女性の処

女性の重要さを表している。婚前に男性と性的関係を持つことは厳に控えなければならないとされており、性的に寛容に受け止められている男性規範とは大きく異なっている。初等教育の現場でもチバップ・スレイは教えられ(島崎 2018:76)、家庭内でも良き娘、良き母親、良き女性でいることが母親から娘へと伝承されている。近年、都市部の女性の間には意識の変化が見られてはいるが、依然として農村部ではこのような規範意識が根付いている(ibid)。

性的行動も含めて男性規範が緩やかであるのに加えて、男性が規範から逸脱しても社会から差別や偏見がもたらされることはない(島崎 2009:56)。それ対して女性規範は厳格である。女性が規範から逸脱した場合、女性は社会から「堕落した女性」との烙印を押され、更にさらに買売春に携わる女性を「壊れた女性 (Srey Kouch)」と呼ぶ言葉がある(ibid)。買売春に携わる女性を指すことが主であるが、夫に従わない者、浮気・不倫をした者、そして性的暴行の被害にあい結婚前に処女を失った者等も含む(ibid:57)。つまり、自分の意思とは関係なく性的暴行を受けた女性は、被害者であるにもかかわらず社会規範から逸脱した女性とみなされてしまう。

このように、男性規範からの逸脱に対しては寛容であるのに対して、女性に対しては厳格であり、謂れなき理由により逸脱者とみなされることもありうる。

加えて、性規範が強く存在しているゆえに女性が悩みを内に秘める傾向にある。現存の女性規範により、女性たちは配偶者間で何らかの問題が生じた際、自分たちに深刻な被害がもたらされていようとも、他人には口外せず、自分の中で耐えていることが少なくない(島崎2009:55)。なぜなら、自分の状況を口にすることで、良き女性としての規範から逸脱すると考えるためである(ibid)。

更に、女性に対する暴力が見えにくくなってしまったり、暴力の被害者である女性たちが自分自身を責めたり恥じたりする。特に女性の処女性は重要視されており、どのような事情であれ結婚前に処女を失うことがあれば、当事者のみならず家族までも道徳的に非難の対象になる(島崎 2018:77)。特に伝統的な人間関係が存在する農村部においては、これらの女性を「善良な構成員」から排除することすら起きている。被害者として本来守られるべき存在である女性が、性規範により社会から排除の対象となってしまうのである。

以上のように、カンボジア社会には特に女性に対する強固な性規範が存在しており、性的に潔白であることが求められ、性暴力の被害者であっても排除の対象となりうる。女性に対する規範が厳格であることにより、社会の中に女性が抑圧された状態に置かれる構造が存在している。

# 3.1.3 視点②:家父長制

本項では、カンボジア社会を分析するもう一つの視点である家父長制概念について概観する。家父長制概念は、歴史的にあまり厳格に規定されることなく各人各様のニュアンスで論じられてきた(永原ほか 2003:19)。近年フェミニズムが独自の意味を付与して使用する

ようになる以前から、家父長制という概念は社会科学のディシプリンの中で用いられてきた。日本語では「家父長制」と訳されるが、英語では「patriarchy」と「patriarchalism」の2つの語があり、前者が文化人類学、後者が社会学で主に使われている(瀬地山 1996:13)。まずは両学問における家父長制の用法を見ていく。

文化人類学においては、19世紀後半に家父長制の語が定着してきた。「家族の財産はすべて家父長によって所有され、父から息子へと相続される」という特徴をローマの家父長制的家族は有していた。そして社会主義で有名なエンゲルスの「家族・私有財産及び国家の起源」において、家父長制とは母権制から父権制に移行した後に、単婚家族が成立する以前の過渡期における家族形態として現れたとされた(ibid)。文化人類学においては、patriarchyはmatriarchyの対であり、「母ではなく父が権力を持つ」という含意がこめられやすかった(ibid)。しかし、その後文化人類学においては「父権制(patriarchy)」という語は使用されなくなったが、その理由は、「母権制」が実証的には検証されなかった為に、対となっていた「父権制」の概念が衰退した為である(ibid:15)。

一方の社会学では、ウェーバーが論じた家父長制が基礎的な概念となっている。家父長制とは、家長たる男子が伝統以外に拘束されることなく、成員を統率・支配し、成員の規範に対する服従と支配者への「人格的恭順」関係により基礎づけられた支配である(ibid:16)。文化人類学における家父長制概念と共通している要素も多いが、文化人類学は家族の形態を論じているのに対し、社会学ではより抽象化されたレベルの支配形態として家父長制が論じられている。

その後、フェミニズムの台頭とともに家父長制の概念自体に「権力を握る主体の性別」が 含まれるようになっていった。単に「男性優位」というだけでなく、権力のありよう、行使 のされ方が問題となっており、家父長制は権力の形態論として扱われてきた。

以上、家父長制の概念をごく簡単に見てきたが、家父長制自体が多くの概念を含んでおり、 その用法の混乱を招いている。加えて日本語で「家父長制」表されることにより、「家族の 中での父親」とのイメージがあり一層の混乱を招いてきた。

これらの議論を踏まえた上で、本論文では家父長制を、瀬地山にならい「性と世代に基づいて、権力が不平等に、そして役割が固定的に配分されるような規範と関係の総体」(ibid:45)と定義する。実態として家父長制は様々な地域・時代に応じて異なる様相を見せている為、本定義をベースに、歴史及び地域限定の家父長制概念が必要である(ibid:46)。そうすることで各地域の家父長制にまつわる問題を浮き彫りにすることができる為、本論文でもカンボジアの文脈での家父長制を捉えていく。

本論文でカンボジアの社会を捉える際には、カンボジアに固有の特徴である性規範、及び 家父長概念を念頭に置き分析を行う。

### 3.1.4 カンボジア社会を捉える要素の選定理由

本論文では、ケア施設に入居する子どもが発生する要因を捉える視点として、カンボジアの「歴史」、「宗教」、「家族・親族関係」、「農村コミュニティ」、「教育」の各要素に着目したが、なぜこの要素に着目したのかをここで述べる。

前提として、本論文ではカンボジア社会とケア施設との関係性を紐解いていくが、その中心は都市部居住者ではなく、カンボジア農村の人々を対象にしている。その理由としては、1940年代から50年代のカンボジア農村を調査した地理学者Delvertの下記の指摘があげられる。カンボジアではほぼすべての職業が中国人やベトナム人等の外国人の手にゆだねられてきたのに対して、農業を営むのはクメール人だけであること、及び全人口の92%(当時)が農村で生活していたことから、「カンボジア人を研究するということは、カンボジアの農民を研究することである」と指摘した(Delvert = 2002:44-45)。現在でも人口の約80%が農村で生活しており、カンボジア人及びその社会を捉えるには農村を捉えることが重要であると考える。

上記の点に加えて、既存研究を横断的に検討しケア施設と社会の関係性を見い出すための要素を決定した。各要素を選定した理由は下記の通りである。

まずその根底にあるのは、上鹿渡の下記の指摘である。

代替的養護については、各地域でその増減や子どもたちの実際に置かれている状況が異なり、また、政治、経済、文化、宗教の問題も影響していると考えられるため、全体の概要を把握しながら、それぞれの地域(さらにはそれぞれの施設等)の具体的な状況をとらえることが重要と考えられる(上鹿渡2016:16)

上鹿渡の指摘する通り、代替的養護を考える際にはその地域の特色を把握することが必要であり、特に政治、経済、文化、宗教の問題が影響している。本項においては、カンボジアの代替的養護を考える上では仏教寺院とのつながりは非常で重要であることを踏まえ、上鹿渡の指摘点の中で「宗教」を社会の要素として取り上げた。他の要素は下記の理由により独立した要素として分析を行わなかった。「政治」は第2章でカンボジア政府が脱施設化を進めた背景を分析するにあたっての政府の動きは捉えたが、国内政治に踏み入った形で論考を行うのは本論文の射程の範囲外と考え、社会を構成する要素としてあえて取り上げることはしなかった。

同じく「経済」に関しては、前提としてカンボジア社会では構造的に貧困が発生しており、 社会全体の貧困を捉える必要がある。ただ本章ではケア施設の入居の背景を捉えることを 目的としており、それには個々人の経済状況の把握が重要であり、個々人の経済状況は次章 で入居事例を詳しく見ていく中で明らかとなると考え、あえて経済として本章では取り上 げなかった。本論文を通じて折に触れて個人の経済状況についても言及しているので、ミク ロレベルの経済状況はつかめると考える。

そして「文化」であるが、文化とは「ある社会の成員が共有している行動様式や物質的側面を含めた生活様式をさす」(ブリタニカ国際大百科事典 小項目事典)と定義されている。本論文では本章で取り上げる他の要素(例えば家族・親族関係において結婚に関する行動様式等)を通じてカンボジア社会の行動様式や生活様式を捉えることができると考え、「文化」という要素としての分析は行わなかった。

次に、上鹿渡が指摘した以外の本論文で取り上げた要素の選定理由を述べる。

「歴史」に関しては、1970 年代からのクメール・ルージュ体制下の出来事は現代のカンボジアを語る上で外すことができない出来事である。内戦終結後 40 年たった現在社会においても、未だにメンタル・ヘルスにも影響を与えているとの報告があり (Strasser et al. 2015)、あらゆる面で大きな影を落としている。そのため、カンボジアの社会と捉える際には重要な出来事であるため本論文でも着目し要素として取り上げた。

「家族・親族関係」に関しては、施設養護を考えるときに入居者はどのような家庭環境で育ち入居に至ったのかを考えることは必須であり、理解のベースになる。入居者の背景の深い理解を得るにはカンボジアの家族関係を捉える必要がある。またキンシップケアが重要な代替的養護となっているカンボジアにおいては、親族関係も捉える必要がある。家族・親戚関係は文化によって異なるものであり、かつ社会を構成する重要な要素であるために本論文でも要素として取り上げる。

「農村コミュニティ」に関しては、施設入居者の多くが農村の貧困層であり(MoSVY 2011b)、農村コミュニティをとらえる必要がある。加えて、子どもたちが脱施設化後に戻る場所としても農村コミュニティを把握することが必要との視点から選定した。

「教育」に関しては、既存の研究で述べた Hamilton らの研究(Hamilton and Apland 2017) において教育は子どもたちを施設に PULL する要因であると述べられていたが、どのような点で PULL しうるのかという踏み込んだ考察が行われていなかった。そのため、教育のどの点が人々をケア施設入居へと引き付けたのか、より詳しい分析が必要であるとの考えから本論文の要素として加えた。

次節以降ではこれらの視点からカンボジア社会の特徴を述べ、社会的にケア施設入居に 至る子どもが発生する要因を捉える。

### 第2節 歴史

### 3.2.1 カンボジア略史

カンボジアはタイ・ベトナムと強国に挟まれており、両国に侵略されてきた歴史がある<sup>31</sup>。 9世紀から 13世紀にかけて、王都アンコールを中心にアンコール帝国として栄華を誇っていたがその後徐々に没落した。

このような状況下、当時のカンボジア国王はサイゴン地方を中心に勢力をのばしつつあったフランスに援助を求めた。その結果 1863 年にフランスの保護領となった。フランスは仏領インドシナの建設を進め、異なる歴史的・文化的背景を持つベトナム、カンボジア、ラオスを一つの政治・行政・経済・文化の単位としてまとめあげた。仏領インドシナの総督府はハノイにおかれ、フランスはこの仏領インドシナのなかでベトナムをあらゆる面での中心と位置づけ、ベトナム人はカンボジアでは中級官吏として多く用いられた。

1945年3月の日本軍の侵攻によりカンボジアは占領され、当時22歳であったノロドム・シハヌーク国王はカンボジアの独立を宣言した。ところが間もなく、日本軍の敗戦によりカンボジアの独立も無効になり、カンボジアは再びフランスの支配下におかれることになった。

第2次大戦終結後、ベトナムではホー・チ・ミンに率いられた共産勢力を中心にフランスからの独立運動が激化した。同じくカンボジアにおいても、共産主義者、共和制主義者、王党派等多くの独立運動が見られるようになった。そのような状況の中で、カンボジアは1953年にシハヌーク国王の下ようやく独立を果たした。しかし、アメリカ、ソ連、中国という大国の激しい勢力争いの舞台となったインドシナで、更には東西をベトナム、タイという強大国に挟まれ、カンボジアにとっては国家存立こそが第一の課題であった。

その頃、クメール・ルージュ(ポル・ポト派)と呼ばれる、カンボジアの共産勢力を元にした組織が立ち上がる。ポル・ポトが主導しており、主に中国からの援助を得てカンボジア国内で軍事的に圧倒的な優位を誇る存在であった。幹部には学生時代にフランスへ留学経験があるものが多く、彼らはパリ留学時代にマルクス主義研究会に参加するなどして左翼主義に目覚め、カンボジアに帰国する際は共産主義者となっていた。ポル・ポトはフランス留学から帰国後、ベトナム人が主導権を握るカンボジア人民革命党に党籍を入れ、その後自分達が理想とする共産主義政党を立ち上げた。この政党が後にクメール・ルージュと呼ばれるようになった。

シハヌークはカンボジアの独立後の1955年に王位を父に譲り、自らは殿下としてカンボジア王国首相に就任、仏教と社会主義的計画経済を基本とする政党を結成した。シハヌーク

<sup>&</sup>lt;sup>31</sup> なお、本節でカンボジアの歴史を記述するにあたり、下記の資料を参照した。河野 (1999)、井上・藤下(2001)、Chandler(=2002)、Linton and Documentation Center of Cambodia eds.(2004)、山田(2004)、Oum (=2007)、Short (=2008)、久郷(2009)

外交の特徴として、ベトナム戦争に巻き込まれないための非同盟・中立政策の追求があげられる。シハヌークの中立外交は理念に基づいたものとはいえず、その本質は米ソ、中国のインドシナをめぐる勢力争いを巧みに利用してカンボジアに与える影響を軽減するというものであった。このシハヌークの外交は、カンボジアからみれば強大かつ伝統的敵国であるベトナム及びタイから自国を守ることを意味し、常に各国の力関係に依存していた(木村1984:34)。つまり東西どちらの陣営にも与しないというよりは、むしろ双方から援助を取り付け両陣営間の均衡にうまく乗じる外交であった。

シハヌークは対外的には中国、北ベトナムとの関係を強めていったが、一方で国内では共産勢力と結びつく勢力(クメール・ルージュ)が強まると、既存体制の動揺を恐れて左翼を弾圧した。その結果、カンボジア国内において独立当初より多数派だった右派勢力がさらに伸張し、西側陣営への依存を強めていった。1970年、親米派のロン・ノル将軍がクーデターを決行しクメール共和国が樹立される。ロン・ノルはカンボジア国内に及んでいたベトナム共産主義勢力を駆逐するため、米・南ベトナム連合軍の大規模な国内侵攻を認めた。そしてカンボジア国内は混乱し、反政府活動はさらに激化していった。一方、政権を追われたシハヌークは反ロン・ノルを掲げ、ポル・ポト率いる共産主義勢力クメール・ルージュと手を結ぶようになった。こうしてカンボジアは1970年後半に内戦状態へ突入する。

1973年にアメリカがベトナムから完全撤退し、同時にアメリカの後ろ盾を得ていたロン・ノル政権は弱体化し、亡命を余儀なくされた。そして 1975年4月17日にクメール・ルージュがプノンペンを占拠し、民主カンプチアが成立した。シハヌークはこの時大統領に就任したが、実際にはクメール・ルージュに幽閉される生活を送っていた。クメール・ルージュは内戦により混乱疲弊していた社会に対して原始的な共産制社会への回帰を強制し、反体制と見なされた人々は虐殺され、そして多くの人々が病気や飢えにより命を落とした。クメール・ルージュ政権の支配が続き、恐怖政治が敷かれていたが、1979年1月7日にポル・ポトの独裁政権は崩壊した。

その後 1990 年代の和平交渉時にも、クメール・ルージュは交渉に加わりつつも活動を続けていたが、1991 年 11 月に中国とベトナムの関係が正常化すると中国からの援助が極度に減少し、クメール・ルージュも弱体化する。そして国際社会はカンボジア内戦の終結を望み、海外勢力主導で 1991 年にパリ和平協定が締結され、ここにカンボジア内戦は一通りの終結をみる。そして UNTAC の指導のもと各派が選挙の準備をすすめる中、クメール・ルージュは選挙に参加しないことを宣言、一方的に選挙に対する妨害を続けた。1993 年に総選挙が実施され、カンボジア王国が 23 年ぶりの統一政権として誕生した。総選挙後もクメール・ルージュは戦闘を続けるが 1994 年に非合法化され、1997 年 6 月にはポル・ポトは離反した一派に捕えられ死亡、その後クメール・ルージュの消滅が宣言されることとなる。その後、カンボジアは 1999 年に東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟した。2004 年にはシハヌーク国王が引退し、息子のシハモニが国王に即位した。2012 年 10 月にシハヌーク元国王は滞在先の北京で死亡した。

### 3.2.2 クメール・ルージュ支配下の生活

本項では、現在のカンボジア社会に対しても大きな影響を与えている、クメール・ルージュ政権下の人々の生活を概観する。本項ではクメール・ルージュ政権支配下の人々の生活に 焦点を合わせ、後世の人々に大きな影響を与えたその背景を見ていく。

1975 年 4 月 17 日のクメール・ルージュのプノンペン入城を境に、人々は二つの階級に分けられた。4月 17 日以前にクメール・ルージュによる解放区にいた人々は「基幹人民(旧人民)」、プノンペンを含む都市、つまり前政権の支配地域に居住していた人々は「新人民」とされた。クメール・ルージュにとって、「都市」とは旧ロン・ノル政権の影響下で資本主義に毒された悪であると考えられており、ゆえに「新人民」とされた人々は差別・虐殺の対象となった。稲作の季節が始まろうとしていたこの時期、一刻も早く 200 万人もの新人民を地方に定住させ農業に従事させるべく、クメール・ルージュは4月 17 日にプノンペン住民の強制退去を命じた。プノンペン地区の居住者は、着の身着のまま家から追い出され、強制退去からわずか1~2日で街からは人の姿がなくなり、廃墟と化した。

ポル・ポト体制下では、教育制度、宗教、文化活動、貨幣、インフラ等あらゆるものが否定され徹底的に破壊された。社会主義国家では国民全てが農作業に従事することが理想であり、農民には教育が必要ないとの考えから子どもたちは学校へ通うことが禁止された。教養や知識は革命には必要がなくむしろ害を与えるものであり、教師や大学教授は知識層として虐殺の対象となった。眼鏡をかけているだけで知識層とみなされ虐殺された。当時、裕福層の子女の中には海外留学をしている者も大勢いたが、ポル・ポト政権は彼らに対して早急に帰国して祖国のために働いて欲しいと要請したが、その手紙は留学生をおびき寄せるための罠であり、帰国した留学生の多くが虐殺された。また国民全員が農業等の労働に従事し、衣食住が国から支給される社会では紙幣が必要ないとの考えから、紙幣制度が完全に廃止された。宗教も革命には邪魔な存在であり、僧侶は強制的に還俗させられたり、殺害された。寺院では仏像が破壊され、寺院は食料の保管や刑務所等の他の目的に転用された。

以上のような社会状況の中、国民は労働力として酷使され農業に従事させられ一日 20 時間近く働かされた。人々は労働内容や指定された居住地に従ってグループに分けられて生活することになり、家族も別々に住まわされ、また革命が進行するにつれて子どもは親と離れて集団で生活させられるようになった。各グループは、オンカーと呼ばれるリーダーによって作業内容等が指示された。オンカーの指示に反抗するだけで虐殺の対象となり、人々は恐怖心からオンカーの指示に忠実に従うようになっていった。また、革命の後半期には各オンカーに「虐殺の割り当て」があったといわれ、その頃にはオンカーの指示に反抗する者はいなかったが、それでも与えられた虐殺のノルマをこなすため、作業中にため息をついた、牛を上手に引くことができなかった等の理由をつけられては虐殺が行われた。

クメール・ルージュ政権を生き延びた人々の回顧録では、当時は自殺を企てることも許されない状況であった (Mam 1997)。Mam はクメール・ルージュ政権前はプノンペンで暮らす「新人民」であり、カンボジアの中産階級の家庭出身であり、学校に通い読み書きができ

た。しかしプノンペンで居住していた為に「新人民」と区分され、地方に追いやられて農作業に従事させられた。家族と離れ離れになり、そして父親が「教育」名目で連行され(それから二度と会うことがなかった)、毎日ただひたすら働かされる日々に嫌気がさして自殺を企てようとした。しかし、自殺をするとクメール・ルージュ政権に対して不満があることを意味し、政権から「敵」とのラベルを張られることになる。そしてそれは「敵の家族」として、家族も殺されることを意味していたので、自殺することさえも許されない状況であった。ポル・ポトによる国家統制は、旧社会を破壊し、新しい集団労働組織を基本とする社会であり、全土が強制収容所化した状態であった。完全に自立した自給自足の国を目指し、国際機関や西側諸国からの援助を拒否し続けた。当時は外交も鎖国的な状況であり、クメール・ルージュ政権下では中国以外からの援助を受け取らず、中国からの支援も軍事的なものに限られていた(Mertha 2015)。

ポル・ポトが強制退去を命じた 1975 年 4 月から、1979 年 1 月のベトナム軍によるプノンペン陥落までの間に命を落とした人々は、100 万から 300 万とも言われている。死亡者数にこれほど多くの差があるのは、正確な人口統計がとられていなかった為である。カンボジアでは 1962 年より人口調査が行われておらず、また当時の調査も正確に数が把握されているとは言い難い状況であった(Kiernan 2010)。山田によれば、研究者による統計数字の多くは 150 万から 200 万人の枠の中に収まり(山田 2004)、更に Kiernan の分析では、1975~1979 年の間に人口の 21~24%にあたる人々が命を落とした(ibid)。またカンボジアのDcCam は、この 4 年間で数十万人が孤児及び未亡人になったと推定している。

クメール・ルージュ政権下ではカンボジアを取り巻くすべてが凄惨な状況となったが、内 戦終結後約40年経過した現在でも様々な形で影を落としている。クメール・ルージュ政権 下の影響が後世にどのように表れているのか、ここではメンタルヘルスと人々の信頼関係 に与えた影響を見ていく。

カンボジアでメンタルヘルス問題に取り組む NGO の TPO が、クメール・ルージュ政権下での性暴力の被害者に関する研究を行った(Strasser et al. 2015)。調査に参加した 222 人のうち、54.1%にあたる人が強制結婚、8.3%が性的暴行及び屈辱、4.6%が強制結婚以外のレイプ、そして 1.1%が生き延びるための性取引<sup>32</sup>及び性器等の切除の被害にあった(ibid)。被害者の多くは女性であり、かつ加害者は男性であるが、一部男性の被害者もいる。これらの被害は内戦終了後の現在でもメンタルヘルスに影響を与えており、被害者は様々な面で苦しみを抱えている。また性的被害者以外にも、クメール・ルージュ政権下の出来事を通して人々のメンタル・ヘルスに多大な影響が及ぼされている。

カンボジアの社会資本関係を分析した稲田によると、カンボジアは農村と都市部の双方において人々が家族や親族以外の他者に対して低い信頼しか寄せていない(稲田 2013)。

 $<sup>^{32}</sup>$  survival sex;食べ物や薬、割り当ての仕事を交換してもらうことと引き換えに性的関係を持つこと。

その理由として、ポル・ポト政権下でそれまでに形成されてきた社会制度が崩壊している点をあげている。加えて稲田は UNICEF を引用し、今日のカンボジア社会は誰も信じることができない諸個人の集団として特徴づけることができるとする (ibid)。つまり、家族や親族以外の者は、例え親しい間柄でも心からの信頼を寄せるということが無いと言う。内戦後 30年以上経た時点で稲田の調査は行われており、クメール・ルージュ政権下の影響が後世にまで及ぶほど、当時の人々が精神的に強烈な虐待を受けていたことが分かる。

その一方 Pellini は、クメール・ルージュ支配下では家族や宗教等の社会的価値観が大きく傷つけられたが、人々の間の信頼は完全には破壊されていないとしている(Pellini 2005)。以上のように、稲田と Pellini との間ではクメール・ルージュ体制が人々の信頼関係に与えた影響に関する評価に違いが見られるが、クメール・ルージュ体制を通じて、現在のカンボジアの社会関係資本を考える上で、人々の信頼度には程度の差はあれ何らかの影響が及ぼされていることは確実である。

以上の議論から、本論文ではクメール・ルージュ体制によって人々の信頼関係が破壊された影響は現在でも続いており、コミュニティの人とのつながりは薄いものであると捉える。

### 3.2.3 難民キャンプ

クメール・ルージュ体制崩壊後、カンボジアから大量の難民が発生しタイとの国境に大規模な難民キャンプを形成した過程、及び難民キャンプで生活をする子どもたちの様相を概観する。

1979年1月のベトナム軍のプノンペン攻略をきっかけに、クメール・ルージュ体制は崩壊し、ポル・ポトー派はタイ国境の山林地帯に追いやられた。攻撃に備えて、ポル・ポトー派はタイ国境の地に大量の地雷を埋設しており、これらは現在もいまだに残ったままである。クメール・ルージュ政権が崩れた後もベトナム、中国を巻き込んだ小競り合いが続き、激動の社会情勢のなかカンボジアを追われる人々が大量に発生し難民となった。特に、1979年にポル・ポト政権が崩壊した際は数十万人がタイ国境に流出する事態となった。タイ側は受け入れが難しいと判断し、国境付近の難民 42,000 人余りをカンボジア領に強制送還した。その際に、タイとカンボジア国境付近に埋設された地雷により数百~数千人が命を落とした(上田・岡田編 2012:252)。

この事件をきっかけとして、タイの負担軽減を図ることを目的に 1979 年 11 月 21 日にカオイダン収容センターが開設された。カオイダン収容センターは、タイ側の街アランヤプラテートから 20km 北側に位置している。開設日には 4,800 人余りが到着し、以降一日当たり1,600 人程が新たに住み始めることとなり、これ以上の受け入れが困難と判断され 1980 年 1 月には新規の受け入れ停止に至った。結果的に 1980 年 3 月にはカオダイン収容センターには 14 万人が生活するようになり、タイ領にあるにもかかわらず「カンボジア最大の都市」と呼ばれるに至った(ibid)。

カオイダン収容センターで生活する人々が増えるとともに、非合法的に収容センターに

住み始める人が増え、また収容センター内で窃盗や暴力が増える等の治安状況が悪化していった。そのため 1980 年 7 月以降、UNHCR はカオイダン収容センターの難民を他のキャンプ地へ移動させる処置を取り始め、1982 年 12 月にはカオイダン収容センターに住む人は4万人程度にまで減っていた。つまり、2 年程の期間で約 10 万人が他のキャンプ地に移動させられたのである。

一方、カンボジア難民の本国帰還の道が模索され続けていたが、カンボジア国内の政治が不安定であり難しい状況であった。難民帰還の一つの転機になったのが、1991年のパリ和平協定である。国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)が行う総選挙に間に合うように、UNCHRは難民キャンプに住む35,000人の帰還計画を開始した。難民たちは定住先の目的地を選ぶことができ、また現金または農地、生活用品一式が支給され、帰還後も食料の配給が一定期間行われた。1992年3月から1993年5月までに367,000人余りが帰還し、それに伴い難民キャンプも順次閉鎖された。カオイダン収容センターも、1993年3月3日に閉鎖となり、14年間の活動を終えた。

カンボジア難民 60 万人中、23 万 5000 人が第 3 国に定住したが、カンボジア難民の特徴は本国へ帰還した人々が多いことである。難民の8~9 割が第三国に定住したベトナム、ラオスの難民に比べて本国帰還の割合が圧倒的に高い(上田・岡田編 2012:254)。本国帰還率が高いため難民事業の成功例として語られているが、帰還後のカンボジアにおいて、頼れる親族がない人々が定住地で地元住民との間に軋轢を生じたり、支援の配給期間が終わった後に支給された農地が干害に見舞われる等、多くの帰還民が現在の貧困層に含まれる結果となっている(ibid)。

それでは、難民キャンプではどのような生活が行われていたのであろうか。本論文では、 難民キャンプの子どもたちに焦点をあてその生活を見ていく。 難民キャンプでは、タイ政府 や国際援助機関、 国際 NGO により子どもたちに対して教育の機会も与えられ、 医療施設も 整備されていた。 難民キャンプで生活した子どもたち、 もしくは難民キャンプからカンボジ アへ帰還した子どもたちに関する記述はあまり多く残されていないが、カンボジア政府が 子どもの権利条約委員会に提出した初回定期報告書に当時の様子が一部記されている。そ れによると、20年に渡る内戦状態の結果、カンボジアの子どもの13%が孤児になり、うち 半分が両親を失った(CRC/C/11/Add.16 第 221 項)。1991 年末の時点で、11 州に孤児が 58,498 人いた(CRC/C/11/Add.16 第 109 項)。またカンボジアへの帰還に関しては、パリ 平和条約に従い国際赤十字と他の団体の協力の下、180,000 人の子どもを含む 370,000 人の カンボジア人が帰還した。これらの子どもの多くは家族と離れてしまい、特にうち 300 人 は何の支援も得ることができない孤児であった(CRC/C/11/Add.16 第 219 項)。このよう に、内戦及び帰還の過程において、家族と離ればなれになった子どもが大量に発生していた。 これらの子どもたちは NGO の協力の下カンボジア社会福祉省 (MoSW) によってカンボ ジアの施設に収容され、自立に向けた職業訓練を受けていた(ibid)。1992 年当時、カンボジ アにはケア施設が 24 施設あり、そのうち 5 施設がプノンペンにあり 2,000 人が生活してい

た(CRC/C/11/Add.16 第 172 項)。なお、カンボジア政府は孤児に対するケアを 1979 年 に開始したという記述がある(CRC/C/11/Add.16 第 108 項)が、これがケア施設を意味しているのかは不明である。

家族との再統合に関しては、国際赤十字は離散した家族の追跡を行い、1989 年から 1992 年の間に 3,600 家族が再統合を果たした(CRC/C/11/Add.16 第 220 項)。両親もしくは保護者がいる子どもたちは生まれた村に帰り、その後は家や土地が与えられ、他の子どもと同じように公立学校にて教育を受ける権利を享受した。中には裕福な家庭で育ち適切に養育されている子もいるが、その他の子どもたちの中には受け入れ先で家族として認められず、家事や農作業、乞食等を強制的にさせられている等の厳しい環境で生活していた(CRC/C/11/Add.16 第 221 項)。

以上、カンボジアの歴史を振り返り、フランス統治下の影響からクメール・ルージュ体制下での社会状況、そして難民キャンプの様子を概観した。歴史に関しては、1975年からのクメール・ルージュ政権下では多くの人が虐げられた生活を行い、人口の2~3割の人々が命を落とした。加えて、社会主義制度のもと学校制度や宗教、文化活動、貨幣等、カンボジア社会を構成する多くの要素が政権によって否定された。また当時の悲惨な状況は現在も人々のメンタル・ヘルスに多大な影響を及ぼしている。クメール・ルージュ体制によって社会的価値観や制度が大きく傷つけられた結果、現在では人々の間の信頼は完全には破壊されていないとする研究もあるが、人々は家族や親族以外の他者には低い信頼しか寄せていないとの研究もある。いずれにしろクメール・ルージュ体制下の生活は、現在でも様々な面で人々に影響を与え続けている。

クメール・ルージュ体制終了後には大規模な難民キャンプが形成され、彼らの多くはカンボジアへの帰還を果たしたが、帰還先では種々の問題に遭遇し多くの帰還民が現在の貧困層に含まれる結果となった。難民キャンプでは、子どもたちに対して教育等の支援も行われた。その一方で20年にわたる内戦及び帰還の過程で大量の難民が発生し、帰還後に厳しい環境にさらされていた子どもも多く存在しており、代替的養護を必要とする子どもたちが発生した一因となっている。

# 第3節 宗教 ~仏教寺院とコミュニティ

本節ではカンボジアの宗教に関して概観し、カンボジアで広く信仰されている仏教とケア施設の関係を捉えていく。

カンボジアでは紀元後2~3世紀にインド文明が伝わり、まずヒンドゥー教が伝わり、その後大乗仏教が受け入れられた(上田・岡田編 2012:82)。802 年にアンコールを都と定め、ヒンドゥー教、大乗仏教の寺院が多く建立されたが、13、14世紀ごろから上座仏教がカンボジア人の精神的拠り所として重要な役割を果たしてきた(パーリ学仏教文化学会編2016:156)。上座仏教が伝播した初期の状況には不明な状況も多い(ibid)が、カンボジアの上

座仏教はスリランカの流れを汲み、同じパーリ語経典を共有している周辺国のビルマ、タイ、 ラオスと共に互いの影響を受け、輪廻転生の世界観に影響を受けている(島崎 2009:64)。 1947 年にカンボジア初の憲法が採択されてから、民主カンプチア (ポル・ポト政権) (1976~1979 年) 及びカンボジア人民共和国憲法(1981 年) を除いたすべての憲法におい て、仏教がカンボジアの国教であると定められた(上田・岡田編 2012:84)。現憲法下でも 仏教が国教と定められており、かつ宗教の自由も認められている。 主要民族クメール人は国 民の80%程であり、他の民族も含めて人口の95%以上が上座仏教徒である(パーリ学仏教 文化学会編 2016:157)。仏教はカンボジアにとって国民の精神的な支えとなるものである。 ここでは、仏教とコミュニティの関係について見ていく。歴史的に、カンボジアの寺院は 人々の心の拠り所となる存在であり続けた。近代史が示すように、フランス植民地時代に外 部からの統制力で行政機構が作られた。仏領インドシナ連邦の一部となることでタイとべ トナム両国から介入を受けることはなくなったが、政治と経済の自治権を失い、農水産物は 中国に買い付けられ、ゴムのプランテーションはフランス人が経営し、行政官吏がベトナム 人である等、自国におけるカンボジア人の居場所が少ない状態であった(上田・岡田編 2012: 176)。また農村部においても「強いものが上に立つ」という社会構造が入り込んでおり(島 崎 2009:66)、特に権力の下部層に位置していた人にとっては、カンボジア人として、そし て個人としてのアイデンティティを保つことが難しい状況であった。そのような中、仏教僧 は植民地以降もパーリ語や経典の学習目的でシャムへの留学を続けていた。当時の植民地 政庁は、1910年代からこれらの留学を取りやめる政策を実施したが、その後国内において パーリ語学習や仏教経典の研究が盛んになり、仏教研究所が設立される等してカンボジア 国内での仏教の拡充が図られた。このような仏教徒の動きは、カンボジア人が「上(宗主国) からの権力によって抑圧されている集落という居住地以外に、自らのカンボジア国民とし てのアイデンティティを確保の場を寺院に求め」 た結果である (ibid)。 他国からの抑圧によ

1970年代からの一連の内戦期には、前述のようにポル・ポト政権下であらゆる既存の社会制度が破壊されたが、仏教施設も例外ではなかった。僧侶は強制的に還俗させられるか殺害され、仏像が破壊され、そして建造物は食糧貯蔵や刑務所として使用された。仏教が徹底的に破壊されたが、内戦後は国全体が疲弊した状態であったにも拘わらず人々は寺院の復興のために早急に動き出した。ポル・ポト政権下で多くの仏教僧が殺害され僧侶が圧倒的に少ない状態であったが、人々は寺院を復興させるべく僧侶経験者等を招いて住職に迎え入れ、仏教行事を再開する行為が各地で見られた(上田・岡田編 2012:83)。カンボジアの復興と共に仏教及び寺院の復興も進められ、寺院を中心として住民たちの生活を整える基盤となっていった。

る不満がある中、自らの文化を保てる場所として仏教寺院が人々の期待を集めたのだ。寺院

が人々の尊敬を集め固い絆で形成される基盤が、この時点ですでに形成されていた。

現在でも仏教寺院と人々とのつながりは強い。仏教徒の日々の実践や年中行事は他の上 座仏教圏と共通している点も多いが、カンボジア独自のものも見受けられる。陰暦で月に4 度の戒律日には寺院に赴き布施をする人も多く(パーリ学仏教文化学会編 2016:157)、冠婚葬祭や家の新築の際には自宅に僧侶を招いて儀式を行う。特別な時に限らず日常的に寺院に行く機会も多く、仏教が家庭生活に深く入り込んでいる。仏教は功徳の獲得を願うものすべてに開かれており、参加者を制限することがない(小林 2011:35)。なお、カンボジアの仏教では日本のように固定された檀家制度ではなく、住民は行きたい寺院に行くことができる。したがって、人々にとって精神的あるいは物質的にメリットの大きい「人気のある寺」は多くの信者が集まり、寄進も増え、必然的に寺院教区も拡大する(野田 2006:236)。

このようにカンボジアでは仏教寺院を中心とする寺院コミュニティの役割が極めて重要であり、現在では数々の仏教行事を行い、仏教教育を行う場であり、相談事をする場であり、瞑想の場であり、説法を通じて集会所的役割を果たし、そして住居を追われた人々の一時的な居住地ともなるなど多様な役割を担っている(島崎 2009:65)。現在のカンボジアの仏教寺院は、地域社会の人々の社会的交流の中心的な場であり多様な役割を果たしている。

これまで見てきたように、内戦以前の仏教寺院は「上からの圧力から逃れる場」として機能していたが、現在では人々のつながりを取り戻し、「信仰」という信頼できる場として仏教のもとに人々が集まり社会的交流を行う場としての役割を担ってきた。そのような役割を果たすカンボジアの寺院を、Delvertは「寺院は真の公共の建物」と表現している(Delvert = 2002:235)。

レジデンシャル・ケアとの関連で考えると、第 2 章で触れたように仏教寺院が修行としての出家を受け入れ、かつ子どもに対するレジデンシャル・ケアを提供している。第 3 章で示した「代替ケアに関する政策」においても、仏教寺院での養育はカンボジア社会で大切な役割を果たしていると明示されており、仏教はカンボジアの代替的養護制度でも尊重されているのである。

# 第4節 家族・親戚関係

本節では、カンボジア社会での子どもと親との関係性を捉え、また親戚関係からカンボジ アの代替的養護の重要な概念を形成するキンシップケアについて考察する。

#### 3.4.1 家族関係

カンボジアでは、核家族が中心である(島崎 2009:65)。これは内戦後のみならず、内戦前から既に観察された形態である。農村における基本的な家族は「夫婦及びその子」であるが、二世代・三世代が共に生活する家族、おじ・おば・いとこ等の傍系親族と暮らすこともあり、また祖父母によって既婚の娘の子を養育することもある。その時の事情で家族の構成員が柔軟に変化する。しかし基本は核家族であり、多種多様な家族構成は一時的形態が基本である(ibid)。

### ①結婚

結婚に関しては、農村部ではいわゆる恋愛結婚はあまり多くない(上田・岡田編 2012:108)。 結婚に恋愛感情が必要だとはあまり考えられておらず、婚前の親密交際は一般的ではない (ibid)。現在でも親や親戚の仲介を受ける結婚が多く、特に娘の婚姻では娘の親が介入し、 結婚する当事者である女性の意志は重んじられていない傾向にある(島崎 2009:63)。またハ トコ、イトコ等の親族との婚姻もめずらしくない(上田・岡田編 2012:108)。

結婚後の夫婦の居住地に関して、カンボジアでは①妻方に住む、②夫方に住む、③新居に住む、の 3 通りがあるが、内戦前後を通して結婚後の居住選択では①妻方居住の傾向にある(上田・岡田編 2012:108、小林 2011:142)。居住地は家族や農地などの状況にもより規則があるわけではないが、妻方に住むのはカンボジア農村社会の構造的な特徴である。また一般にカンボジア人は息子が進学や結婚等で実家を離れることは気にしないが、娘が実家を出ることには抵抗感を感じる(上田・岡田編 2012:109)。娘は結婚後も親と同居するか近くに住み、母や姉妹等の女性親族とのつながりを保ちながら暮らしていくことが多い。

## ②親子関係

Ebihara は、カンボジアの強固な親子関係を指摘している。親は子どもに愛情を注ぎ、可能な限り良い服や食べ物を与え、常に自分の子どもが適切な教育を受けて将来良い結婚ができるかを考えている(Ebihara 2018:54)。そしてその親の愛情に対する返礼として、子どもは親に対して従順(obedience)であり、服従(deference)し、献身的(devotion)である。青少年期は反抗的な態度を取ることもあるが、大人になるにつれて両親に対する尊敬を増し、年老いた両親を助けなければならないというある種の強い義務感を感じている。

加えて、きょうだい間でも強い絆が存在している。Ebiharaによると、一番上のきょうだいは親の手伝いを行い、田畑を耕す等の手伝いを積極的に行い、下のきょうだいたちの面倒をみて、そして下のきょうだいは上のきょうだいに対して尊敬の念を抱くという関係性が特徴的である(ibid56)。筆者の観察でも、一番上のきょうだいが下のきょうだいの大学進学費の支援を行うケースがいつくかあった。話を聞くと、一種の義務感と言うべきか、上が下を支えることを当たり前と考えていた。また Ebihara は、独立をした後も定期的にきょうだいのもとを訪れ、たわいもない話をしたりする交流を持ち、きょうだいが互いに遠く離れていても定期的に会う機会を持とうとする傾向があるとする(ibid)。カンボジアではきょうだい間の愛情(affection)や忠誠心(loyalty)は推奨されており、家族間の仲が悪いと祖先から罰を受けると伝統的に考えられている。

# 3.4.2 親族関係 ~キンシップケア

カンボジアではおじ・おば等の傍系親族に関する認識が幅広く、呼称が数多く存在する。 農村地では、基本的な生活空間の集落内に多数の親族が居住しており、特に親戚関係を意識 して形成していない(綾部・石井 1996:188)。そのような特徴もあり、島崎は「「親族」と いう概念が通常、日本人が捉える親族形態よりも、浅く広い関係まで捉えている」と指摘している(島崎 2009:59)。2~3世代が共に生活する家族や、祖父母が娘の子を養育することも珍しくはない。そのような拡大家族が子どもを養育するシステムをキンシップケアと呼び、前述の通りカンボジア社会では伝統的に広まっている習慣である。

キンシップケアは、生まれた家族に留まることができる点、周囲との関係性を保ったままでいられる点、既に関係が築かれている大人によってケアを受けることができる点で他の代替的養護よりも優れている点が多くある(Hamilton and Apland 2017:6)。コスト面で考えると、他の代替的養護と比較してキンシップにかかるコストは各家族に吸収されるため最も低コストで行うことができる(ibid:49)。キンシップに対して公式な政府予算はなく、支援が行われるとすれば NGO が個別に食費や教材代の支援を行っている。Hamilton らの調査では、NGO がキンシップケアを支援する場合は毎月30USD 程度が支援されるが、その回数は限られている(ibid:49)。また同調査では、毎月20USD の現金、2週間ごとに50Kgの米、シャンプーその他衛生用品と3.5USD のお小遣いが NGO から支援されたとの報告もあり、各NGO によりキンシップケアに対する支援額や内容は様々である。

他の代替的養護と比べて全体としては低コストとなるが、キンシップを行う上で問題となるのはやはり受け入れ先の家庭での金銭面の負担増加である。特に養育者が高齢の場合に金銭面の負担は大きく、特に収入源がない祖母が 1 人で子どもを養育するケースではかなりの大きな負担となる。筆者の調査でも、祖父母、あるいはどちらか1人と同居し、生活が立ち行かなくなったために施設入居に至ったケースが多く観察された。

以上見てきたように、核家族を基本とするカンボジアでは、親子間の関係性が強い。伝統的に結婚に関しても女性自身の意思が尊重されることは少なく、親の意思が十分に尊重されている。また結婚後も娘との同居や近くに住むことが多く、女性親族とのつながりが保たれていく。女性が慎ましくあるべきという性規範もあり、親に従い結婚を決め、婚姻後も親や夫に従順であり続けなければならない女性の姿が見えてくる。そして強固な親子関係が存在している中で、子どもは親からの強い愛情を受けるが、一方で親に対して従順でなくてはならないと言うある種の義務感を感じており、その間には権力関係を読みとることができる。またそれはきょうだい間でも発生していると言え、上が下を支えるべきという価値観が存在していた。そして親族関係では、広く浅い関係性までもが親族と捉えられており、キンシップケアが習慣となっている。キンシップケアは、これまでの関係性を維持したままでいられる点でメリットがあり、かつ他の代替的養護と比べて低コストで行うことができるが、一方で受け入れ先が高齢者 1 人である場合にはかなりの負担となり、施設入居の一要因となりうる。

### 第5節 農村コミュニティ

### 3.5.1 農村コミュニティの特徴

本節では、施設入居者の多くが農村の貧困層(MoSVY 2011b)との指摘もあり、カンボジアの農村コミュニティの特徴を捉える。施設入居者は、退所後に出身コミュニティに戻ることが前提となっており、居住地を中心としたコミュニティでは周囲とどのような社会関係が築かれているか着目する。

本論文では施設入居者の発生及び退所者が戻る場所としてのコミュニティを論じるため、コミュニティの「地域性」を重視し、コミュニティの語を「人々が共同生活を営む場」の意味で使用する。

カンボジアの地方行政単位は、ポル・ポト政権下を除き、独立以後現在に至るまでフランスの影響下にあった時代に整備されたものをほぼそのまま踏襲している(天川 2001:285)。カンボジア農村では、世帯(プテァッ)がいくつか集合してできる集落(ポゥーム)があり、集落の居住者同士の関係が基礎となりコミュニティが形成される。一般に、人々が帰属意識を感じているのはこのポゥームに対してである(ibid)。「1名の村長が行政上の諸連絡を担当する人々が居住する地理的範囲(行政村)」もポゥームと呼ばれており、ポゥームには「自然村」としての集落、及び「行政村」の双方の意味があり、どちらを意味するのかは会話の文脈から判断できる(小林 2011:64)。また両者は同一の範囲に重なることもあれば、1つの行政村に複数の集落が存在する場合もある。なお前述の通り、仏教寺院とポゥームは一致しない。

カンボジアでは、基本的に政府からの通達は区長から各村の村長に伝えられ、集会や口頭で村長から住民に伝えられる(江田 2019:81)。しかし、現状では区長や村長の統率力の差や、ポル・ポト政権下で新住民として強制移動を強いられた人、地方から小作人として農繁期だけ仕事を求める人等、各人の事情は様々であり、村長を知らない人もいる(ibid)。またポル・ポト政権下以降は前述の通り地域でも人とのつながりが薄く、地域コミュニティで助け合うことはなく、コミュニティとは連絡事項を伝えるだけの場であり、その他の特別な活動はない(ibid)。そのような状態の中、カンボジアではコミュニティは人々の居住地域をベースに存在するが、その単位は「村」やその他の単位と厳密には対応しておらず(野田 2006:235)、「村」や「区」がすなわちコミュニティであるとは必ずしも限らない。カンボジアでは、コミュニティとは単なる地域住民の集合体として捉えられている。

カンボジアの農村コミュニティはどのような特徴を有しているのであろうか。東南アジアの稲作社会全般については、アメリカの人類学者 Embree がタイの社会を「緩やかなに構造化された社会(loosely structured society)」と表したことを契機に多くの議論を生んだ (Embree 1950)。小林はカンボジア農村社会の人の結びつきを調査した研究を総括し、カンボジア農村では世帯を超えるレベルでの社会的交流を秩序づける規範がごく弱く、かつ双系的な親族の組織原理にもとづく相互扶助もまた現実としてみられると指摘した(小林

2011:25)。カンボジアのコミュニティでは、世帯を超えた強い結びつきが存在しておらず、そこでは親族の結びつきが重要な意味を持つのである。

また、カンボジアの社会関係を説明する際にパトロンークライアント関係が用いられることが多い(秋保 2017:10)。パトロンークライアント関係とは、「個人二者間の特別な力関係であり、社会経済的地位が高い者(パトロン)が自らの影響と資源を用いて下位の者(クライアント)に対して保護や利益を与え、下位の者はその見返りに一般的な支援や支持の提供を行う関係」である(Scott 1972:92)。つまり、パトロンークライアント関係とは、「庇護と忠誠の交換で結びつく社会・経済的地位の異なる二者の非対称的な政治的関係」(秋保2017:9)と言いあらわすことができる。水平な関係性ではないが、互いに互いが重きを置くサービスの提供を行うことが前提となっている。なお、カンボジアでは歴史的に北西部を除いて大土地所有が珍しかったこともあり、パトロンークライアント関係という固定された関係されたものではなく、より柔軟なものであり両者間で常に交渉が可能である関係性が存在しているとの指摘もある(秋保2017)。

また社会文化的な特徴として、ヒエラルキーを強化して現状を保つために、他者の顔を立てることを重視している(Malena and Chhim 2009:6)。正しくかつ他者に対して寛容に生き、他者との争いを避けることが規範として望ましいとされており、そしてその規範に加えて内戦で引き起こされたトラウマが加わり、現在では多くのカンボジア人が他者との関係において平和を望む(ibid)。

### 3.5.2 農村の共有財産、相互援助

Delvert は、ポゥームが弱小であろうと巨大であろうと農村には共有財産というものがないという共通の事実があるという(Delvert =2002:233)。共有財産がないことで、連帯意識や共同管理意識がもたらされなかった(ibid)。加えて、カンボジアの農村社会には血縁関係以外の原理で形成される組織が欠落している(天川 2001:286)。カンボジアでは共同で資源を管理する必要性がなかったために、政府の指導により結成された限られた組織以外に、農村社会では自生的に発生し維持されている組織は見られない(ibid:287)。

加えて一連の内戦では人々は強制的に移動させられる経験をし、居住地が不安定な状態に置かれ、かつポル・ポト政権下では伝統的な共同体の解体がおこなわれ、村内でも住民らの相互不信感が残された。これらの理由から、カンボジア農村では、居住地を基礎とした明確かつ継続されたコミュニティが存在しないと言われている。

その一方、カンボジア人はコミュニティにおいて相互で援助しあう行為が確認される。道路工事や田畑の作業、田植えや稲刈りも数戸が共同して行う相互援助(プロヴァツ・ダイ、「手を借りる」の意味)が頻繁に見られる。相互扶助により家を建築することもあり、また数戸が共同で家畜の監視を行い相互に助け合いながら生活を送ることもあるが(Ebihara 2018:244)、これらの相互援助は集落内で義務付けられたものではない(Delvert = 2002:233)。また、これらの労働交換の相手や協同労働をする世帯数も一致しておらず、毎回新たに構成

され、作業が終了すると解散する限定的なつながりである(天川 2001:286)。

しかし、集落内で冠婚葬祭があった際は近隣住民で協力してもてなす料理を作ったり、装飾等の作業を共同して行うことから、居住地を基礎とする住民らで構成するコミュニティには少なからず連帯意識や仲間意識が存在している(島崎 2009)。カンボジアの農村では結婚式は自宅で行うのが一般的である。結婚式は数日にわたり続き、昼夜問わず食事がふるまわれ、また音楽が大音量で鳴り響き宴が続くが、これらを取り仕切るいわゆるウェディング・プランナーがおらず、家族・親戚もしくは近隣住民で協力して結婚式を行う。筆者もカンボジアの結婚式に5回程参加したが、その際に近隣住民が協力して準備を行う様子から、人々の間には明確な連帯意識は有していなくても何かしらの仲間意識が存在しているとの考察を得た。Ebihara も、農村部の住民はコミュニティに対してある種の帰属意識(identification)や忠誠心(loyalty)を持ち、強固なキンシップを保ち、土地を所有した時はその地に対して愛着を感じていると指摘している(Ebihara 2018:244-245)。よって、カンボジアのコミュニティでは、人々は帰属意識を持ちながらも、周囲との間には強い連帯感と言うよりは限定的に他者とつながり、仲間意識と呼べるくらいのつながりを有しているのである。

以上のように、カンボジアの農村コミュニティでは世帯を超えた強い結びつきが存在しておらず、家族及び親族の結びつきが重要な意味を持つ。またパトロンークライアント関係と表される、社会・経済地位が高い者が庇護を与える代わりに下位の者が支援を行う関係性が見られるが、固定される関係性ではなくより柔軟なものである。また社会文化的な特徴としては、他者の顔を立てることを重視し、権力者との争いごとを避ける傾向にある。

人々の間には共同管理意識がなく、また内戦の影響により人々の相互不信感が残されているが、その一方で冠婚葬祭では近隣住民と協力して相互に援助をしており、ある種の連帯意識は存在している。人々の間に相互不信がある中で連帯意識がマイナスに働き、そこではコミュニティ内で疎外される者が発生しうる。

## 第6節 教育制度

# 3.6.1 教育制度の歴史

本節では、カンボジアの教育制度からカンボジア社会において施設入居者が発生する状況を捉え、教育が子どもたちをケア施設に引き寄せる大きな要因となっている現状を明らかにする。

2011年のMoSVYの調査では、子どもがケア施設に入居している調査対象者の91.9%が、「自宅から子どもを学校に通わせることができない貧困家庭は、教育のために子どもをケア施設に入居させるべきか」との問いに「強く思う」、もしくは「そう思う」と回答した(MoSVY 2011b:48)。このように、カンボジアでは教育が施設入居に至る理由の1つと広く捉えられているが、教育を受けさせるために施設入居をすることはカンボジア政府が定

めた入居基準では認められていない(第2章1節2項)。

カンボジアでは、前述の通り伝統的に仏教寺院にて教育が行われてきた。フランスの植民地化により近代の教育が国内にもたらされ、フランスを手本に6・4・2・1制の学校教育制度となったが(上田・岡田編 2012:267)、当初はこの制度が適応されたのは都市部だけであった(Ogisu and Williams 2015:16)。

ポル・ポト政権下では教育制度も破壊の対象となり、多くの教師は虐殺の対象となり、また学校は物理的に破壊された。子どもたちは教育を受けることができず、子どもたちの大多数は文字の読み書きや簡単な計算ができなかったために内戦終結は国民の教育に対する期待は大きく、1979年1月にポル・ポト政権が崩壊した後、同年9月24日には学校教育が再開された。ヘン・サムリン政権の教育政策は、子どもに識字と計算力を確保することを目標に早急な学校教育の再建と拡充を目指しており(綾部・石井1996:194)、ベトナムの教育制度を参考に4・3・3制が導入された。当時は中等教育を修了した人材が国内でわずか300人しかおらず、「街角にいた人」が3~6週間の研修を受けるだけで教師になることができ、指導方法や教育理論も十分に学ぶ機会がないまま、3~6か月程度で教員養成課程を修了した(平山2008:297)。このように短期間で教員を養成しなければ教育を行き渡らせることができず、学校教育に対する国民の期待に応えることができない状態であった。ヘン・サムリン政権誕生から2年間で、5,000校の初等教育が開設され、32,000人の教師が採用された。

その後 1987 年には 5・3・3 制が導入された。当時のヘン・サムリン政権は西側諸国から認知されておらず、そのためベトナムやソ連等の東側諸国から教育に対する援助が行われていた(綾部・石井 1996:195)。しかし 80 年代終わりには社会主義諸国からの援助が停滞し始め、代わりに国際機関や NGO から教育に対する援助が行われるようになった(ibid)。新政府が樹立した 1993 年には、初等教育と前期中等教育の計 9 年間が基礎教育と位置付けられた。カンボジア王国憲法では、国家が全ての国民に対して無償の初等教育と中等教育の機会を与え、国民は少なくとも 9 年間の教育を受けることが定められた。学校教育は平和に共存し、家族の幸せに対して責任を持ち、社会福祉の促進に貢献できる人材を育成するためのものと位置付けられている(平山 2008:208)。そして 1996 年には現在の 6・3・3 制が導入された。

現在、都市部にある一部の私立学校を例外としてほぼすべてが公立学校である。また公立学校では共通して男子は白のシャツに紺の長ズボン、女子は白のブラウスに紺のスカートの制服を着用する。学年の数え方であるが、日本の中学校 1 年生に相当する学年は「7 年生」、高校 1 年生は「10 年生」となる。

初等教育では、読み書きを中心とした基礎的な教育が行われる。子どもたちが将来必要な基礎的な知識や技能、態度を養うことが目標である。初等教育の就学年齢は6歳であるが、保護者の意向でそれ以前、あるいは6歳以降でも入学することがある(上田・岡田編2012:268)。日本のように学区が指定されていないので、保護者が希望する初等教育機関に

入学書類を提出することができる。

教師不足の問題等により学校教育は 2 部制が取られており、午前と午後のどちらかに学校に通う。一部地域において、学校数が少ない場合や、就学年齢児童が多い場合は三部制が取られている(江田 2019:56)。また農村部においては、6 年生までの学年を提供していない初等教育機関が全体の約 1 割存在している(ibid)。

中等教育は、前期中等教育(コレージュ:7学年から9学年)と後期中等教育(リセ:10学年から12学年)に分けられる。前期中等教育でも初等教育に引き続き基礎教育と位置付けられ、教科に焦点を当てた教育が行われている(平山2008:213)。後期中等教育では、前期中等教育より各教科の内容が専門化する。カンボジアでは中等教育では初等教育以上に都市と地方の格差が大きい(ibid:214)。中等教育機関全体の15.0%が都市部に位置し、かつ学生の30.2%が都市部に集中しており、就学機会が都市部に偏っている傾向がある(ibid)。よって前述の通り憲法により最低9年間の基礎教育、つまり国民全員が前期中等教育を修了するとされているが現状は程遠い。

カンボジアで女子が教育を受ける際に直面する問題点として、伝統的に女子は家庭に留まり家事手伝いを行っていたこと、家を出て収入を得て家族を支えることが期待されていたこと等、貧困により女子は学校から遠ざかっていた(Velasco 2001)。また学校設備の不備もあり、トイレが併設されておらず生理現象を我慢する必要から年齢が上がるほど女子の退学率が高くなるとの問題もあった(江田 2019:59)。しかしのちに詳しくデータを見てみるが、1990 年代には就学率の男女比は無くなっている(Zimmermann and Williams 2016:124)。

各教育機関数であるが、初等教育機関数がカンボジア全土で7,085 校であるのに対し、コレージュは1,251 校、リセは463 校である(江田 2019)。初等教育機関に対するコレージュの割合は17.7%、リセに対するコレージュの割合は37.0%であり、つまり6 学年から7 学年の進級にあたって学校数が5分の1に減少し、そして9 学年から10 学年の進級の際には更に3分の1に減少する。進学するにつれて学校数も減るため、特に遠隔地では進学が家計の負担になる。

# 3.6.2 就学率の変化

# 本項では、近年の就学率の変化を見ていく。

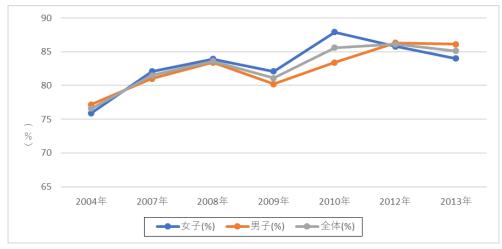


図 7 初等教育就学率の変化(カンボジア全体)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

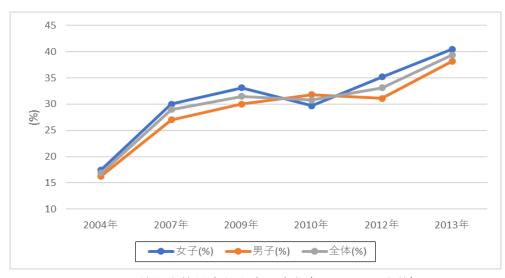


図 8 前期中等教育就学率の変化(カンボジア全体)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

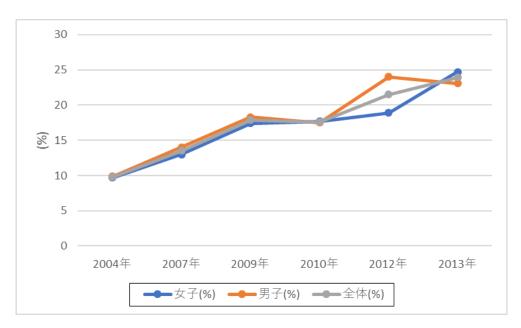


図 9 後期中等教育就学率の変化(カンボジア全体)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

図 7 から明らかにように、初等教育に関しては 2013 年には男女全体で 85.1%の就学率を示している。2010 年には男女の比に開きがあったが、それ以外の年における男女差は小さい。男女差に関しては、2010 年には女子が 87.9%、男子が 83.4%と 4.5%の差を示したが、全体的にその他の年では男女差はそれ程大きくなはい。

図 8 の前期中等教育に関しても、全体的に右上がりで就学率が向上していることが確認できる。2013 年には男女全体で 39.4%の就学率であった。2004 年 (16.9%) からの 10 年間で 20%以上の向上が見られた。男女差に関する特徴的な点として、2010 年以外は女子の就学率が高かったことである。2013 年では、女子 40.5%、男子 38.2%とその差は 2.3%であった。

図 9 の後期中等教育でも初等教育、前期中等教育と同じく全体的に右上がりとなっており、就学率が向上していることが分かる。2004 年は男女全体で 9.8%であったが、2013 年では 23.9%と 14.1%の向上を見せた。後期中等教育の就学率は 2012 年に男子が高くなり (男女差 5.1%)、2013 年は女子が高くなったが (男女差 1.6%)、それ以外はほぼ男女の就学率は同じである。

以上見てきたように、初等教育、前期中等教育、後期中等教育の各学校の就学率はここ 10年間で劇的に向上した。加えて、かつては就学率の男女差が問題となっていたが、統計を見る限り 2004年以降は明確な男女差が存在しておらず、かつ女子の就学率が高い年も多かった。

続いて、就学率の地方差からケア施設が特に農村部にとって魅力的な選択肢となること を明らかにしたい。

### 3.6.3 就学率の地方差

以下の図は、カンボジア全体及び首都プノンペン、プノンペン以外の都市部、そして農村部の各地方の就学率を示したグラフである。なお、このグラフの基になっているデータはカンボジア計画省(Ministry of Planning)が実施した「カンボジア社会経済調査

(Cambodia Socio-Economic Survey)」であるが、この調査では「都市部 (other urban)」及び「農村部 (other rural)」の範囲が示されておらず、どの州を含んでいるのかが定かではない。

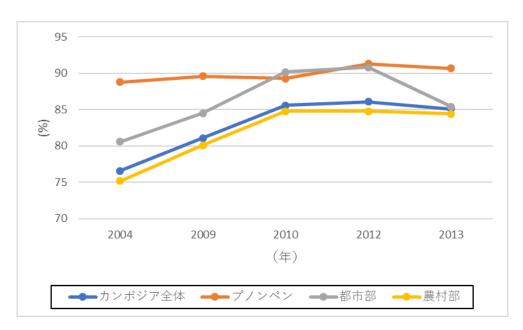


図 10 初等教育就学率の変化(各地方の比較)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

図 10 の初等教育に関しては、プノンペンが他地方と比較して高い就学率を誇ることが分かる。2013 年のプノンペンと農村部の差は 6.3%であった。しかし、前期中等教育、後期中等教育と比べるとプノンペンと都市部の差は 2010 年、2012 年と少なく、2010 年では都市部の方がプノンペンよりも就学率が 0.9%高い結果となった。また 2013 年には都市部の就学率が急激に低下しており、農村部との差がわずか 1.0%となった。

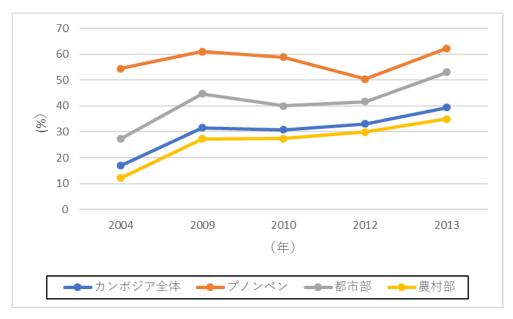


図 11 前期中等教育就学率の変化(各地方の比較)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

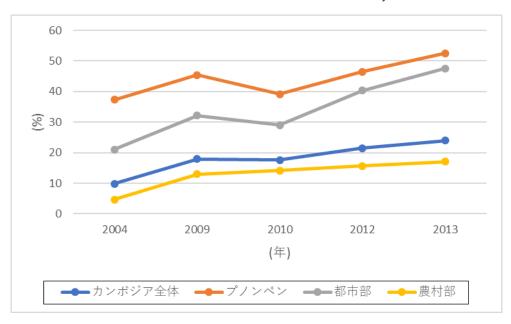


図 12 後期中等教育就学率の変化(各地方の比較)

Cambodia Socio-Economic Survey をもとに筆者作成

図 11、及び図 12 の前期中等教育・後期中等教育に関しては、他の地域と比して明らかにプノンペンでの就学率が高く、そして農村部の就学率が低い結果となっている。2013 年では、プノンペンと農村部の就学率の差は前期中等教育では 27.3%、後期中等教育では 35.4%であった。農村部においては、後期中等教育の就学率は 2013 年でもわずか 17.1%にとどまっている。

憲法で前期中等教育修了までが定められてはいるものの、このように都市部と農村部では就学率に大きな差が生じている。農村部における前期中等教育の就学率は 2013 年で34.9%であるが、その中で修了した者となればこれよりも低い数字になると推察され、国民全てが前期中等教育修了を達成するには程遠い現状である。その理由として、前述の通り学校そのものが都市部に集中していることが考えられる。特に農村部の遠隔地では前期中等教育が非常に遠い、あるいは周囲に存在しないこともあり、そもそも通える範囲に学校がない状況なのである。近年は学校数を増やす措置が取られており(平山 2008)、これまで見てきたように就学率の向上につながっているが、それでも中学・後期中等教育の就学率がまだ十分とはいえる状態ではない。

本項では、初等教育・前期中等教育・後期中等教育の就学率はそれぞれ上昇しているが、 特に中学・後期中等教育と進むにつれて都市部と農村部の就学率の差は広がる傾向がある ことが明らかとなった。農村部では学校数が限られていることもあり依然就学率が低く、教育を受ける機会を提供しているケア施設が魅力的な選択肢となることを示している。

### 3.6.4 カンボジアの教育が抱える問題点

カンボジアの教育では、退学が多いことも問題になっている。Edwards Jr.らは、生徒が学校を続けるかどうか、つまり退学するかどうかに影響がある要因として、①学校が近いがどうか、②学校の設備、③教師が休みがちであること、④直接あるいは間接費用、⑤生徒の達成度、⑥両親の教育レベル、⑦生徒の自信、そして⑧生徒と学校との関係性、等を挙げている(Edwards Jr. et al. 2016)。本論文ではこれらの点のいくつかの点からカンボジアの教育を捉え、ケア施設入居者が発生する背景を明らかにする。

①学校との距離に関しては、農村部では通学に炎天下の中数キロメートル歩くことも珍しくなく、特に低学年では学校が遠いと通学が困難である。筆者の聞き取りでも、遠隔地では通学の困難を訴える声がよく聞かれた。自転車があれば通学できるとの声がしばしば聞かれたが、貧困層にとって自転車はたとえ中古であっても気軽に購入することができない物である。

③教師が不定期に休みを取る問題に関しては、教師の給与が全体的に低いことと関連している。教師としての給与が低いため、学校がある平日でも政府機関等で副業を行うことがある。そのために教師は不定期に休みを取り、その際生徒は授業を受けられないことが筆者の聞き取りで明らかとなった。その場合教師の休みは事前に知らされず、生徒は長い道のりを歩いて通学し、学校に着いた後に休校を知ることもある。その状態が続けば、生徒の学習意欲が削がれることは明白であり、生徒が学校に通うモチベーションを保つのは難しい。教職が尊敬を集める高い職であるとは言い難く、新しく教職に就いた者の3分の1は数年以内に退職する現状がある(Williams et al. 2016:190)。

また④直接あるいは間接費用とは、公立の学校は無償で通うことができると定められているが、カンボジアの学校では教師が「課外授業」を行い、生徒から授業代を集めることが

習慣化されている。教師は生徒からお金を集めて、「課外授業」を行い生徒に良い成績を与えたり予め質問の答えを知らせたりする。筆者も聞き取りの際に「課外授業でテストに出る範囲を勉強するので出ざるを得ない」「課外授業も出欠を取られて成績に影響する」という声を聞いた。Brehm はこれを陰の教育(shadow education)と呼び、これらは公教育制度の腐敗につながっていると指摘する(Brehm 2016:100)。非公式な習慣ではあるが、カンボジアの教育制度に根深く存在している。課外授業代を支払わないと進級・卒業できないこともあり、貧困家庭は課外授業代を支払えない場合も多く、退学の理由の一つとなっている。

これらの点から、カンボジアの教育が抱えるいくつかの問題点が浮かび上がってきた。遠方の学校に通う必要がある場合は何らかの通学手段が必要になり、金銭的な負担が必要になる。給与が低いために教師は副業を行っており、その結果生徒が学校に行っても休校である等、生徒の学習意欲が削がれる状態である。加えてカンボジアでは非公式な課外授業が習慣となっており、この費用も貧困家庭には大きな負担となる。これらカンボジアの教育が抱える問題により、生徒は進学を諦めたり退学に至るのである。教育に対する期待が高い社会でありながら多くの問題を抱えており、施設入居となることで教育を受けられることは非常に大きな魅力となる。

### 3.6.5 高等教育の広がり

教育制度の整備に伴い、カンボジアでは高等教育も広まってきた。初の大学は、1960 年に誕生した王立プノンペン大学である。そして 1997 年にはカンボジアで初めて私立大学の設置が認められたが、それまでは全ての大学は無料であった。2000 年には各地に大学が誕生し、2001 年には国立大学でも授業料を収めて入学する定員枠が設けられた(上田・岡田編2012:271)

現在のカンボジアの高等教育は、大学と職業訓練校(TVET)が担っている。2013 年現在、公立の大学が 54、34 の私立大学の計 88 大学があり、公式な TVET は 14 校ある (Thammika and Loke:1)。

カンボジアの高等教育をめぐる問題として、労働市場との不均衡があげられる。2007 年には、大卒者のわずか 10%しか職を得ることができなかった(ibid:3)。そして 2009 年には大学生の半分が商業やビジネス関連を専攻したが、これは卒業時に仕事を得る機会を高めるためである(ibid)。しかし現在では同分野の卒業者は溢れており、毎年 3 万人が大学を卒業する現在ではその能力を生かせる就職先を見つけることが難しい。

以上のように、高等教育もカンボジアでは整備されてきており進学者も増えたが、高等教育修了者にふさわしい就職先は現状ではまだ限られている。高等教育修了者が毎年 3 万人誕生している現状では、就職先が限られている状態で職を得るには高い学歴を有することが前提となりつつある。そのような状態であれば人々が教育に対して抱く期待値はますます高まる一方であると言え、貧困層にとっては教育を提供してくれるケア施設はやはり魅力的に映り、施設への PULL 要因となりうる。

## 第7節 なぜカンボジア社会でケア施設入居者が発生するのか

これまでに見てきたカンボジア社会を総合的に捉え、本節ではカンボジア社会でケア施設に入居する子どもたちが発生する要因について考察を行う。結論から先に提示すると、以下の3点が導かれた。

- ① 家庭内にヒエラルキーが存在しており、親の不利益が子どもに集積する
- ② 明確な規範が存在しており、規範から逸脱するとコミュニティから疎外される
- ③ 教育がケア施設に対する大きな PULL 要因となっている

以下、1点ずつ考察を行う。

### 3.7.1 家庭内のヒエラルキー

カンボジア社会を見る視点として、本論文では家父長制及び性規範に着目した。ここでは 瀬地山が提示した家父長制の定義に、カンボジアに固有の特徴を加え考察を行う。

農村社会に根強く残っている性規範により女性は慎ましくあるべきとされており、カンボジアは「男性優位主義」な社会である。また家族間の関係性は強く、特に娘に対しては自身の結婚に対しても決定権を持たず親の介入を受ける。結婚後も娘は親と同居かその近くに住み続け、親や夫に従順であり続けることが求められる。

男性の権利が女性の権利より優先されることから、家庭内においても、女性の権利が弱められ女性に対する支配構造が容易に形成されうる。そして男性から女性に対する支配が存在しているだけではなく、家庭内では母親から子どもに対する支配も強く存在している。その根拠として、家庭内で子どもに対して虐待を行う主体として圧倒的に母親が多いことがあげられる(Steering Committee on Violence Against Children 2014:76)。家庭内暴力を受けた者のうち、18~24歳では男女合わせて半数以上(女性 56.9%、男性 54.4%)、13~17歳では 6割近く(女性 55.1%、男性 63.6%)が、暴力を行った主体が母親であると回答している。男性優位の社会において、子どもに対する身体的暴力を行う実行者として母親が最も多いのである。その背景には、家族構成員内で自身の生存権のために弱者が必要となり、弱者が弱者を生み出す構造が発生している(島崎 2009:27)。つまり、伝統的に男性優位の社会において女性は弱者と位置付けられ、自身の生存権のために家庭内において更なる弱者が必要になり、その結果女性から子どもに対する支配関係が存在しているのである。女性から子どもに対する支配の背景には、「弱者から弱者に対する権威主義的な支配構造」が存在している。その関係も含めて、島崎はカンボジアの家父長制を「権威的家父長制」と表している(ibid)。

現在のカンボジアの出稼ぎの状況などを鑑みると、父親が家庭で不在である場合も多く、 その場合でも施設入居は発生する。それはまさに、家庭内の権威主義的なヒエラルキーから 発生していると言え、必ずしも家庭内に男性がいなくても起こりうる。家庭内の根本に存在 している家父長制、つまり権威を持つ者の有力性が下に降りてくることがカンボジアの家 父長制の特徴である。

以上を踏まえて、カンボジアでは女性から子どもに対する支配も強く存在していると言え、家父長制を単に男性からの支配と捉えるのではなく、それを超えて「大人から子ども」に対する支配関係が存在していると捉えて、本論文でも島崎に倣い「権威的家父長制」が存在しているとする。これらの関係性はヒエラルキー構造と捉えることが可能である。ヒエラルキー構造の頂点には親(父親)が位置し、男性(父親)から女性(母親)に対する支配が存在し、そして更にその最下層に子どもが存在している。しかし家庭に男性がいない場合でもこの支配構造は発生するため、カンボジアの家父長制を「権威的家父長制」と捉え、「親から子」に対する支配構造となっている。以上を踏まえると、カンボジア家庭における家父長制は下図のような関係性として捉えることができる。

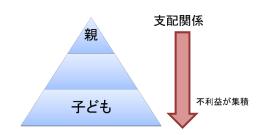


図 13 カンボジアの家庭に見られるヒエラルキー概念図 筆者作成

親が子どもに対して強い愛情を注ぎ、子どもはその見返りとして、親に対して従順であり、 服従し、また献身的であることが求められ、親が高齢となった際は扶養の義務感を感じる。 そしてその親に何かしらの不利益が生じた際、その不利益が最下層に位置する子どもに集 積する。

このヒエラルキーが家族内に存在していることにより、親に生活能力がある場合には利益が子どもに集積する。Ebihara が観察で得た、「カンボジアでは親は可能な限り子どもに対して良い服や食べ物を与え、常に自分の子どもが適切な教育を受けて将来良い結婚ができるかを考えている」(Ebihara 2018:54)と言う事象は、親であれば子どもに対する愛情として一般的に取りうる行動とも見て取れる。しかし家族内にヒエラルキーが存在しており、その中で子どもが親に従順であり、服従し、献身的であるとすれば、親と子の間にある種の力関係が存在していると言え、Ebihara が観察で得た事象は、子どもが従順でいる代わりにできうる限りの利益を子どもに与えたいと言う親の愛情が強化された形であると捉えることができる。

家族内にヒエラルキーが存在することにより、下位に位置する子どもが利益を得るのか、 もしくは不利益を被るのかは、頂点に存在する親次第となる。子どもがケア施設入居に至る 背景には、子ども自身の問題と言うよりは親が貧困や疾病、移住等の何かしらの問題を抱えていることが前提条件となっている。親が何かしらの問題を抱えた場合、その鬱憤や不満が子どもに集積し、家庭内で最弱層に位置する子どもが不利益を被る事態が発生するのである。

## 3.7.2 規範の逸脱による疎外

カンボジアには明確な男性規範、女性規範が存在しており、男性は強くあるべきとされ、女性はいかなる時でも夫に使え、控えめな態度であることが望ましいとされている。男性の性的行動には寛容である一方、女性には高潔を求め、婚前の性交渉は控えるべきとされている。男性が男性規範から逸脱しても社会から偏見や差別がもたらされることはないが、女性に対してはそうではない。性暴力被害にあった女性に対しても社会は厳しく、社会規範から逸脱しているとみなされてしまう。

加えてカンボジアの社会関係には、強弱の差はあれパトロンークライアント関係が存在しており、権力者と下位に属するクライアントは相互に庇護の関係にある。また他者の顔を立てる文化もあり、特に権力者に対してはその傾向が強く、庇護を得るために権力者に対して従順であることが求められる。そのパトロネージ関係から外れることは権力者の庇護を受けることができなくなることを意味し、特に貧困層にとっては日常生活でも不便を被る可能性を意味する。上に位置している人に逆らった場合、何らかの不利益が起こりうるのではないかという暗黙知の社会関係性が住民の中には存在している。ゆえに、権力者に対して意見をするようなことは憚られ、例え自身が暴力の被害にあっても言い出せない状況が発生する。

ポル・ポト政権下での生活状況に加えて、カンボジアでは資源を共同で管理する必要性がなかったこと、そして農村には共有財産がなかった為に連帯意識がもたらされなかった事実も踏まえ、現代においては人々の間の信頼関係の破壊とまでいかなくとも、コミュニティにおける信頼関係が希薄であると結論付けることができる。よって他者との信頼関係が希薄であるために、家族内に問題が生じた際に他者に相談できなかったり、助けを求める行動を起こせない状況が発生する。例えば家庭内で暴力行為等が発生した際も他者に相談できず、個人もしくは家族内で抱えてしまうことにより問題が深刻化してしまう。また人間関係が希薄であるために、一度コミュニティから疎外されてしまうと相談相手もなく、完全に孤立してしまう。

本論文では、カンボジアの仏教や家族関係、農村コミュニティを詳しく見たが、これらこそが人々の世界観や意識を作り上げる根幹となり、カンボジアの文化規範や社会規範を形作っている。ゆえに性規範のみならず、これらカンボジア独特の規範が存在し、その順守が強く求められる。そしてこれらの規範から逸脱すると、コミュニティから疎外される状況に陥ってしまう。コミュニティから疎外されると、例えば居住地内において共同で利用する井戸を使わせてもらえなかったり、一定のグループから口をきいてもらえない、そして市場を

使わせてもらえなくなる等の状況に陥るのである(島崎 2009:62)。特に貧困層は様々な選択 肢が限られている分、コミュニティからの疎外は生活する上で非常に厳しい状態に置かれ ることを意味する。日常生活にも不自由をきたす状態となるため、人々は規範から外れない ように必要以上に行動を制限することになる。コミュニティからの疎外を恐れるあまりに 自分の振る舞いを必要以上に制限してしまうことにつながり、特に権力者との関係性にお いて顕著に表れる。

### 3.7.3 教育が強力な PULL 要因

ポル・ポト政権下における教育の抑圧が長らく続いていた為、カンボジアの人々の教育に対する期待は大きく、内戦終了後にはすぐさま教育制度の整備に着手するほどであった。憲法には9年生修了(前期中等教育卒業)までが義務教育とされているが、現状ではその目標には程遠い状態である。以前は女子には教育が必要ないと考えらえていたが、現在では教育に関して男女差は小さくなってきており、むしろ女子の方が男子より高い就学率を示すこともある。

就学率に関しては、初等教育は安定して高い就学率を示しているが、前期・後期中等教育と進むにつれて就学率は低くなり、かつプノンペンと農村部の就学率の差には学年が上がるにつれて大きなものとなり、農村部では特に教育を提供してくれるケア施設が魅力的な選択肢となることを示している。加えてカンボジアの教育制度が抱える問題点として、「非公式に」学校で教師が生徒から集める授業代や、学校が遠方にある場合は自転車等の通学手段が不可欠であり、貧困層にとっては教育にかかる費用が大きな負担になっている。更に近年は高等教育も広がってきており、職を得るためには高い学歴を有することが前提となりつつあり、人々の教育に対する期待値は高まる一方である。

以上の点から、カンボジアでは施設養護を受けることでこれらの費用負担をすることなく教育を受ける機会を得ることができ、特に貧困層にとって施設入居は非常に魅力的であり、施設入居への大きな PULL 要因となっている。ケア施設は場合によっては中等教育のみならず高等教育の進学支援も提供しており、貧困層にとっては非常に魅力的な選択肢となっている。

### まとめ

本章では、ケア施設入居者が発生する背景を明らかにするために、カンボジア社会を捉える視点として性規範、及び家父長制を提示した上で、歴史、宗教、家族・親戚関係、農村コミュニティ、教育制度の点からカンボジア社会を捉えた。

その結果、本章ではカンボジア社会でケア施設に入居する子どもたちが発生する要因として 3 点を導いた。これらの要因は、カンボジアにおける女性に対する厳格な性規範や家父長制、そして社会を構成する各要素から導かれており、すなわちケア施設入居者が発生する要因はカンボジア社会に構造的に備わっていると言える。

脱施設化を進めていく上では、施設入居者を減らす策だけでなく、そもそも施設入居に至る子どもたちを発生させない策を考えていく事も重要であるが、第2章で見た現在のカンボジアの脱施設化の流れでは、その根本の解決策が語られてはいない。施設入居者が発生するその根本には、カンボジア社会に根深く存在している貧困が関わっていると言え、その意味ではカンボジアでは政府や国際機関、NGO等の多くのアクターにより多方面にわたり貧困削減プログラムが行われており、脱施設化を語る上で改めて言及する必要がないとの考えがあるのかも知れない。しかし、政府は脱施設化の流れの中で、社会構造に存在している問題点をどの程度考慮しているのであろうか。

本章の考察で得た施設入居に至る 3 つの要因は、カンボジア社会を構成する要素から導いたとはいえ、カンボジア社会だけに現れる現象とは言えない。しかし、今のカンボジア社会の成り立ちの過程を見ると、歴史的な背景において常に上に服従しなければいけない状況が続いており、その点においては通常の社会構造とは異なる在り方、つまり家庭内で弱者を生み出す構造、ないしは規範の逸脱者を阻害する構造がより強化した形で現れると言える。そして、構造からはみ出た者に対して不利益が集中するのである。その意味で、これら3つの要因はカンボジアに特徴的なものである。

施設入居者が発生する要因が社会の構造として存在する限り、施設入居者は発生し続けると言え、脱施設化を語る上では貧困解決やその社会構造についても語る必要がある。脱施設化を進めていく上では、施設入居者を減らす策だけでなく、施設入居に至る子どもたちを発生させない策を講じることは重要である。社会の構造的に施設入居者が発生している中で、社会に存在している問題を解決しないままで脱施設化を進めることは、果たして社会の在り方として正しいのであろうか。施設入居者を生み出す社会の構造が変わらない限り、施設退所者が社会に再統合後に再び排除される可能性があると言え、決して望ましい形ではない。

第 4 章では、バッタンバンにあるケア施設をフィールドに、実際の入居者の事例が本章 で導いた要因に当てはまるのか検証を行う。 前章では、カンボジアの社会状況を捉えた上でケア施設に入居に至る子どもたちが発生する要因を考察し、その結果3つの要因を導いた。本章では、本論文の調査対象施設の実際の事例を用いて、実際のケースに当てはまるのかの検証を行い、施設入居者に共通して表出している家庭環境や現象の理解を深めることを目指す。

まず第1節において、本論文の調査対象施設であるA施設の概要を示す。第2節ではA施設入居者の属性分析の結果を示し、A施設入居者全体の把握を行う。続く第3節では、A施設入居者の個別の事例を取り上げ、第3章で導いた要因との関連性を見いだす。

調査方法は、既存研究から各カテゴリーが発生する社会的状況を捉え、加えて調査対象施設(A施設)で得たデータ及び聞き取り調査の結果を素材として、事例からより具体的な状況の把握を行う。具体的な事例を通して、ケア施設入居に至る子どもたちの背景に留まらず、その原因を生み出す社会状況の理解につなげる。

# 第1節 調査対象施設概要

本節では、本論文の調査対象施設である A 施設の概要を示す。

まず A 施設選定過程であるが、第 1 章で示した通り本論文の調査対象者は青少年の施設入居者と定めた。よって青少年を対象としたケア施設を対象として調査対象施設の選定を行い、MoSVY に登録しかつ定期的に検査を受け適正な運営を行っている点、そして設立当時からの入居者や退所者の生活を長期間に渡り追跡することに対して全面的な協力を得ることが可能である点から、バッタンバン州にある一つのケア施設(以後、A 施設)を対象に選定した。

A施設はバッタンバン州の中心部に位置している。本部は途上国の青少年支援を目的として 1997 年に日本で設立された。2000 年にバッタンバン州にカンボジア事務所が開所し、2007 年 7 月にはローカル NGO として現地法人化され、以降はカンボジア人職員により運営されている。

A施設はケア施設の運営だけでなく、コミュニティ支援活動として近隣の貧困家庭者に対しても職業訓練を行っており、敷地内に事務所、ケア施設、縫製及び絹織物の職業訓練所を有している。

A施設の特徴として、支援対象が15~22歳程度の青少年であることがあげられる。カンボジアに限らず多くの国のケア施設では、18歳前後になると保護の対象から外れ退所が迫られる。しかし、施設入居者は家族や親戚の養育を受けられないために施設入居を余儀なくされており、年齢だけを理由として自立に向けた準備ができていないまま退所となっても、退所後に行き場を失ってしまう。そして入居前の状況、すなわち再びストリートチルドレン

や人身売買の被害者に戻ってしまうという現実があった。A施設の設立目的はそのような問題の解決であるため、受け入れ対象が青少年となっている。

以下に A 施設の概要として、①入居クライテリア、及び②入居中の就学及び職業訓練支援の概要を示す。

# ①入居クライテリア

A施設は表 9 にある 8 つの受け入れ基準を設けている。

### 表 9 A施設の入居受け入れ基準

- 1. 人身売買の被害者
- 2. 家庭内暴力の被害者
- 3. 性的暴行被害者 (女子のみ)
- 4. ストリートチルドレン

- 5. 脆弱な状態にある家庭出身者
- 6. 孤児
- 7. 貧困家庭出身者
- 8. 法に抵触した青少年

筆者作成

(3)の性的暴行の被害者は女子のみが受け入れ対象となっている。(5)の脆弱な状況にある家庭とは、将来好ましくない状況が想定できる家庭をさし、例としてアルコール中毒の継父と一緒に生活しており過去に暴力を受けたことがある等のケースをさす。またカンボジアでは貧困が広く浸透しており、何をもって貧困とするのかの判断が難しい。その為、クライテリアとして(7)極度の貧困が定められているが、実際に貧困度合いを測定する基準は無く、家族の状況や収入、近隣家庭との比較等を総合的に判断して職員が選定している。なお、(8)の法に抵触した青少年は、2008年から受け入れを開始している。

A 施設ではこれら 8 つの入居理由を設けているが、いくつかの理由にまたがっているケースも多く存在する。例として、貧困家庭に生まれ人身売買の被害にあった、家庭内暴力から逃れるためにストリートチルドレンとなった、等のケースがある。そのため、A 施設では「入居前に最後に当てはまる事項」を入居理由としている(前述の例の場合、それぞれ「人身売買」と「ストリートチルドレン」となる)。

# ②入居中の就学及び職業訓練支援

A施設では本人の希望及び適正に応じて就学支援、もしくは職業訓練を提供している。就学を希望した場合、制服やその他諸費用を施設が負担し、施設に住みながら学校へ通う。一方の職業訓練とは、主に施設近くの個人商店である訓練先に対してA施設が約 150~300USD 程度の訓練費を支払い、施設に住みながら一定期間の職業訓練の提供を受ける。

退所のタイミングであるが、個々人のケースに応じて家族の元に帰ることができる状況 となればその時点で再統合を行う。家族の元に帰ることができない入居者でも、就学支援を 受けた者は高校卒業の時点、また職業訓練を受けた者は一定の技術を身につけ、就職もしくは独立できると判断されたときが一応の退所の目安となる。

なお、進学支援を選択し高校を卒業した者に対しては、予算次第ではあるが大学進学支援を行っている。額や支援期間、支援人数も予算次第であるため若干の変動があるが、基本的に大学 1~2 年次の学費のうち約 150~200USD 程度を負担し、かつ生活費として月40 USD 程を支援している。2012年の段階では、大学の学費は年200~400USD 程度であり、不足分は自己負担することになっている。よって、A 施設退所後に大学進学を果たした者のほとんどが、仕事をしながら週末や夜間に大学に通っている。

## 第2節 A 施設入居者の属性分析結果

本節では A 施設入居者の属性分析を行い、どのような青少年が施設入居となるのかその 全体像をつかむ。

調査方法として、A 施設が所有する資料のデータ分析を行った。カンボジアのケア施設では、入居者の名前や出身地、入居理由等の情報を記録し保存することが法令で求められており(Prakas No.616、第8条)、A 施設では入居時にソーシャルワーカーによって記録簿が作成されている。本論文ではA 施設開設時の 2000 年9月から 2014 年9月までの全入居者379名(男子245名、女子134名)の記録簿のデータ分析を行い、A 施設入居に至る青少年の属性を把握した。 以下にその結果を示す。

### 4.2.1 入居時・退去時の年齢と入居期間

入居時の平均年齢は、男子 16.3歳(最年少:10歳、最年長:21歳)、女子 16.5歳(最年少:12歳、最年長:23歳)であった。退去時の平均年齢は、男子 18.0歳(最年少:12歳、最年長:27歳)、女子 18.2歳(最年少:14歳、最年長:25歳)であった。最少年齢が10歳と受け入れ年齢から離れているケースは、団体設立時の入居であり、設立時は個人の状況により柔軟に受け入れていた為である。

つづいて、平均入居期間を見ていく。2016年5月までの入居年月日、及び退去年月日の 追跡が可能な人数は、男性109名、女性114名であった。その結果、平均入居期間は男子 1年9ヵ月(最長:8年0カ月)、女子は1年6か月(最長:7年3カ月)であった。

カンボジアのケア施設入居者を対象とした公式な調査データがないため、入居・退去時年齢を他施設と比較することができないが、他施設を退所となった青少年を受け入れるというA施設の設立目的から考えると、A施設の入居者は高い傾向にあると言える。

また入居期間に関しては、前述のマッピング調査報告書では、「6 か月」が入居期間の長短の目安になっている点を考慮すると(MoSVY 2017b:34)、A施設の平均入居期間は政府が考える基準よりも長い傾向にある。ただし、脱施設化を推進している政府としては、施設利用は「一時的なもの」(Prakas.2280, Article 21)と定めているがゆえに入居期間の基準を短く

設定している。よって他施設の平均入居期間のデータがないために、A 施設での入居期間の 長短の判断はできない。

# 4.2.2 入居者の出身地

次に、入居者の出身地について下の表にまとめる。出身地が明らかになっているのは、男子 243 名、女子 134 名の計 377 名であった。表 10 は、A 施設入居者の出身地一覧である。

表 10 A施設入居者出身地一覧

11 (+ 44 ( 44 )	男	子	女	子	計		
出生地(州)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	人数(人)	割合(%)	
バッタンバン	54	22.1%	48	35.6%	102	27.0%	
バンテミンチェイ	66	27.0%	24	17.9%	90	23.8%	
難民キャンプ	23	9.4%	13	9.7%	36	9.5%	
シェムリアップ	18	7.4	6	4.5%	24	6.3%	
プノンペン	10	4.1%	8	6.0%	18	4.8%	
コンポンチャム	11	4.5%	6	4.5%	17	4.5%	
プレイベン	15	6.1%	0	0.0%	15	4.0%	
ポーサット	7	2.9%	6	4.5%	13	3.4%	
タケオ	9	3.7%	2	1.5%	11	2.9%	
カンダール	5	2.0%	5	3.7%	10	2.6%	
コンポントム	5	2.0%	3	2.2%	8	2.1%	
オドーミンチェイ	5	2.0%	3	2.2%	8	2.1%	
ココン	4	1.6%	1	0.7%	5	1.3%	
コンポンスプー	3	1.2%	2	0.7%	5	1.3%	
コンポンチュナン	3	1.2%	1	2.2%	4	1.1%	
カンポット	2	0.8%	1	0.7%	3	0.8%	
スヴァイリエン	0	0.0%	3	2.2%	3	0.8%	
パイリン	1	0.4%	1	0.7%	2	0.5%	
シアヌークビル	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%	
タイ王国	1	0.4%	0	0.0%	1	0.3%	
クラティエ	0	0.0%	1	0.7%	1	0.3%	
計	243	99.6%	134	100.0%	377	99.7%	

(参考)難民キャンプ内訳

キャンプ名	男子(人)	女子(人)
Site II	18	6
Site B	3	3
カオダイン	1	2
ノン・サメット	1	0
名称不明	0	2
計	23	13

全体としては、バッタンバン州(27.0%)、バンテミンチェイ州(24.3%)、難民キャンプ(9.3%)生まれが多い。バンテミンチェイ州は A 施設があるバッタンバン州の隣にあり、タイとの入国審査場があるポイペトを有する街である。ポイペトは陸路でタイ側へ渡る際の拠点となる街であり、タイでは違法であるカジノができるホテルが多くある。また入国審査を経てタイ側に渡ってすぐには、アパレルを中心とした巨大マーケットのロンクルア市場がある。近隣住民はパスポートを有していなくても、通行を許可されている証明書があれば両国間を自由に行き来することができ、ポイペトの住民はロンクルア市場で働いている者も多い。よって、ポイペト周辺の住民にとってはタイへの移動は日常的なものとなっており、それは人身売買へとつながる可能性が高いことを意味する。

バッタンバン州に位置する A 施設では、やはり周辺地域生まれの青少年が多いが、バスで一日程がかかる州、例えばタケオ州やココン州生まれの入居者もいる。その理由として、 A 施設に来る前に他団体の施設で生活していたが、18 歳になり施設の退所を迫られたが行き先がなく、遠方であっても受け入れ先として A 施設を選んだ点が挙げられる。A 施設の設立目的とも関係してくるが、18 歳になったら施設退所を迫られる場合もあり、人身売買の被害などの理由により施設入居に至った場合、すぐに自宅に戻ることが好ましい状況とは言えない。そのような青少年を対象としたケア施設がカンボジアには少ないため、遠方からの入居者も多数存在している。加えて、入居者の出生地が広い範囲に渡っているもう一つの理由として、遠方からタイに渡って働き、人身売買の被害にあいカンボジアに戻り、そのまま自宅に戻らずに A 施設入居となったケースもある。

# 4.2.3 入居理由

A 施設入居に至った理由は表 11 のとおりである。入居理由が明らかになっているのは、 男子 245 名、女子 134 名の計 379 名である。

表 11 男女別 A 施設入居理由一覧

		• • • • •				
	男子	7-		女子	_	
	入居理由	合計(人)	割合	入居理由	合計(人)	割合
1	人身売買	126	51.4%	人身売買	41	30.6%
2	ストリートチルドレン	55	22.4%	ストリートチルドレン	21	15.7%
3	貧困家庭	30	12.2%	性的被害	21	15.7%
4	孤児	14	5.7%	貧困家庭	13	9.7%
5	家庭内暴力	8	3.3%	脆弱な状況下	13	9.7%
6	脆弱な状況下	6	2.4%	孤児	12	9.0%
7	法に抵触した青少年	6	2.4%	家庭内暴力	11	8.2%
8				法に抵触した青少年	2	1.5%
	計	245		計	134	

男女とも人身売買の被害が一位である。特に男子に関しては、人身売買が半分のケースを 占める。

図 14 及び図 15 は、年別の入居者理由の変化を表すグラフである。

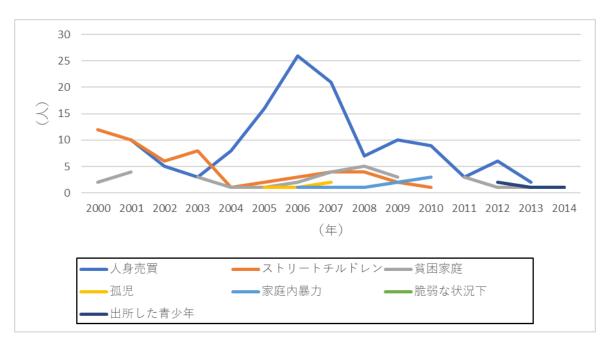


図 14 年別 A 施設入居理由の推移(男子)

筆者作成

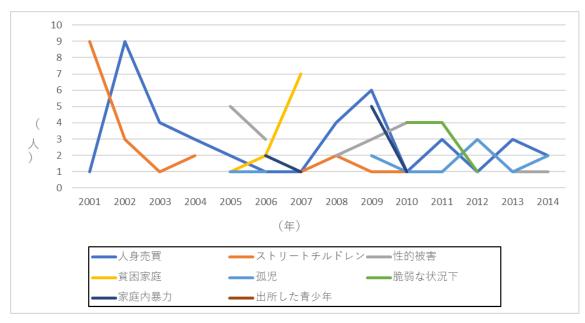


図 15 年別 A 施設入居理由の推移(女子)

男子に関しては、ほぼすべての年にわたって人身売買がトップの事由になっている。特に 2004 年から 2006 年にかけて人身売買が急激増えているが、その理由として、国際移住機関 (IOM) の「反人身売買(anti-trafficking)キャンペーン」により、タイから連れ戻された被害者数が増えたためである。

一方、2006年から2007年にかけて人身売買による入所者数が急激に減っている理由は、ポイペトにある被害者受け入れセンターの方針転換のためである。ポイペトにはPoipet Transition Center (PTC)という、カンボジア政府によって唯一運営されている人身売買の被害にあった青少年のための保護センターがある。人身売買の未成年被害者はカンボジアに帰還するとまずPTCに保護される。以前はPTCは被害者を保護し、その後はA施設ようなケア施設に受け入れを要請するというシステムであった。しかし2007年にPTCが同方針を変更し、PTC自体が養育施設を運営するようになり独自で長期間の保護が可能になった。そのため2007年以降、PTC経由でA施設に保護を求める被害者数が急激に減少した。

もう一つの注目点として、ストリートチルドレンの数が減っていることである。入居者全体の数ではストリートチルドレンは2番目に多いが、施設開設の2000年をピークに年々その割合は減少しており、特に男子においてその傾向は顕著である。そして2010年以降はストリートチルドレンとして入所する青少年はいない。これは、カンボジア全体としてストリートチルドレンの数が減ったことが関係していると思われる。正式な統計は不明であるが、長くカンボジアを訪れている人であれば、ストリートチルドレンの数が以前に比して減ったと感じると思われる。未だプノンペンのリバーサイドやシェムリアップの観光地周辺で

はストリートチルドレンが見受けられるが、観光客を狙った「組織化された」「プロの」ストリートチルドレンであるとも言われている。彼らも何かしらの犯罪や人身売買の被害者であともいえ、保護が必要であることに変わりはないが、「純粋な」ストリートチルドレン数は減っていると考えられる。

女子に関しては、年によって入所理由が大きく異なっており、特別な相関関係を見出すことはできなかった。

続いて、施設入居者の出身地と入居理由を対応させ、入居理由と出身地の関係性を見る。 出身地及び入居理由の双方が明らかになっているのは、男子 243 名、女子 134 名の計 377 名であった。

		入 居 理 由								
		人身売買	ストリートチルドレン	性的被害	貧困家庭	孤児	脆弱な状況下	家庭内暴力	法に抵触	計(人)
	バッタンバン	21	22	7	19	9	16	6	2	102
	バンテミンチェイ	69	6	1	4	4	2	2	2	90
	難民キャンプ	16	14	2	3	1	0	0	0	36
	シェムリアップ	14	3	0	2	1	1	2	1	24
	プノンペン	4	5	0	2	5	0	1	1	18
	コンポンチャム	8	4	2	1	1	0	1	0	17
	プレイベン	10	2	0	2	0	0	1	0	15
	ポーサット	5	5	2	1	0	0	0	0	13
	タケオ	5	3	0	2	0	0	1	0	11
Ħ	カンダール	1	2	0	4	1	0	1	1	10
畑	コンポントム	2	2	1	0	2	0	1	0	8
- Cal	オッドーミンチェイ	2	2	2	2	0	0	0	0	8
勘	ココン	1	3	0	0	0	0	1	0	5
	コンポンスプー	2	1	1	0	0	0	1	0	5
	コンポンチュナン	1	1	1	0	0	0	1	0	4
	カンポット	1	1	0	1	0	0	0	0	3
	スヴァイリエン	2	0	1	0	0	0	0	0	3
	パイリン	0	0	1	0	0	0	0	1	2
	シアヌークビル	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	タイ王国	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	クラチエ	0	0	0	0	1	0	0	0	1
	計(人)	165	76	21	43	26	19	19	8	377

表 12 A施設入居理由と出身地のクロス表

表 12 から明らかなように、人身売買の被害者として入居する者は、A 施設が位置するバッタンバン州の隣のバンテミンチェイ州出身が最も多い。これは先ほどから述べているように、バンテミンチェイ州はタイへの陸路の玄関ロポイペトを有しており、人身売買が比較的身近である地域であることと関連していると考えられる。バッタンバン州出身の人身売買被害者も多い。

ストリートチルドレンに関しては、バッタンバン州の出身者が多い。これはストリートチルドレンは警察に保護されて施設入所になるケースが多く、地元の施設に入居する傾向が強いためである。

同様に、性的暴力の被害者や貧困家庭、脆弱な状況下もバッタンバン州出身者の割合が高い。しかし前述の通り入居受け入れ年齢が高い施設はカンボジアにそれほどないため、幅広

い入居理由にわたってカンボジア全土から青少年が集まっていることが読みとれる。

以上のように、A 施設の主な入居理由は人身売買、ストリートチルドレン、貧困家庭、性的被害者となり、また入居理由はその時の社会状況や制度により影響を受けていることが分かった。ただし、前述の通り施設入居に至る青少年はいくつかの入居理由を複合的に経験していることが多く、一律に区別ができない。加えて A 施設では基本的に最後に経験した事象を入居理由としている為、「人身売買」や「ストリートチルドレン」等、保護された後に施設入居の措置となることが多い事象が入居理由として多数を占めている。

#### 4.2.4 入居時までに受けた教育

第4章で見たように、カンボジアでは憲法によって9年間の教育が受けられる権利が定められているが、2013年の就学率は小学校で85.1%、中学校は39.4%、高校が23.9%であり全ての人に前期中等教育が行き渡ってはいない(NIS 2014)。特に地方農村部では子どもが貴重な労働力であり、初等教育課程であっても学校に通わず自宅で農作業の手伝いをしたり、きょうだいの世話を焼いたりと学校に通うことができない子どもも多い。

ここでA施設の全入居者のうち入居までに受けた教育が判明している男子 185 名、女子 126 名の計 311 名を対象に、入居時までに受けた学校教育年数をみてみる(表 13)。男女合わせて、一度も教育を受けたことがない者が 8.7%、小学校のいずれかの学年まで教育を受けた者が 66.9%、中学校のいずれかの学年が 18.3%、高校のいずれかの学年まで教育を受けた者が 6.1%であった。特に女子で一度も教育を受けたことがない者が 12.7%いる。入居者の平均年齢(男女とも 16 歳)を考えると、入居までに教育を受ける機会に恵まれなかった者が多い。つまり、人身売買等の理由により教育を受けることができず、退所後に自分で生計を営む能力が欠如する可能性が高い状態にあると言える。

表 13 A施設入居者が入居前までに受けた教育

	男子		女子		合計	
	人数(人)	割合	人数(人)	割合	人数(人)	割合
学校教育経験なし	11	5.9%	16	12.7%	27	8.7%
小学校	126	68.1%	82	65.1%	208	66.9%
中学校	37	20.0%	20	15.9%	57	18.3%
高校	11	5.9%	8	6.3%	19	6.1%
計	185		126		311	

筆者作成

以上、本節では本調査対象施設である A 施設に入居する青少年の属性をつかむ為に、A 施設入居者のデータ分析を行った。

A 施設への入居時の平均年齢は男女とも約 16 歳であり、平均入居期間は男子 1 年 9 ヵ 月、女子 1 年 6 か月と政府が基準としている 6 か月よりも長い傾向にある。しかし、脱施設化を進めるカンボジア政府としては基準を短くしており、加えてカンボジア全体としての入居期間に関するデータが発表となっていない為、他施設と比較して長い傾向にあるのかは不明である。

入居者の出身地に関しては、入居者の約半分が施設の近隣州の出身であるが、一部は遠方からの入居となっている。また A 施設が定めた 8 つの入居理由の中で、男女とも人身売買、ストリートチルドレンが多く存在していた。入居理由は年別に変化しており、その時の社会状況や制度を反映している。

入居者の入居前までの教育年数に関しては、入居者の年齢を考えると入居までの教育を 受ける機会に恵まれなかった者が多いことが分かった。

以上、本論文の研究対象施設である A 施設を概観した。次節以降では、カンボジア政府が定めた脆弱な子どもたちのクライテリアから主要な入居理由を選定し、A施設入居者の事例から実際の入居の背景を探る。

### 第3節 A施設入居者の事例から捉える子どもたちの状況

第2章で示したように、カンボジア政府はケア施設入居者のクライテリアを明確に示している。このクライテリアを踏まえて、本論文では「孤児」「虐待された子ども」「ストリートチルドレン」「法に抵触した子ども」「労働搾取された子ども」を主な施設入居基準として事例として取り扱う。なお「遺棄された子ども」は、「遺棄される」に至る背景には親の貧困や養育困難等の問題が潜んでおり、「遺棄された」という結果に注目するのではなく、その背景にある問題を理解することが重要であると考え、本論文では「遺棄された子ども」として個別に取り扱うことは行わない。また、「生まれつきの障害、または疾病」及び「ドラッグ中毒」は専門の施設に入居するケースが多く、本論文の対象ではない為割愛する。「極度の貧困、親の障害等による養育困難」に関しては、極度の貧困と分類しなくても入居者のほぼ全員が家庭では貧困問題を抱えており、またそのような家庭では両親、もしくは親のどちらかが障害者というケースもまま見られた。よって、本論文ではクライテリアとして取り上げることはせず、個別のケースの中で事例を扱うにとどめる。

なお、「労働搾取された子ども」に関しては、人身売買の被害者は「労働搾取された子ども」の典型的な例と言えるため、本論文では特に人身売買の被害にあいタイへ渡り労働搾取されたケースを取り扱う。

次節以降では、A施設の事例をもとにこれら5つのクライテリアを個別に捉えていく。

#### 4.3.1 孤児

第3章でも触れたが、カンボジアの一連の内戦の過程においてカンボジアの子どもの13%が孤児になり、うち半分が両親を失っている (CRC/C/11/Add.16 第221項)。内戦から40年経た現在では、内戦の際に孤児にとなった者も既に成人となり、現在の孤児は内戦以外の事由により孤児となった。

2011年の世界子供白書によると、カンボジアにおいて「すべての原因により孤児となった子ども(0-17歳)の数」は2009年で63万人であった(ユニセフ 2011:100)。この年のカンボジアの18歳未満の人口は603万人であったため、単純に計算すると約9.6人に一人は孤児であるという計算になる。なお孤児の数値は推定値であるために実際の数とは誤差が生じている可能性があるが、現代でも何らかの事由により孤児になる子どもたちが発生している。

孤児となった原因やその背景を明確に示すデータ等はない為、本論文では個別のデータから孤児となり施設入居に至った背景を明らかにする。

### 事例1

H・V (男性、以下 V) はバンテミンチェイ生まれ。5 歳の時に両親を失った。以後、他の2人のきょうだいと共に母親の姉の家で暮らしていた。おばは農作業及び飲料水やスナックを販売する仕事をしており、おじは魚を育てる仕事をしていた。おば家族も稼ぎが少なくて生活が厳しく、V は学校に通うことができなかった為施設入居となった。同施設での年齢制限を超えたために A 施設への入居措置となった。

おば家族とは今でも交流が続いており、月に1~2回は会っている。

#### 事例 2

D・R (男性、以下 R) は幼いころに両親を亡くした。 2人のきょうだいがいるが、うち弟の1人も亡くしている。両親の死後、姉と共にプノンペンにあるおば夫婦の家に住むことになった。おば夫婦はごみ拾いで生計を立てており、家計はとても厳しい状況であった。おばはプノンペンにある団体にコンタクトを取り、R が学校に行けるような支援を求めたが、同団体がおば夫婦の家庭の状況から R は施設入居が妥当と判断し、A 施設入居となった。

#### 事例3

S・G (男性、以下 G) は幼いころに両親を亡くした。両親の死後、兄とともにプノンペンにあるおばの家に住むことになった。しかし、おば夫婦から暴力を受けることが時折あり、そして学校に通わせてもらえなかった。州のソーシャルワーカーが G のケースを知り、A 施設への入居措置となった。

A 施設に孤児として入居したケースで特徴的なことは、両親を亡くし孤児となった後に親類等のキンシップケアを受け、その後入居措置となっている点である。A 施設入居者の中で、孤児となり即施設入居となったケースはほぼ見られない。施設入居の前にキンシップケアを受ける割合が高いことは、キンシップが広くカンボジア社会において受け入れられていることの証左となろう。

また孤児のケースとして特徴的な事として、事例 1・2 のようにキンシップケアを提供する親類宅が貧困状態にあり、また親類自体にも子どもが多くいる等の理由により孤児となった彼らを継続して受け入れることが困難であり施設入居措置となった点である。貧困家庭では生活を維持することで精一杯であり、新たな家族を受け入れて生活の面倒を見る、学校に通わせることは大きな負担となる。この点は、先述の通りキンシップケアが抱える問題点として指摘されており(MoSVY 2018:50)、特に祖父母など高齢者が養育する場合には大きな負担となっている。

事例 3 では家庭内暴力が発生していた捉えることが可能なケースであるが、親類であるために孤児を受け入れたものの、おばは家庭内の人員が増えたことで発生する負担が重荷になった様子である。孤児に対する暴力の背景として、受け入れによる負担が増えたというだけでなく、受け入れに至った経緯や孤児の親との関係性など様々な要因が契機となる。そのために一概には言えないが、A 施設の事例では、実子に対しては暴力が行われず、新しく家族に加わった孤児にだけ暴力行為が行われていたケースが多く見られる。

以上のように、あくまでも A 施設への入居者のケースとなるが、孤児となり施設入居に至る前におば等のキンシップケアを受け、そのキンシップの提供先で金銭的に受け入れが負担となったり、また暴力が振るわれる等して施設入居に至っていた。またいずれの事例も、施設入居により教育を受ける機会を得ていた。孤児という養育すべき理由がある為、施設が提供する教育が積極に施設入居の PULL 要因となっているとは言えないが、キンシップの提供者である親類にとっては、受け入れた孤児が施設に入居することで教育を受けることができる。自分たちの負担が減ることは好都合であり、その意味では教育の提供が施設へのPULL 要因になっている。

# 4.3.2 虐待された子ども

カンボジアで起こる家庭内暴力(Domestic Violence、DV)とは、「親から子どもに対する暴力・虐待行為」や「配偶者間の暴力」等と、誰から誰に対する暴力なのかその対象が詳細には分類されていない為、世帯内で起こる暴力・虐待の総称である(島崎 2009:88)。そのため、既存の研究においても、子どものみを対象とする調査ではなく、子どもと女性が一括りとして調査されていることが多い。そのため、本論文でも暴力の対象が子どもだけではなく、女性に対する家庭内暴力についての研究も参照している。

なお近年日本においては、子どもが親に対して暴力を振るうケースも家庭内暴力として 取り扱われるが、権威主義的家父長制の強い社会文化的規範にあるカンボジアでは、子ども が親に暴力を働くケースは多くはない(ibid)。

国連報告書によると、カンボジアの男性の 32.8%が過去にパートナーに対して身体的/性的暴力を行ったことがあり(Fulu et al. 2013:9)、また 15~49歳の結婚した経験がある女性の 18%が配偶者やパートナーから殴られた経験がある。このように、家庭内での暴力は珍しいことではない。

カンボジアでは被害者の保護等に関する法制度が未整備だったこともあり、暴力の被害が拡大し続けたが(ヒューマンライツ・ナウ 2011)、2005 年に「ドメスティック・バイオレンスの防止および被害者の保護に関する法律(Law on the Prevention of Domestic Violence and the Protection of Victims in 2005)が施行された。この法律の特徴として、救済の対象に配偶者だけでなく子どもたちも含まれている点があげられる。しかし、同法施行後も被害者の救済策として有効にその役割を果たしていない(ibid:4)。

カンボジアで DV が広まった要因として、家庭内の問題として社会全体として取り組むべき課題ではないと政府が軽視してきた点、家庭内で発生するために被害が表面化しにくかった点、弱い立場にある被害者が沈黙を強いられてきた点があげられる(ibid:12)。そして、カンボジア特有の事情として「紛争解決の手段としての暴行」が横行しており、その背景には、内戦を経て紛争を解決する手段として暴力が容認される風潮が高まり、今日まで不処罰の傾向が続いているためである(ibid:12-13)。加えて、宗教や慣習にもとづく根強い女性に対する差別や、家庭や社会における女性の地位の低さ等がある。また男性の収入が家庭内暴力と関連があり、低収入によりストレスが生じ、そのストレスから家庭内暴力に向かっている(Yount and Carrera 2006: 356-357)。その一方、男性の収入だけでなく、女性が社会経済的に男性に依存していることも暴力を誘引しており、特に子どもがおり他に金銭的援助がない女性は、配偶者による暴力を受け入れてしまう傾向がある(ibid)。また幼少期に家庭内暴力を目撃もしくは虐待を経験することで、子どもたちは暴力が当たり前と受け取ってしまい、大人になってから家庭内暴力を行うリスクが高まる(ibid:359)。このように、カンボジア社会の性規範による男女差等の構造的な要因により、特に女性や更に弱い対象である子どもに対して暴力が発生しているのである。

# カンボジアの子どもに対する暴力調査(2013)

2013 年に、カンボジアにおける子どもの暴力を明らかにするために大規模な調査が行われた。その結果、 $13\sim17$ 歳の 6 割近く(女子 61.1%、男子 58.2%)、 $18\sim24$ 歳の半数以上(女子 52.7%、男子 54.2%)が 18 歳以前に身体的な暴力を経験したことがあった(Steering Committee on Violence Against Children 2014:55)。どのような身体的暴力かとの問いには、「げんこつ(punch)、キック、むち打ち、物を使っての殴打」が半数以上(女子 52.1%、男子 53.7%)であり、次いで「ナイフ等の武器を使っての脅迫」(女子 3.6%、男子 1.6%)、平手打ち(女子 2.7%、男子 1.7%)、「故意の首絞め、窒息、おぼれさせる、やけどさせる」(女子 3.0%、男子 0.5%)と続いた(ibid:57)であった。半数以上が激しい暴力を受けており、ま

た命にかかわるような暴力行為も行われていた。また、過去 1 年間に 8 割以上の人が複数 回の暴力を受けたと回答しており(ibid:58)、突発的な暴力ではなく繰り返し暴力行為が行われていた。

身体的暴力を行った人は、家族間では「母親(もしくは継母)」、コミュニティにおいては「男性の教師」が最も多い結果となった(ibid:77-78)。上記のヒューマンライツ・ナウの調査にて、女性に対する家庭内暴力が発生する要因として「根強い女性に対する差別」「家庭や社会における女性の地位の低さ」があげられていたが、女性は家庭内暴力の被害者でありながら、子どもに対しては身体的暴力を働く主体となっているのである。その背景には、第3章で示したように、伝統的に男性優位の社会である為に、女性が家庭内で自身の生存権を確保するために家庭内で更なる弱者を求めた結果、弱者から弱者に対する権威主義的な支配構造が存在しているのである。

性的暴力に関する聞き取りでは、13~17歳の女子 6.4%、男子 5.2%、18~24歳の女子 4.4%、 男子 5.6%が 18歳より前に性的暴力被害を経験したことがあった。暴力の内容は「性的接触」が一番多く(女子 3.3%、男子 5.5%)、「性交未遂」(女子 2.5%、男子 0.5%)、「(身体的な)強制性交」(女子 1.5%、男子 0.0%)、「強制性交」(女子 0.5%、男子 0.2%)と続いた。

18~24歳までの女子 73.6%、女子 87.2%が 18歳までに複数回の性的暴力を受けたと回答しており、一度だけではなく複数回にわたる被害にあっていた。また「誰が」性的暴力を行ったかについては、18~24歳の回答者は男女とも近所の人から暴力を受けた者が多かった(女子 28.0%、男子 36.8%)。女子は次いで「ボーイフレンド」(23.9%)、「家族」「見知らぬ人」(ともに 10.9%)、「権力者」(10.2%)と続く。男子は、「家族」(33.1%)、「友人」(14.7%)、「ガールフレンド」(6.9%)と続く。一方、13~17歳では女子は「友人」が一番多く(33.5%)、次いで「近所の人」(27.2%)、「ボーイフレンド」(21.6%)、「見知らぬ人」(12.9%)と続く。男子は「家族」が最も多く(36.8%)、次いで「友人(30.3%)、「近所の人」(21.2%)と続く。年齢により若干の順位の差はあるが、近所の人や友人からの被害が多く、その他家族や交際相手等の親しい間柄での被害が多い。また 18歳以上の女子の「権力者」も特徴的である(なお、13~17歳では権力者からの被害者は男女ともなかった)。また、複数人からの被害にあった人も多く報告されている(ibid:74)。

精神的な暴力についても聞き取りを行っており、その結果 18~24 歳の女子 19.4%、男子 25.0%、13~17 歳の女子 24.3%、男子 27.3%が 18 歳までに何らかの精神的暴力を受けたと回答している(ibid:63)。精神的な暴力の内容は、「嘲笑、けなす」が最も多く(女子 15.0%、男子 20.7%)、次いで「愛されていないと告げる」(女子 15.1%、男子 18.0%)、「死んでほしい、生まれなければよかったと言う」(女子 8.2%、男子 9.4%)と続く(ibid:64)。また、女子 78.1%、男子 94.0%の人が過去 1 年間に複数回精神的な虐待を受けたと回答しており(ibid:65)、日常的な虐待が発生していることが示された。これらの精神的な暴力により、悲しみやうつ状態、学習へのモチベーションをそがれてしまう等の弊害が起きる(ibid:66)。以上見てきたように、カンボジア社会ではその構造的な要因により、女性や更に弱い対象

である子どもに対して暴力が発生している。また暴力が起こる背景には、社会的な規範や歴史的経緯が関連していると言え、問題を複雑化している。身体的暴力では特に母親が暴力を実行する主体となっており、それは家庭内の弱者から弱者に対する権威主義的な支配構造によるものである。性的暴力の主な実行主体は近所の人や友人であり、顔見知りによる暴力が多い。また精神的暴力では言葉による暴力が行われており、これにより精神的な弊害が生じ日々の生活に悪影響が及んでいる。

これらのカンボジアの家庭内暴力の状況を踏まえて、次節では本論文の調査対象である A 施設での実際のケースを見ていく。

# 事例4

C・B (男性、以下 B) はコンポンチュナン州で生まれた。父親はバッタンバンで僧侶をしており、母親は B と一緒に住み家事をしていた。B の自宅はコンポンチュナン農村部の遠隔地にあり、小学校に通うにも遠く、また中学校はさらに遠かった。そのため、中学入学後しばらくして父親がいる寺院に移り住み、そこから近くの学校に通った。数か月後、B の父親の知り合い(F (男性)とする)の家に住んだほうがより良い学校に通えるとの父親の判断から、F の家に居候をするようになった。

しばらくは学校に通っていたが、その後、F家の家事や農作業の手伝いを言い渡されるようになり、その頻度が高くなりついに学校に通わせてもらえなくなった。そして F は常に B を表立って罵るようになった。F には他に子どもがいたが、明らかに彼らと B の扱いは異なっていた。

ある日、F 家の物がなくなった際に B は何もしていないのにひどく叱責された。B は両親に電話することも許されない状況の中、F は両親に対して B が家の物を盗んだと報告し、B は両親からも責められる経験もした。F 家での生活が苦しかったが、両親と会った際に F 家の出来事を話しても F と父親は仲が良くなかなか信じてもらえず、その生活に耐えていた。

ある出来事がきっかけでようやく父親も B の F 家での扱いを知ることとなり、驚いた父親が知り合いに相談し、そこから村長の仲介があり A 施設への入居となった。B は後に、両親が毎月 F に対して B の養育費を支払っていたことを知ったが、とてもその額に見合うだけの食事等が提供されていたとは言えないと言う。

Bのケースでは、表立った身体的な暴力は行われなかったが、日常的な罵倒等による精神的な暴力、及び学校に通わせてもらえないという事実から家庭内暴力との判断となり入居に至った。ここで B は自宅に帰るとの選択もあったが、B 家の貧困状況や家庭環境を考慮し、かつ F家の物を盗んだと父親に非難された B はひどく心を痛めていたこともあり施設入居措置となった。なお B のケースように親類ではなく、親の友人が養育することも国連の定義上はキンシップとなる(A/64/434/Art.29(c)(i))。

Bのケースからは、居候である B は F の子どもとは明らかに違う待遇を受けており、居候と言う身分もあって、F 家の家庭内のヒエラルキーの末端に置かれて暴力の対象となっていた。 B の父親はより良い教育を受けさせるために B を仏教寺院に住まわせる程教育熱心であり、 B は両親に対して F 家での扱いを訴えても、父親は B の言葉に耳を傾けず F 家から学校に通うように B を説得していた。実際には B は F 家から学校に通わせてもらえなくなっていたが、父親は F 家の方が良い生活ができると信じ、F の言うことを真に受けて無実の B を非難していた。

Bのケース以外では、両親からの身体的暴力、精神的暴力のケースもあり、食事を与えられない等の暴力が行われていたケースもある。

次に、A施設では性的暴力の被害者も入居しており、その状況を見ていく。

# 事例 5

H・S (女性、以下 S) はコンポンチャム州で生まれた。両親は農作業をして生計を立てており、きょうだいも多く日々食べることが精一杯の生活であった。S が 18 歳のある日、両親が農作業をしている時に近所の男が家に入ってきて性的暴行を働いた。S はひどく傷ついたが、犯人の男は顔見知りでもあることもあり、恥ずかしさもあって両親に言い出すことができなかった。勇気をもって両親に伝えたところ、両親も驚き S の身を心配してくれたが、犯人を警察に言うことをためらった。

Sのケースでは、性的暴行という明らかな犯罪行為が行われていたが、両親は犯人を警察に言うことをためらっていた。A施設職員の話では、「近所の人に性的暴行の被害者との烙印を押されたくなかったのと、貧困家庭だったので近所の目もあり言い出せなかった」とのことであった。

近隣と比較して貧困状態にあると、「自分の言うことはどうせ警察に信じてもらえない」と考え、警察に言うことをためらう。特に犯人が有力者であったりすると言い出せないのは、コミュニティからの疎外を恐れているためである。権力者の顔を立てることを重視しており、今後のコミュニティでの生活を考えると、権力者に対しては何も言い出せない状況が発生する。またコミュニティ内の人間関係も希薄である為に周囲に相談できず、かつ相談することにより被害者が性的に汚れたとみなされてコミュニティから疎外される可能性もあるため、被害を個人や家庭の内部に秘めたままにしておくのである。

以上の 2 ケースを踏まえ、家庭内暴力は世帯内で突発的に発生するのではなく、社会に存在している構造的な暴力が直接的な暴力として世帯内に発現し、弱い立場にある子どもに対する暴力として表出すると言える。B のケースからは、家庭内で弱い立場に置かれる子どもたちは、閉ざされた環境の中で行われる暴力に対処することができない状況下に置かれている。また S の状況からは、性被害者の場合は、社会に強く存在している規範から逸脱者とみなされる可能性がある為、周囲に被害を相談することができないでいた。家庭の貧困

状態とも重なり、暴力が発生した後に警察等の機関に訴えることも憚られてしまう現状があり、そのような環境では家庭に留まることは望ましくなく、施設入居が選択されるのである。

なお、Sのケースでは、Sの両親もSの施設入居を強く望んでいた。辛い被害にあい精神的に苦しんでいるSに適切なケアがもたらされることを望んでいたのはもちろんであるが、Sの被害が周囲に知れ渡ることにより、家庭内の全員がそのコミュニティ内から疎外されることを恐れていたのである。Sの入居は表向きには「貧困のための入居」であるとされ、性暴力は隠されたままであった。

### 4.3.3 ストリートチルドレン

途上国の児童労働に関する研究によれば、「子どもの年齢基準、路上での生活基準、保護とは誰にどのように、どの程度保護されるかを統一的に決められない」為にストリートチルドレンの明確な定義はなく、またストリートチルドレンに関する学問的な分析も実際の状況に追いついていない(谷 2000:139)。広い定義として、ストリートチルドレンを「路上にいる子どもで、路上で生活しているが適切に保護されない者」(ibid)としており、本論文でもこれをストリートチルドレンの定義とする。

ストリートチルドレンを対象として行われた研究は上記の理由により少なく、特にカンボジアでの内戦前後の状況は不明である。ここで、カンボジア政府が国連子どもの権利委員会に提出した文書内のストリートチルドレンにまつわる記述から、内戦後の彼らの状況をつかむ。プノンペンにいる子どもの浮浪者の多くは、家族もしくはきょうだいと一緒に地方から来たケースが多かった(CRC/C/11/Add.16 第 244 項)。また首都プノンペン及びその周辺には 5,000 人から 10,000 人の子どもの浮浪者がおり、この数は経済状況もしくは季節によっても変動した。これらの浮浪者の中には貧困もしくは家庭内暴力から逃れて来た子どもおり、彼らの生活は危険にさらされ、またみじめな状態である。カンボジアでは子どもの浮浪者及び孤児に対する社会的な支援が不足しており、関係省庁及び団体は子どもの浮浪者数を減らすためのプログラム計画を立て、彼らに対して施設ケアの提供を行っていた。以上の記述から、内戦後から路上で生活する子どもたちは危険な状況にさらされていると政府も認識し、そして彼らに対して政府及び NGO から施設養護が提供されていたのである。

ここで、カンボジアのストリートチルドレンの現状を示すデータとして、プノンペンにある国際 NGO である Friends International が 2014 年に行ったストリートチルドレンに関する調査結果を示す $^{33}$ 。 Friends はプノンペンのストリートチルドレン 380 ケースの分析を行

<sup>33</sup> Friends International (2014) Street Children Profile 2014: Profile Questionnaire Results. https://friends-international.org/wp-content/uploads/2016/09/Street-Children-Profile-Cambodia-2014.pdf (accessed 1 February, 2020)から引用。

い、その結果全体の 28%が路上で働く子どもたちであり、22%が路上で生活する子どもたち、9%が家族と共に路上で生活する子どもたちであった。また、66%の子どもたちは両親が健在であり、24%が片方の親、8%が両親がいない孤児であった。つまり調査対象の 32%が孤児であり、両親がいなくなり路上で生活する環境に追いやられていた。

教育に関しては、6歳から 15歳までのうち 30%が一度も学校に通ったことがなく、全体の 53%が代替教育を受けたこともない現状から、彼らが教育を受ける機会に恵まれない傾向にあることが分かる。また、52%がプノンペン以外の州の出身であり、そのうち 79%が家族や養育者と共にプノンペンに来ており、22%は一人もしくはきょうだいや友人と来た。よって、プノンペンのストリートチルドレンの半数は他州出身者であり、かつ家族と共に来た割合が高い。家族と共に出身地を離れることになり大都市プノンペンに移動したが、その結果ストリートでの生活を余儀なくされた状態が推察される。また障害を持つ子ども(主に精神的障害)が 4%いる結果となった。

ストリートチルドレンになった背景として、一番多いのは貧困(67%)である。その他家族との問題(24%)、移民(23%)、ドラッグ(15%)と続く。ここでも貧困が一番の理由としてあげられている。また、多くの子どもたちは毎日6時間以上働き、一日1~3ドル程度を稼いでいた。5%が刑務所に留置されたことがあった。

ストリートチルドレンに関する学術的蓄積が少ない中、同報告書によってプノンペンでストリートチルドレンとして暮らす子どもたちの全体像をつかむことができた。その多くは地方出身者であり、家族と共に都市に来たものの路上で生活を余儀なくされていた。ここでA施設入居者から具体的なストリートチルドレンのケースを取り上げて、彼らを取り巻く事象を詳しく見ていく。

#### 事例 6

S・M(男子、以下、M)はプノンペンで6人きょうだいの家族に生まれた。両親は市場で魚を売り、父親は時折バイクタクシーの運転手をして暮らしを支えていた。市場近くにある家に住んでおり、きょうだい6人とも学校に通っていた。ある日父親が HIV によって死去し、そして3年後に母親も死去した。両親の死去後に家を売って祖母と一緒に暮らし始めたが、祖母とは折り合いが悪く、事あるごとに衝突していた。そしてきょうだい全員で祖母の家を出る決断をし、ストリートで暮らし始めた。

ストリートでは乞食をしたり、ごみを集めたり、他人の物を盗んだり、シンナーを吸う生活をしていた。ある日 NGO の職員と会い、きょうだいは3つの施設に分かれて生活することになった。M が住んでいた施設は9年生(中学3年相当)が終わると施設を退所しなければならず、16歳の時にA施設に入居することになった。

### 事例 7

I・T(男子、以下T)は、バンテアイミンチェイ生まれ。両親ともにごみ拾いで生計を立ていた。姉が1人いる。幼いころから両親と共にタイに渡り仕事をしていた。14歳の時に父親が亡くなり、気持ちがふさいでしまった。母親はドラッグに手を出すようになり、自分の環境を変えたくて家出をし、ポイペトに行き路上で生活を始めた。廃品を拾う仕事をしていた。共に路上で生活する仲間ができたが、喧嘩が絶えない生活であった。そんな時、路上で生活する仲間がポイペトにあるNGOに保護された。自分も生活を変えなくてはと思い、友達に頼みNGOの職員と会って話をした。そして同NGOの施設入居となり、その後退所年齢を迎えたためA施設入居となった。

事例 6 の M は両親の死去、及び祖母と折り合いが悪かったことを契機にストリートの生活を余儀なくされた。そして事例 7 の T は両親がごみ拾いをして生計を立てていたが、父親が亡くなったことで母親もドラッグに手を出してしまい、その環境が嫌になりストリートでの生活を選択した。 M や T のケース以外でも、ストリートチルドレンとして入居に至った者は想定外の出来事からなし崩し的にストリートでの生活を余儀なくされたケースが多くを占めており、自分たちではどうすることもできない状況下での選択となっている。

なお、M は双方の両親を亡くしており、状況としては孤児であった。両親の死後、祖母と 共に暮らす中で問題が発生しており、その時点で関係各所に相談をしていれば、施設入居や その他の処置がとられていたと考えられる。しかし、M 及び M のきょうだいはそのような 考えには至らず、祖母の自宅を去りストリートでの生活を選択した。

なお家庭内で問題が生じた際に、必要な機関に相談する、もしくは周囲の誰かに頼るというステップを取ることなく、一足飛びに究極の選択をしていると映るケースがよくある。彼らは他の人・機関に頼ることを避ける、つまり他者と「つながり」を持たない、持ちたくない、もしくは、「つながり」を持てないという消極的な理由が存在しているとも映り、それによって自身の環境がより危険な方向に向かっている。前章で示したように、カンボジアではコミュニティの関係性が希薄であり、かつ規範から疎外されている場合には、周囲とコミュニケーションを取ることができず、そのため何か問題が発生した際にだれにも頼らず自分や家族内で抱えてしまう。その結果、最終的に究極の選択をせざるを得ない状況に至っているのである。

カンボジア社会では家族の関係性が強く、またキンシップケアも浸透していたことから、子どもは親の保護を受けるという規範、ないしは子どもはコミュニティで育てると言う規範が存在している。つまり、ストリートチルドレン自体、家と言う箱がなく、その規範から逸脱している子どもに該当するのである。その意味においても、施設が保護する対象者となるのである。

### 4.3.4 法に抵触した子ども

国連子どもの権利条約では、子どもの逮捕・拘留に関して「逮捕・拘留は最後の解決手段」であり、「勾留は最短期間とする」と定められている。加えて、収監時は成人とは分離されることが保障されている。しかしカンボジアは子どもの権利条約を批准しているにもかかわらず、2012年の筆者の調査では成人と同じ部屋で収監されている等、これらの点が順守されていなかった<sup>34</sup>。

### カンボジアの刑務所

本論文では、A 施設の報告書をもとにカンボジア及びバッタンバン州の未成年収監者を捉える。A 施設は、プロジェクトの1つでバッタンバン州の刑務所に住む子どもたちの支援活動を行っていた(2004年9月~2014年)。

A 施設が刑務所支援活動の開始に際して 2004 年に事前調査を行った際、プノンペン刑務 所では 13~19 歳の約 160 名の少年と 10 名の少女が収監されており、バッタンバン刑務所 では 60 名の少年及び 3 名の少女が収監されていた。彼らのほぼすべてが貧困家庭の出身で あった(国境なき子どもたち 2005)。

彼らが収監された理由は、たばこの万引きから殺人まで多種にわたった。約3分の1の 青少年が判決を待っている状態であり、国選弁護士に付き添われて裁判を行うが、弁護士は 無償であるために積極的に彼らの弁護を行う意思がない状態、もしくは弁護を行う能力が 欠如していた(ibid)。

A 施設がバッタンバン刑務所で行った支援とは、収監者に対する教育の提供と日常生活品の支給、そして未成年収監者の収監部屋の分離への働きかけである。それまでは収監者に対する教育が行われておらず、出所後の生活に対する準備がないまま出所となった。その為、出所後に生活する上での困難を抱えることが多く報告された。また、収監者は貧困家庭出身である為に家族からの差し入れが無い者も多く、彼らを取り巻く刑務所内の衛生環境が劣悪であった。その為、A施設はシャンプーや石鹸、生理用品等の必要最低限の日用品を支給していた。

未成年収監者の収監部屋の分離の働きかけに関しては、事前調査の段階ではバッタンバン州刑務所では成年と未成年が同じ部屋で収監されていた。そして、男性収監者による少年収監者に対する性的虐待が起こっていた。男子の未成年収監者に対する聞き取り調査では、同じ収監部屋の男性に対して性的行為を行わなければ部屋を出ることが許されなかったり、その日の食事が分けてもらえなかったり等の経験があったことが明らかとなった。そのためA施設は成年と未成年収監者の収監部屋の分離を働きかけ、その後実現した。刑務所内でも、このような人権侵害が発生していたのである。

<sup>&</sup>lt;sup>34</sup> なお、カンボジアでは 2017 年に「少年法(Juvenile Justice Law)」が施行され、現在は 未成年者に対する法制度の整備が進められている。

A施設は2008年から法に抵触した子どもの受け入れを開始したが、これはバッタンバン 刑務所からの依頼があったためである。前述の通り、刑務所内では青少年収監者に対する教 育が不足しており、出所後の生活に対する十分な準備ができていなかった。ただでさえ法に 触れたということで近隣コミュニティに拒否されることもあり、出所後には厳しい生活が 待ち受けている。よって出所後にケア施設に入居し、職業訓練等を受けて将来に向けた準備 をし、かつ他の同年代の入居者と触れ合う中でコミュニケーションを学び、再び収監される 状態を防ぎたいとの狙いがあった。

ここで刑務所に収監され、服役し、その後 A 施設に入居処置となった  $S \cdot D$ (男性、以下 D)の例を取り上げる。

# 事例8

Dはパイリンの出身である。遠隔地で生まれ、両親は共に農作業をしていた。15歳の時に当時付き合っていた彼女の家に2人でいたところ、彼女の両親の怒りを買ってしまった。当時 D の家は近隣よりも貧しい状態にあり、一方彼女の家は比較的裕福な家庭であった。ゆえに、彼女の両親は自分の娘が D と親しくしているのが気に入らなかったようであった。D は実際には彼女に性的行為を行っていなかったが、彼女の親は腹いせに娘が D にレイプされたと警察に訴えた。彼女は親の気迫に押されてしまったのか、警察に対して D にレイプされたと証言してしまった。

Dの両親はDの無罪を何度も警察に訴えたが聞き入れてもらえなかった。警察はDの両親に対して一定のお金を払うことでこの件を見逃すと持ち掛けたが、Dの両親はその金額を準備することができなかった。Dは裁判にかけられ、2年の刑期が確定となり収監され、その後恩赦により入所から1年を過ぎたところで出所となった。

D は入所中に A 施設の支援を受けて絵画のスキル及び識字教育を受けており、出所後に元のコミュニティに戻ることはふさわしくないとの判断から A 施設入居となった。

Dのケースでは、実際に D は犯罪を行っていなかったが、いわれなき罪により収監された。裕福な者からの訴えであったためか、それとも D の両親が貧困状態であり警察が言う金額を準備できなかった為か、事実は定かではないが実際に D は収監され、1 年以上服役した。

Dの両親は警察にDの無実を訴えたが取り合ってもらえなかったのは、Dが周囲より貧困状態であったからと考えられる。つまり、Dの家族を支援することは、裕福な家庭である彼女の親の顔を立てずに逆らうことを意味し、そうすることでコミュニティ内の自分も立場を危うくしかねない。よって、裕福な家庭である彼女の親に肩入れをした方が得策であるため、コミュニティ内の誰もDの両親の訴えに耳を貸さなかった。

Dのケースは冤罪である為に特殊なケースと言えるが、「こうあるべき」という規範が強く存在しているカンボジア社会において、犯罪者はそのあるべき姿から逸脱していると言

えコミュニティから疎外されうる存在である。

A 施設において法に抵触した青少年の受け入れを開始したのが 2008 年であり、2014 年までに8件(男子6件、女子2件)のみ受け入れており、A 施設全体でも非常に取り扱いケースが少ない(全体の2.1%)。かつ D のケースも冤罪であるために非常にまれなケースであると言えるが、この D のケースはカンボジアの貧困層を取り巻く背景を如実に表しており、貧困層が経験しうる現実を突きつけている。

#### 4.3.5 労働搾取された子ども

政府が定義した施設入居基準では、「有害な労働により搾取された子ども」として様々な 形で搾取された子どもたちが対象となっている。本論文では、具体的な事例を把握するため に「労働搾取型の人身売買の被害にあった子ども」を対象とする。人身売買とは、搾取する 目的で何らかの強制的な手段を用いて弱い立場にある人々を別の国や場所に移動させるこ とを指す(パレルモ議定書第3条(a)項・筆者要約)。つまり、人身売買自体が搾取目的で行 われている為、政府の入居基準には人身売買との語が明示されてはいないが、人身売買の被 害者を見ることで有害な労働により搾取された子どもを捉えることができる。

なお人身売買には性的搾取等の様々な形態が存在するが、A施設では労働搾取型の人身売買のみを対象としている。性的搾取にあった場合は心理的な被害がとりわけ大きく、その解消のために特別なケアが必要であるため、A施設では入居の対象外である。

カンボジアの人身売買の被害者数は、その性質上正確な把握が難しく、信頼できる統計がない。近年は被害者数の減少が見られるとの報告もあるが、未だ被害者の身元確認方法が確固たるものではないために実際は報告よりもかなり多いと指摘されている(Aberdein and Zimmerman 2015)。

人身売買されて就く仕事は、カンボジア人の女性及び女子であれば家事労働が多く、マレーシアやシンガポール等の近隣国へ行くことが多い。一方、男性や男子であれば、近年は漁業に従事することが多い(ibid)。また、子どもたちは物乞いや売春に従事させられることもある(ibid)。

どのような経緯で人身売買の被害に至ったのかを具体的に把握するために、A施設入居者からSの例を紹介する。

#### 事例 9

T・S(女子)はバッタンバン州で生まれ両親ときょうだい 2人で暮らしていたが、その後タイとの陸路交通の要衝であるポイペトへ移った。両親は国境にあるロンクルア市場で働いていたが、食べていくのがやっとの生活であった。彼女が 10歳の時父親は病気により亡くなり、小学校に通っていた S は学校をやめる決断をした。結果的に S は 10歳の時に母親により就労斡旋業者に売られてしまった。 S は朝 6 時から夜 7 時まで毎日靴磨きの仕事を

させられた。

数年後に母親が再婚し、一家はタイで住むことになった。継父は定職についておらず、かつ酒癖が悪く様々な人とトラブルを起こしていた。ある日、酒に酔った継父は S をレイプしようとした。その出来事をきっかけに S は一人でカンボジアへ戻る決心をしカンボジアへ向かった。その道中に NGO 職員と知り合い、ポイペトのケア施設に入居措置となった。数年後に同施設の受け入れ年齢を超えたため、A施設に入居となった。

人身売買の被害者として A 施設に入居した者のほぼ全てが、 S と同じくタイでの労働に 従事していた。また人身売買被害者たちは 100~200USD 程度の金額で売られ、過酷な条件 下での労働に就かされている。彼らの多くは、家族もしくは親戚により就労斡旋業者に売ら れていた。中には親の病気やきょうだいの進学等、家族を助けるために自らが就労斡旋業者 とコンタクトを取り労働に従事した者もいたが、大半は家族に売られている。このことから、 親を頂点とするヒエラルキーが存在している家庭の中において、親に何かしらの事情が生 じた場合、つまりここでは金銭的な問題が生じた場合、ヒエラルキーの下部に位置する子ど もは「売られる」対象となっている。つまり、親の不利益が子どもに集積しているのである。

また筆者が調査中に得た声の中に、人身売買の仲介人と知り合ったきっかけとして「市場であった人に声を掛けられて」や「知り合いに誘われて」等、それ程親しくない関係性の人から日常的な場を通して人身売買へと誘われていることが多々あった。初めて市場で出会った人にタイなら稼げると言われ、明らかに危険なことが起こることが予測できうるのに信じてしまう背景には、コミュニティから疎外されていたことが関連していると考えられる。つまり、コミュニティから疎外され、誰からも優しく扱われずに周囲と孤立した状態にいたときに、市場で出会った見知らぬ人が自分に親切にしてくれた。そしてタイで高給を得ることができるとの甘言を囁かれたら、その人を信じてしまう心理へとつながり、人身売買の仲介人を簡単に信じてしまう状況となるのである。コミュニティから疎外されることにより、望ましくない状況に陥いる危険性が高まる。そしてその結果が、施設入居へとつながるのである。

### まとめ

本章では、カンボジア政府が定めたケア施設入居基準から、どのような子どもたちが施設 入居に至るのかその背景を明らかにし、その過程でカンボジア社会が抱える問題を浮き彫 りにした。

A 施設入居者の属性分析の結果、A 施設入居者は過去に人身売買の被害者やストリートチルドレンとして生活した者が多く、また青少年を対象とする施設がカンボジアには少ないことからカンボジア全土から入居者が集まっている状況であった。施設入居に至る理由は入居基準で定められた個々の背景があるが、その根底には貧困問題が根付いている。

A 施設入居者の個別の事例から、施設入居に至る子どもたちの背景が明らとなった。施設

入居に至る背景には、前章であげたようにカンボジアの家庭内に存在している支配関係や 規範が関係していることが見いだされ、親の不利益が子どもに蓄積している状況が浮かび 上がった。一度疎外されると、コミュニティの人間関係が希薄である為に孤立してしまい、 その結果、市場で声をかけられた人に安易についていき人身売買の被害にあう等の状況が 生み出されている。

本章では、第3章で導いた要因をA施設の事例を当てはめて考察を行ったが、これらの要因は施設入居者以外の子どもたちにも当てはまるものと言え、これらの要因があっても施設入居とならない場合も当然ありうる。ただし、第3章で導いた要因が実際の事例で見られたことは、カンボジアにおいて施設入居に至る理由として一括りに入居理由には貧困と家族の問題があるとされていた既存の研究(MoSVY(2011b)、Boyle(2009))に対して、具体的な事例に当てはめつつ、かつその構造に目を向けた点が特徴的である。なお、同じ要因があっても施設入居に至るものとそうでない者を分ける背景に関しては、今後の課題とする。

カンボジアで施設入居者が発生する背景が明らかとなった上で、第5章では施設退所者に対する調査から、ケア施設が退所後の自立に対して果たした役割について明らかにする。

本章の目的は、ケア施設が退所者に対して果たした役割を明らかにすることである。前章 までに明らかとなった、ケア施設とカンボジア社会の関係性を踏まえ、本章ではケア施設が 退所後の自立に対して果たした役割について考察する。

### 第1節 分析の視座

5.1.1 視座①:「脱出」概念

本研究で、施設が退所者に対して果たした役割を考察するための視座として、ここで谷口の「脱出」概念を提示する。通常、「排除」の対概念になるのが「包摂(inclusion)」であるが、「包摂」と「脱出」はレベルが異なる概念である(谷口 2011:15)。社会的排除の概念の起源はフランスにあるとされ、1970 年代から 80 年代の初めにかけて周辺化された集団を幅広く指すのに用いられた(Lister = 2011:115)。その後 1990 年代以降のグローバリゼーションを背景に EU 各地に広がったが、社会的排除に付随する意味合いは文化的、経済的、制度的な文脈や政治的・社会的な伝統により異なり、各々の立場を反映したものとなっている。社会的排除の概念は一般的に政治的に用いられることが多いことから、「排除」は政策指向の概念となっている(谷口 2011:16)。ゆえに「排除」の対概念である「包摂」は政策介入に焦点を当てており、理念として「社会の内側に組み入れ」るという意味合いがあり、社会的に「望ましい」状態像を示している。つまり、施設入居者を捉えるために「包括」概念を使用すると、「包摂」は政策指向が強いために当事者の視点が弱くなってしまう。そこで谷口は、「排除」の対概念として「包摂」ではなく、当事者の視点に注目した「脱出 (get out)」概念を打ち出した。

この「脱出」概念の鍵となるのが「主体性(agency)」である。Lister(=2011)は、「排除」に対抗する概念として、政策介入ではなく、「主体性(agency)」を用いた分析を行っている。 Lister は、「意識的な行為者としての主体的な感覚は、個人の自己アイデンティティーや自己評価の感覚にとって重要である」(Lister =2011:183) とし、当事者が個人レベルでどのように変わるか、そして現在の生活をどう捉えるか、政策レベルではなく個人に焦点をあてることが重要であると示す。何らかの抑圧や剥奪に直面した際でも、少しでも自分の生活を自分でコントロールしていると思うことができれば、生きていく上で大きな手助けとなる。

個人によるエイジェンシーの発揮は、利用可能な個人的な資源や社会的・文化的な環境、 そして社会構造や制約をその人個人がどのように受け取るのかも影響している(ibid:212)。 個人的な資源が限定されている場合、戦略的なエイジェンシーは相対的に弱まる (ibid:213)。 例えば家庭内暴力は、貧困状態にある女性が主体的に行動することを抑制する。更に、文化 的な規範により、例えば「女性は子育てに専念すべき」との規範が広がっている場合、女性 はエイジェンシーとして就業を選択することは起こりにくい。このように、個人のエイジェ ンシーは、社会的な文脈の影響を多大に受けているのである。

一方、近年の社会科学では、個人の行動(エイジェンシー)と、社会的・経済的・政治的な制度とプロセス(構造)双方の関係が社会で起きている問題に影響を与えているとし、Lister はエイジェンシーを「幅広い形態の階層化や社会的権力関係との関係における個人の社会的地位」(ibid:185)として捉えている。このように捉えることで、貧困状態にある個人の行為者としての主体性に焦点を当てつつ、彼らのエイジェンシーが社会の構造によりどのように抑制されているかを見失うことはない。貧困を捉えるには、主体的な行為(エイジェンシー)と社会構造の相互作用の理解が不可欠となるのである。

加えて、貧困状態に陥ったり、またそこから逃げ出すと言う動きは、貧困者の個人の行動、及び経済的・社会的プロセスや政策の双方の産物であるため、同じ個人を追跡した長期的データの確立が必要である (ibid:211-212)。しかし、貧困の動的側面を捉えた実証的研究の多くは量的なものであり、マクロレベルの全体像を示すのみである。そこで、エイジェンシーの理解や、主体的行為と構造・文化との関係といった視点から考えた場合には、ミクロレベルでの研究が重要なのである (ibid:211)。

以上を踏まえて谷口(2011)は、施設入居者を「主体性」を持ち行動する存在と捉える。つまり、単に「施設入所」のみをもって「包摂」と捉えることで、当事者の生活過程が置き去りにされてしまう。施設入所は社会的な次元においては包摂と捉えられるが、子ども自身の課題や施設での援助等、社会との関係を意識しながら個人的な次元での施設入居を捉えなおす必要がある(ibid:16)。また入居者は退所後の生活を見据えて職員らと共に生活を形成するが、入居者自身がそれに意義を見いだすことができなければ困難が伴う。入居者は主体的に施設生活を捉え、自身の意思で生活を築いているとの視点が必要である。ゆえに、当事者である子どもを「子ども期」を生きる行為主体として捉え、かつその当事者の生活過程に着目し、個人の主体が形成される過程の分析を行う必要性から、「脱出」概念を打ち出した。「脱出」は、当事者の生活過程と主体性を強調した概念である(谷口 2011:17)。

谷口はこの脱出概念を用い、「子ども時代に社会福祉の介入があったにもかかわらず、退所後に再び排除状態におかれる子どもや当事者がいるのはなぜか」という問いに対する分析を行った。「脱出」概念では、施設入居の時間軸を【入所】【施設での生活】【退所】そして【援助組織】の次元での把握を行う(ibid:17)。【入所】においては、排除という社会的状態からケア施設への入所を意味し、脱出への第一歩と捉えられる(ibid:18)。【施設での生活】とは、施設での生活を通して入居者が主体を形成していく過程であり、施設での生活過程そのものが脱出の過程となる。そして【退所】の次元においては、生活の連続性という観点からは「退所」とは主体にとっては生活基盤の移動に過ぎないが、施設養護からの離脱という意味では脱出の起点となる。その一方で場合によっては社会との接点の切り離しとも捉えられる(ibid:19)。つまり、「退所」=脱出ではない。

脱出を概念図に表すと、図 16 となる。

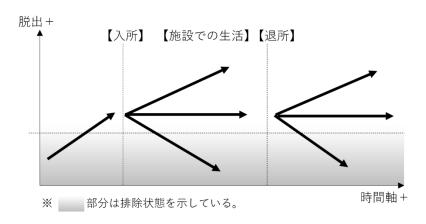


図 16 脱出の概念図

出典:谷口(2011:40)

谷口の研究の結果、各次元では次のことが明らかとなった。【入所】では入所前から子どもが抱えている生活背景や発達課題が脱出に直接的にかかわっていた(ibid:235)。つまり入居に至った背景により、将来の脱出の成否が如実に現れるのである。その一方、虐待の後遺症や発達課題があっても、援助により課題を乗り越えることができることも明らかとなった。【施設での生活】においては、入居者自身が施設での生活のどこかに居場所を見つけることが脱出の際には重要である(ibid:238)。また【退所】の次元においては、施設入居により入居前までの社会関係が切断され、施設を拠点に再び社会関係を築き、そして退所により社会関係の拠点が切断されることになる。施設入居者は社会関係の起点である「定点」の移動の繰り返しを余儀なくされていることで、「拠り所のなさ」が加速されている可能性が示された(ibid:238)。

本論文では、この谷口の提示した「脱出」概念を枠組みと捉え、各次元における個人レベルの変化に着目する。退所者自身が、自信の施設生活をどう捉えているかを調査し、また入居者の周囲の支援者がどう捉えているかを参与観察により明らかにし、施設での生活を捉える。ただし、谷口は「脱出」概念を用いて施設入居中の子どもたちの参与観察を行い、彼らに対する聞き取り調査を主に行った。つまり、「施設入居中の子ども」に焦点を当てて彼らの日常生活から脱出過程を捉えた。一方本論文では、退所者自身が過去を振り返って施設生活を語ることにより、退所後の生活へとつながる要素がより鮮明に浮かび上がると考え、退所者に焦点を当てている。よって社会参加の拠点としてケア施設を捉え、施設への入所一生活過程一退所という生活の連続性と相互関連性を念頭に置き、施設の役割を捉えることを試みる。

なお、谷口(2011)は、脱出は施設で生活する子どもと施設職員だけでは実現せず、施設外の援助組織、例えば学校の教員、保護者、友人、勤務先の雇用主や同僚など、入所中及び退所後の当事者と関わる人々や社会的ネットワークにおけるつながりが不可欠であるとし、【援助組織】の次元でも分析を行った。しかし本論文では、谷口の指摘通り、脱出には子ど

もを支える社会的なネットワークが不可欠との認識では一致しているが、本論文では【援助 組織】を次元としては扱わず、【援助組織】との関りは個別のケースにおいて事例をあげる にとどめる。

# 5.1.2 視座②:退所者が自立に向かうプロセス ~レジリエンスの観点から

ここで、本論文をつらぬく分析のもう一つの視点である「退所者が自立に向かうプロセス」を示す。退所者のレジリエンスに関する研究を行っている Van Breda は、「退所者が自立に向かう際に経験する 4 つの社会プロセス」を示した(Van Breda 2015)。まずその前提として、レジリエンスの概念を提示する。人身売買や家庭内暴力等、「普通」では考えられないような経験をしてきた入居者たちが、過去の経験に屈することなく、将来に向かっていくその背景には何があるのか。現在ではそのような力は「レジリエンス」として語られており、本論文でもレジリエンスの観点から、退所者が過去から立ち直り将来に向かって「脱出」を試みる現象を捉える。

レジリエンスの定義には多様なものがあり、各々が異なる意味を込めた定義を設定している為に多数の同意を得た定義を得ることは難しい(Van Breda 2015)。レジリエンスを個々人が生まれつき有している資質とする考え方、個人のコンピテンシー(特性)や能力とする考え方、そして困難の際に機能するものとする考え方等、レジリエンスは多くの意味を含んでいる。それゆえに、レジリエンス理論の有効性に対して、厳しい見方をする意見もある(Fletcher and Sarkar 2013、等)。またレジリエンスを扱う学問も広範囲にわたっており、その点もレジリエンスの語句がもたらす曖昧さを加速している。学問において定義があいまいであることは批判の対象となるが、本論文ではケア施設に関わるレジリアンスを取り扱う為、主にソーシャルワークや心理学におけるレジリエンスに関する言説をまとめる。

日本語では、レジリエンスとは「精神的回復力」「弾力性」「しなやかさ」と翻訳されることがあるが、これらの要素を含むというニュアンスを保つために、カタカナ表記で「レジリエンス」と表記されることが多い(平野 2018:230)。平野はまず、レジリエンスを「外部から与えられる、あるいは内的に生じる何らかの圧力に対して、致命的な衝撃を受けずに、回復又は適応できる力」として捉えることを促している(ibid:231)。ボールのような物質であれば、その傷により圧力の強さが分かるし、ボールが破裂したかどうかでその圧力が致命的かどうかが分かる。また圧力を受ける前後のボールの弾力性の比較で、その回復度合いはつかめる。しかし、人の心はボールとは違い目視で確認できない。その為、レジリエンスとの概念を用いてこれらの力を捉えている。加えて、レジリエンスをめぐっては多くの定義が存在する中、「逆境(adversity)」と「適応(positive adaptation)」は唯一共通して含まれる要素である(Fletcher and Sarkar 2013)。つまり、逆境の存在があり、そしてその逆境状態に適応していくことがレジリエンスの基本的な状態である。

以上を踏まえて平野は、心のレジリエンスを大まかに捉えるとすると「様々なストレスや 逆境によってもたらされる圧力の中で、精神的病理を示さず心理的な回復ないし適応を示 す力」であると定義した(平野 2018:234)。

心のレジリエンス研究では、大きな 2 つのパラダイムがある。「①レジリエンスを導く個人の能力を探求する」研究と、「②逆境からの回復プロセスを探求する」研究である (ibid:235)。「①レジリエンスを導く個人の能力を探求する」研究では、統合失調症の親を持つ子どもが統合失調症を発症することなく育った背景には、何らかの共通の要因があるとする研究 (Germezy 1971) 等、明らかなリスクを抱えていても、一般的に考えられているよりずっとしなやかに適応できる人間の「能力」に注目していた。その後は、レジリエンスの機能として特定のリスクや逆境の悪影響を防ぐだけでなく、どのような状況にあっても良い適応を示すという「適応性」の側面が注目され(ibid:237)、レジリエンスは個人が有する「能力」として位置付けられた。

しかし、「能力」と捉えることで能力を持つ者と持たざる者がいることを意味し、そこからレジリエンスの個人さを測定しようとする試みが行われ尺度が開発された。一方、レジリエンスの測定の試みとともに、レジリエンスを「能力」として捉えることへの批判が出てきた。レジリエンスは「能力」として持つ、持たない、ではなく、全ての人が自分なりに発達させていくものだと言う主張である(Masten 2001)。「ある状況でレジリエンスがうまく機能したといって、別の状況でも同じように機能するとは限らず、それゆえレジリエンスの効果はもっと状況ごとに理解されるべき」(平野 2018:240)とし、レジリアンスを適応するプロセスに注目した研究、すなわち「どのような能力を持っているか」ではなく、「逆境下で人はどのように適応できるのか」というそのプロセスに関心が集まった。特に個人の能力ではなく、人と環境との相互作用に注目が集まるようになり、「②逆境からの回復プロセスを探求する」研究が誕生した。近年では、これまでの知見を総合的に捉え、レジリエンスのメカニズムをモデル化しようとする研究も行われている。

心のレジリエンスは捉えることが難しいが、これらの研究の歴史の中で工夫がなされ、少しずつその特徴が明確になってきた。近年では、レジリエンスは文化や環境によっても異なるものとされている(Fletcher and Sarkar 2013)。本論文との兼ね合いで言えば、レジリエンス自体がそもそも西洋で発展した概念であり、先ほどあげた「適応」の捉え方自体が個人の能力を重視する西洋の価値観の反映であるとの指摘がある(Ungar 2008)。西洋の価値観では、例えばドラッグ乱用の若者は適応に失敗した者と捉えられるが、Ungar は彼らを「自分の持ちうる資源を最大限に使い、最善を尽くして人生を生き抜いている」と捉えており、つまり西洋の価値観では不適応とみなされる行為であっても、彼らにとっては生き延びるための適応なのである。

このように、心のレジリエンスは「個人の内部に存在するものとして理解できる一方で、 その個人が生きる社会の文脈と合わせてはじめて成立するもの」として捉える必要がある。 施設退所者は多くの困難に直面する中でそれでも将来に向かって歩を進めており、本論文 ではその状態を「レジリエンス」と捉えて分析を行う。

以上のレジリエンスの視点を踏まえて、Van Breda は施設退所者が自立に向かう際に、

「親密な関係性を求める努力」「目標達成のためのネットワーク構築」「周囲の状況を踏まえた反応」「希望に満ちた粘り強い自信の獲得」の4つのプロセスを経験するとした。ここで、 Van Breda が生成した、退所者の自立に必要な4つの社会プロセスを簡単に説明する。

## 退所者が自立に向かう際の4つのプロセス

近年、施設退所後の自立した生活に関する研究は行われていたが、退所後の公的な支援が限られている途上国では、当事者がエイジェンシーを発揮して自身の人生を乗り越えていかなくてはならず、先進国をフィールドとした研究をそのまま適応することは妥当ではない(Van Breda and Hlungwani 2019:604)。また退所者の自立に関する研究全般において、理論的な貢献が欠けていると言う批判があった(Stein 2006:431)。以上の背景から、Van Breda(2015)は、途上国(南アフリカ)をフィールドとして退所者が周囲の環境とのやり取りを行う一連の行動に注目し、退所者が自立に向かう社会的なプロセスの確立を目指した。そして男性退所者に対する聞き取り調査から、退所者が自立に向かう際に経験するプロセスを導いた。その後、同プロセスの発生過程に男女差があるのかの比較調査を行い、その結果、退所者が自立に向かうプロセスに男女差は無いと結論付けた(Van Breda and Hlungwani 2019)。

Van Breda はレジリエンスを分析の視点とし、レジリエンスを退所者の精神的機能とみるのではなく、彼らの環境との相互関係と捉えた。つまり、レジリエンスを静的なものではなく、むしろ動的なものとし、レジリエンスを有すると言うよりはレジリエンスであるという状態として捉えた(Van Breda 2015:325)。

Van Bredaは、レジリエンスな状態である退所者が、自立に向かう際に見られる4つの社会プロセスを提示した。このプロセスで特徴的なのは、退所者自身が経験した社会プロセスを考慮している点である。社会プロセスとは、退所の過程で若者自身が取る行動であり、個人の性格の特徴や環境要因とも異なるものである。

以下に、この4つの社会プロセスを整理する。

#### ① 親密な関係性を求める努力

親密な関係性(belonging)は、他者と純粋につながりを持つことであり、無条件で受け入れられ、愛され、そして支援を受けることである(Van Breda and Hlungwani 2019:328)。自立の過程において中心的な要素であると言われており(Ward 2011)、特に退所後の逆境の中で退所者が築くべき最も重要な要素である。この関係性は、通常、子どもは家庭において両親との愛着を形成することで築いていく。しかし、家庭に問題がある入居者は両親との間にこの関係性を築くことは難しい(ibid)。

Van Breda の調査によると、施設退所者は周囲の人と「本物の関係性」を築こうと様々な努力を行っている(Van Breda 2015:327-329)。家族との間に温かい関係性を求める者もいれば、恋人との間でその関係性を求める者もいる。しかし、周囲の人と信頼できる関係性の

構築に至った際は、退所者はこの関係性を保つ努力を行うが、過去の経験により傷つくこと や拒否されることに対する恐れがあり、多くは確固たる関係性の構築及び維持には至らな い。よって退所者は関係性を築くことへの憧れを有しながらも、一方で失うことの恐れも感 じつつ、親密な関係性を求める努力を絶えず行っているのである。

# ② 目標達成のためのネットワーク構築

「目標達成のための他者とのネットワーク構築」とは、単に友人などと社会的な関係を持つことではなく、自身の目標達成のために他者とのネットワークを自ら築きあげる能力を指す(ibid:329)。Van Breda の調査では、退所者の多くは家族や友人、職場の仲間、教師等、様々な面で支えてくれるネットワークを有していた。Van Breda は、退所後に 5 回転職し、住居を 11 回替えた退所者のケースを例にとり、彼は仕事が長続きしないという退所者の特徴が表れている反面、仕事と居住場所を提供してくれる他者を動員できるスキルを有しているとする(ibid)。この他者を動員できるスキルは、施設入居を通して学んだ社会スキルであり、同スキルを得ることにより他者から温かく、友好的で、役に立つ支援を得ることができたと結論付けた。

ソーシャルキャピタルの理論では、情報と資源へのアクセスを与えるネットワークは重要視され、そしてネットワークは広さよりも深さが重要である(Pinkerton 2011)。しかし Vand Breda の調査では、退所者は一度だけあったことがある人や、「知り合い」と呼ぶにふさわしいレベルの付き合いの人から支援を得ているケースが多かった。これらは「弱い関係性(weak tie)」と呼ばれるものであり、人々を資源と情報に結び付けるために重要である(Granvetter 1983)。家族や親友のような「強い関係性」では、互いに強い関係性を維持しようとするために情報はメンバーの間のみで共有されるが、知り合い等の「弱い関係性」の間では情報や資源はシェアされず、弱い関係性内で新しい情報と資源が生み出されることが特徴的である。つまり、弱い関係性は、人々を資源と情報に結び付ける働きをしている。施設入居者は家族の問題により入居に至り、かつ生活の拠点を頻繁に移動しているために友人関係の構築や維持も難しく、一般的に強い関係性が欠如した状態である。しかし強い関係性が欠如した中でも退所者は弱い関係性を動員し、周囲の人から必要な資源を得ることに成功している。

### ③ 状況を踏まえた反応

Van Breda は、周囲の環境との相互関係の中で、周囲の状況を適切に評価して脅威と機会を特定し、より良い結果を得るように反応することを、「状況を踏まえた反応」と定義した (Van Bread 2019:609)。例えば、夫婦喧嘩をした際に、けんかをして周囲と孤立した友人の事を思い出して喧嘩を思いとどまったり(Van Breda 2015:330)、売春をしている友人を見て、金銭を得ることは魅力的であったが際限なく売春を続けてしまうだろうとして思いとどまる等の行動を指す(Van Breda and Hlungwani 2019:616)。退所者は自身の周囲の状

況を理解しており、また単に直感的に理解しているにとどまらず複雑な事象の状況を踏ま え、そして自身の今後に生かすべく行動に移しているのである。

退所者の生活には暴力や貧困、ドラッグ等、彼らを良くない状況に引きずりこむ要素が多数存在している。しかし退所者は周囲に起きていることを理解し、そしてそのコストとベネフィットを熟考し(ibid:615)、リスクを最小化して自分の道を切り開いていくのである。

### ④ 希望に満ちた粘り強い自信の獲得

施設退所者は将来に対して希望と自信を有しているだけでなく、希望と自信を得るための努力を継続していることが特徴的である(Van Breda 2015:331)。退所者は自身の能力の範囲内で自信を生み出し、周囲とコミュニケーションを取っている。自信を持つことで、物事はより良い方向に進み目標に到達できると言う揺るぎない希望を抱くようになり、そして困難に直面しようとも絶えず努力を続け、決してあきらめないと言う態度となる(ibid)。この粘り強さを生み出すスキルは生まれつきの特性ではなく、むしろ時を超えて身につけるものであり、特に災難に直面することで獲得していく(Rutter 2012)。絶えず困難があっても、退所者は自分で困難を乗り越えられると粘り強く信じており、そして自分の人生はより良くなると信じることができるのである(Van Breda and Hlungwani 2019:609)。退所後の困難が多い人生において、希望を築き、そして粘り強い信念を持つと言うこのプロセスは、レジリエンスの面で重要である。

特に立ち直る能力として理解されるレジリエンスは、人生のチャレンジに直面することで得られる社会スキルと言える(Van Breda 2015)。施設と言う制限された中での生活であるが、入居者は職員との目的のある関わり合いを通じて、自分で人生を変えることができるという自信、そして物事は将来より良くなると言う希望が生み出されるのである。

自立に向かうプロセスとして図17が示された(Van Breda 2015)。「親密な関係性を求める努力」は退所者の原動力となるものであり、大人になる移行期には自身の基盤になるものである。この基盤の上で、他の3つの要素は調和し、退所者が自立に向かう旅を成功に導く。

以上を図式化すると、退所者が

このプロセスは、「文脈上の境界 内」、そして「社会環境との関わり」 の中で起こったものである。退所後 の生活は個人差があり、何らかの手



図 17 退所者が自立に向かう際の4つのプロセス Van Breda(2015)から筆者翻訳

厚い保護を受けることができる者は、退所後に困難を経験することが少ない可能性がある。 しかし、施設退所後には周囲の環境との関わりを持たなければならず、社会に存在している 制限や機会等の間で自身をうまく調整し、退所者はレジリエンスを実行し自立への道を歩 んでいる。

本論文では、以上の「脱出」及び「退所者が自立に向かうプロセス」の2つを分析の視座と定める。施設入居者を主体と捉え、【入所】【施設での生活】そして【退所】の各次元において退所者自身が自身の施設での生活をどう捉えているかを調査する。退所者の語りから、施設入居によりどのような変化がもたらされたのか、施設入居を通した変化に着目する。それを踏まえた上で、自立に向かうプロセスにおいて施設養護が果たした役割を考察する。以上を踏まえ、次節では本調査概要を説明する。

### 第2節 調查概要

## 5.2.1 調査目的

本章ではカンボジアにある A 施設を事例としてケア施設退所者の生活状況をとらえ、ケア施設が果たした役割を明らかにする。ケア施設退所者の生活を把握するうえでは、谷口が指摘するように「退所後の生活困難は唐突に表出するものではなく、施設への入所理由を含めた発達課題、入所中の当事者の主体的な選択と周囲の支援状況が基底にある」(谷口2010)との理解が重要である。そのため本論文では、入居者がケア施設入居に至った経緯を含めて、入所から退所後までの生活過程を包括的に分析することで、退所後の生活状況を左右するケア施設の機能を明らかにする。具体的には、まず当事者が脱出の各次元で経験する心理的及び物理的な変化についてその過程を明らかにする(分析①)。それを踏まえた上で、退所者へのインタビュー及び参与観察を通じて退所者が自立に向かう際の社会プロセスの把握を行い(分析②)、最終的に A 施設が退所者の自立に対して果たした役割を導き出す。なお、分析①②それぞれの調査方法は後述する。

#### 5.2.2 本調査の限界

本論文の限界として、限られた参加者の意見となり選択バイアスが生じている可能性が否定できない。分析①②を行うにあたり、A施設職員を通じて参加者を募った。ケア施設退所者の生活調査の困難は様々な文献で指摘されているが(宮地 2018、等)、A施設も全ての退所者とつながりを持ち続けている訳ではなく、連絡がつかなくなった退所者も存在している。ソーシャルメディアの発達から、「以前よりは退所者と連絡を取り続けることは容易にはなってきた」(A施設職員談)とは言うものの、特に再度タイに出稼ぎに行き連絡が途絶えた者、ソーシャルメディア上で本名と異なる名前で登録している者や電話番号を頻繁に変える者もおり、全ての退所者と連絡を取り続けることは難しい。退所者の現状調査をするにあたっての時間的・金銭的制約等の背景から、本論文の調査参加者は A 施設とつなが

りがある退所者に限定されている。

退所後に社会から再排除された退所者は、積極的には施設とのつながりを持たない、あるいは持ちたくても持てないと考えられる。よって、施設とつながりを持ち続けている退所者は、ある意味「成功」したケースとも言える。本論文の調査対象者は A 施設となんらかのつながりを持ち続けている退所者と限定されており、その点である種のバイアスがかかっていることは否めない。

### 5.2.3 倫理的配慮

倫理的配慮として、事前にA施設の東京事務所及びカンボジア事務所に事前に調査概要の説明を行い、データの管理と研究結果の公表に関して匿名性を保証しプライバシー保護への十分な配慮のもとに行う旨を誓約した。また調査協力者に対しては、予めインタビュー内容の取扱いと秘密保持に関して説明を行い、了承を得た。なお、本調査参加者はかつての人身売買の被害者も多く含まれており、彼らに対して書面にサインをもらう行為は参加者に心理的負担を発生させる懸念がある。例ではあるが、字が読めずに言われるがまま書面にサインをしてしまい、結果的に強制的に働かされた等の事例が存在している。よって、本論文を遂行するにあたり倫理的配慮に関する同意書は作成しておらず、口頭で同意を得るにとどめている。また同様に、音声を録音することも心理的なプレッシャーを発生させる懸念がある為、インタビュー内容は録音をしていない。

なお、本文中に出てくる個人名のアルファベットは筆者が無作為につけたものである。

#### 第3節 分析①:当事者が経験する心理的及び物理的な変化のプロセス

本節では、分析①としてケア施設入居及び退所に伴い当事者が経験する心理的及び物理的な変化のプロセスを明らかにすることを目的として調査を行った。

## 5.3.1 調査方法:修正版グラウンデッド・セオリー・アプローチ (GTA)

分析①では、調査参加者に聞き取りを行い、その結果をグラウンデッド・セオリー・アプローチ(GTA)を用いて分析を行った。GTAは、1960年代にアメリカの社会学者の Glaserと Strauss により考案された質的研究法であり、データに密着した分析を行うことで独自の理論を生成することを目指す。本論文の分析にあたっては、実務者が研究をしやすいように改訂された修正版 GTA(以下、M-GTA)を用いた。

木下は、M-GTA を用いるのに適している研究の特徴を以下に3点あげた(木下 2003:89-91)。1点目は、人間と人間が直接的にやり取りをする社会的相互作用に関わる研究である。2点目は、研究結果を実践現場に還元するべく、ヒューマンサービス領域、つまり保健医療や福祉、教育等の分野の研究である。3点目は、研究対象がプロセス的性格を有する現象であることである。本人の認識や感情の動き等のように、直接見えにくい変化の場合に M-

### GTA が有効である。

以上から、本論文ではケア施設という人間同士の社会的相互作用が働く場がフィールドであり、かつケアの提供と言う特定の目的で人々が関係づけられており、そして研究対象が施設入居から退所までの青少年の心理的・物理的な変化というプロセス的性格を有しているため、G-MTAが分析手法としてふさわしいと判断し、採用した。

分析①の聞き取り調査では、主に以下の質問を中心に行った。

#### 〈主な質問事項〉

- · A施設(もしくは初めて入居した施設)入居時の状況
- 入居前後、現在の家族関係
- ・ 入居前にできなかったこと
- ・ 入居時にできるようになったこと
- · A 施設退所の際の状況
- ・ 退所後のこれまでの生活の歩み
- ・ 家族や家庭についての思い
- ・ 現在の生活と将来について 等

インタビューはクメール語の通訳を依頼し、英語を用いて行った。プノンペンでの調査では、筆者と同じ大学で博士課程に在籍するカンボジア人留学生、そしてバッタンバン及びシェムリアップでは、以前 A 施設でソーシャルワーカーとして働いていたカンボジア人が通訳を務めた。通訳の 2 人には事前に本論文の目的・研究法を伝え、できる限り正確に訳してもらうよう留意してもらった。

本論文では通訳の英語を筆者が日本語に訳して文章にした為、クメール語話者である調査対象者の思い・考えを全くの完全な形で、例えば語尾、言い換え等を全て拾うことは不可能である。加えて、先述の通り録音をすることが調査対象者に心理的負担を与えることもある為に基本的にはインタビュー調査では録音を行わなかった。その為、録音データを用いてクメール語 - 英語 - 日本語の間での一字一句を書き起こすことは行わなかった。しかし、筆者は通訳者が調査参加者の発言と異なる訳をすると気づくことは可能であるとの判断から、本論文が採用した方法でも特に研究上の問題は生じないと考える。本論文上のデータ・発言は筆者がインタビュー中もしくは終了後にとったメモ、及びパソコンにまとめたデータを用いている。また、文章化するにあたり先入観を排除するために、語尾や使用語句は標準語での記載とした。

インタビュー後に前述のような手順で発言を控え、次にデータ全体に目を通し、関連のある部分に着目した。本論文では、当事者が考えるケア施設生活における心理的・物理的な変化に注目しており、谷口の脱出概念の次元である【入所】【施設での生活】【退所】の各次元における当事者の感情を把握するため、対象者の語りから「入居に際しての感情」「退所に際しての感情」そして「入居で得たもの」に着目しデータを抽出した。

M-GTA では、データを解釈した結果はすべて概念と呼ぶ(木下 2003:150)。概念は分析の最小単位である。上記の方法で抽出したデータに対しては、データの意味を表現する概念名をつけた。概念をすべて生成した後、概念同士の関係を検討し、複数の概念のまとまりであるカテゴリーを生成した。そして、最終的には生成されたカテゴリーや概念間の相互関係を検討し、分析結果の全体を表す概念図の作成を行った。

#### 5.3.2 調査対象者

分析①の調査対象者は、A 施設の退所者 26 名である。2019 年 9 月に首都プノンペン及び A 施設があるバッタンバン州、そして世界遺産のアンコールワットを有するシェムリアップ州の 3 か所にて聞き取り調査を行った。インタビューを行った場所は、プノンペン及びシェムリアップでは調査対象者が指定する場所(カフェ、または自宅・職場)にて個別に聞き取りを行った。バッタンバンでは、予め日時を決めて退所者に A 施設に集ってもらい聞き取りを行った。

調査対象者の属性を下表に示す。

表 14 分析①の調査参加者属性一覧

	年齢(歳)	性別	入居理由	入居期間	退所から調査ま での期間		支援内容	最終学歴
Α	24	女	孤児	3年0カ月	4年			大学卒業
В	25	男	ストリートチルドレン	2年4カ月	7年			職業技術学校
С	28	女	DV	6年1カ月	7年			大学卒業
D	28	男	DV	6年3カ月	6年			大学卒業
Е	28	女	脆弱な家庭	2年10か月	8年			MBA
F	29	男	人身売買	2年4か月	11年		就学支援	G 1 1
G	29	男	孤児	5年1カ月	7年			大学卒業
Н	29	女	性的被害	5年6か月	8年			大学卒業
I	30	女	性的被害	1年3カ月	12年			大学卒業
J	31	女	孤児	5年10か月	8年			大学卒業
K	32	男	貧困家庭	4年5か月	10年			大学卒業
L	23	男	人身売買	3年11カ月	1年		農業器具	G9
М	24	男	人身売買	1年7ケ月	7年		自動車塗装	G5
N	25	男	人身売買	2年10カ月	5年		ミシン縫製	G5
0	25	男	人身売買	2年2カ月	7年		自動車塗装	G6
Р	26	男	人身売買	2年5カ月	7年		自動車修理	G8
Q	27	男	ストリートチルドレン	1年4か月	10年	TT-66	自動車修理	G4
R	27	男	人身売買	4年7ケ月	5年	職業	絵画	G7
S	27	女	脆弱な家庭	4年4カ月	5年	未訓	絹織物	G9
Т	27	男	人身売買	1年0か月	10年	練	自動車塗装	G4
U	28	男	孤児	1年0か月	9年	/IVIN	美容師	G6
V	28	男	人身売買	2年9カ月	9年		自動車修理	G3
W	28	男	貧困家庭	1年5か月	10年		家具製作	G5
X	28	男	人身売買	4年7ケ月	5年		絵画	G6
Υ	28	女	人身売買	4年6カ月	6年		ミシン縫製	G6
Z	30	男	法に抵触	1年9か月	9年		絵画	大学3年

## 5.3.3 調査結果

M-GTAによる分析の結果、ケア施設入居及び退所に伴い、当事者の心理的な変化、及び物理的な変化が明らかとなった。具体的には、施設をどのように捉えているかという心理的な変化と、施設入居を通じて得た物理的な変化である。

以下に、心理面の変化のプロセス、及び物理的な変化のプロセスに分けて結果をまとめる。 心理面の変化は、「入居前の感情」と「入居後の感情」に区別して記載する。「入居後の感情」 及び「物理的な変化」に関しては、入居中に「就学を選択した者」と「職業訓練を選択した 者」との間に異なる概念が生成されたため、以下ではこれらを区別して記載する。

#### 施設入居に際しての感情

施設入居に際しての語りは、A施設への入居ではなく、初めて施設に入居した際の感情を主に尋ねた。抽出された語りからは、入居に際しての【複雑な感情】と【好意的な感情】の2パターンがあることが観察された。なお、以後の括弧内のアルファベットは発言者を表す。"B施設"5入居が決まって幸せだった。なぜなら父親はアルコールをたくさん飲んでいたし、母親もDVを受けていたから。"(I)

"C施設に入居と知ったとき、嬉しかった。勉強ができるから。" (P)

"寂しくなかった。(なぜ?) 昔から家を離れていたので寂しくなかった。ホームシックを感じなかった。" (D)

これらは【好意的な感情】との概念で聞かれた語りであった。家庭の問題から逃れることができる点、学校に通える点、そして家庭を離れることに対して寂しさを感じないという理由から施設入居を好意的に受け止めていた。その一方で、初めての施設入居で寂しさを感じたとの語りもあった。

"A 施設に入居して、家が恋しかった。でも嬉しかった。二つの気持ち。" (O)

"D施設に入るとき時は、家族の元に戻りたかった。寂しかった。でも D施設でたくさんの活動に参加したり、学校に通い慣れてくると入居して良かった、嬉しかったと思った。A施設に入ることになって、PTC%で一緒だった友達もいたし、A施設入居となって嬉しかった。"(O)

O は A 施設が初めての施設入居である。Q は A 施設入居より前に他施設に入居していた。これらの語りから、初めて施設入居となった際は寂しさや家族が恋しい気持ちがあったが、寂しさと同時に嬉しさを感じたり、また施設での生活に慣れることで施設入居を好意的に捉え始めるという【複雑な感情】があることが観察された。その一方、最終的には全員が施設入居を好意的に捉えていた。つまり入居当初は【複雑な感情】と寂しい・家が恋しいという施設をネガティブに捉える感情がそのまま続くのではなく、時間の経過とともに施設入居を好ましく捉えると言う変化を見せており、【複雑な感情】も最終的には【好意的な感情】に吸収されていくプロセスが観察された。

# 施設生活による物理的な変化:就学選択者

対象:A施設入居中に就学支援を選択した退所者 11名

次いで、「施設での生活」の次元における入居者の物理的な変化を調査した。まず入居中に就学を選択し、学校教育を受けた退所者 11 名に対して聞き取り調査を行った。【学校教育の習得】と言う語りでは、入居によって学校教育を受けることができた喜び、または大学

<sup>35</sup> 本論文での B 施設、及び C 施設、D 施設は、A 施設入居前に入居していた施設を指す。

<sup>36</sup> ポイペト・トランジット・センター。タイとの国境にある一時的な受け入れ施設。

まで進学できたことに関する語りが聞かれた。

"A 施設に入る前は学校に行くことができなかった。A 施設の支援なしには、高校を卒業することができなかったと思う。(C)"

"A 施設に入る前は両親もおらず、お金がないからもう教育を受ける機会が今後得られるとは思っていなかった。(A)"

「高校卒業」が A 施設退所の一つの目安となっている為、今回の調査参加者からは「高校を卒業できた」という語りが多く聞かれたことが特徴的であった。A は孤児であり、両親の顔を知らない。金銭的な問題からもう教育を受けることができないと入居前には思っていたが、勤勉な性格もあり勉学を続け、入居時には高校卒業を果たし、また大学進学支援を受けることもできた。大学進学は入居前に考えられなかったが、施設入居により高校卒業、そして大学進学への道が開けたのである。

そして、【新しい経験を得た】という概念では、A施設入居により家庭では経験したことが無いことが経験できたことが喜びとなって表れていた。先ほどのAは、

"A 施設に入り、今まで経験したことが無い新しい経験をすることができ、自分の人生は再 び輝いたと思う。(A)"

と表現しており、人生が再び輝いたと表現していた。どのような新しい経験かとの問いには、「シアヌークビルへの旅行」と具体例を挙げて説明した。A は孤児であり、両親との思い出がない。他の 2 人のきょうだいと共におじ・おばに育てられたがおじ夫婦にも子どもが沢山いたことから面倒を掛けることができなくなり、17歳で A 施設入居となった。A 施設入居者には、家族旅行の経験が無い者や、外食の機会が無かった者が多い。入居者のリフレッシュや、社会でのマナーを学ぶ機会を提供することを目的に、A 施設は年に 1 度近隣への旅行を実施していた。A の入居中にはカンボジアでも有数のビーチがあるシアヌークビルへの旅行が実現し、初めて海を見た A はシアヌークビルへの旅をもって自分の人生が輝いたと表現しており、かけがえのない経験となったことが表れている。

もう1つ概念として作成されたのは、【自信の獲得】である。

"施設での生活を経て、大学の学位をえることができ自信を得た。"(J)

J は学位を得ることで自信になったと力強く答えていた。J は幼いころに父親を亡くし、母親と暮らしていた。高校卒業、そして大学進学・卒業をして自分に自信がついたと語る。A 施設からの大学進学支援も2年で終了し、3年次からはフルタイムで日用品を販売する小売店で勤務して学費・生活費を稼ぎ、夜及び週末に大学に通い学位を得た。「大学卒業は夢みたいで考えたことが無く、まさか自分ができると思っていなかった」と話し、やればできると自信を得ることができた。

更に、【社会スキルの獲得】も生成された。具体的なスキルとして挙がったのが、物事に優先順位をつけ同時に進める力、他人を助ける方法等である。街で障害がある浮浪者から執拗に支援を求められた際に、どのように説得するかを学んだとの声もあった。

"入居中はどこに行くのも職員が一緒に来てくれて、どうふるまうかを教えてくれた。"(I)。

との語りが表すように、特に改まった学習の機会等を通じてではなく、入居中の日常の中でこれらのスキルを学んでいったとの語りが聞かれた。物事に優先順位をつけることは、学校での勉強と友人との関係で悩んでいた時に、職員からのアドバイスをもとに学んだと言う。日常生活において、常に親身になって相談に乗ってくれる人の存在が大きな支えとなっていた。

ここでは就学を選択した退所者の語りを分析したため、【学校教育の習得】と学校教育を受けることができ、さらに一部には大学進学、あるいは学位の取得と、教育を受けたことが大きな変化であったとの語りが多く得られた。また【自信の獲得】においても、大学の学位を得たことが大きな自信になったと、やはり学校教育に関した語りであった。また【社会スキルの獲得】は施設入居中に主に職員から得たアドバイスが生かされており、そして施設生活を通じて旅行などの【新しい経験】を得ることができたとの語りがあった。

次に、A施設入居中に職業訓練を選択した退所者に対する聞き取り調査から、学校教育を選択しなかった者は入居の前後でどのような変化を感じたのか把握を行った。

# 施設生活による物理的な変化:職業訓練選択者

対象:A 施設入居中に職業訓練を選択した退所者 15 名

ステップ2では、まず浮かび上がってきたのは【読み書きの習得】についての語りである。 "A 施設に入る前は読み書きができなかった。でも今はできるようになった。(R)"

というストレートな語りが聞かれた。第4章で見たように、A施設入居者には就学経験がない、もしくは学校教育を受けた期間が短い者が多くいる。入居前に教育を受ける機会に恵まれなかった彼らの中には、クメール語の読み書きができない者も一定数存在している。彼らは入居時に就学ではなく職業訓練を選択する傾向にあるが、やはり基本的な読み書きができなければ日常生活でも不便を感じるであろうし、かつ仕事を行う上でも売り上げの計算や客とのやり取り等で基本的な計算能力は必要になってくる。そのため A施設では、平日17時から 19時の間に講師を招き、クメール語の読み書きや簡単な計算等を教える識字教室を開催していた。職業訓練が終わってからでも参加できる時間帯であった為、職業訓練を受けている者を中心に識字教室への参加者が多くいた。

加えて【職業スキルの獲得】も特徴的であり、

"A 施設に入る前は9年生で学んでいた。学校に通うと言う選択肢は現実的ではなかったが、 A 施設に入って自動車修理のスキルを身につけることができた。(P) "

と言う語りが示すように、A 施設の職業訓練によりスキルを身につけたという語りが聞かれた。ストリートチルドレンであった P は 18 歳の時に施設入居となったが、やはり入居時の年齢を考えると日本の中学 3 年生に相当する 9 年生から学校に通い直すことは選択肢になりにくく、自動車修理の職業訓練を選択した。調査時は独立して自動車修理工場を経営しており、A 施設で学んだスキルをそのまま継続して職業にしている。

また、【職業スキルの習得】を通じて自信につながっている様子も観察された。前項では

高校卒業や学位を得たことが自信となっていたが、職業訓練においても自信が創出されていた。加えて【読み書きの習得】によっても自信が芽生えており、よって前節で作成された 【自信の獲得】の概念を上位カテゴリーへと変更した。

更に、【労働をしなくて良くなった】との概念が作成された。入居前の暮らしと比較し、 施設入居によって労働をしなくて良くなったと表現している者が多数いた。

"A 施設に入る前はタイで働いていた。リサイクル工場。(N)"

"入居前はタイで働いていた。タイ警察に捕まりカンボジアに送還された。(X) "

 $N \cdot X$  はともに入居時は 17 歳であった。N はタイで働いている所を不法滞在によりタイ警察に捕まり、カンボジアに送還され A 施設入居となった。N は 5 年生までしか学んでおらず、その後はタイで働いていた。同じ集落にはタイで働くことがそう珍しいことではなく、タイで働くことに何の疑問も持たなかったとのことである。N の出身地であるシェムリアップ州の農村部では特に仕事もなく、タイで勤務したほうが何倍もの稼ぎになるためにタイで働くことを選択するものが後を絶たないとのことであった。N は父親を早くに無くし、母親が農業をしながら N ときょうだいの暮らしを支えており、学校に通っても生活の足しにはならないので  $10\sim11$  歳頃から働いていたと言う。周りもそのような環境であったため、子どもながらに「働くことが当たり前」という感覚であったようである。しかし、強制送還となり A 施設入居となったことで、労働しなくても良い環境になった。N のように、子どもが労働に従事することに対して特に疑問にも感じずにいたが、施設入居によって【労働をしなくて良くなった】との語りが多数聞かれ、よって〈安心して暮らせる環境〉が A 施設によって提供されていた。

そして、就学支援者と同様に【社会スキルの獲得】の語りも聞かれた。

"入居ではオーガナイゼーションスキルを学んだ。バイク修理店を経営するのに必要なスキル。" (W)

通訳では「オーガナイゼーション」と訳されていたので、具体的にどのような事かと尋ねると、部品の仕入れや日々の売り上げの管理、客とのやり取りや家庭、子どものことなど、日常の全てについて考え、まとめていくこと、との回答であった。W はバイク修理店オーナーとしてビジネスの全てを管理し、そして家庭では 2 歳の子を持つ父親として日々様々な事柄について考えていく必要があるが、今何を優先すべきか考えたり、また同時に物事を進めたりするスキルを施設入居中に学んだとのことであった。どのように学んだのか尋ねると、施設入居中に職業訓練と施設の生活との間で悩んでいた時に、スタッフが優先順位をつけるように何度も指導してくれ、それ以降、常に何を優先すべきか考えて行動しているとのことであった。

加えて、【目標の獲得】との概念も作成された。

"A 施設に入る前は特に目標がなかった。A 施設に入所後は自分で目標を見つけることができた。(M)"

M は人身売買の被害にあい 15 歳の時に A 施設入居となった。5 年生まで学校教育を受けた

後はタイに渡り両親と働いており、常に不安定な生活であった。M は A 施設で自動車塗装の職業訓練を受けた。M は入所を通じて、「自動車塗装のスキルを身につけて働きたい」という目標を持つようになった。目標を持つと言うことは、「自分でも挑戦すれば叶うかもしれない」という可能性を感じていることを示す。M は、入居前は自分が自動車塗装のような専門的なスキルを学び、実際に自分にも塗装ができるとは思っていなかったと語った。周囲ではタイで働くのが当たり前という環境であり、「自分には何もできない」という思いが常にどこかにあり、将来自分でこれをやりたいと思えることはなかった。しかし、入居によって「これをやってみたい」と思える目標を見いだしており、入居により【目標の獲得】に至っていた。

# 施設退所に際しての感情: 就学選択者

対象:A施設入居中に就学を選択した退所者 11名

次に、「退所」の次元における入居者の心理を見ていく。入居中に就学を選択した者は、 【一般社会での生活を希望】していた。

"ずっと施設で生活するわけにはいかない。いつかは出ていかないといけない。"(J) との語りが示すように、入居者自身も施設での生活が永久に続くことが無いことを理解していた。

"コミュニティで生活することはどういうことかを自分で理解したかった。仕事を持ち、家族を養うとはどういうことか、経験してみたかった。"(B)

と言う語りでは、いわゆる「一般の生活」がどのようなものなのか、自分自身で経験してみたいと言う思いが表れていた。

上記に加えて、【自身を社会で試したい欲求】も観察された。

"社会で自分がどれくらい通用するのか見たかった。大学への進学も決まっていたし、高校 も無事に卒業することができたから今がその時だと思った。"(E)

先述の通り、A施設では高校卒業が就学選択者の一つの退去の目安となっており、就学選択者の中で大学進学を希望する者は、予算と本人の成績次第で大学進学支援を得ることができる。Eも大学進学支援を受けることが決まっていたが、大学進学に伴い施設退所をしなければならない。施設退所に対しては若干の寂しさは感じていたものの、それよりも大学進学への夢が大きく、退所を待ち望んでいた。

そして【家族の扶養】という概念も作成された。

"A 施設では多くの知識を学んだので、退所して自分自身と家族のために使う時が来たと思った" (C)

"家族を養うために給与が高い良い仕事に就きたかった。"(F)

これらのように自分の家族を支えたいと言う語りが聞かれた。上記の例で言えば、C は父親から家庭内暴力を受けており、また F は人身売買の被害にあっていた。C と F とも家庭の事由により入居処置となっていたが、語られる言葉からは家族を支えたいと言う気持ちが

表れていた。Cに関して言えば、家族といっても父親は含まれず母親ときょうだいを指しているようであったが、Fは一緒にタイに渡り働いていた両親を支えたかったと語った。つまり、家庭の問題によって入居となっても、入居後の生活でも家族との絆は持ち続けており、退所後は家族を支えたいとの意思を有していた。

また上記の【家族の扶養】とは異なり、【自分の家庭を築きたい欲求】も観察された。 "両親のことを知らずに育ったので、早く家族を持ちたいと思っていた。おじの家族に育て てもらい、可愛がってもらってはいたが、やはりどこか遠慮してしまうところがあった。高 校も卒業でき、大学への進学も決まったので、早く自立して家族を持ちたいと思っていた。" (G)

G は孤児として入居した。クメール正月やプチュンバンの時期も帰省先がなく、施設に残っていた。G 自身の語りにもあったが、おじの家族と過ごしていても遠慮することが沢山あり、温かい家族への憧れを感じていた。

更に、退所後すぐの感情として【A施設を懐かしむ】気持ちも観察された。

"退所後は事あるごとに A 施設での生活全てを思い出し、寂しさを感じていた。でも新しい経験を積むためには、退所しなければならないと自分に言い聞かせて頑張っていた。"(C) "A 施設は学校や食事、教育等全てのことをサポートしてくれたから対処するのがさみしかった。A 施設で愛を学んだと思うし、職員は一番の理解者だった。それに退所後に気が付いた。"(H)

以上の語りからは、退所後すぐは A 施設を懐かしみ、寂しさを感じていた。谷口は社会の中での居場所に関連して、入居者が生活を形成するなかで施設を「定点」とし、自らの居場所として捉えることができたとき脱出に向かうことができるとしている(谷口 2011:239)。つまり退所者が施設を懐かしむ感情を得ていることは、退所者が施設を自らの居場所として捉えていたことを示す。退所後の生活や一般社会生活に対しての期待やあこがれ・希望があっても、いざ退所すると様々な困難に直面する。その際に A 施設を懐かしむ感情が表れていることから、A 施設が退所者にとっての「定点」、つまり「心の拠り所」となっていることが示された。

# 施設退所に際しての感情:職業訓練選択者

対象:A施設入居中に職業訓練を選択した退所者 15名

つづいて、職業訓練を選択した退所者に対しする聞き取りでは、就学選択者と同じく【一般社会での生活を希望】し、【自信を社会で試したい欲求】があった。

"既に専門スキルがあったから、早く退所したかった。退所後はそのまま訓練を受けた自動車整備工場で雇ってもらえることも決まり、工場で住むこともできるので生活費もそんなにかからず心配がないし、オーナーとの関係も良好だったので早く自立してお金を稼ぎたかった" (K)

このように、特に職業スキルを身につけて退所措置となった退所者は、退所してすぐに就職

が決まっているケースがほとんどであり、【仕事があり退所を待ち望む】姿勢が観察された。 その一方、【まだ退所したくない】という気持ちを抱いていたケースもあった。

"職業訓練も完全ではないと自分で思っていたし、家族も当時貧しかったからまだ退所した くなかった。"(M)

M は入居中に自動車塗装のスキルを選択したが、退所を検討し始めた段階で自分のスキルが完全ではないために退所が不安に感じていたと語った。先述の通り M は入居により【目標の獲得】が達成できたと語っていたが、その目標がまだ途上であり、退所に対して不安を感じていた。なお、就学支援選択者も退所に対する消極的な思いを感じていたケースもあったが、それでも大学進学という大きな目標の前ではその気持ちは無くなり、「退所したくない」とまでの語りは見られなかった。

もう1つ特有の概念として、【新しい人生の開始】が作成された。

"自分自身で新しい人生を始めたかった。A 施設で生活することによって自分自身も大きく変われたが、再び社会に戻って完全に新しい人生を始めたかった。"(Z)

Z は A 施設入居前に刑務所に入所しており、事情があって退所後に元のコミュニティに戻ることができなかった。よって施設退所によって新しい人生が始まると捉えていた。

更に、就学選択者と同じく【A施設を懐かしむ】感情も観察された。

"退所後の世界はA施設とは異なり温かくはなく、退所後すぐはすごく寂しく心細かった。"(U)

"A 施設を出たとき、A 施設での全てに対して寂しさを感じた。友達、職員。本当に楽しい時間だった。" (Z)

U は退所後に働き始めたが、やはり衣食住が提供されていた施設生活に比べて、退所後は生活していく厳しさ、難しさを感じていた。特に U は退所後に首都プノンペンで生活しており、A 施設があるバッタンバンとはまた異なる「都会」の生活に心細さを感じていた。Z も上記では【新しい人生の開始】として退所後の人生に思いを馳せていたが、退所後すぐは寂しさを感じていた。

以上、職業訓練選択者の語りからは、退所時の気持ちとして、【一般社会での生活を希望】 し、【自身を社会で試したい欲求】や【仕事があり退所を待ち望む】姿勢が見られ、これら は〈新しい社会への期待〉となり退所後の生活を待ち望んでいた。施設退所を〈新しい人生 の開始〉と捉える一方、〈退所への不安〉をも感じていた。また、家族の問題により施設入 居に至っていたが、退所後は【家族の扶養】を行いたいと家族に対する責任感を感じ、そし て【自分の家庭を築きたい欲求】も表れていた。退所後に【A施設を懐かしむ】ことも多く、 A施設が心の拠り所となっていることも示された。

5.3.4 考察

以上の結果を踏まえて、図 18 の通り概念図を作成した。

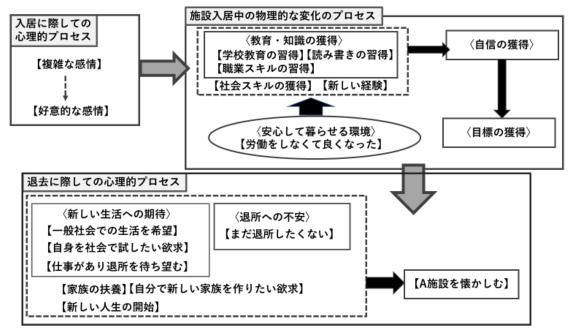


図 18 施設入居者の心理的・物理的変化のプロセス

筆者作成

「入居」の次元においては、施設入居に対する【好意的な感情】と【複雑な感情】の双方が観察された。しかし、【複雑な感情】も時間の経過とともに施設入居を好意的に捉え、【複雑な感情】へと吸収されていった。

「施設での生活」においては、施設入居を通じて、【労働をしなくて良くなった】ことから〈安心して暮らせる環境〉が提供されており、それをベースにして〈教育・知識〉〈職業スキル〉〈社会スキル〉が獲得され、入居を通じて〈自信〉が創出されていた。更に施設入居により【新しい経験】を積んだことも〈自信〉の創出につながっていた。そして、自信が生まれたことによって〈目標の獲得〉につながるプロセスが発生していた。

「退所」の次元では、【一般社会での生活を希望】【自身を社会で試したい欲求】【仕事があり退所を待ち望む】という〈新しい生活への期待〉が心理的に発生していた。【新しい人生の開始】と、施設入居前の人生を切り離し、新しく生まれ変わる気持ちでいた者もいた。また家族の問題により施設入居となっていても、【家族の扶養】のために退所したいとの思いから、施設入居を経験しても家族とのつながりが深い状態であった。かつ【自分で新しい家庭を築きたい】との欲求の背景には、孤児であり家族がいないために早く自分の家族を持ちたいとの気持ちが表れており、【家族の扶養】と合わせて、退所者にとって家族が一つの鍵となっていた。その一方、退所後の生活を心配して【まだ退所したくない】との感情も観察された。このように、退所に際しては様々な感情が観察されたが、その多くは退所後の生

活を待ち望む姿勢が表れていた。退所後には一般生活で生活する上での困難を感じ、現実の厳しさから【A施設を懐かしむ】感情を抱いていた。A施設を懐かしむとの感情から、退所者にとってA施設は「定点」つまり「心の拠り所」となっていた。

第2章で示した UNICEF の子どもの保護プログラムの評価レポートでは、調査対象の施設退所者の 60.1%が施設退所をしたくなかったと回答しており、子どもの同意がない状態で再統合を行うことに対して危険性が指摘されていた(Hamilton et al. 2018:44)。更に、第1章で示した Boyle の研究では、カンボジアのケア施設入居者の多くは退所を望んでおらず、その理由として施設が入居者の再統合プランを考えていないことが指摘された(Boyle 2009)。しかし本研究の調査結果からは、多くの施設退所者が退所を望んでいる状態が確認できた。<新しい生活への期待>等、施設退所後の生活や自身の将来に対して期待を膨らませ、かつ退所しても仕事や進学先が確保されている等、退所後の進路が決まっていることも退所を前向きにとらえる理由である。退所後の不安は消えないが、それでも退所後の生活を肯定的に捉えている背景には、施設が計画的に各入居者の再統合を進めたことで入居者の気持ちも安定し、かつ施設入居で受けたフォーマル及びインフォーマルな支援により退所者が自信を生み出したことが要因と考えられる。

今回の調査結果では、入居者は決して入居の次元では施設をネガティブには捉えていない様子が観察された。かつ施設入居を通して、労働をしなくて良いと言う子どもにとってのあたりまえの環境が提供され、その環境をベースに教育・職業・ライフスキルの提供、そして例えば旅行等の新たな経験が複合的に入居者に影響を与え、入居者が自信を創出し、そして目標の獲得にまで至っていることが観察された。よって教育や職業訓練などの目に見える伝統的な支援だけではなく、日々の生活を通じた職員との関わりを通じて入居者は物理的な成長をしたと自ら感じ取っており、非日常的な旅の経験も含めて、本来であれば家庭で提供すべき機能が代わりに施設から提供されていると言える。

また退所の際の感情から、家族を養育する必要性を感じていることも観察され、施設入居 を経ても家族との絆は強いことが明らかとなった。

## 第4節 分析②:退所者の生活状況の把握 ~自立に向かうプロセス

本節では分析①を踏まえた上で、分析②として退所者が自立に向かう際の社会プロセスの把握を行う。

分析②では、第1節で示した Van Breda が提唱する退所者が経験する4つの社会プロセスを分析の視点とし、調査対象者がこれらのプロセスを経験したのかを参与観察、及びインタビュー調査から明らかにする。

なお、Van Bredaのプロセスでは経済の要素が含まれていないが、退所者の自立を図るには経済的側面も需要であると考え、調査対象者の経済状況も本論文の分析の視点として追加する。

加えて、4 つのプロセスの1つである<u>「希望に満ちた粘り強い自信の獲得」</u>に関しては、分析①の語りにおいて退所者は施設での生活で自信を獲得していたことが明確に表れていた為、分析②では割愛する。

### 5.4.1 調査方法、及び対象者

分析②の調査方法であるが、第1に参与観察を行った。筆者は2010年9月から2012年3月末までA施設においてプロジェクト・コーディネーターとして駐在し施設運営に携わる一方、日々入居者と顔を合わせ、一緒にスポーツや料理を行い様々な形で行動を共にし観察した。

第2に、退所者へのインタビュー調査を行った。インタビュー対象者は、A施設が2011年6月に行った同窓会に参加した48名(男子35名、女子13名)である(表15参照)。インタビュー技法は半構造インタビューとし、A施設長(男性)及び入居者のケアを担当する職員3名と協議の上で質問事項を設定した。退所者のことをよく知るA施設設立時から勤務する2名(施設長及びソーシャルワーカー(双方とも男性))がクメール語で聞き取りを行った。

以上の調査方法に加えて、4 度にわたる退所者の追跡調査時に行ったインタビュー調査 (2012年9月、2015年11月、2018年12月及び2019年9月)、及び施設職員へのインタ ビュー調査(2015年11月)で得たデータを補足的に使用する。

次項では、分析②の調査結果を示す。

表 15 分析②の調査参加者属性一覧

No.1   男 29   携帯電話会社   S500   2年1カ月   18 (MGA)   人身売買   数学   5年1カ月   来卵   未卵   No.3   男 24   水溶酸   白雪   S334   3年10カ月   7   人身売買   数学   5年9カ月   既卵   No.4   男 28   イラストレーター   S300   6年0カ月   9   貧国家庭   サートトレーター   S300   6年0カ月   10   4年0カ月   木卵   S400											
No.3   男 24   水運搬 (自営)	ケース	性別	年齢	.,,,,,	給与(月額)		最終教育歴	入居理由	入居中訓練	入居期間	婚姻
No.3   男 24   水運搬 (自営)	No.1	男	29	携帯電話会社	\$500	2年1ヵ月	18 (MBA)	人身売買	就学	5年11カ月	未婚
No.5   男   28   イラストレーター   \$300   6年0カ月   9   黄田家庭   3 * * * * * * * * * * * * * * * * * *	No.2	男	24		\$334	3年10ヵ月	7	人身売買	就学	5年9ヵ月	既婚
19	No.3	男	24	政府職員	\$300	2年2ヵ月	16	貧困家庭	就学	4年5カ月	未婚
No.5   女 29 グラフィックデザイナー	No.4	男	28	イラストレーター	\$300	6年0ヵ月	9	<b>貧</b> 用家庭	コンピューター	1年10カ月	未婚
No.6   男 28 機械メーカー   S200   2年8カ月   14   貧国家庭   自動車修理   5年9カ月   採物   大学のトラルドレン   大学のトラルドルトン   大学のトラルドルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドレン   大学のトラルドルドレン   大学のトラルドルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン   大学のトン   大学のトラルトン   大学のトラルトン	No 5		29		·		13		コンピューター		
No.   Page			_		* -						
No.9   男											
No.10   男   19											
No.10   男 20   大工店オーナー   \$150   4年1ヵ月   10   孤児   前学学   1年7か月   非婚   No.11   男 24   画家   \$150   6年10ヵ月   5   負困家庭   前事修理   2年11ヵ月   共婚   No.13   男 20   六イク修理店 (自営)   \$120   2年1ヵ月   6   貧困家庭   前事修理   2年1ヵ月   1年1ヵ月   1年1ヵ日   1年1											
No.11					*						1
No.12   女   15   ネイリスト   \$146   ○年5カ月   6   家庭内暴力   家庭内暴力   家具製作   1年1か月   野球   野球   大きが   大きが   1年1か月   野球   大きが   大きが   1年1か月   野球   日本   1年1か月   野球   日本   1年10か月   大きが   1年10か日   1年1											
No.13   男 20											
No.14   男   19											
No.15   男 29   兵士、ボディガード   \$110   8年2カ月   4   ストリートラルドレン   ズイク修理   2年1か月   未婚   No.16   女 27   展業   \$110   8年5カ月   3   ストリートラルドレン   ズイク修理   2年1か月   未婚   No.18   男 25   展集   エ事現場作業   \$100   6年9カ月   6   ストリートラルドレン   ジン経製   2年10カ月   未婚   No.19   男 28   携帯電話販売店、農業   \$100   2年10カ月   12   孤児   自動車修理   5年6か月   未婚   No.29   男 28   医原アシスタント   \$100   1年3カ月   12   貧困家庭   双子の   3年6か月   民婦   3年6か月   民婦   3年6か月   民婦   3年6か月   日動車修理   3年6か月   日本6か日   日本			-		_						
No.16   女   27			-				-				
No.17 男 25 農業、工事現場作業 \$100 6年9カ月 6 ストリートチルドレン 就学 2年10カ月 未婚 No.18 男 24 自動車修理 \$100 2年10カ月 12 孤児 160カ月 110 1760カ月 110 1760カ月 12 1760カ月 110 1760カ			-		_						
No.18				10-4-11-							
No.19   男   28   携帯電話販売店、農業   \$100   8年11カ月   10   貧困家庭   日のカ月   既婚   No.20   男   23   医師アシスタント   \$100   1年8カ月   12   貧困家庭   就学   3年6か月   既婚   No.21   男   19   自動車修理   \$100   1年7カ月   7   孤児   自動車修理   1年10カ月   未婚   No.22   女   27   事務   \$100   6年5カ月   10   ストリートチルドレン   調理   4年0カ月   未婚   No.23   男   24   自動車修理   \$90   2年5カ月   8   人身売買   自動車修理   3年3カ月   未婚   No.24   男   24   画家   \$87   6年5カ月   N/A   ストリートチルドレン   直動車修理   3年3カ月   未婚   No.26   女   22   美容師 (自営)   \$80   1年11カ月   5   人身売買   自動車後望   1年0カ月   氏婚   No.26   女   22   美容師 (自営)   \$80   2年1カ月   12   能弱な家庭   美容師   0年10カ月   氏婚   No.27   女   22   美容師 (自営)   \$80   0年8カ月   1   人身売買   美容師   0年10カ月   氏婚   No.29   男   26   バイク修理店 (自営)   \$60   5年0カ月   10   人身売買   自動車塗装   5年8カ月   未婚   No.30   男   21   自動車塗装   \$60   3年2カ月   3   性的被害   日動車塗装   5年8カ月   未婚   No.31   女   18   清掃   \$60   3年2カ月   3   性的被害   3年4カ月   未婚   No.33   男   22   調理   \$50   4年6カ月   7   人身売買   自動車修理   2年4カ月   氏婚   No.34   男   21   自動車修理   \$40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   2年4カ月   氏婚   No.35   男   21   自動車修理   \$50   4年6カ月   7   人身売買   自動車修理   2年4カ月   氏婚   No.36   男   23   ツアーガイド (自営)   \$40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   3年4カ月   未婚   No.36   男   23   ツアーガイド (自営)   \$40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   2年4カ月   未婚   No.36   男   23   ツアーガイド (自営)   \$40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   2年4カ月   未婚   No.36   男   24   自動車修理   \$40   1年8カ月   大学在学中   人身売買   家が   6年6カ月   未婚   No.36   男   24   自動車修理   \$40   1年8カ月   大学在学中   人身売買   家が   6年6カ月   未婚   No.36   男   24   自動車修理   \$40   1年8カ月   大学在学中   人身売買   家が   2年8カ月   未婚   No.37   女   19   NGO (アルバイト)   \$20   1年2カ月   8   大学在学中   人身売買   家が   2年8カ月   未婚   No.40   男   27   木材工芸品和月   大学在学中   人身売買   京が   1年9カ月   未婚   No.41   男   26   僧侶   No   0年10カ月   8   ストリートチルドレン   美容師   3年2カ月   未婚   No.44   女   20   高校3年生   No   1年1カ月   高校在学中   能弱な家庭   就学   1年5カ月   未婚   No.44   女   20   高校3年生   No   3年5カ月   7   人身売買   1年9カ月   大婦のより   1年9カ月			_								
No.20   男 23   医師アシスタント   \$100   1年8カ月   12   貧困家庭   就学   3年6か月   既婚   No.21   男 19   自動車修理   \$100   1年7カ月   7   孤児   自動車修理   1年10カ月   未婚   No.22   女 27   事務   \$100   6年5カ月   10   ストリートラルドレン   調理   4年0カ月   未婚   No.23   男 24   自動車修理   \$90   2年5カ月   8   人身売買   自動車修理   3年3カ月   未婚   No.24   男 24   画家   \$87   6年5カ月   N/A   ストリートラルドレン   自動車修理   3年3カ月   未婚   No.25   男 19   自動車修理   \$80   1年11カ月   5   人身売買   自動車修理   1年10カ月   未婚   No.26   女 22   美容師 (自営)   \$80   2年1カ月   12   旅弱な家庭   美容師 (0年5カ月   既婚   No.26   女 22   美容師 (自営)   \$80   2年1カ月   12   北京   3年4か月   未婚   No.29   男 26   バイク修理信 (自営)   \$60   5年0カ月   10   人身売買   3年4か月   未婚   No.30   男 21   自動車塗装   \$60   1年8カ月   8   人身売買   自動車塗装   5年8カ月   未婚   No.30   男 21   自動車塗装   \$60   3年2カ月   3   性的被害   指織物製作   2年4カ月								, u			
No.21											
No.22   女 27   事務   \$100   6年5カ月   10   ストリートチルドレン   調理   4年0カ月   未婚   No.24   男 24   自動車修理   \$90   2年5カ月   8   人身売買   自動車修理   3年3カ月   未婚   No.25   男 19   自動車修理   \$80   1年11カ月   5   人身売買   自動車塗装   1年7カ月   未婚   No.26   女 22   美容師 (自営)   \$80   2年1カ月   12   能弱な家庭   美容師   0年1カ月   氏房元   大身売買   大きな   大きな   大きな   大身売買   大きな   大きな   大身売買   大きな   大きな   大身売買   大きな   大身売買   大きな   大身売買   大きな   大身売買   大きな			_		_						
No.23   男 24   自動車修理   S90   2年5カ月   8   人身売買   自動車修理   3年3カ月   未婚   No.24   男 24   画家   S87   6年5カ月   N/A ストリートラルドレン   自動車塗装   1年7カ月   未婚   No.26   女 22   美容師 (自営)   S80   2年1カ月   12   脆弱な家庭   美容師 (自営)   S80   2年1カ月   12   脆弱な家庭   美容師 (自営)   S80   0年8カ月   1   人身売買   美容師 (0年10カ月   未婚   No.27   女 22   美容師 (自営)   S80   0年8カ月   1   人身売買   美容師 (0年10カ月   、			-				· ·				
No.24 男 24   画家											
No.25         男 19         自動車修理         \$80         1年11ヵ月         5         人身売買         自動車塗装         1年0カ月         未婚           No.26         女 22         美容師(自営)         \$80         2年1ヵ月         12         脆弱な家庭         美容師         0年5ヵ月         未婚           No.28         女 24         自営         \$74         5年8ヵ月         5         ストリートテルドレン         シン経製         3年4か月         氏り、ク身売買         美容師         0年1ヵ月         U         人身売買         大り・フレインの         4年6か月         大り・フレインの         大ヶ丘のカ月         大り・カードテルドレン         シン経製         3年4か月         未婚           No.30         男 26         バイク修理店(自営)         \$60         5年0ヵ月         8         人身売買         自動車を接り         3年4か月         未婚           No.30         男 21         自動車塗装         \$60         3年2ヵ月         3         性的被害         編織物製作         2年4カ月         未婚           No.31         女 18         清掃         \$60         3年2ヵ月         3         性的被害         編織物製作         2年4カ月         未婚           No.32         男 28         家具製作         \$50         7年3ヵ月         4         ストリートリートルトレン         バイク修理         3年4カ月         ストリートルトルレン         バイクト電         海線         2年4カ月         スト											
No.26         女         22         美容師(自営)         \$80         2年1ヵ月         12         脆弱な家庭         美容師         0年5ヵ月         未婚           No.27         女         22         美容師(自営)         \$80         0年8ヵ月         1         人身売買         美容師         0年10ヵ月         既婚           No.28         女         24         自営         \$74         5年8ヵ月         5         ストリートチルドレン         シン縫製         3年4か月         未婚           No.29         男         26         バイク修理店(自営)         \$60         5年0ヵ月         10         人身売買         ランピューター         4年6か月         未婚           No.30         男         21         自動車塗装         \$60         3年2ヵ月         3         性的被害         絹織物製作         2年4カ月         未婚           No.31         女         18         清掃         \$60         3年2ヵ月         3         性的被害         絹織物製作         2年4カ月         未婚           No.32         男         28         家具製作         \$50         4年6ヵ月         7         人身売買         自動車塗装         2年4カ月         既婚           No.34         男         21         自動車修理         \$40         1年8ヵ月         5         ストリーチルドルトレレレレルトルトルレレレルトルトルレレル         第2年0月         京接					* -						
No.27 女 22 美容師(自営) \$80 0年8カ月 1 人身売買 美容師 0年10カ月 既婚 No.28 女 24 自営 \$74 5年8カ月 5 ストリートチルドレン ミシン縫製 3年4か月 未婚 No.29 男 26 バイク修理店(自営) \$60 5年0カ月 10 人身売買 プラフィック 4年6か月 未婚 No.30 男 21 自動車塗装 \$60 1年8カ月 8 人身売買 自動車塗装 5年8カ月 未婚 No.31 女 18 清掃 \$60 3年2カ月 3 性的被害 絹織物製作 2年4カ月 未婚 No.32 男 28 家具製作 \$50 7年3カ月 4 ストリートチルドレン パイク修理 3年4カ月 馬奶の.33 男 22 調理 \$50 4年6カ月 7 人身売買 自動車修理 2年4カ月 既婚 No.34 男 21 自動車修理 \$40 1年8カ月 6 人身売買 音動車修理 2年4カ月 未婚 No.35 男 19 自動車修理 \$40 1年8カ月 5 ストリートチルドレン 自動車修理 1年4カ月 未婚 No.36 男 23 ツアーガイド(自営) \$40 1年8カ月 5 ストリートチルドレン 自動車修理 1年4カ月 未婚 No.37 女 19 NGO(アルバイト) \$25 1年2カ月 9 人身売買 家シン縫製 0年7か月 未婚 No.39 男 24 自動車塗装 \$20 4年8カ月 7 孤児 自動車塗装 3年5カ月 既婚 No.39 男 22 画家 (見習い中) \$20 1年2カ月 N/A 刑務所出所 画家 1年9カ月 無婚 No.40 男 27 木材工芸品輸入 売り上げの50% 6年5カ月 8 貧困家庭 木工細工 4年3カ月 未婚 No.41 男 21 学生 No 0年6カ月 大学在学中 人身売買 就学 2年8カ月 未婚 No.42 男 26 僧侶 No 6年8カ月 5 人身売買 末工細工 2年11カ月 未婚 No.43 男 18 無職 No 0年10カ月 9 孤児 印刷 0年8カ月 未婚 No.44 女 20 高校3年生 No 1年1カ月 高校在学中 L9売買 末工細工 2年11カ月 未婚 No.45 男 18 無職 No 0年10カ月 9 孤児 印刷 0年8カ月 未婚 No.45 女 24 無職 No 3年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年2カ月 既婚 No.46 女 24 無職 No 3年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 1年1カ月 高校在学中 航弱な家庭 1年5カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 性的被害 就学 3年0カ月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 1年1カ月 日前車塗装 2年6か月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 1年1カ月 日前車塗装 2年6か月 既婚 No.47 男 20 自動車修理 N/A 2年5カ月 N/A 1年1カ月 日前車を装 2年6か月 日前車を装 2年6か月 日前車を装 2年6か月 日前車を発 2年6か月 日前車を発 3年0月 日前車を発 2年6か月 日前車を発 2年6か月 日前車を発 2年6か月 日前車を発 2年6か月 日前車を発 2年8カ月 日前車を					_						
No.28         女         24         自営         \$74         5年8カ月         5         ストリートチルドレン ストラニス・ター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フレビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロビューター フロジョロを装 の名3 年8カ月         ストリートチルドレン ストリートチルドレン コロ動車修理         未婚 ストリートチルドレン コロ動車修理         大学名学中 日動車修理         フロ動車修理 コロ動車修理         2年4カ月 コロ動車修理         未婚 コロー コロットの33         大学在学中 日動車修理         大学在学中 日動車修理         日動車修理 コロー コロットの34         フロー コロットの34         大学在学中 コロットの34         人身売買 コロットの34         大学在学中 コロットの34         人身売買 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学在学中 コロットの34         人身売買 コロットの34         フロー コロットの34         大学在学中 コロットの34         人身売買 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学在学中 コロットの34         人身売買 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34         大学の34 コロットの34 コロットの34         大学の34 コロットの34 コロットの34         大学の34 コロットの34 コロットの34         大畑 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの34 コロットの4 コ											
No.29   男   26											
No.30 男 21   自動車塗装   S60   1年8カ月   8   人身売買   自動車塗装   5年8カ月   未婚   No.31 女 18   清掃   S60   3年2カ月   3   性的被害   組織物製作   2年4カ月   民婚   No.32 男 28   家具製作   S50   7年3カ月   4   ストリートチルドレン   バイク修理   3年4カ月   民婚   No.33   男 22   調理   S50   4年6カ月   7   人身売買   自動車修理   2年4カ月   民婚   No.34   男 21   自動車修理   S40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   自動車修理   1年4カ月   未婚   No.35   男 19   自動車修理   S40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   自動車修理   1年4カ月   未婚   No.36   男 23   ツアーガイド (自営)   S40   1年8カ月   大学在学中   人身売買   就学   6年6か月   未婚   No.37   女 19   NGO (アルバイト)   S25   1年2カ月   9   人身売買   ミシン縫製   0年7か月   未婚   No.38   男 24   自動車塗装   S20   4年8カ月   7   孤児   自動車塗装   3年5カ月   民婚   No.39   男 22   画家(見習い中)   S20   1年2カ月   N/A   刑務所出所   画家   1年9ヵ月   未婚   No.40   男   27   木材工芸品輸入   売り上げの50%   6年5カ月   8   貧困家庭   木工細工   4年3カ月   未婚   No.41   男   21   学生   No   0年6ヵ月   大学在学中   人身売買   ホエ細工   2年11カ月   未婚   No.42   男   26   僧侶   No   6年8ヵ月   5   人身売買   ホエ細工   2年11カ月   未婚   No.43   男   18   無職   No   0年10ヵ月   9   孤児   印刷   0年8ヵ月   未婚   No.44   女   20   高校3年生   No   0年10ヵ月   8   ストリートチルドレン   美容飾   3年2カ月   未婚   No.45   女   24   無職   No   0年10ヵ月   8   ストリートチルドレン   美容飾   3年2カ月   未婚   No.45   女   24   無職   No   0年10ヵ月   8   ストリートチルドレン   美容飾   3年2カ月   民婚   No.46   女   24   無職   No   3年5カ月   N/A   性的被害   就学   3年0カ月   民婚   No.46   女   24   無職   No   3年5カ月   N/A   性的被害   就学   3年0カ月   民婚   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婚   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婚   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婦   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婚   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婦   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婦   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   民婦   No.47   男   20   自動車修理   N/A   2年5ヵ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   日本   14年0カ月   1											
No.31         女         18         清掃         \$60         3年2ヵ月         3         性的被害         絹織物製作         2年4ヵ月         未婚           No.32         男         28         家具製作         \$50         7年3ヵ月         4         ストリートテルドレン         バイク修理         3年4カ月         既婚           No.33         男         22         調理         \$50         4年6ヵ月         7         人身売買         自動車修理         2年4ヵ月         既婚           No.35         男         19         自動車修理         \$40         1年8ヵ月         5         ストリートテルドレン         自動車修理         2年4ヵ月         未婚           No.36         男         19         自動車修理         \$40         1年8ヵ月         大学在学中         人身売買         前事修理         1年4ヵ月         未婚           No.37         女         19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2ヵ月         9         人身売買         京シン経製         0年7か月 未婚         未婚           No.38         男         24         自動車塗装         \$20         4年8ヵ月         7         孤児         自動車塗装         3年5カ月         既婚           No.40         男         27         木材工芸品輸入         売り上げの50%         6年5ヵ月         8         貧困家庭         木工細工         4年3ヵ月 <td< td=""><td></td><td></td><td>-</td><td></td><td>·</td><td></td><td></td><td></td><td>グラフィック</td><td></td><td></td></td<>			-		·				グラフィック		
No.32         男 28         家具製作         \$50         7年3カ月         4         ストリートチルドレン バイク修理         3年4カ月         既婚           No.33         男 22         調理         \$50         4年6カ月         7         人身売買         自動車修理         2年4カ月         既婚           No.34         男 21         自動車清掃         \$50         4年1カ月         6         人身売買         溶接         2年0カ月         未婚           No.35         男 19         自動車修理         \$40         1年8カ月         5         ストリートチルドレン         自動車修理         1年4カ月         未婚           No.36         男 23         ツアーガイド(自営)         \$40         1年8カ月         大学在学中         人身売買         就学         6年6か月         未婚           No.37         女 19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2カ月         9         人身売買         シン経製         0年7か月         未婚           No.38         男 24         自動車塗装         \$20         4年8カ月         7         孤児         自動車塗装         3年5カ月         既婚           No.39         男 22         画家(見習い中)         \$20         1年2カ月         N/A         刑務所出所         画家         1年9カ月         未婚           No.40         男 27         木材工芸品輸入         売り上げの50%         6年5カ月 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>											
No.33         男 22         調理         \$50         4年6ヵ月         7         人身売買 溶接         自動車修理         2年4ヵ月         既婚 No.34         男 21         自動車清掃         \$50         4年1ヵ月         6         人身売買 溶接         2年0ヵ月         未婚 No.35         男 19         自動車修理         \$40         1年8ヵ月         5         ストリートチルドレン 高報         自動車修理         1年4ヵ月         未婚 No.36         男 23         ツアーガイド(自営)         \$40         1年8ヵ月         大学在学中         人身売買 就学         6年6ヵ月         未婚 No.37         女 19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2ヵ月         9         人身売買 ミシン縫製 の年7ヵ月         未婚 No.38         男 24         自動車塗装         320         4年8ヵ月         ア 孤児         自動車塗装         3年5ヵ月         既婚 No.39         男 22         画家 1年9ヵ月         未婚 No.40         用務所出所         画家 1年9ヵ月         未婚 No.40         月 大学在学中         人身売買 京立 2年8ヵ月         未婚 No.40         日本3ヵ月         大学在学中         人身売買 就学 2年8ヵ月         未婚 No.40         日本3ヵ月         大学在学中         人身売買 就学 2年8ヵ月         未婚 No.41         日本3ヵ月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3ヵ月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3ヵ月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         日本3月         <											
No.34   男 21   自動車清掃   \$50   4年1カ月   6   人身売買   溶接   2年0カ月   未婚   No.35   男 19   自動車修理   \$40   1年8カ月   5   ストリートチルドレン   自動車修理   1年4カ月   未婚   No.36   男 23   ツアーガイド (自営)   \$40   1年8カ月   大学在学中   人身売買   就学   6年6か月   未婚   No.37   女 19   NGO (アルバイト)   \$25   1年2カ月   9   人身売買   ミシン縫製   0年7か月   未婚   No.38   男 24   自動車塗装   \$20   4年8カ月   7   孤児   自動車塗装   3年5カ月   既婚   No.39   男 22   画家(見習い中)   \$20   1年2カ月   N/A   刑務所出所   画家   1年9カ月   未婚   No.40   男 27   木材工芸品輸入   売り上げの50%   6年5カ月   8   貧困家庭   木工細工   4年3カ月   未婚   No.41   男 21   学生   No   0年6カ月   大学在学中   人身売買   木工細工   4年3カ月   未婚   No.42   男 26   僧侶   No   6年8カ月   5   人身売買   木工細工   2年11カ月   未婚   No.43   男 18   無職   No   0年10カ月   9   孤児   印刷   0年8カ月   未婚   No.44   女 20   高校3年生   No   1年1カ月   高校在学中   脆弱な家庭   就学   1年5カ月   既婚   No.45   女 24   無職   No   5年10カ月   8   ストリートチルドレン   美容師   3年2カ月   未婚   No.46   女 24   無職   No   3年5カ月   N/A   性的被害   就学   3年0カ月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車塗装   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車   2年6か月   既婚   No.47   男 20   自動車修理   N/A   2年5カ月   7   人身売買   自動車を											
No.35         男 19         自動車修理         \$40         1年8カ月         5         ストリートチルドレン 入身売買         自動車修理         1年4カ月         未婚           No.36         男 23         ツアーガイド (自営)         \$40         1年8カ月         大学在学中         人身売買         就学         6年6か月         未婚           No.37         女 19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2カ月         9         人身売買         ミシン縫製         0年7か月         未婚           No.38         男 24         自動車塗装         \$20         4年8カ月         7         孤児         自動車塗装         3年5カ月         既婚           No.39         男 22         画家 (見習い中)         \$20         1年2カ月         N/A         刑務所出所         画家         1年9カ月         未婚           No.40         男 27         木材工芸品輸入         売り上げの50%         6年5カ月         8         貧困家庭         木工細工         4年3カ月         未婚           No.41         男 21         学生         No         0年6カ月         大学在学中         人身売買         就学         2年8カ月         未婚           No.43         男 18         無職         No         0年1カ月         9         孤児         印刷         0年8カ月         未婚           No.44         女 20         高校3年生         No         1年1カ月 <td></td>											
No.36         男 23         ツアーガイド (自営)         \$40         1年8カ月         大学在学中         人身売買         就学         6年6か月         未婚           No.37         女 19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2カ月         9         人身売買         ミシン縫製         0年7か月         未婚           No.38         男 24         自動車塗装         \$20         4年8カ月         7         孤児         自動車塗装         3年5カ月         既婚           No.39         男 22         画家(見習い中)         \$20         1年2カ月         N/A         刑務所出所         画家         1年9カ月         未婚           No.40         男 27         木材工芸品輸入         売り上げの50%         6年5カ月         8         貧困家庭         木工細工         4年3カ月         未婚           No.41         男 21         学生         No         0年6カ月         大学在学中         人身売買         就学         2年8ヵ月         未婚           No.42         男 26         僧侶         No         6年8ヵ月         5         人身売買         木工細工         2年11カ月         未婚           No.44         女 20         高校3年生         No         1年1カ月         高校在学中         脆弱な家庭         就学         1年5カ月         大9・カードルドレン         美容師         3年2カ月         大9・カードルドレン         美容師         3年2カ月 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>											
No.37         女         19         NGO (アルバイト)         \$25         1年2ヵ月         9         人身売買         ミシン縫製         0年7か月         未婚           No.38         男         24         自動車塗装         \$20         4年8ヵ月         7         孤児         自動車塗装         3年5カ月         既婚           No.39         男         22         画家(見習い中)         \$20         1年2ヵ月         N/A         刑務所出所         画家         1年9ヵ月         未婚           No.40         男         27         木材工芸品輸入         売り上げの50%         6年5ヵ月         8         貧困家庭         木工細工         4年3カ月         未婚           No.41         男         21         学生         No         0年6ヵ月         大学在学中         人身売買         就学         2年8ヵ月         未婚           No.42         男         26         僧侶         No         6年8ヵ月         5         人身売買         木工細工         2年11カ月         未婚           No.43         男         18         無職         No         0年10カ月         9         孤児         印刷         0年8カ月         未婚           No.44         女         20         高校3年生         No         1年1カ月         8         ストリーチルドレン         美容師         3年2カ月         未婚											
No.38     男 24     自動車塗装     \$20     4年8カ月     7     孤児     自動車塗装     3年5カ月     既婚       No.39     男 22     画家(見習い中)     \$20     1年2カ月     N/A     刑務所出所     画家     1年9カ月     未婚       No.40     男 27     木材工芸品輸入     売り上げの50%     6年5カ月     8     貧困家庭     木工細工     4年3カ月     未婚       No.41     男 21     学生     No     0年6カ月     大学在学中     人身売買     就学     2年8カ月     未婚       No.42     男 26     僧侶     No     6年8カ月     5     人身売買     木工細工     2年11カ月     未婚       No.43     男 18     無職     No     0年10カ月     9     孤児     印刷     0年8カ月     未婚       No.44     女 20     高校3年生     No     1年1カ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5カ月     既婚       No.45     女 24     無職     No     5年10カ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2カ月     未婚       No.46     女 24     無職     No     3年5カ月     N/A     性的被害     就学     3年0カ月     既婚       No.47     男 20     自動車修理     N/A     2年5カ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚			_								
No.39     男     22     画家(見習し中)     \$20     1年2ヵ月     N/A     刑務所出所     画家     1年9ヵ月     未婚       No.40     男     27     木材工芸品輸入     売り上げの50%     6年5ヵ月     8     貧困家庭     木工細工     4年3カ月     未婚       No.41     男     21     学生     No     0年6ヵ月     大学在学中     人身売買     就学     2年8ヵ月     未婚       No.42     男     26     僧侶     No     6年8ヵ月     5     人身売買     木工細工     2年11ヵ月     未婚       No.43     男     18     無職     No     0年10ヵ月     9     畑児     印刷     0年8ヵ月     未婚       No.44     女     20     高校3年生     No     1年1ヵ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5ヵ月     既婚       No.45     女     24     無職     No     5年10ヵ月     8     ストリートテルドレン     美容師     3年2ヵ月     未婚       No.46     女     24     無職     No     3年5ヵ月     N/A     性的被害     就学     3年0ヵ月     既婚       No.47     男     20     自動車修理     N/A     2年5ヵ月     7     人身売買     自動車後     2年6か月     既婚			-		·						未婚
No.40     男     27     木材工芸品輸入     売り上げの50%     6年5ヵ月     8     貧困家庭     木工細工     4年3カ月     未婚       No.41     男     21     学生     No     0年6ヵ月     大学在学中     人身売買     就学     2年8ヵ月     未婚       No.42     男     26     僧侶     No     6年8ヵ月     5     人身売買     木工細工     2年11ヵ月     未婚       No.43     男     18     無職     No     0年10ヵ月     9     孤児     印刷     0年8ヵ月     未婚       No.44     女     20     高校3年生     No     1年1ヵ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5ヵ月     既婚       No.45     女     24     無職     No     5年10ヵ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2ヵ月     未婚       No.46     女     24     無職     No     3年5ヵ月     N/A     性的被害     就学     3年0ヵ月     既婚       No.47     男     20     自動車修理     N/A     2年5ヵ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚											既婚
No.41         男         21         学生         No         0年6ヵ月         大学在学中         人身売買         就学         2年8ヵ月         未婚           No.42         男         26         僧侶         No         6年8ヵ月         5         人身売買         木工細工         2年11ヵ月         未婚           No.43         男         18         無職         No         0年10ヵ月         9         孤児         印刷         0年8ヵ月         未婚           No.44         女         20         高校3年生         No         1年1ヵ月         高校3年学中         施弱な家庭         就学         1年5ヵ月         馬婚           No.45         女         24         無職         No         5年10ヵ月         8         ストリートチルドレン         美容師         3年2ヵ月         未婚           No.46         女         24         無職         No         3年5ヵ月         N/A         性的被害         就学         3年0ヵ月         既婚           No.47         男         20         自動車修理         N/A         2年5ヵ月         7         人身売買         自動車塗装         2年6か月         既婚							,	刑務所出所	画家		未婚
No.42     男 26     僧侶     No     6年8カ月     5     人身売買     木工細工     2年11カ月     未婚       No.43     男 18     無職     No     0年10カ月     9     孤児     印刷     0年8カ月     未婚       No.44     女 20     高校3年生     No     1年1カ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5カ月     既婚       No.45     女 24     無職     No     5年10カ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2カ月     未婚       No.46     女 24     無職     No     3年5カ月     N/A     性的被害     就学     3年0カ月     既婚       No.47     男 20     自動車修理     N/A     2年5カ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚	No.40				売り上げの50%	6年5ヵ月		貧困家庭		4年3カ月	未婚
No.43     男     18     無職     No     0年10ヵ月     9     孤児     印刷     0年8カ月     未婚       No.44     女     20     高校3年生     No     1年1ヵ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5カ月     既婚       No.45     女     24     無職     No     5年10ヵ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2カ月     未婚       No.46     女     24     無職     No     3年5ヵ月     N/A     性的被害     就学     3年0カ月     既婚       No.47     男     20     自動車修理     N/A     2年5ヵ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚											未婚
No.44     女     20     高校3年生     No     1年1ヵ月     高校在学中     脆弱な家庭     就学     1年5ヵ月     既婚       No.45     女     24     無職     No     5年10ヵ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2ヵ月     未婚       No.46     女     24     無職     No     3年5ヵ月     N/A     性的被害     就学     3年0ヵ月     既婚       No.47     男     20     自動車修理     N/A     2年5ヵ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚	No.42		26	僧侶	No				木工細工	2年11カ月	未婚
No.45     女     24     無職     No     5年10カ月     8     ストリートチルドレン     美容師     3年2カ月     未婚       No.46     女     24     無職     No     3年5カ月     N/A     性的被害     就学     3年0カ月     既婚       No.47     男     20     自動車修理     N/A     2年5カ月     7     人身売買     自動車塗装     2年6か月     既婚	No.43	男	18		No			孤児	印刷	0年8カ月	未婚
No.46         女         24         無職         No         3年5ヵ月         N/A         性的被害         就学         3年0ヵ月         既婚           No.47         男         20         自動車修理         N/A         2年5ヵ月         7         人身売買         自動車塗装         2年6か月         既婚			20	高校3年生		1年1ヵ月	高校在学中	脆弱な家庭	就学		既婚
No.47         男         20         自動車修理         N/A         2年5ヵ月         7         人身売買         自動車塗装         2年6か月         既婚					No				美容師		未婚
	No.46		24	無職		3年5ヵ月		性的被害	就学	3年0カ月	既婚
No.48 男 25 ホテル勤務 N/A 1年8ヵ月 12 ストリートテルドレン 就学 8年0カ月 既婚	No.47	男	20	自動車修理	N/A	2年5ヵ月		人身売買	自動車塗装	2年6か月	既婚
	No.48	男	25	ホテル勤務	N/A	1年8ヵ月	12	ストリートチルドレン	就学	8年0カ月	既婚

筆者作成

注)給与制でない場合、前月の収入額となっている。また現地通貨(カンボジア・リエル)で支給される場合は、1USD=4000 リエルで換算した。

### 5.4.2 調査結果

# ①「親密な関係性を求める努力」~家族との関係性

まず、Van Breda のプロセスから「親密な関係性を求める努力」を視点として分析を行う。 本論文ではこれまでにカンボジアにおける家族の持つ意味の重要さが浮き彫りになってき ており、ここでは退所者の家族との関係について見ていく。

第3章4節で示したように、カンボジアは歴史的に核家族であり、キンシップ及び親し

い友人との強固な関係性が信頼関係の中で重要な位置を占めている (Grahn 2006)。稲田が行ったカンボジアの農村における社会関係資本の調査でも、家族や親族への信頼度、依存度が高いことが明らかとなっており(稲田 2013)、カンボジアは家族間の絆が強い社会であると捉えることができる。なお本論文では、「家族」とは両親及びきょうだいを指し、それ以外の親戚関係を「親戚」とする。

インタビュー結果では、家族と一緒に住んでいる人は48名中4名のみであった。しかし、 家族と会う頻度を訪ねた際、回答した17名のうち家族のいない退所者2名を除く回答者全 員が「家族と定期的に会っている」と回答した。このことから、家族の問題により施設入居 となっても、退所後も家族とかかわりを持ち続けていることが分かる。

次に現在の悩みを尋ねたところ、大別すると「家族」「親戚」「金銭」「仕事」に分類でき、その中でも家族に関する悩みが多岐に渡っていることが観察された(表 16 参照)。更に、日常的に問題や悩みがあったときどのように対処するかとの問いには、「家族に相談する」と回答した人が最も多く、「自分で解決する、友人に話す、我慢する、同僚・上司に相談する、施設職員に相談する」と続いた(複数回答あり)。問題がある際に家族に相談するとの回答が最も多いことから、やはり退所後には家族とそれなりに良好な関係を築いていたことが把握できた。

表 16 A 施設退所者が現在抱える悩みの内容

	父親が酒を飲み賭博をする
家族	きょうだいが毎日酒を飲み迷惑をかける
<b>乳</b> 炔	家族との今後の人生に希望がもてない
	母親の手の病気
如品	夫の家族との同居が快適ではない
親戚	親戚の手伝いをすることが嫌
	生活費の捻出が難しい
44.0	勉強を続けるお金がない
金銭	ビジネスを拡大するお金がない
	結婚資金がない
71.亩	タイに行かないと良い仕事に就けない
仕事	定職がない

筆者作成

ここで入居者と家族との関係に対する A 施設の取り組みを見てみる。 A 施設は 4 月のクメール正月及び 9~10 月のプチュン・ベン(日本のお盆に相当)の年に 2 回帰省費用を負担し、家族と交流を保つ機会を設けている。他に家族や親戚がいない場合や諸事情から家族が不在、あるいは家族のもとに帰ることが適切でない入居者を除き、ほぼ全員が帰省し家族と

の交流を持っている。また基本的に入居者は携帯電話の所持が認められていないが、用がある際や家族が恋しくなった際にはオフィスから電話をすることが認められており、様々な機会を通じて家族とのつながりを持ち続けるように支援している。

上記に加えて、A施設は入居者の家族が抱える悩みや問題の解決の支援も行っている。ここで入居者 K (表 15 の No.9) のケースを取り上げる。K は幼い時に父親を亡くしており、それ以降母親は市場で魚を売って生計を立てていたが、他にきょうだいが 6 人いたこともあり貧しい生活を送っていた。母親が再婚した後、K は継父の家庭内暴力を受けるようになり A 施設に入居した。ある時継父が HIV に感染し、そして母親も HIV 陽性となった。その後 A 施設の職員はプノンペンにいる母親のもとを訪れ、貧しさから治療を受けることをためっている母親自身の悩みを受け止め、後日 HIV 患者を支援する NGO を紹介したり、HIV に関する適切な情報を伝えたりする等の支援を継続した。母親が HIV 陽性と知ってから一時期 K は学校を休みがちになり、また他の入居者と些細なことでけんかをする等生活全般で投げやりな態度が見られたが、状況が整理されるにつれ落ち着きを取り戻していった。

Kの事例から、A施設は入居者の問題のみならず家族が抱える問題に対する支援を行っており、それが入居者の気持ちの安定につながっていることが観察された。長期的にみると家族は入居者が退所後に戻るべき場所となるため、家族に対する支援は退所後生活を考える上でも重要である。

これまで見てきたように、退所者は家族とそれなりに良好な関係性を保ち、そして施設も 家族への支援や帰省費用の負担を通じて入居者と家族をつないではいたが、うまくいかな いケースも存在する。例として、施設入居中に突然不明となったDを取り上げる。Dは、工 事現場で働く両親と共に、幼いころから何度もタイに渡り一緒に働いていた。カンボジアで は学校に通っていたこともあるが、乾季になるとタイに渡る生活を繰り返していた。そして 不法滞在でタイで捕まり、15歳の時にA施設入居となった。Dは学校に行きたいと言う思 いが強く、A施設では就学支援を選択し学校に通った。A施設で生活を始めて 8 か月ほど 経った時、両親が突然、Dを引き取りたいとA施設にやって来た。施設職員も休みの日曜日 であったが、たまたま居合わせた職員が対応して詳しく話を聞いたところ、Dに一緒にタイ に来て働いてもらわないと生活が成り立たないとのことであった。現在Dは学校生活を楽 しんでおり本人も学校に通いたいという意思があること、今はタイで働くのではなく、学校 で学ぶことも将来につながるのではないかと両親に話したが、両親はDには今すぐにタイ で働いてもらうことが必要だと繰り返すばかりであった。強い口調で職員に言い寄る両親 に対して、Dは自分の意思を主張することなく、両親の言うことは受け入れざるを得ないと いう表情であった。とりあえずその日はDの両親を説得し、帰ってもらった。Dに話を聞い ても、再びタイで働くと言う以前の生活には戻りたくないと言い、このままA施設に残り学 校に通いたいとの意志を持っていた。実はDの両親が来てDを連れて帰ろうとするの初め てではなく、以前も同じことが起きていた。次の日改めて職員全員で話をして、Dの希望に 沿い、再びDの両親が来た場合はDの意思を尊重して納得してもらうことを繰り返すしか ないとの結論に至った。しかし数日後、Dの両親は学校に来てDを連れて帰ってしまい、それ以降A施設に戻ることはなかった。そして、その後連絡が取れなくなってしまった。

DはA施設に留まり学校に通いたいという意志を有していたが、Dの両親は目の前の生活を成り立たせることを優先させ連れて帰ってしまった。施設はあくまでも家庭に代わって養育する場との位置付けであり、両親の同意がなければ施設入居措置とはならず、両親の意志が優先される。Dはタイで働かされることが続いていても、決して両親のことを悪く言うことが無かったと職員は語る。両親の言うことは絶対的であるが、自分では学校に通いたいと言う思いも強く、どのようにすればよいのか深く悩んでいた。

A 施設は入居者の生家の住所は控えてはいるが、定期的にタイに渡り労働する環境下では頻繁に住まいを変えており、一度連絡が途絶えるとその後の所在地を把握できないことが多い。本ケースでは、突然両親がDを連れて帰りその後連絡がつかなくなったため、最終的にDがどうなったのかは明らかではない。しかし、かつて何度もタイに渡り労働していたこと、施設入居中でも両親が何度も連れ戻そうとしたこと等から、D は再びタイに渡り労働している可能性が高い。

もし両親が突然Dを連れ去ったとしても、D が施設との関係性を持ち続けることができたとしたら、より深刻な状況がもたらされた時に施設が何らかの支援を行うことが可能であった。D が再びタイに渡っていたとしたら、再度タイで捕まりカンボジアに帰還する可能性もある。本当に困難な状況下になったときにこそ、支援を差し伸べることができるのが施設の在り方として求められる。様々な事情により、施設が退所者とつながりを持ち続けることができない点に施設の限界がある。

以上から、退所者は家庭内の問題により施設入居に至っていても、退所後も家族と連絡を取り続けるなど緊密な関係性を求めており、施設も訪問の機会の提供や家族の問題の解決の手伝い等、入居者が家族と関係を持ち続けるための支援を行っていた。入居者自身が家族との親密な関係性を求める意思を有しており、それに対して施設は入居者と家族をつなぐような支援を適切に行うことが重要である。その一方、Dのケースのように、施設と退所者とのかかわりが突然切れてしまうことにより、状況が悪化した際に必要な支援が行き渡りにくい状況となることも考えられ、退所後に施設とのつながりが途切れないような方策が求められる。

# ②目標達成のためのネットワーク構築 ~人とのつながり

次いで、Van Breda のプロセスである「目標達成のためのネットワーク構築」として、退所者が築いた人とのつながりから退所者の状況を明らかとする。G は人身売買の被害にあい、タイで働いていたところ保護されA 施設入居となった。高校卒業までA 施設で過ごし、その後大学進学支援を受けプノンペンの大学で学んでいた。しかし都会の生活になじめず、大学 3 年への進級時に休学した。将来の道を模索していた時にたまたまバッタンバンに遊びに行ったところ、同時期に入居していた S が通訳の仕事を紹介してくれた。S はA 施設か

ら絵画の職業訓練を受けて画家となり、バッタンバンにあるアトリエで創作活動を行っている。Sが勤務するアトリエは海外からの観光客が多く訪れるスポットとなっている。Gはタイで数年働いていたためにタイ語が流暢であり、また英会話を独学で学び語学が得意であった。Gは自分の特技である英会話を生かして働く中で英会話教師になるという自分の夢を再確認し、再び学校に戻るという目標を見つけることができた。2015年にGを訪問した際は通訳アルバイトであったが、2018年にはアトリエのマネジャーとなり責任ある立場に就いていた。平日はアトリエで勤務し、週末は大学に通い卒業を目指している。

Gの事例から、施設で友人とのつながりが形成され、その関係をもとに仕事が紹介され、 退学を思いとどまり、更に将来の目標が定まる等の広がりが生まれていることが読み取れ る。Gのケース以外にも、前述の自動車修理の職に就いているBも同様に職に困っている友 人に仕事を紹介する等、同様の事例が多数把握された。

また 2019 年に追跡調査を行ったところ、現在の仕事を得た方法が「友人、知り合いから聞いた」と答えたケースがいくつかあった(有効回答 21 人中 7 人 )。詳しく話を聞くと、仕事を探していると何気なく友人に伝えたら、ちょうど人を探している人がいると紹介してくれた(レストラン勤務)、職業技術学校を卒業したと知った人が技術を持った人を探していると連絡をくれた(携帯電話修理)等、仕事を紹介して欲しいと改まって話をしたわけでもない状態で仕事を紹介してもらい、そしてそのままその仕事に就いていた。上記 G も、仕事を探しにバッタンバンに行ったわけではなく、たまたま遊びに行った際に紹介されていた。

これらのケースから、明確な目標を定めてその達成の為に改めてネットワークを構築するという戦略的な活動ではなく、広く「自立=就職」という目標に向かい自身が有する資源を活用して目標達成にたどり着いていたことが観察された。そこでは、「たまたま」仕事を紹介される等、明確に目標を意識しない状態で自身が構築したネットワークを活用していた。上記では施設のネットワークがポジティブに働いた例のみを紹介したが、マイナスに働くとも考えられる。例えば、施設入居中に知り合った仲間に誘われて、再びドラッグに手を出す等のケースが考えられる。仲間間感化(peer contagion)や逸脱訓練(deviancy training)との概念で表されるが、反社会的な若者同士が一緒に過ごすことで、互いに反社会的行動が強化される(Rutter et al = 2018:330)。 A施設のケースではこのような大きな事例は見つからなかったが、施設入居中の人間関係が何かしらマイナスに働くことも十分考えられる。例えば、集団生活であるがゆえに人間関係のトラブルは日常茶飯事であり、そこから窮屈な思いをした人も当然いるであろう。この点は施設の持つ問題点であると言え、その点も含めたケアの提供が職員には求められる。

なお、Van Breda は Granvetter(1983)を引用して「弱い関係性」の重要性をあげていたが、上記 G や B のように施設入居を通じてできた友人のネットワークは「弱い関係性」ではなく、むしろ「強い関係性」に分類できる。関係性の強弱を測定することは難しいため、本論文では関係性の強弱ではなく、「ネットワークを構築するという動作」に焦点を当ては

めることが適当であると捉える。

### ③状況を踏まえた反応 ~入居中と退所後の生活の相違から

つづいて、Van Bredaのプロセスの「状況を踏まえた反応」として、ここでは M のケースを事例としてあげる。加えて入居中と退所後の生活の相違点を起点として、A 施設での食事に関する観察から得た考察を加える。

「状況を踏まえた反応」を人はどのように身につけるのか、Van Breda(2015)の論文中には明確に示されていない。その為本論文では、「状況を踏まえた反応」を「周囲に応じた物事の判断基準を備えること」と捉え、人が判断基準を身につける過程を社会化(socialization)の概念に求めて考察する。社会化とは、「個人が自分の所属する社会の一員として必要な知識や社会的スキル、対人感情・態度などを獲得していく過程」(柏女ほか 2002:104)を指す。一般的に人は家族集団の中で成長し、社会の行動的規範や生活様式に従い、家族とのかかわりにより基本的な生活習慣を獲得し、情動的表現をコントロールし、社会的に承認された行為と禁止された行為の区別を行うことを学習する(ibid)。社会化の過程では、家族だけでなく、友人や教師、地域社会やマスメディア等の様々な存在が社会化の担い手として機能する。数多くある社会の担い手の中で、家庭は子どもが生活していく上で必要なことを学ぶ重要な場となっている。つまり、「状況を踏まえた反応」には社会的に望ましいとされる行為の認識・理解が前提となっており、社会化のプロセスにおいては、家庭における基本的生活習慣の獲得が基礎となっていると言える。

ここで、A施設の調理職員(Y:女性)に対して行った聞き取り調査(2015 年 11 月実施)から、A施設入居者の基本的生活習慣の獲得の様子を捉える。Yはインタビュー時のA施設での勤続年数が7年とA施設のことをよく知る職員であり、入居者からは「Ma」(クメール語で親しみを込めた母親の意)と呼ばれる母親的存在である。Yは「入居者は入居前に家庭で調理を見たり学んだりする機会が少ない」と感じている。Yから見ると「子どもが親を見て自然に学ぶであろうこと(例えば、食器を洗う、片付ける、ご飯の炊き方)を全く知らない子」もおり、中には「足を椅子に載せた姿勢で食事をしない」という食事の基本的な姿勢から教える必要がある入居者もいると言う。実際に入居者の家庭を訪れてみると、特に深刻な貧困状況にある入居者の家では、木材や廃材を組み合わせて寝る場所だけが確保されており、水や火を使うことができる炊事場やトイレがない家も見受けられた。そのような家庭では、生活の基本事項である料理が学べる環境ではないことは容易に想像がつく。加えてYは、A施設では他施設入居を経てきた入居者も多く、施設生活が長いと「食事が出てくるのが当たり前」と考えている者も少なくないと語る。このように施設入居が長期に及ぶことで受け身の姿勢が身に付いていても、退所後は誰かが食事の準備してくれるわけではなく、自分で調理を行う必要がある。

上記の問題に対処するために、少しでも家庭の環境に近づけること、及び退所後の生活に向けた準備の一環としてA施設では調理担当の手伝いを当番制で行っている。当番は男女

関係なく基本的に週に1日程度割り振られており、野菜を切ったり、炭で火をおこしたり、食器を洗う決まりになっている。当番ではないのに調理職員と一緒に野菜を切ったり、学校から帰ると炊事場に直行し手伝いをする光景がよく観察された。「母親が料理上手で手伝いを良くしていた」という子もいれば、「家で調理していた家族が誰もおらず新鮮」なために手伝いたいという両極端な意見が聞かれた。

また、手伝いをしながらその日学校であったことを調理職員に話したり、友人との間の諍いの愚痴を話す等、手伝いは職員とコミュニケーションを取る機会になっていた。母親の手伝いをしながら色々なことを話す、と言う家庭内で一般的に行われていることが施設内で調理職員を相手に行われており、入居者は職員とのコミュニケーションを楽しみにしている様子が観察された。

先述の通り、社会化の過程では基本的生活習慣の獲得が重要と言え、一般的に家庭内で身につけるものである。しかし、家族の問題により施設入居に至った者たちは、家庭内で基本的な事項を学ぶ機会が圧倒的に少ない。そのような状況下において、食事のマナーを教えたり、また当番を通じて食事の作り方を教えることを通じて、施設が退所後の社会で必要となる社会の基本的なルールを学ぶ機会を提供している。つまり、施設が家庭の代替としてこれらの基本的な行為を入居者に教えているのである。そして基本的な行為を身につけることにより、入居者が社会に適応できるようになり、状況に応じた判断ができる基礎となっている。

それでは、以下に具体的に M(男性)の事例を見ていく。M はシェムリアップ州の農村部出身である。父親を幼いころに無くし、母親が農業をしながら家計を支えていたが暮らしは厳しかった。5 年生まで学校で学んだがそれ以降は工事現場等で日雇いの仕事をして家計を支え、そして近所の人に誘われてタイで働いていたところを保護され、17歳の時に A 施設入居の措置となった。A 施設では職業訓練でミシン縫製を学んだ。洋服作りのスキルが身につき、そして母親のことが心配であったことから退所の決断をし、19歳で退所し自宅で洋服縫製の仕事を始めた。しかし、なかなか満足のいく収入を得ることができずにいた。

退所後 1 年程が過ぎた頃、再び近所の人にタイでの労働に誘われた。かつてタイで働いていた頃に得た収入が魅力的であったことを思い出し、「母親のことは心配であったが、どうしてもお金が欲しかった」ことから再びタイで働くことを決断した。斡旋業者に 100USDを支払い、タイのラヨーンでごみ収集の仕事に就いた。6 カ月勤務したところでタイの警察に再び捕まり、カンボジアに送還された。帰国後、とりあえず A 施設に行きたいと自宅があるシェムリアップ行きではなく、A 施設があるバッタンバン行きのバスに乗った。今後の生活をどうするべきか A 施設を訪れ施設長に相談したところ、しばらく施設で生活してはと提案され、入居と言う形ではないが滞在することにした。1 カ月程 A 施設で過ごす中で、「タイでごみ拾いの仕事の方が良い給与がもらえるが、それでは何も生み出さない。施設で学んだ洋服作りを続けたい」との考えに至り、やはりもう一度洋服作りを行おうと決めた。

M の事例を「周囲の状況を踏まえた反応」に当てはめて考えると、当初は退所後に思う

ような収入を得ることができずに悩んでいたところをタイでの勤務に誘われ、再びタイに渡る決断をした。斡旋業者に依頼してタイに渡ることは、一般的には本来選択すべきことではない。しかし、かつてタイでの労働により良い収入を得ることができた経験があることから、退所後の日々の生活に困る状況下では魅力な選択肢でありタイ行きを決断した。A施設退所時の段階で、タイでの労働を選ばないという選択ができることが本来は望ましいが、そこはやはり魅力的な選択肢に流れてしまうほど退所後の生活状況が厳しいのが現実であった。しかし、再度タイに渡りカンボジアに帰国した際は、様々な要素を考慮して最終的には地元に戻り、学んだスキルを活かせる仕事に就くことにした。タイでの労働によるコストとベネフィットを考えた結果での決断とも言え、最終的には状況を踏まえた反応を示していたのである。

加えて、再び不法滞在としてカンボジアに帰国した際、自宅ではなく施設長に相談しに行った点から、A施設が Mにとって頼れる場所、すなわち「居場所」としての位置付けであったと捉えることができる。Mは母親のことを常に心配しており、生家が Mにとっての「ホーム」、つまり「故郷や家族と住む家」(谷口 2011:137)である。しかし、困難に直面した際に頼れる場所として A施設が存在しており、また頼った際に施設職員も退所したからと突き放すのではなく、またしばらく暮らしてみることを提案して Mを受け入れた。その無条件で受け入れるという行為自体も、施設が「ホーム」としての機能を果たしていることの証である。つまり、A施設は Mにとり、問題が発生した時に戻ることができる「安心感」が与えられる場であった。

M は再びカンボジアに戻り、A 施設において職員や入居者と日々のコミュニケーションを取り、食事の手伝い等の日常生活を通じて自己を見つめ直した。この時間を通して、やはり自宅に戻り洋服製作を行うとの決断を行っており、最終的には社会的に望ましいとされる行為を認識、つまり状況を踏まえた反応を示していた。その判断が形成された背景には、A 施設が M にとっていつでも戻れる「居場所」として認識されていたこと、かつ A 施設での日々の生活を通して身につけた基本的な生活習慣が基礎となっていた。

#### ④退所者の経済状況

ここでは退所者の経済的な面に着目するため、退所者の給与額の把握を行った<sup>37</sup>。カンボジアの法定最低賃金が 2010 年では月額 61USD であったため、本論文では任意に月額 60USD 以下を低所得と定める。

表 15 は、調査対象者の職業及び給与額一覧である。給与額が低い者と高い者との差は大

<sup>37</sup> なお、現地通貨はカンボジア・リエルであるが、米ドルが一般に流通しており、2019 年現在 1 USD=4000 リエルに換算して至る所でリエル・米ドルのどちらでも利用可能である。本論文中は、カンボジア・リエルと米ドル双方の換算は 1 USD=4000 リエルとして計算する。

きい。また、低所得者が 11 名いる結果となった。低所得者の特徴は、見習い中(No.39)や起業したばかり(No.29、No.36)という理由もあるが、不安定な仕事についているケースもある(No.31、No.34)。また自動車修理、自動車塗装の職に就いていて低所得となっているケース(No.35、No.38)は、彼らの仕事は日雇い契約となっており働いた日に応じて給与が支払われていた。そのため実働数が少ないと給与額も少なくなっている。

一方の給与額が高い者の特徴は、就学を選択した者が多い点である。一番高額だった No.1 がMBAを取得しているのをはじめとして、大学卒業 (No.3)、あるいは在学中 (No.8) がいる。その一方、中学卒業までの教育しか受けていなくても、入居中の職業訓練で技術を学び、退所後にその技術を生かして働いているケース (No.4、No.5、No.7、No.12) も高額の給与を得ており、職業訓練で学んだスキルを活かして高い給与を得ることが可能なことを示している。

次に、施設からの就学支援及び職業訓練が退所後の給与額に与えた影響を見ていく。施設からの職業訓練はノンフォーマル教育であるため、ここでの「教育歴」とは、就学支援を受けた場合は「最終学校教育歴」を指し、職業訓練を受けた場合は「入居前までの最終学校教育歴に職業訓練の年数を加えたもの」とする。その結果、図 19 の通り今回の調査データからは教育歴と給与には中程度の相関があることが示された(Spearman の順位相関係数0.402 (n=38、 P値=0.0185))。つまり、A施設の就学/職業支援により「教育歴」が高まるほど、退所後に高い給与を得る傾向がある。

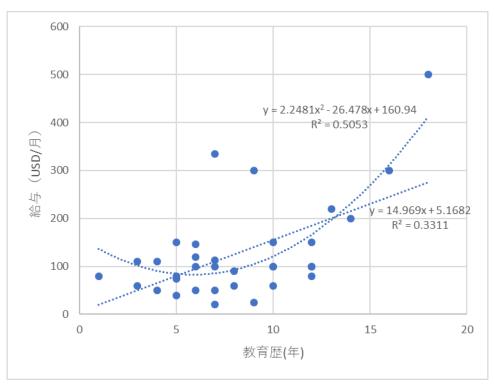


図 19 調査参加者の教育年数と給与額の相関図

筆者作成

加えて、同窓会から 4 年後の事例として B (表 15 の No.23)を取り上げる。2015 年 11 月 の追跡調査の際にインタビューを行った。B は 1987 年にタイとの国境の難民キャンプで生まれ、人身売買の被害にあい A 施設入居となった。小学校 5 年生までしか学校に通ったことがなく、A 施設では自動車整備の職業訓練を選択した。3 年後に訓練先で就職が決まり退所措置となり、退所後は就労先に居候しながら自動車整備のスキルを磨いた。A 施設が近隣住民に対して実施している職業訓練を受けていた女性と 2014 年に結婚し、知人の紹介により高い給与が見込まれたシェムリアップの工場に移った。将来の夢は、現在の工場での契約終了後に独立することである。現在勤務しているシェムリアップで人とのつながりができ、大勢の顧客が見込めるためこの近辺で店を構えたいと考えている。

Bは2011年の調査時の給与額は月額90USDであったが、2015年には月額600USDを得るまでになった。給与が上がった理由を、Bは「都市部に移ったことと、スキルを磨いた為」と説明している。結婚をして責任が出てきたのでもっとスキルを磨きたいという思いになり、更にスキルを磨くにつれもっと上、つまり独立を目指したいという希望もできた。そして希望を持つことで更にスキルアップを目指すようになったと語った。

2011年のインタビューは退所後2年5カ月の時に行われたが、追跡インタビュー時は退所後6年11カ月経っており、その間に結婚や引っ越し等で大きく環境が変化した。追跡調査を行ったBのケースから、教育歴は短くてもその後スキルを磨き、経年的に高い給与を得

る可能性があることが示された。

なお退所者の経済状況を見たときに、必ずしも施設からの支援が期待通りの結果とならないケースも存在する。例えば、施設入居中にバイク修理の職業訓練を行い、退所後に自宅でバイク修理店を開いたケースでは、開店後しばらくして店を閉じてしまった。その理由として、乾季には人手不足で農作業に駆り出されることが多かったことと、自宅は農村部のためそもそもバイクを有している人が周囲に少なかった為である。彼自身もバイクを所持しておらず、身につけたスキルを活かせる場がなかった。

このケースでは、入居時に彼の希望を聞くだけではなく、将来を見通して職業訓練スキルを選択する等の措置が必要であった。職業訓練の決定はマーケティングの知識、経験、見識やコネクション等を必要とするため、最小限の職員数で運営している施設にその全てを求めることは現実的に難しい。ここに施設の支援の限界がある。

# 第5節 考察:自立に対して施設が果した役割とは

本節では、これまでに得た結果からケア施設が果たした役割に関して考察を行う。

分析①では、脱出の各次元における当事者の心理的、物理的変化のプロセスを見いだした。 【入所】した当初は家庭が恋しい等の複雑な感情を呈していても、最終的には施設を好意的 に捉えており、それほど施設を否定的に捉えていなかったことは新たな発見であった。しか し、それは施設入居前の環境が凄惨であったことを意味している。施設入居により暴力から 逃れられると言うのは1つの典型的な例であり、その状況であれば施設入居を好意的に受 け止めることが理解できる。また施設入居により教育を受けることができるようになった との語りからは、ここでも教育が施設入居に対して PULL 要因になっていることの裏付け となった。

また【施設での生活】の次元においては、教育・知識の獲得や社会スキルの獲得、旅行などの新しい経験等を通じて入居者が自信を得ていく姿が捉えられた。施設入居により教育や知識等の直接的なスキルが与えられるのみならず、それらが派生して自信の創出、目標の獲得と広がりを見せており、直接的なスキル提供を契機として2次的、3次的な要素が与えられていた。

そして【脱出】の次元においては、新しい生活への期待が大きく施設退所を待ち望む姿勢が見られる一方、一部では退所への不安も見られた。そして退所後には A 施設を懐かしむ様子も観察され、退所後の厳しい環境においてどこか懐かしみを感じるような、退所者にとって A 施設が「心の拠り所」として機能していることが明らかとなった。

分析②においては、退所者が自立に向かう際の社会プロセスの把握を行った。カンボジアでは家族との強固な関係性が基盤にあることもあり、家族の問題により入居となっても、退所者はそれなりに家族と良好な関係を保つ傾向にある。その一方で、自身が抱える悩みとして家族の問題をあげる人も多く、家族とのつながりは保ちながらもその関係に悩むケース

も見受けられ、退所者にとって家族をめぐる問題は根深い様相である。しかし、退所者は親密な関係性を求める努力をしており、また施設も退所後の生活も見据えて家族との関係性を保つための支援を行っており、確固たる関係性を維持することは退所後の自立に向けて重要である。

加えて、入居前の生活環境では家庭での基本事項を学ぶ機会が少ないことが観察されたが、その背景には、入居前の生活環境では調理を行う機会がない程家庭が貧困状態にあることが示唆される。一方、退所後の生活の難しさを感じている退所者も多かったが、これはケア施設入居者に限らず親元を離れて生活を始める青少年の多くが抱く思いであろう。過去の問題が重層的に内在化している施設入居者は、一般の青少年よりも自立に際して克服しなければならない課題が多いとの指摘があり(大村 2014)、上記で指摘したように、入居前に家庭で基本事項を学ぶ機会が少ない入居者は、日常生活での必要事項を身に着けることがまず重要となる。A施設は調理の手伝いという日常生活の基本を学ぶ機会の提供を通じて、施設生活と退所後の生活とのギャップを埋める働きをしていた。

加えて、職員や入所者とのコミュニケーションや施設での日常生活を通して入所者は社会のルールとも呼べる基礎的な事項を身につけており、それが物事の判断基準を形成する土台となっていた。Mのケースでは、問題が発生した際にA施設を頼っており、またA施設側も Mの気持ちに寄り添い無条件で受け入れていることから、A施設が Mにとっての「ホーム」となり家庭の代替機能を果たしていた。分析①の退所の次元においても、退所後にA施設を懐かしむ気持ちが観察されたが、それはA施設が退所者にとって「ホーム」として機能していることの証である。

退所者の経済的な側面に注目すると、A施設入居者は本人の問題ではなく家族の問題により人身売買等の被害にあい、過酷な環境を経験している。家庭に問題があるために教育歴が短いとの結果になったが、そのまま問題がある家庭に留まることで、教育歴が短いために安定した職業につけず、そして家庭を持ち自身の子どもも自分と同じ道を歩む、すなわち貧困の再生産に巻き込まれる可能性を有している。A施設の支援により衣食住の生活基盤及び教育の機会が保障され、そしてその教育が退所後の給与に影響を与えていることから、A施設の支援により貧困の再生産が断ち切られる可能性が示唆される。

加えて、学校に通う機会に恵まれなかった入居者は同年代の友人と交流を持つ機会も限られると言え、施設で築かれた人とのつながりは退所者にとって貴重な資源となっている。更にGの事例からは、施設で築かれたつながりは施設入居間にとどまることなく退所後も続き、退所後に直面した困難を克服する手助けとなり、結果的に経済的安定につながっていた。

また施設内で形成された友人関係のみならず、知り合いと呼ぶレベルの人たちともネットワークを構築し、そしてそのネットワークを通じて仕事を得る等、目標達成のために自身の資源を動員することも観察された。

以上の事から、施設は単なる箱として衣食住や教育の提供のみならず、支援を通して派生

する様々な副次的な要素を提供しており、複合的に入所者の自立を支援していた。しかし、 もちろん全ての事例において好ましい結果がもたらされたわけではない。施設とのつなが りが経たれることで、更に困難な状況となったときに必要な支援が届かず、モニタリングの 継続の課題が浮上した。また職業訓練においては、マーケティングのスキルも施設側に求め られる。調査を通じて、施設が自立に対して果たした役割と共に施設の課題も見えてきた。

## 第6章 結論

本論文では、今後国際的に進行していく脱施設化の流れを捉えた上で、社会とケア施設との関係性に着目し、施設養護が入居者の自立に対して果たしてきた役割を検討してきた。本章では、本論文で検討してきた施設の役割に関する結論を述べる。

#### 第1節 脱施設化の再検討:結論

これまでの施設養護の役割や子どもに対する影響を議論する研究では、精神医学分野がその中心を担い、特に乳幼児期の子ども期に施設養護を受けることによる愛着障害等、施設養護が子どもの発達に与える否定的な影響が多く指摘されてきた。また、教育学においても施設養護は入居者の知能指数に悪影響があるとし、また社会情緒面での発達の遅れが指摘され、更にケア施設における施設入居者への暴力問題も明らかとなる等、施設養護を消極的に捉える土壌が形成されてきた。近年は、施設入居者が非入居者よりも認知スコアで良い結果を示す等、施設養護に対する積極的な評価も行われてきているが、依然として施設養護に対する否定的な評価が続いている。

こうした見解に加えて、「子どもの権利条約」により子どもの権利の尊重、及び子どもの最善の利益の確保が国際的な流れとなったこともあり、国際社会は施設養護から家庭養護への移行の必要性を訴えた。2003年の「第2回子どもと施設養護国際会議」の場で脱施設化を目指す合意形成が行われ、更に2006年の「国連代替的養護に関する指針」の発表によって脱施設化が国際的に決定づけられた。この国連指針は、子どもの権利条約に加入しているカンボジアの脱施設化を後押しした。

このような国際社会の方針のもと、カンボジア政府は国連子どもの権利委員会 (CRC) からの勧告を踏まえて、施設運営の規制を強化するための政策、及び養子制度の整備に取り組んできた。加えて 2015 年に実施されたマッピング調査の結果により、カンボジアでは必要以上のケア施設の増加や、管轄外で運営される施設の多さが判明し、2016 年から 2018 年の3年間で30%の施設入居者削減を政府目標と定めた。2015年以降は新規のケア施設開設も認められておらず、カンボジアは急激に脱施設化に向けて舵を切った。本来であれば脱施設化を進めるにあたり他の代替的養護形態の整備がまず必要となるが、カンボジアでは養子制度も未だ CRC 勧告を受けており不十分な状況である。それにもかかわらず、脱施設化の進行はその速度を緩めることがない。

カンボジア社会では、強い性規範及び家父長制のために家庭内にヒエラルキーが存在しており、その末端に位置する子どもに親の不利益が集積し施設入居となる。またカンボジア社会では規範の順守が強く求められており、その規範から逸脱するとコミュニティから逸脱される状況下に陥り施設入居に至る。特に女性に対する性規範が強く、性暴力の被害者であっても不純とみなされてしまう為、周囲からの疎外を恐れて自分の主張ができない状態

に置かれる。性暴力が行われても疎外を恐れて被害者は警察にも言い出せず、問題がより深刻化することが施設入居者を生み出す背景にあった。そして、ポル・ポト体制下において教育、宗教、貨幣経済、家族等の様々な社会体制が破壊されてきた歴史的背景から、内戦終了後のカンボジアでは人々の教育に対する期待が大きかった。現在は、初等教育は安定して高い就学率を維持しているが、前期中等教育、後期中等教育と進むにつれて就学率は低くなる。施設に入居することで教育が無償で提供されるため、都市部と比較して就学率の低い農村部では施設入居が魅力的な選択肢となる。以上のことから、施設入居者が発生する要因はカンボジア社会に構造的に備わっているのである。脱施設化を進めていく上では、施設入居者を減らす策だけでなく、そもそも施設入居者を発生させないこともその根本の解決となる。しかし、現在のカンボジアの脱施設化の過程では、その根本の解決策が語られてはいない。

カンボジア社会とケア施設の関係性を捉えた上で、青少年を対象としているケア施設(以下、A施設)を調査対象施設として事例研究を行った。A施設入居者は、過去に人身売買の被害にあった者やストリートチルドレンが多く、施設入居に至る根底には貧困問題が根付いていた。また A施設入居者の事例から、一度コミュニティから疎外されると、周囲の人間関係が希薄であるがゆえに孤立を深め、その結果見知らぬ人を安易に信用し、人身売買の被害にあう等の状況が生み出されていた。

次に、A施設を事例にカンボジアのケア施設が入居者に与えてきた影響を調査した。入居者たちの心理的及び物理的な変化の過程に焦点をおいたところ、入居者は入居の時点で施設をネガティブには捉えていなかった。施設入居となることで労働をしなくて良くなった等、安心して暮らせる環境が入居者に提供され生活の基盤が確立していた。そのうえで施設から教育や職業訓練が提供され、施設での生活を通して入居者は自信を創出し、そして目標の獲得にまで至っていた。入居者は教育や職業訓練などの伝統的な支援だけではなく、日々の生活や職員とのかかわりを通じて社会スキルを身につけ、自信を生み出す一部となっていた。

そして教育や職業訓練などの目に見える伝統的な支援だけでなく、日々の生活を通じた職員との関わりを通じて社会で生きていく上での必要な事項を学び、退所後の生活に生かしていた。退所者は問題が発生した際に施設を頼り、かつ施設職員もそれを突き放すことなく受け入れており、退所者にとって施設はいつでも帰れる場所、つまり「ホーム」や「居場所」として認識されていた。施設が家庭の代替として機能しているのである。

また、退所者へのインタビュー及び参与観察から、家族の問題が入居理由であるにもかかわらず退所後は家族と親密な関係性を求める努力をしており、また施設も退所後の生活も見据えて家族との関係性を保つための支援を行っていた。退所後の経済面では、施設の支援により衣食住の生活基盤及び教育の機会が保障されてきたことから、貧困の再生産を断ち切ることを可能にしていた。

加えて、施設での友人を通して就職したり将来の目標を再確認する等、施設で築かれた人間関係が波及して広がりを見せていた。学校に通えず、入所前に同年代の友人との交流が限

定的であった入居者にとり、施設で築かれた人とのつながりは貴重な資源となっている。

以上の事から、結論として、国際的に進行している脱施設化の流れの中で、ケア施設は単なる「箱」としてではなく、衣食住や教育の提供のみならず、支援を通して派生する様々な副次的な要素を提供しており、複合的に入所者の自立を支援しているとの考察を得た。当然のことながら全ての事例において好ましい結果がもたらされたわけではなく、これらの役割と共に、施設が退所者とつながりを持ち続けるモニタリングの継続や、職業訓練に対するマーケティングのスキル不足等、施設が有する課題も見えてきた。

分析を行う過程で、複雑な事情があるために家庭に留まるのが必ずしも子どもにとって 最善の状況ではなく、施設入居によって入居者の生活環境に変化がもたらされ、そして自分 の力で生活を行う能力を養う様子が観察された。支援を目的とした不必要な長期間入所や、 特段の事情がない施設入居は避けなければならないが、カンボジア固有の事情を鑑み、脱施 設化が進む中でも個々人の事情を正確に判断し、必要があれば施設入居が1つの選択肢と なりうることが結論として示された。

本論文で考察対象とした A 施設の事例は、カンボジアの全てのケア施設を代表するものではない。特に入居者が青少年であり、かつ入居理由で人身売買が多数を占めるのは特殊なケースであるとも言える。従って、本論文における施設養護の検討をカンボジア全体、あるいは他国の状況でも適用できると考えることはできない。

本論文では、施設養護が果たした役割を捉えるにあたり自立に焦点をあてたが、その他の発達ステージを対象とした研究も施設養護の役割を正しく捉えるためには必要である。また他の地域を研究することで、社会とケア施設の関係性も異なるために別の結論が得られるであろう。更に本論文を振り返り、困難な状況に追い込まれている退所者ほど連絡が取れず、なおかつ再び人身売買等の理由で消息が不明となっている。退所者の生活や困難を知るには彼らの声こそ重要であり、これらの点は今後の課題としたい。

### 第2節 今後の施設養護の役割:示唆

本論文では、今後国際的に進行していく脱施設化の流れを捉えた上で社会とケア施設との関係性に着目し、施設養護が入居者の自立に対して果たしてきた役割を検討してきた。その結果、これまで否定的に捉えられてきた施設養護が、カンボジアにおいては自立に対して一定の役割を果たしてきたことが明らかとなった。カンボジアでは特に 2016 年からの 3 年間で 30%の施設入居者の削減を行うとの目標が設定されて以降、丁寧にステップを踏まずに意図的に脱施設化が進められ、安全な再統合が果たされているとは言えない。つまり、社会の受け入れ準備が整っていない状態で脱施設化が進められ、そして懸念も生じている。その状態で再統合を行うことにより、再び排除状態に置かれたり、あるいは再入居措置になる等、子どもに大きなダメージがもたらされる状況が起こりうる。本論文で得られた結論を踏まえて、今後更に進行する脱施設化の動きに対しての示唆を以下に述べる。

本論文では、施設から提供される衣食住のみならず、職員や入居者との日常的なかかわりから副次的な要素が生まれ、施設が家庭の代替機能を果たし入居者の自立へとつながっているとの考察を得た。脱施設化を進めるにあたっては、入居者は再統合として元の家庭、あるいは家庭養護へと移行するが、再統合先の家庭が施設の役割を担うことが求められる。逆説的かもしれないが、施設が果してきた「家庭の代替機能」を家庭が担うのである。つまり、再統合先の家庭が「家庭の機能」の重要性に目を向け、そして実践することが必要である。それには、例えば現在3PCが行っているコミュニティに対する教育のアプローチが有効である。3PCは、農村地で住民を対象にワークショップを開催し、家族分離によりもたらされる影響や、家族分離を防ぐための安全な正規移住に関する教育を行っている。コミュニティに再統合される子どもが再び排除状態とならないように、そして自立していくためには、家庭において親が子どもを受け入れ、自分たちで養育できる能力を養うことが不可欠である。教育のアプローチは短期間では目に見える効果を得ることはできないが、家庭がこれらの重要性に気が付き実践を行うことで予防の効果も生まれ、新規の施設入居を防ぐことも期待でき有効である。

加えて、教育が施設入居に至る強力な PULL 要因になっている現状では、ケア施設でしか教育を受けることができない状況である限り、カンボジアでは施設入居者は減少しないことが本論文を通して明らかとなった。従来から多方面にわたりカンボジアの教育に関しては問題点が指摘され、本論文で見たように近年では就学率が劇的に改善してきた。しかし、今日でも施設入居者を生み出す要因の1つになっている。この状況を鑑みると、特に農村遠隔地の教育の充実や退学率の減少、あるいは教師が課外授業の費用を徴収する習慣を改める等、教育の抜本的な見直しが必要であろう。

また、女性や子どもに対する暴力が深刻な状況となっている現状では、暴力を減らす取り 組みも重要である。長年にわたり浸透してきた規範や社会の構造を変えることは決して容 易ではないが、少なくとも性暴力の被害者が不純な者として阻害されるような環境を改善 していくことが望まれる。

そして本論文により、カンボジア社会には施設入居者を生み続ける構造が存在していることが明らかとなった。その根底には貧困が根深く存在しており、根本的な貧困削減が必要である。貧困問題への対処はカンボジアも含めて多くの途上国が取り組み、国際機関も様々な策を講じているが理論通りには進まない。しかし脱施設化を進めていくにあたっては、これら社会の中に施設入居者を生み出す構造が存在している現状に目を向け、少しずつでもその根源を変えていかねばならない。

施設養護が与えるネガティブな面にばかりが注目され、これまで施設養護が代替的養護の中心を担ってきた事実を評価することなく脱施設化が進行している現状で、本論文では改めて施設養護が果たした役割を評価した。脱施設化の流れの中においても、施設養護が完全になくなることは考えられにくく、その意味では施設養護が果たせる役割は今後も残るであろう。本論文による問題提起が、国際的に脱施設化の流れが確実に進行していく中で、

養護形態に捉われることなく、社会的な保護を必要とする子どもたちが安心して育つ社会 となる一助となることを切に願う。

# <英語文献>

- Aberdein, Charlotte and Zimmerman, Cathy (2015) Access to mental health and psychosocial services in Cambodia by survivors of trafficking and exploitation: a qualitative study, *International journal of mental health systems*, 9 (1), 16.
- Ainsworth, Mary D. (1962) The effects of maternal deprivation: A review of findings and controversy in the context of research strategy, *Public Health Papers*, 14, 97-165.
- Australian Council For International Development (ACFID) (2016) Position Paper Residential Care and Orphanages in International Development.
- Bick, Johanna and Zhu, Tong and Stamoulis, Catherine et al.(2015) Effect of early institutionalization and foster care on long-term white matter development: a randomized clinical trial, *JAMA pediatrics*, 169 (3), 211-219.
- Boyle, Róisín (2009) My Heart Is Here: Alternative Care and Reintegration of Child Trafficking Victims and Other Vulnerable Children, International Organisation for Migration (IOM).
- Bowlby, John (1957) *Maternal care and mental health*, World Health Organization.(=1967, 黒田 実郎訳『乳幼児の精神衛生』岩崎学術出版.)
- Brehm, William C. (2016) The Structures and Agents Enabling Educational Corruption in Cambodia, Yuto Kitamura et al. eds. *The political economy of schooling in Cambodia: issues of quality and equity*, Palgrave Macmillan US, 99-119.
- Castle, Jenny and Rutter, Michael and Beckett, Celia et al. (2006) Service use by families with children adopted from Romania, *Journal of Children's Services*, 1(1), 5-15.
- Chandler, David P (1999) Voices from S-21: terror and history in Pol Pot's secret prison, Univ of California Press(=2002, 山田 寛訳『ポル・ポト死の監獄 S21:クメール・ルージュと大量虐殺』白揚社.)
- Courtney, Mark E. and Iwaniec, Dorota (2009) Residential care of children: Comparative perspectives, Oxford University Press (=2010, 岩崎 浩三・三上 邦彦ほか訳『施設で育っ世界の子どもたち』筒井書房.)
- Crissey, Orlo L. (1937) The mental development of children of the same IQ in differing institutional environments, *Child Development*, 217-220.
- Delvert, Jean (1961) *Le paysan Cambodgien*, Imprimerie Nationale(=2002, 石沢 良昭・及川 浩吉訳『カンボジアの農民:自然・社会・文化』風響社.)
- Duvvury, Nata and Knoess, Johanna (2005) Gender Based Violence and HIV/AIDS in Cambodia, Deutsche Gesellschaft für Technische Zusammenarbeit (GTZ) GmbH.

- Ebihara, May (2018) *Svay: a Khmer village in Cambodia*, Southeast Asia Program Publications, an imprint of Cornell University Press.
- Edwards Jr., Brent D. et al. (2016) The Complexity of Continuation, Yuto Kitamura et al. eds. The political economy of schooling in Cambodia: issues of quality and equity, Palgrave Macmillan US, 143-164.
- Embree, John F (1950) Thailand: A loosely structured social system, *American Anthropologist*, 52 (2), 181-193.
- Fletcher, David and Sarkar, Mustafa (2013) Psychological resilience: A review and critique of definitions, concepts, and theory, *European psychologist*, 18 (1) ,12.
- Freidus, Andrea (2011) Raising Malawi's Children: Aids Orphans and a Politics of Compassion, Ph.D. dissertation, Michigan State University.
- Fulu, Emma and Warner, Xian and Miedema, Stephanie et al. (2013) Why do some men use violence against women and how can we prevent it, *Quantitative Findings from the United Nations Multi-Country Study on Men and Violence in Asia and the Pacific*, United Nations Development Programme, United Nations Population Fund, United Nations Women and United nations Volunteers.
- Goldfab, William (1945) Effects of psychological deprivation in infancy and subsequent stimulation, *The American Journal of Psychiatry*, 102, 18-33.
- Grahn, Hanna (2006) In the Search of Trust: A Study on the Origin of Social Capital in Cambodia from an Institutional Perspective, Department of Political Science, LUND University.
- Granovetter, Mark (1983) The strength of weak ties: A network theory revisited, *Sociological theory*, 201-233.
- Hamilton, Carolyn and Apland, Kara (2017) Study on Alternative Care Community Practice for Children in Cambodia, the Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation of the Kingdom of Cambodia and UNICEF Cambodia.
- Hamilton, Carolyn and Apland, Kara and Yarrow, Elizabeth and Mackin, Anna (2018)

  Promoting and Protecting the Rights of Children: A Formative Evaluation of UNICEF's

  Child Protection Programme in Cambodia Final Report August 2017 September 2018,

  UNICEF Cambodia.
- Hodges, Jill and Tizard, Barbara (1989) Social and family relationships of ex-institutional adolescents, *Journal of child psychology and psychiatry*, 30 (1), 77-97.
- Holmes, Jeremy (1994) John Bowlby and Attachment Theory, Taylor & Francis, Inc. (=1996, 黒田 実郎・黒田 聖一訳『ボウルビィとアタッチメント理論』岩崎学術出版社.)
- Kiernan, Ben (2003) The Demography of Genocide in Southeast Asia: The Death Tolls in Cambodia, 1975-79, and East Timor, 1975-80, *Critical Asian Studies*, 35:4, 585-597.

- Linton, Suzannah and Documentation Center of Cambodia. eds. (2004) *Reconciliation in Cambodia*, Documentation Center of Cambodia.
- Lister, Ruth(2004) *Poverty*, Polity(=2011, 立木 勝・松本 伊智朗訳『貧困とはなにか:概念・言説・ポリティクス』明石書店.)
- Malena, Carmen and Chhim, Kristina (2009) Linking citizens and the state: an assessment of civil society contributions to good governance in Cambodia, World Bank.
- Mam, Teeda Butt (1997) Worms from our skin, *Children of Cambodia's Killing Fields:*Memoirs by Survivors, 11-17.
- Marinus H. Van Ijzendoorn and Juffer, Femmie and Maartje P.C.M Luijk (2008) IQ of children growing up in children's homes: A meta-analysis on IQ delays in orphanages, *Merrill-Palmer Quarterly*, 341-366.
- Masten, A. S. (2001) Ordinary magic Resilience processes in development, *American Psychologist*, 56 (3), 227-238.
- Mertha, Andrew (2015) International Disorganization: Fragmentation and Foreign Policy in Sino-Cambodian Relations, 1975-1979, *Issues & Studies*, 51(1), 129-163.
- Ministry of Planning, Cambodia (2014) National Strategic Development Plan 2014-2018.
- Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY) (2006) *Policy on Alternative Care for Children.*
- Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY) (2011a) *Prakas on Procedures to Implement the Policy on Alternative Care for Children.*
- Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY) (2011b) With the Best Intentions: Study of Attitudes towards Residential Care in Cambodia.
- Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY) (2017a) Improving Child Care: with the Target of Safely Returning 30 per cent of Children in Residential Care to their Families.
- Ministry of Social Affairs, Veterans and Youth Rehabilitation (MoSVY) (2017b) *Mapping of residential care facilities in the capital and 24 provinces of the kingdom of Cambodia.*
- Mulheir, Georgette and Browne, Kevin (2007) *De-Institutionalising And Transforming Children's Service: A Guide To Good Practice*, University of Birmingham Press (in collaboration with EU, WHO, CHLG and Hope and Homes for Children).
- Mulheir, Georgette and Wilson, Barry and Pop, Delia Mara et al. (2004) *De-institutionalisation of Children's Services in Romania: A Good Practice Guide*, UNICEF Romania office.
- National Institute of Statistics, Ministry of Planning (2010) Cambodia Socio-Economic Survey 2009.
- National Institute of Statistics, Ministry of Planning (2012) Cambodia Socio-Economic

- Survey 2010.
- National Institute of Statistics, Ministry of Planning (2013) Supplementary notes, commenting the results of the Cambodia Socio-Economic Survey.
- National Institute of Statistics, Ministry of Planning (2014) Cambodia Socio-Economic Survey 2013.
- National Institute of Statistics, Ministry of Planning, Cambodia (2019) *The General Population Census of Cambodia*.
- Ogisu, Takayo and Williams, James H. (2015) The Backstory of Education in Cambodia, Yuto Kitamura et al. eds. *The political economy of schooling in Cambodia: issues of quality and equity*, Palgrave Macmillan US, 15-34.
- Oum Sambath (1999) *1366 thgai khnong noruk : chivit pit khnong robab Pol Pot* (=2007, 岡田 知子訳『地獄の一三六六日 : ポル・ポト政権下での真実』大同生命国際文化基金.)
- Pellini, Arnaldo (2005) Traditional forms of social capital in Cambodia and their linkage with local development process in Cambodia, *Cambodia Development Review*, 3 (9).
- Pinheiro, Paulo S (2006) World Report on Violence Against Children, the United Nations Secretary-General's Study on Violence against Children.
- Pinkerton, John (2011) Constructing a global understanding of the social ecology of leaving out of home care, *Children and Youth Services Review*, 33 (12), 2412-2416.
- Roche, Steven (2019) A scoping review of children's experiences of residential care settings in the global South, *Children and Youth Services Review*, 105, 1-14.
- Ross, Russell R. (1990) Cambodia: a country study, United States Govt Printing Office.
- Rutter, Michael and Colvert, Emma and Kreppner, Jana et al. (2007) Early adolescent outcomes for institutionally-deprived and non-deprived adoptees. I: Disinhibited attachment, *Journal of Child Psychology and Psychiatry*, 48 (1), 17-30.
- Rutter, Michael (2012) Resilience as a dynamic concept, *Development and Psychopathology*, 24 (2), 335-344.
- Rutter, Michael and Kumsta, Robert and Schlotz, Wolff and Sonuga-Barke, Edmund (2012)

  Longitudinal studies using a "natural experiment" design: the case of adoptees from Romanian institutions, *Journal of the American Academy of Child & Adolescent Psychiatry*, 51 (8), 762-770.
- Rutter, Michael and Thapar, Anita and Pine, Daniel et al. (2015) *Rutter's child and adolescent psychiatry*, Wiley-Blackwell (=2018, 長尾 圭造・氏家 武ほか訳『ラター児童青年精神医学』明石書店).
- Short, Philip(2005) *Pol Pot: anatomy of a nightmare*, Henry Holt & Co(=2008, 山形 浩生 訳『ポル・ポト: ある悪夢の歴史』白水社.)
- Scott, James C. (1972) Patron-Client Politics and Political Change in Southeast Asia, The

- American Political Science Review, 66 (1), 91-113.
- Steering Committee on Violence Against Children (2014) Findings from Cambodia's Violence Against Children Survey 2013, UNICEF Cambodia.
- Stein, Mike (2006) Young people aging out of care: The poverty of theory, *Children and youth* services review, 28(4), 422-434.
- Strasser, Judith and Kim, Thida and Studzinsky, Silke and Taing Sopheap (2015) A study about victims' participation at the Extraordinary Chambers in the Courts of Cambodia and gender-based violence under the Khmer Rouge regime, Transcultural Psychosocial Organisation (TPO) Cambodia.
- Thammika, Songkaeo and Loke Hoe Yeong, Cambodia.
- Tizard, Barbara and Rees, Judith (1975) The effect of early institutional rearing on the behaviour problems and affectional relationships of four-year-old children, *Child Psychology & Psychiatry & Allied Disciplines*.
- Tobis, David (2000) Moving from residential institutions to community-based social services in Central and Eastern Europe and the former Soviet Union, The World Bank.
- Tolfree, David (1995) Roofs and Roots, Save the Children Fund UK, Arena.
- Ungar, Michael (2008) Resilience across cultures, *British Journal of Social Work*, 38 (2), 218-235.
- Ungar, Michael (2012) Social Ecologies and Their Contribution to Resilience, Michael Ungar ed., Social Ecology of Resilience: A Handbook of Theory and Practice, 13–31, Springer.
- United Nations Children's Fund (UNICEF) (2018) A Statistical Profile of Child Protection in Cambodia.
- Van Breda, Adrian D. (2015) Journey towards independent living: A grounded theory investigation of leaving the care of Girls & Boys Town, South Africa, *Journal of Youth Studies*, 18 (3), 322-337.
- Van Breda, Adrian D. and Hlungwani, Joyce (2019) Journey towards independent living: Resilience processes of women leaving residential care in South Africa, *Journal of Youth Studies*, 22 (5), 604-622.
- Velasco, Esther (2001) Why are Girls Not in School? Perceptions, Realities and Contradictions in Changing Cambodia, United Nations Educational, Scientific and Cultural Organisation.
- Ward, Harriet (2011) Continuities and discontinuities: Issues concerning the establishment of a persistent sense of self amongst care leavers, *Children and Youth Services Review*, 33 (12), 2512-2518.
- Wearing, Stephen (2001) Volunteer tourism: Experiences that make a difference, Cabi.
- Whetten, Kathryn and Ostermann, Jan and Whetten, Rachel A. et al. (2009) A Comparison

- of the Wellbeing of Orphans and Abandoned Children Ages 6–12 in Institutional and Community-Based Care Settings in 5 Less Wealthy Nations, *PLoS One*, 4 (12).
- Williams, James H and Kitamura, Yuto and Ogisu, Takayo and Zimmermann, Thomas (2016) Who Wants to Teach in Cambodia?, Yuto Kitamura et al. eds. *The political economy of schooling in Cambodia: issues of quality and equity*, Palgrave Macmillan US, 187-203.
- Yount, Kathryn M. and Carrera, Jennifer S. (2006) Domestic Violence Against Married Women in Cambodia, *Social Forces*, 85 (1), 355-387.
- Zeanah, Charles H. and Nelson, Charles A. and Fox, Nathan A. et al. (2003) Designing research to study the effects of institutionalization on brain and behavioral development: The Bucharest Early Intervention Project, *Development and Psychopathology*, 15 (4), 885-907.
- Zimmermann, Thomas and Williams, James H (2016) Does Students' Gender Matter? Parents' Educational Expectations, Their Determinants, and Consequences in Explaining Students' Dropout in an Area in Cambodia, Yuto Kitamura et al. eds. *The political economy of schooling in Cambodia: issues of quality and equity*, Palgrave Macmillan US, 15-34.

## <日本語文献>

- 秋保 さやか (2017)「現代カンボジア農村における開発と支援者―被支援者関係に関する 人類学的研究 ―参加型農村開発プロジェクトの事例から―」『富士ゼロックス株式会社 小林節太郎記念基金 小林フェローシップ 2014 年度研究助成論文』.
- 天川 直子(2001)「第7節 農村開発」国際協力事業団・国際協力総合研修所編『カンボディア国別援助研究会報告書 一復興から開発へ一』.
- 綾部 恒雄・石井 米雄(1996)『もっと知りたいカンボジア』弘文堂.
- 稲田 十一 (2013)「カンボジアにおける近代化と社会関係資本の変容」『社会関係資本研究 論集』4,133-165.
- 池上 彰 (2015)『日本の大課題子どもの貧困: 社会的養護の現場から考える』筑摩書房.
- 井上 恭介・藤下 超(2001)『なぜ同胞を殺したのか:ポル・ポトー堕ちたユートピアの夢』 日本放送出版協会.
- 上田 広美・岡田 知子 (2012)『カンボジアを知るための 62 章』明石書店.
- 江田 英里香 (2019)『カンボジアの学校運営における住民参加 』ミネルヴァ書房.
- 大村 海太 (2014) 「児童養護施設退所者の自立に関する一考察」 『駒沢女子短期大学研究紀要』 47,49-60.
- 大澤 朋子 (2014)「社会的養護における家族再統合とはなにか (特集 岩田正美教授退職記 念号)」『社会福祉』(55), 45-57.
- 柏女 霊峰・安梅 勅江・汐見 稔幸・ほか (2002) 『子ども家庭福祉・保健用語辞典:子ど

- も家庭福祉・保健・心理・教育』資生堂社会福祉事業財団.
- 加藤 孝正・小川 英彦 (2012)『基礎から学ぶ社会的養護』ミネルヴァ書房.
- 上鹿渡 和宏 (2016)『欧州における乳幼児社会的養護の展開:研究・実践・施策協働の視 座から日本の社会的養護への示唆』福村出版.
- カンボジア開発評議会 (2013)『カンボジア投資ガイドブック』.
- 喜多 明人・荒牧 重人・平野 裕二・子どもの権利条約ネットワーク (1998) 『学習子どもの権利条約』 日本評論社.
- 木下 康仁 (2003) 『グラウンデッド・セオリー・アプローチの実践: 質的研究への誘い』 弘文堂.
- 木村 哲三郎 (1984)『インドシナ三国の国家建設の構図 』アジア経済研究所.
- 河野 雅治 (1999)『和平工作:対カンボジア外交の証言』岩波書店.
- 国境なき子どもたち (KnK) (2005) 『カンボジア国プノンペン市及びバッタンバン郡における刑務所内の子ども教育支援事業』.
- 小林 知(2011)『カンボジア村落世界の再生』京都大学学術出版会.
- 重田 康博 (2018)「カンボジアの市民社会スペースの実態と課題」『宇都宮大学国際学部研究論集』(46), 27-38.
- 島崎 裕子(2009)「貧困の女性化・女児化」の研究―カンボジア農村における構造的暴力と 人身売買―|早稲田大学大学院アジア太平洋研究科博士学位論文.
- 島﨑 裕子 (2018)『人身売買と貧困の女性化: カンボジアにおける構造的暴力』明石書店. 瀬地山 角 (1996)『東アジアの家父長制: ジェンダーの比較社会学』勁草書房.
- 谷 勝英(2000)『アジアの児童労働と貧困』ミネルヴァ書房.
- 谷口 由希子 (2010) 「児童養護施設で生活する子どもたちの退所の様相--生活過程の縦断調査の結果から | 『貧困研究』 5,110-118.
- 谷口 由希子 (2011) 『児童養護施設の子どもたちの生活過程:子どもたちはなぜ排除状態 から脱け出せないのか』明石書店.
- 特定非営利活動法人 ヒューマンライツ・ナウ (2011)『カンボジアにおける女性に対する暴力報告書: DV 防止と被害者の保護に関する法律の施行を中心として』.
- 友枝 敏雄・竹沢 尚一郎・正村 俊之・坂本 佳鶴惠 (2017) 『社会学のエッセンス:世の中のしくみを見ぬく』有斐閣.
- 永原 慶二・住谷 一彦・鎌田 浩・比較家族史学会 (2003) 「家と家父長制」: 新装版, iv, 304, 5p.
- 中野 明徳 (2017)「ジョン・ボウルビィの愛着理論: その生成過程と現代的意義」『別府大学大学院紀要 = Bulletin of Beppu University Graduate School』 (19), 49-67.
- 永野 咲 (2017)『社会的養護のもとで育つ若者の「ライフチャンス」――選択肢とつながりの保障、「生の不安定さ」からの解放を求めて』明石書店.
- 平野 真理(2018)「心のレジリエンス」 奈良 由美子・稲村 哲也編 『レジリエンスの諸相:

人類史的視点からの挑戦』放送大学教育振興会,..

- 西原 尚之(2006)「家族再統合論の吟味--「なぜ家族なのか」という問いかけ」『福岡県立 大学人間社会学部紀要』15(1),73-84.
- パーリ学仏教文化学会・ 上座仏教事典編集委員会 (2016) 『上座仏教事典/パーリ学仏教文 化学会, 上座仏教事典編集委員会編』めこん.
- 久郷 ポンナレット (2009)『虹色の空:「カンボジア虐殺」を越えて 1975-2009』春秋社. 平山 雄太 (2008)「カンボジアにおける学校教育の諸段階. 一各教育段階の量(アクセス) の拡大に着目して-」『早稲田大学大学院教育学研究科紀要』(別冊 16 号-1), 207-217.
- 細井 咲希 (2014)「援助はえこひいき?: 孤児支援の構造分析」『異文化: Journal of intercultural communication』(15), 130-160.
- 慎 英弘 (2008)「自立の概念と構造」『四天王寺大学紀要』(46),85-107.
- 松本 伊智朗・湯澤 直美・平湯 真人・ほか (2016)『子どもの貧困ハンドブック』かもがわ 出版.
- 宮地 菜穂子 (2018) 「児童養護施設等退所児童の社会自立に関連する要因 ―児童養護施設等における自立支援のための施設退所者実態調査結果より―」『子ども家庭福祉学』18,54-67.
- 野田 真里 (2006)「カンボジアにおける草の根からの人間の安全保障とコミュニティ主導の開発(CDD)ーカンボジア・スパイリエン州におけるフィールド調査よりー」『第 17 会国際開発学会全国大会報告論文集』国際開発学会, 234-237.
- 山田 寛 (2004) 『ポル・ポト「革命」史: 虐殺と破壊の四年間』講談社.
- 山田 裕子 (2011)「大学生の心理的自立の要因ならびに適応との関連」『青年心理学研究』 23 (1), 1-18.
- ユニセフ(2011)『世界子供白書 2011』.
- 吉田 咲耶 (2013)「国際的養子斡旋をめぐるハーグ条約及び日本法上の規制」『東京大学法科大学院ローレビュー = The University of Tokyo law review』8, 112-124.
- 吉田 幸恵(2018)『社会的養護の歴史的変遷:制度・政策・展望』ミネルヴァ書房.
- 四本 健二 (2017)「カンボジアにおける人身取引のための偽装国際養子縁組問題:チャイルド・ロンダリング防止法制を中心に(鮎京正訓教授退職記念論文集)」『名古屋大学法政論集』(272),265-287.

#### 参考文献 (国連文書)

Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention, Initial Reports of States parties due in 1994, CRC/C/11/Add.16, 24 June 1998 Summary Record of the 629<sup>th</sup> Meeting, CRC/C/SR.629, 12 July 2000

- Concluding Observation of the Committee on the Rights of the Child, CRC/C/15/Add.128, 28 June 2000
- Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention, Second periodic report of States parties due in 1999, CRC/C/KHM/2-3, 1 November 2010
- List of issues concerning additional and updated information related to the consideration of the combines second and third periodic reports of Cambodia, CRC/C/KHM/2-3, 14 March 2011
- Consideration of reports submitted by States parties under article 44 of the Convention, Concluding observations, CRC/C/KHM/CO/2-3/ 3 August 2011
- Summary record of the 1620th meeting, CRC/C/SR.1620, 22 November 2011
- Combined 4th to 6th reports submitted by Cambodia under article 44 of the Convention, due in 2018, CRC/C/KHM/4-6
- 第三委員会報告(A/64/434)に関する国連総会採択決議 64/142. 児童の代替的養護に関する指針 (厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課仮訳)
- 国連子どもの権利条約(Convention on the Rights of the Child)外務省総合外交政策局人権 人道課

本論文の執筆にあたり、実に多くの方々からの支えをいただきました。指導教授の池本幸生先生には、10年間も辛抱強くご指導いただきました。博士論文の審査委員を務めてくださった山路永司先生、堀田昌英先生、鈴木綾先生、そして立教大学・石井香世子先生には、終始あたたかいご指導と激励を賜りました。先生方のご支援、ご指導がなければ、博士論文を完成させることができませんでした。深く感謝いたします。

華井和代先生は、私が研究を再開するきっかけを与えてくださいました。華井さんの叱咤激励がなければ、私は博士論文を諦めていました。常に励ましてくださり、私を信じてくださり、研究の楽しさを教えてくださり、そして世界を広げてくれました。佐藤仁先生からは、勉強会にて研究に向う姿勢や論文の読み方等、本当に多くのことを学ばせていただきました。法政大学の松本悟先生は、ゼミに参加させていただき論文の基本を教えてくださいました。先生方のご厚意に対して、感謝の意に堪えません。

早稲田大学の島崎裕子先生からは、カンボジアの社会構造に関してご指導、ご助言をいただきました。昭和女子大学の永野咲先生は、社会福祉の観点から私の投稿論文や博士論文に何度も丁寧なご助言を下さいました。両先生方は、突然のご連絡にも関わらず快くご指導くださり、またあたたかい励ましをいただき、研究の先が見えない中で助けられました。心からの感謝の意を表します。

福島大学の林薫平先生は、私に研究の道を開いてくださいました。また石井秀樹先生、 則藤孝志先生は何度もご指導くださり、博士論文を書くことを進めてくださいました。両 先生との出会いが無ければ、博士論文に再び取り組むことはなかったと思います。心より お礼申し上げます。

国境なき子どもたちの大竹綾子さん、三喜一史さん、そして東京事務所の職員の皆さんは、フィールド調査に関して全面的にご協力くださいました。そしてカンボジア事務所のSrey Sakan さんをはじめとする職員の皆さんは、訪問するたびに温かく迎えてくださいました。通訳をいつも担当して下さる Mom Chamroeun さんをはじめ、皆さんのお力添えのおかげで博士論文を完成させることができました。深くお礼申し上げます。

原稿を何度も読んでくれて、丁寧かつ忌憚のないコメントを下さった麻田玲さんをはじめ、汪牧耘さん、久留島啓さん、いつも励ましてくれてありがとうございました。仲間がいると思えたことが、どれほど心強かったか知れません。未来ビジョン研究センターのNazia Hussain さん、いつも私を励まし、そして自信を与えてくれてありがとうございました。

一人ひとりのお名前をあげることはできませんが、博士論文執筆を応援してくれた友 人、先輩方、安心して研究できる環境を支えてくれた保育園の先生方、本当にありがとう ございました。 日本子ども家庭福祉学会より研究助成をいただき、現地調査が可能になりました。ここに記して深く御礼申し上げます。

そして、現地調査で出会った皆さん。これまでの辛い経験や悲しみ、家族のこと、これらかの夢、たくさんのことを共有してくれてありがとうございました。皆さんのご協力に感謝するとともに、約10年間にわたり皆さんの成長を定期的に見届けることができ本当に嬉しく思います。

最後に、いつも支えてくれている両親と、夫 小坂井義孝に心から感謝します。毎日幸せです。ありがとう。そして、二つの宝物の優太と健太へ。博士論文を書けないと思っていたのに、多くの人の協力のおかげで完成させることができました。お母さんでもできたので、あなたたちにできないことはこの世の中に何もありません。毎日幸せをたくさんくれてありがとう。